

平成 28 年度
修士論文

選定基準（三）の重要伝統的建造物群保存地区における
風俗慣習を背景とした自然環境の保全・活用に関する研究

指導教員

浅野 聡 准教授

三重大学大学院工学研究科
博士前期課程 建築学専攻

森岡佳菜

第1章 研究の枠組み

1-1	研究の背景	1
1-2	研究の目的と方法	1
1-3	研究の構成	2
1-4	既往研究の整理	3
1-5	用語の定義	8

第2章 伝統的建造物群保存地区制度について

2-1	伝建制度の仕組み	9
2-1-1	伝建地区制度の運用	
2-1-2	制度内容	
2-2	重要伝統的建造物群保存地区の選定状況	16

第3章 景観形成に関する地区指定について

3-1	景観形成に関する地区指定の位置づけ	21
3-2	土地利用行政に関する制度	22
3-2-1	高度地区	
3-2-2	防火地域・準防火地域	
3-2-3	景観地区	
3-2-4	風致地区	
3-2-5	緑地保全地区	
3-2-6	生産緑地地区	
3-2-7	都市公園	
3-2-8	地区計画	
3-2-9	農業振興地域	
3-2-10	保安林	
3-2-11	自然公園	
3-2-12	自然環境保全地域	
3-3	景観行政に関する制度	45
3-3-1	景観計画区域	
3-3-2	文化的景観・重要文化的景観	
3-3-3	屋外広告物	
3-3-4	地方公共団体の自主条例に定める地区指定	

第4章 他の選定基準と比較した選定基準(三)による選定地区の特徴

4-1	重要伝統的建造物群保存地区選定基準の定義	51
4-2	選定基準別の選定地区の割合	51
4-3	地区面積による比較	51
4-4	まちの種別及び都市計画区域による比較	55
4-5	小括	58

第5章 選定基準(三)による選定地区における自然環境を保全・活用する風俗慣習の現状

5-1	調査方法	59
5-2	文献調査結果	63
5-3	アンケート調査結果	63
5-3-1	南木曾町妻籠宿伝建地区アンケート調査回答	
5-3-2	南砺市菅沼伝建地区アンケート調査回答	
5-3-3	南砺市相倉伝建地区アンケート調査回答	
5-3-4	渡名喜村渡名喜島伝建地区アンケート調査回答	
5-3-5	伊根町伊根浦伝建地区アンケート調査回答	
5-3-6	三好市東祖谷山村落合伝建地区アンケート調査回答	
5-3-7	八女市黒木伝建地区アンケート調査回答	
5-3-8	加賀市加賀東谷伝建地区アンケート調査回答	
5-3-9	大山町所子伝建地区アンケート調査回答	
5-4	自然環境を保全・活用する風俗慣習の現状に関する調査分析	82
5-4-1	風俗慣習の概要	
5-4-2	風俗慣習の継承状況	
5-4-3	重伝建地区周辺の自然環境を活用した普及啓発活動等の実施状況	
5-4-4	自然環境を保全・活用するルールによる分類別の分析	
5-5	伊根町伊根浦における自然環境の活用に関するヒアリング調査	105
5-5-1	伊根町教育委員会に対するヒアリング調査	
5-5-2	伊根浦ゆっくり観光の会に対するヒアリング調査	
5-6	小括	111

第6章 選定基準（三）による選定地区における

風俗慣習を背景とした地区指定による自然環境の保全・活用状況

6-1	調査方法	115
6-2	地区指定による自然環境の保全・活用状況	120
6-2-1	地区指定による自然環境の保全・活用の目的及び効果	
6-2-2	地区指定による自然環境の保全・活用における課題	
6-2-3	自然環境を活用した普及啓発事業等の実施状況	
6-2-4	自然環境を活用した普及啓発事業等の課題	
6-2-5	まとめ	
6-3	風俗慣習の分類別の地区指定による自然環境の保全・活用状況	143
6-3-1	風俗慣習の分類別の地区指定による自然環境の保全・活用の目的	
6-3-2	風俗慣習の分類別の地区指定による自然環境の保全・活用における課題	
6-3-3	風俗慣習の分類別の自然環境を活用した普及啓発活動の実施状況及び課題	
6-3-4	まとめ	
6-4	小括	156

第7章 ケーススタディを通じた自然環境の保全・活用に向けた普及啓発活動方針の提案

7-1	提案の考え方	157
7-2	伊根町伊根浦におけるケーススタディ	158
7-3	研究の総括	169

第1章 研究の枠組み

1-1 研究の背景

伝統的建造物群保存地区制度(以下、伝建地区制度)が、1975年の文化財保護法の改正に伴い成立し文化財の1つに加えられて以来、2015年7月までに110地区が重要伝統的建造物群保存地区(以下、重伝建地区)に選定されており、伝建地区制度による歴史的景観が保全・形成されつつある。こうした動きから、歴史的な町並みが新しいまちづくりの核として考えられるようになり、身近な景観を活かしたまちづくりの必要性が社会認識として定着してきている。

この重伝建地区うち選定基準(三)による選定地区は、伝統的建造物とその周辺の環境が地域的特色を表していることが評価され、周辺に豊かな自然環境を有している地区が多くある。これらの周辺の自然環境は重伝建地区の景観を形成するとともに、樹木の根張りによる土砂崩れや雪崩の防止等のように、自然災害による被害を減じる上でも重要な役割を担っている。このことから、周辺の樹木の伐採を禁止する風俗慣習が住民の間で伝えられている地域が多くあり、こうした住民間の風俗慣習による保全・活用を背景として近代以降、自然公園制度や保安林制度等の関連制度による地区指定により自然環境の保全を担保する地域も見られる。

重伝建地区の地域的特色を形成する周辺の自然環境を将来にわたって保全・活用していくことが重要であり、このために、地域住民による風俗慣習を継承していくとともに、関連制度による地区指定により保全を担保していくことも考えられる。

1-2 研究の目的

以上を踏まえて、選定基準(三)による選定地区における自然環境の保全・活用を対象として、地域住民による風俗慣習及び近代以降の関連制度による地区指定の現状を明らかにし、ケーススタディを通じて、今後の自然環境の保全・活用に向けた普及啓発活動を提案することを目的とする。

1-3 研究の構成及び方法

第1章では、研究の背景、目的、構成及び方法を述べ、既往研究の整理及び用語の定義を行なう。

第2章では、伝建地区制度の仕組み、保存条例及び関連条例の現状を整理し、重伝建地区について概観する。

第3章では、国、道府県、市町村による景観保全及び形成に影響があると考えられる主要な施策に基づく地区指定制度を整理する。

第4章では、重伝建地区の選定基準別に地区面積、まちの種別及び都市計画区域との位置関係の比較分析を通じて、他の選定基準と比較した選定基準(三)による選定地区の特徴を概観する。

第5章では、選定基準(三)による選定地区を対象に、対象地区において地域住民間で継承されている自然環境を保全・活用する風俗慣習の内容、目的及び継承の状況を把握するとともに、自然環境を活用した普及啓発活動の実施状況を把握する。

第6章では、定基準(三)による選定地区を対象に、風俗慣習を背景として自然環境を保全・活用する地区指定の目的、効果及び課題を把握するとともに、自然環境を活用した普及啓発活動の実施状況を把握する。

第7章では、第6章までの調査分析をふまえて、ケーススタディを通じて、自然環境の保全に向けた普及啓発活動を提案する。

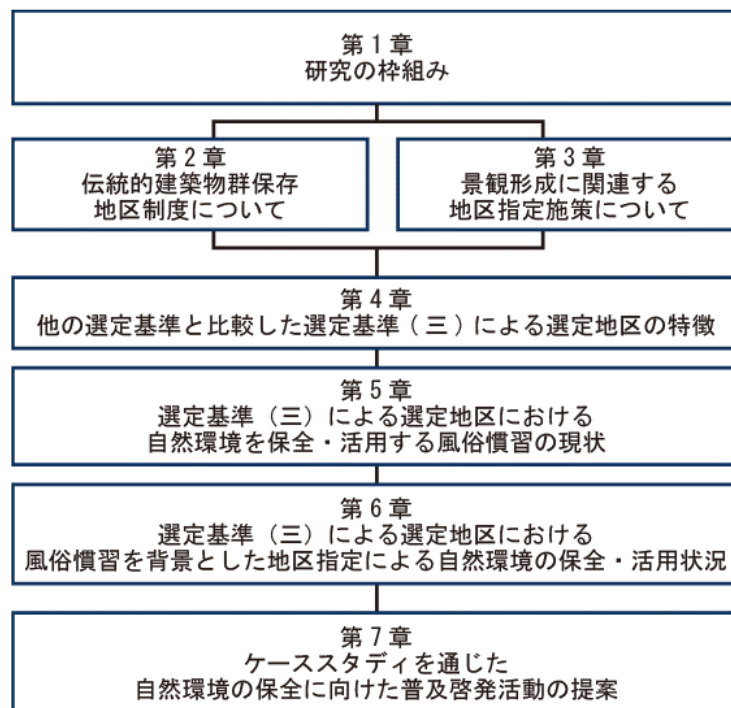


図 1-3 研究のフロー

1-4 既往研究の整理

伝統的建造物群保存地区及び歴史的環境保全、景観保全に関する研究を①建築学会論文(学会誌)、②都市計画論文集、③都市計画学会論文(学会誌)、④月刊文化財より検索し、整理する。

(1) 景観の変容または空間の変容について

○伝統的建造物群保存地区の現状変更行為における住民の建築希望内容と町並み変容の研究 - 近江八幡市を事例として - (1999: 金弘己 他)

○伝統的建造物群保存地区における歴史的景観の変容 - 長野県檜川村奈良井を事例として - (2004: 大島規江) 等

(2) 景観管理について

○伝統的建造物群保存地区における景観管理計画に関する研究 - 白川村萩町合掌集落を事例として -

(1995: 西山徳明 他)

○伝統的景観管理とその変遷と富島集落における景観管理能力の発達条件に関する研究 (2000: 高口愛) 等

(3) 景観施策について

○金沢市における条例に基づく観光行政施策に関する研究 (1994: 中村和宏)

○景観条例に基づくデザイン誘導制度の運用事態と課題 - 岐阜県古川町の歴史的景観地区を対象として -

(2002: 佐野雄二 他) 等

(4) 建築規制等について

○風景保全のための市街地空間の高さ規制・誘導に関する研究 - 景観条例に見る建築物の高さへの取り組みを例に - (1998: 森本修)

○歴史的市街地における居住水準を考慮した町並み景観誘導のための建築形態規制 - 金沢市にまちなみ保存区域における事例研究 - (1999: 小林 史彦)

(5) 住民参加等について

○地区交通計画の策定における市民参加の役割に関する研究 - 鎌倉市の古都地域を対象として -

(1996: 久保田尚)

○立案初期段階からの住民参加による景観形成制度の策定 (2000: 岡崎篤行 他)

(6) 観光について

○歴史的町並み地区における観光活動設計に関する研究 - 福井県吉井町を事例として - (1997: 大森洋子)

○歴史的集客都市 - 京都の都市観光型とまちづくり - (2001: 黒見敏丈) 等

(7) 整備事業につて

○街並み環境整備事業による住環境の整備 (1994: 田中敬三) 等

以上、既往研究を概観すると、特定地区を対象とした景観施策や建築規制についてのものや住民参加、観光等に対する研究が存在しているが、本本研究のように、他の制度と組み合わせた自然環境の保全の実態については明らかにされていない。重伝建地区の周辺地域における自然環境に対する現行の地区指定の効果や課題、現在の自然環境と人との関わりについて分析された研究は不在であり、この点において本研究には新規性があると考えられる。

①建築学会論文(学会誌)

1. 建築学会論文(学会誌)				
年	No.	論文テーマ	ページ	発表者
2013	686	歴史的景観保全を目的とした絶対高さ型高度地区に関する研究	867-874	土久 菜穂、磯野 綾 山本 明
	673	街並み景観データベースを活用した歴史的街並み再生の方法論に関する研究 -岡山県高梁市における景観構造の視覚化と町並み助成制度による修景効果の検証-	619-628	古市 修、小林 正美 泉山 墨威〔他〕
2011	670	歴史的環境保全地区における住民活動の機能評価に関する研究 -樺原市今井町重要伝統的建造物群保存地区を事例として-	2381-2386	亀井 由紀子
2009	646	農村集落における空間構成の変遷と景観保全の課題-岐阜県大野郡白川村荻町を対象として-	2637-2645	麻生 美希、増原 実樹 佐藤 睦美〔他〕
	635	伝統的集落における景観保全の支援体制に関する研究 -徳島県三好市東祖谷の山間集落における伝統的建造物を事例として-	91-97	辻 美沙緒、大富 絢子 増井 正哉
2007	622	明治中期の土地利用にみる合掌造り集落の空間構成と伝統的景観 -白川村荻町伝統的建造物群保存地区を事例として-	91-96	水ノ江 秀子、西山 徳明
	611	歴史的集落・町並みにおける伝統的景観要素の明確化に関する研究 -雲仙市神代小路伝統的建造物群保存地区を事例として-	145-150	花岡 拓郎、西山 徳明
2005	590	伝統的建造物群保存地区における町並み保存に対する住民意識 -長野県榑川村奈良井を事例として-	81-85	大島 規江
2004	581	伝統的建造物群保存地区における歴史的景観の変容 -長野県榑川村奈良井を事例として-	61-66	大島 規江
	582	重要伝統的建造物群保存地区における現状変更に伴う景観変貌に関する研究 榑川村奈良井重要伝統的建造物群保存地区を事例として	81-86	牛谷 直子、増井 正哉
2003	565	持続的なまちづくりと連動した街並み景観形成に関する研究 -滋賀県近江八幡市の事例より-	193-200	松本 清悟、野嶋 慎二 塚本 雅則
	567	伝統的建造物群保存地区制度の運用過程における実施施策の内容	87-94	小林 史彦、川上 光彦
2002	551	景観条例に基づくデザイン誘導制度の運用事態と課題 -岐阜県古川町の歴史的景観地区を対象として-	205-211	佐野雄二ほか
	558	水際建築物からの住民撮影眺望景観に対する非住民被験者による選好特性の検討	79-86	横田 村川 西名 大場
2001	542	京都市都心部における伝統的木造建築ストックとその特性	183-189	橋本清勇
	547	住民の撮影写真に基づく水際建築物からの眺望景観の選好特性 歴史的町並みの保全地域を対象としたコミュニティの活用による防災機能の向上に関する研究	87-94 193-200	横田 村川 西名 富山育子
2000	531	伝統的様式を継承した新たな町並みを景観の景観過程と計画的課題	179-185	佐野雄二ほか
	537	立案初期段階からの住民参加による景観形成制度の策定	211-218	岡崎篤行ほか
1999	538	伝統的景観管理とその変遷と富島集落における景観管理能力の発達条件に関する研究	133-140	高口 愛
	515	伝統的建物の平面形態からみた保存地区画定手法に関する研究 -第1報 地区画定の課題と伝統性判別指標の抽出	173-178	山本 明ほか
	518	伝統建造物保存地区の現状変更行為における住民の建築希望内容と町並み変容の研究 -近江八幡市を事例として	229-236	金弘己ほか
		滋賀県における古社寺保存法の運用と修理方針	283-290	水麓 藤岡
1998	503	古社寺保存法成立に果たした京都の役割	203-210	水麓 あまな、藤岡 洋保
	505	土地特性からみた内子町八日市における町屋の空間構成に関する研究	59-66	秋元一秀ほか
1997	492	明治中期における近代建築保存の萌芽 -我国戦前における近代建築保存概念の変遷に関する基礎的研究 その1	215-222	島海基樹、西村
1996	481	被験者実験による水際建築物からの眺望景観に対する選好特性	103-111	村川 西名 横田
1995	474	伝統的建造物群保存地区における景観管理計画に関する研究 -白川村荻町合掌集落を事例として	133-142	西山 徳明 三村
		伝統的建造物群保存地区選定後の集落景観の変容と維持に関する研究 -白川村荻町合掌集落を事例として	151-160	西山、三村
1994	456	リバーフロント住宅の眺望景観が居住性に及ぼす影響	43-52	村川 西名 横田
1993	450	京町家の外観類型別分布特性からみた町並みの保存と継承に関する研究	113-120	三村 浩史ほか
	452	「史蹟」保存の理念的枠組みの成立 -「歴史的環境」概念の生成史 その4	177-186	西村 幸夫
	453	京都の歴史的都心地区における町家居住者・業者の町家維持と継承意向に関する研究	105-112	三村ほか
1992	441	歴史的市街地を持つ地方都市のイメージ構造	93-102	藤原 篤
	445	住民による領域空間の制御について -京都中心部での「まちづくり憲章」制定を伴う事例の検討	109-120	清水 肇ほか
1989	399	景観構成要素とイメージの関係(定性的分析) -日本の伝統的街並みにおける空間特性 その3	93-102	岡島ほか
1988	383	景観構成要素とその景観評価への影響 -日本の伝統的街並みにおける空間特性 その2	134-140	岡島ほか
1987	376	龍野旧城下町における町家の発展過程と町並みの構成に関する一考察	137-149	大場 修
	379	街並みのイメージ分析 -日本の伝統的街並みにおける空間特性 その1	123-128	岡島 達雄ほか
	380	伝統的環境の街路空間における修景効果 -透視図を用いた実験的研究	46-55	松本 直司
1985	349	松代旧武家屋敷地区の空間構成 -武家地の町並み保全のための基礎的考察	56-68	福川 裕一ほか

②都市計画論文集

2. 都市計画論文集					
年	No.	目次	論文テーマ	ページ	発表者
2010	45	3	重要伝統的建造物群保存地区における都市計画道路に関する研究	367-372	青木 慎也、大沢 昌玄 岸井 隆幸
2009	44	3	景観形成の経済効果を考慮した市街地景観の整備方策に関する研究 - 京都市の歴史的市街地を対象として -	409-414	米本 浩也、栗山 直也 村橋 正武 [他]
2007	42	3	生活重視型町並み保存における伝統的家屋の現状変更行為の類型と空間構成の変化に関する研究 - 三重県亀山市関町「関宿重要伝統的建造物群保存地区」を事例として -	103-108	松村 有紹、木下 光 丸茂 弘幸
		1	建築と周辺環境の景観保全に関わる気候風土とその研究思潮	100-105	是澤 紀子、田中 穂子 堀越 哲美
2006	41	82	歴史的建築の保存活用に関する市民の評価意識構造に関する調査研究 - 金沢市の歴史的建築を事例として -	487-492	宇津 徳浩、川上 光彦
2003	38	112	伝統的建造物群保存地区の選定が周辺地域における建物の外観変更および影響に関する研究 - 近江八幡市八幡伝建地区周辺地域を対象として -	667-672	
2002	37	159	観光地化に伴う農山村伝統集落の空間変容及び住民生活への影響に関する研究 - 富山県五箇山相倉集落を事例として	949-954	荒井崇浩
		160	金沢市三茶屋街における居住世帯の特性と町並み・住環境・観光に対する意識の関係	955-960	小林史彦
2000	35	126	夜間眺望景観の構図論的考察	751-756	天谷 華子、山崎 正史
1999	34	1	歴史的風土を構成する自然景観管理方策のあり方に関する研究 - 明日香村を事例として	49-54	宮前保子
		2	歴史的市街地における居住水準を考慮した町並み景観誘導のための建築形態規制 - 金沢市にまちなみ保存区域における事例研究	386-390	小林 史彦
1998	33	1	鎌倉古都地域における休日交通問題の現状と意識に関する調査報告	199-204	坂本邦宏
		2	都市デザイン活動における歴史的建造物の保全活用の意義	253-258	岸田比呂志
		3	風景保全のための市街地空間の高さ規制・誘導に関する研究 - 景観条例に見る建築物の高さへの取り組みを例に	259-264	森本修
		4	近世に開発された用水路を軸とした歴史的景観に関する研究 - 矢部川上流域を事例として	379-384	末村尚子
		5	橿原市今井町伝建地区における長屋の利用形態と景観の実態	631-636	佐野
		6	戦後景観論争と景観行政 - 京都ホテル・京都駅改築問題の事例から	733-738	柴田博和
1997	32	1	歴史的都市における都市景観評価と計画手法に関する研究 - 山並み眺望景観の保全と建築高度規制に関する研究・京都市、奈良市、鎌倉市	25-30	片山 律
		2	伝統的工芸品の観光的活用手法に関する研究	271-276	戸田和宏
		3	歴史的町並み地区における観光活動設計に関する研究 - 福井県吉井町を事例として	277-282	大森洋子
		4	京都中心部の建て替えルールとシミュレーションの適用に関する研究	313-318	相羽康郎
		5	伝統的建造物群保存地区における成長管理 - 未利用容積からみた保存地区類型の把握と高山市三町における容積制御試案	367-372	山本 明
		6	在郷町の空間的秩序とその形成過程 - 高知県室戸市吉良川を事例として	697-702	藤川昌樹
1996	31	1	町並み景観形成における触媒効果に関する研究 - 小布施町、高山市、喜多方市	211-216	斎藤主税
		2	歴史的都市における環境心理的演出性に関する考察 - 大津市坂本の場合	283-288	山崎正史
		3	地区交通計画の策定における市民参加の役割に関する研究 - 鎌倉市の古都地域を対象として	415-420	久保田尚
1995	30	1	歴史的市街地の保全・誘導における地域制の不適合と課題 - 金沢市の事例からの考察	67-72	木谷弘司
		2	歴史的都市の都市景観評価と計画手法に関する研究 - 鎌倉市の都市景観保全と建築高度規制に関する研究	259-264	片山 律
		3	歴史的町並みを活かしたまちづくりにおける合意形成過程に関する事例研究 - 橿原市今井町地区の伝建地区指定を対象として		岡崎篤行
1994	29	1	金沢市における条例に基づく景観行政施策に関する調査研究	139-144	中村和宏
		2	信州須坂の歴史的景観保存対策事業に関する報告	151-156	三船康道
		3	歴史的町並み保全と建築規制に関する研究 - 橿原市今井町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の緩和措置の検討を通じて	547-552	藤崎浩治
		4	まちづくり関連条例の展開とその意義	685-690	田中晃代
		5	歴史的町並みを活かしたまちづくりのプロセスにおける合意形成に関する事例研究 - 川越一番街商店街周辺地区を対象として	697-702	岡崎篤行
1993	28	1	風致地区制度の問題点と今後の方策についての検討	1-6	舟引敏明
		2	飛騨古川における景観ガイドプラン策定に関する研究	241-246	栗林
		86	眺望景観の分析に基づく空間のつながりに関する考察 - 図絵資料の分析を通じて -	511-516	仲間 浩一
		3	歴史的都市の都市景観評価と計画手法に関する研究 - 都市保護基準線による居住地環境の視覚分析調査・鎌倉市	547-552	片山 律
1992	27	1	京都市中心部の老舗にみる伝統的な町家様式のイメージ及び利用評価に関する研究	643-648	
		2	伝統的な港町の景観保全計画に関する考察 - 坂越を事例として	679-684	八木雅夫

③都市計画学会論文(学会誌)

3. 都市計画学会論文(学会誌)				
年	No.	論文テーマ	ページ	発表者
2011		歴史的都心地区における駐車場立地と景観保全	45-48	大庭 哲治
2009		伝統的建造物群保存地区を見直す	11-14	後藤 治
2006	263	東京における眺望の保全に関する景観誘導について	114-115	局市街地建築部 市街地企画課(街
2005	253	彦根市における歴史的なまちなみ景観の再生	31-33	深谷 覚
2002	237	元気ががんばるまちづくりNPO 伊勢川崎のまちづくりの今	103-104	高橋 徹
2001	229	歴史的集客都市-京都の都市観光型とまちづくり	25-28	黒見敏丈
2000	225	プロジェクトノート:会津若松市における景観を活かしたまちづくり -住民始動の街並みづくり事業 プロジェクトノート:ゆっくり・じっくり・景観づくりin郡上八幡		池田哲哉 武藤隆晴
1998	213	歴史的環境保全と景観整備:虚実論から運動論へ	61-66	西村 幸夫
	220	プロジェクトノート:川越における中心市街地活性化	61-67	可児 一男
1995	196	イギリスの景観規制:ロンドンの長距離眺望確保方針について	58-60	中井 檢裕
1994	186	麓:鹿児島県の地方都市にみる歴史都市としての姿	51-56	揚村 固
	192	都市景観の保全と成長管理 一京都の場合 観光地における自然環境保全のための交通対策が来訪者の行動に与える影響調査 -奥日光のケーススタディ	53-58 64-71	大西 國太郎 永井 護
	196	日本の景観論の現在 イメージとコトバの景観論 心象風景と景観整備 景観シミュレーションの計画的な方法論 景観に関する現行法制度の概観 都市景観条例 景観ガイドライン:「形態ガイド」から「プロセスガイド」へ 街並み環境整備事業による住環境の整備	15-18 19-23 24-27 28-31 36-42 43-46 61-64 61-65	樋口 忠彦 斎藤 潮 北原 理雄 石塚 雅明ほか 小出 和郎ほか 荒 秀 浦口 醇二 田中 敬三
1993	183	地方都市におけるロールプレイングゲーム型の余暇空間づくり -伊勢市:「伊勢まちかど博物館」ネットワーク	50-53	佐野 奈緒子
	184	歴史的観光都市 鎌倉市における初詣交通規制 -鎌倉鶴岡八幡宮周辺で21年間継続している初詣交通規制についての事例報告	50-54	小野 正俊
1992	176	古都保存法制定の背景と実際 鎌倉 -歴史的風土保存とまちづくり 歴史的地区環境整備について -奈良県橿原市今井町について	28-31 168-169 170-171	川名 俊次 勝山 洋 森本 忠夫
	177	姫路市におけるシンボルロードの整備	88-89	田中 博
1991	169	路地をはぐくむ(1) -都市の住みやすさの象徴としての路地から何を学ぶか	15-19	室崎 生子
1989	156	保存修復型再開発の流れと都市構造の再編を目指す都市計画	60-64	佐藤 滋
	158	歴史的高密度都市における都心居住問題	28-31	清水 肇
1986	143	修復型まちづくりの事業展開 -北沢、太子堂両地区での実践をもとに		戸辺 文博ほか
1985	136	市街地形成のコントロールと市民意識・生活様式	18-24	三村 浩史
1984	134	広島市における都市美行政の現状と課題 水辺の再生と住民参加 -柳川市における河川浄化計画と伝統的文化都市整備	57-61 62-65	丸茂 弘幸 広松 伝
		潤いのあるまちづくり -高山市 足利市における都市デザインと都市景観づくり -歴史的環境を中心に	66-69 70-73	澤 誠 吉沢 文雄
1982	124	都市景観、街並み保全と地区計画	69-73	渡辺 定夫
1981	118	町づくりへの新たな価値と評価を求めて -居住者として意識できる環境の範囲は意外と狭いこと	62-63	斎藤 進

④月刊文化財

4. 月刊文化財				
年	No.	論文テーマ	ページ	発表者
2013	592	特集 重要伝統的建造物群保存地区の今	4-46	
2012	591	新指定、新選定の文化財（篠山市福住、郡上市郡上八幡北町、金沢市寺町台高岡市金屋町）	42-50	
	586	新指定、新選定の文化財（うきは市新川田麓、安芸市土居廓中、白山市白峰桐生市桐生新町、栃木市嘉右衛門町）	42-52	
2011	579	新指定、新選定の文化財（加賀市加賀東谷、金沢市卯辰山麓）	38-42	
	574	新指定、新選定の文化財（豊田市足助、南会津町前沢）	42-46	
2010	567	拡大指定、新選定の文化財（倉吉市打吹玉川）	40-42	
		新指定、新選定の文化財（五條市五條新町）	38-40	
	562	新指定、新選定の文化財（桜川市真壁）	30-32	
	559	伝建地区制度と景観政策の展開 （特集 伝統的建造物群保存地区--この一〇年、これからの一〇年）	32-35	脇坂 隆一
		伝建地区制度における調査と保存計画 （特集 伝統的建造物群保存地区--この一〇年、これからの一〇年）	20-23	上野 勝久
2009	555	新指定、新選定の文化財（西予市宇和町卯之町）	37-39	
	550	新指定、新選定の文化財（黒木町黒木、輪島市黒島地区）	40-44	
2008	538	新指定、新選定の文化財（平戸市大島村神浦、小浜市小浜西組、金沢市主計町）	44-50	
2007	531	新指定、新選定の文化財（大田市大森銀山、豊岡市出石）	40-44	
2006	509	重要文化的景観の選定および登録記念物（名勝地関係）の登録について	31-33	鈴木 地平、本中 眞
	510	重要文化的景観「近江八幡の水郷」選定選定通知授与式について	44-45	文化庁記念物課
	511	城下町に残る庭園の保全を目指して	22-24	佐々木邦博
	519	伝統的建造物群保全制度30周年と登録有形文化財制度10周年	41-45	文化庁建造物課
2005	503	歴史的都市、村落の周辺環境保全について 日本における歴史都市・村落の周辺環境保全 京都市の周辺環境保全ー京都市の取り組みー 伝統環境保全への取り組みー金沢市の周辺環境保全ー フランスの周辺環境保全 イタリアの景観保全の50年 ドイツの周辺環境保全 文化財周辺環境の保全における類型と保全方法 景観法による環境保全の新しい課題	4-9 10-13 14-15 16-17 18-19 20-21 22-23 24-29 34-38	中村 賢二郎 上野 邦一 寺本 健三 不和 正人 和田 幸信 宮脇 勝 中村 賢二郎 江面 嗣人 益田 兼房
2004	490	高山の町並み もう一つの核 -高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区-	42-43	尾崎 啓介
2002	460	歴史を紡ぐまちづくり -近世城下町金沢での実践-	46-51	野島 宏英
	465	文化的景観を活かすまちづくり -職人のまち八女での取り組み-	53-57	北島 力
2001	452	「環境の世紀」における東北の伝建地区 -旧仙台藩要害・金ヶ崎城内諏訪小路地区-	40-45	伊藤 邦明、大沼 正寛
2000	436	新指定、新選定の文化財（川越市）	36-38	
	440	沖縄地方における集落の保存 -竹富島と渡名喜島の重要伝統的建造物群保存地区 新指定、新選定の文化財（渡名喜村）	42-47 48-51	
	444	特集 歴史的集落・町並み保存とまちづくり -伝統的建造物群保存地区制度25年と未来-		伊藤 延男ほか
	445	妻籠宿保存運動と次代に引き継ぐ環境保全	45-49	小林 俊彦
1999	424	町並み保存の現状と課題 新指定、新選定の文化財（五箇荘町、倉吉市打吹玉川、椎葉村十根川、倉敷）	34-38 39-50	上野 邦一
	428	新指定、新選定の文化財（美濃市美濃町） 地域文化財・歴史的遺産活用による地域おこし事業について（主として建造物関係）	43-46 51-62	
	431	特集 世界遺産		
	432	地域で共有する文化遺産？鳴子町との出会いと登録文化財	56-59	安井 妙子
1998	412	新指定、新選定の文化財（大津市、富田林、室戸市吉良川町）	40-50	
	416	熊谷家住宅重要文化財指定と大田市大森銀山地区の町並み保存 町並み保存の現在と甘木市秋月 新指定、新選定の文化財（岩村町岩村本通り、甘木市）	15-18 40-44 45-51	林 泰州 宮本 雅明
	419	特集 ドイツと日本の建造物保存修復		
	422	特集 登録文化財		
1997	400	新指定、新選定の文化財（佐原市佐原、吉井町筑後吉井）	56-62	
	402	特集 文化財登録制度 京都市における市街地景観の保全について 地方における伝統的建造物をいかしたまちづくりの試み	12月15日 16-19	高木 伸人 大石 茂
	407	新指定、新選定の文化財（高山市三町）	44-46	
	410	フランスにおける歴史的建造物の過去と現在	28-32	羽生 修二
	411	特集 文化財指定制度（古社寺保存法制定）100周年		
1996	388	新指定、新選定の文化財（出水市出水麓）	33-37	

1-5 用語の定義

(1) 伝建地区

文化財保護法第83条の2により、城下町、宿場町、港町、農漁村集落など伝統的建造物群およびこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が都市計画または条例により定める地区。

(2) 重伝建地区

文化財保護法第83条の4により、市町村の申出にもとづき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部または一部で、わが国にとって、その価値が特に高いものとして、文部大臣が重要伝統的建造物群保存地区として選定した地区。

(3) 重伝建周辺地域

図1-5に示すように、重伝建地区の東端、西端、南端、北端から1kmの範囲を含む地域。1kmという距離について、周辺地区指定に関して距離を定めている制度はほとんど見られないが、岡山県景観条例に定める背景保全地区においては、その範囲を「高梁市(旧成羽町)吹屋伝統的建造物群保存地区内の主要眺望点から1km以内の地域」としており、本研究においては、背景保全地区を含む地域とするため上述の地域を重伝建周辺地域。



図1-5 重伝建周辺地域の定義

(4) 風俗慣習

重伝建地区指定以前から残る衣食住、生業、信仰に関する自然環境を保全・活用する日常生活上のしきたりや習わし。

第2章 伝統的建造物群保存地区制度について

2-1 伝建地区制度の仕組み

2-1-1 伝建地区制度の運用

伝建地区保存条例の制定、市町村による伝建地区の地区決定がなされ、その後市町村の自主的な申し出により重伝建地区として選定されるまでのフローを図 2-1-1 に示した。

図のように、まず歴史的集落町並みを有する市町村が文化庁等の補助を得て、①「伝統的建造物群保存対策調査」が実施される。これは地区の歴史的文化的価値や歴史的環境の現状を把握するとともに、調査を通して住民の意向の確認、まちづくりの観点からの課題整理、地域住民と市町村の伝建地区決定に向けての合意形成を図る意味もある。

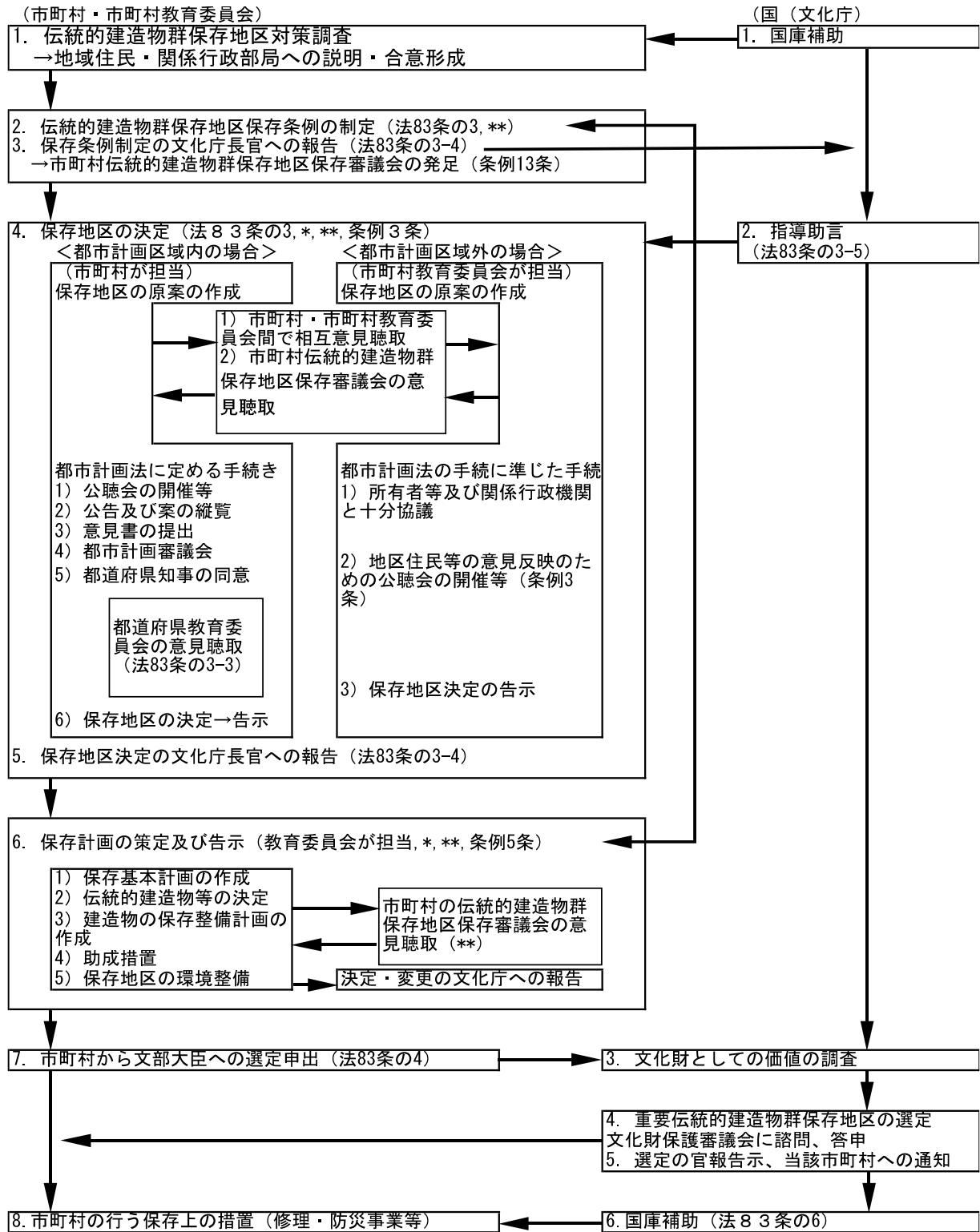
次に保存地区の指定方法や保存計画の策定、現状規制の内容等について定めた、②「伝統的建造物群保存条例」を制定する。保存条例は、国によって示された「標準条例」に準拠して定められる。保存条例に基づいて、③「伝統的建造物群保存地区審議会」が設置され、市町村教育委員会等で作成された保存地区の範囲や保存計画案等について審議する。

保存審議会の答申を得て、④「保存地区」が決定され、伝建地区の範囲が示される。保存地区は、都市計画区域内においては市町村によって都市計画法に定める手続きに従って、地域地区の一つとして都市計画決定される。地区決定にあたっては事前に地域住民等に十分説明し理解を得るとともに、公聴会の開催、広告及び案の縦覧、意見書の提出等の手続きが必要とされる。市町村は都市計画に伝建地区を決定しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。知事はその同意にあたっては、都道府県教育委員会の意見を聴かななければならない。また、都市計画区域外の地域においては保存条例に基づき行われるが、市町村教育委員会によって都市計画法の手続きに準じた手続きで保存地区が決定される。

保存地区の決定と並行して、⑤「保存計画」が策定・告示される。保存計画は保存基本計画の作成、伝統的建造物や環境物件の決定、建造物の保存整備計画の作成、所有者等への助成措置、保存地区の環境整備計画で構成される。通常、保存地区の決定告示と保存計画の告示はほぼ同時に行われ、どちらも文化庁への報告が必要である。

以上の作業終了後に、市町村は文部大臣に対して、⑥「重伝建地区」の選定を申し出ることができる。文化庁はその保存地区について、文化財としての価値の調査を行い、文化財保護審議会に諮問する。文化財保護審議会で選定基準に基づき、重伝建地区として選定され、官報告示、当該市町村への通知がなされる。

重伝建地区に選定された後は、保存地区内の市町村が行う保存事業(修理、修景、復旧、管理)についての国庫補助が得られる。



(注) 法-文化財保護法、*-文化庁次長通達第7(庁保管第191号)、
**-文化庁文化財保護部長通達(庁保健第192号)、条例-標準条例

図 2-1-1 伝統的建造物群保存地区保存制度の仕組み

(出典 歴史的集落・町並みの保存 重要伝統的建造物群保存地区ガイドブック 文化庁編)

2-1-2 制度内容

(1) 保全対象の定義

歴史的環境は1975(昭和50)年の文化財保護法改正によって、文化財保護法第2条に「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」として、文化財の一つに加えられた。それは宿場町、集落、武家町、門前町、商家町、港町等であり、建築後相当年数を経過した建造物によって構成され、その位置、規模、形態、意匠、色彩等において特色を有するものである。また、「これと一体をなしてその価値を形成している環境」には伝統的建造物群と景観上密接な関係がある樹木、石垣、水路、池、庭園なども含まれる。文化財としての個々の伝統的建造物のみならず、一般建造物や自然景観を含んだ地形や植生などの自然環境、敷地や町割、道路形状などの周辺環境を保存整備の対象としており、これら集合体を文化財として位置付けた点で、これまでの国宝や重要文化財といった文化財の概念を大きく広げたものであるといえる。

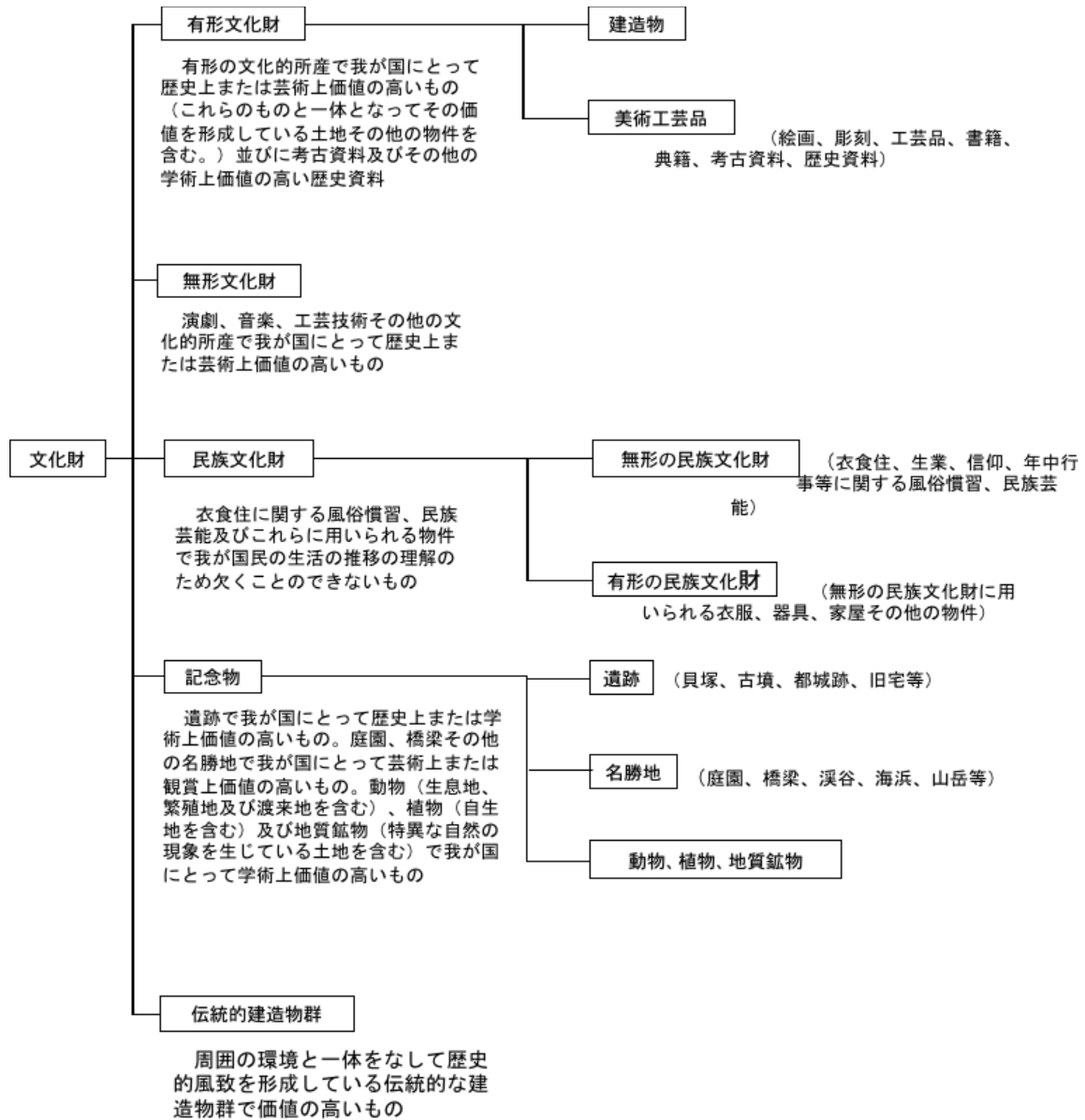


図 2-1-2-1 文化財の定義

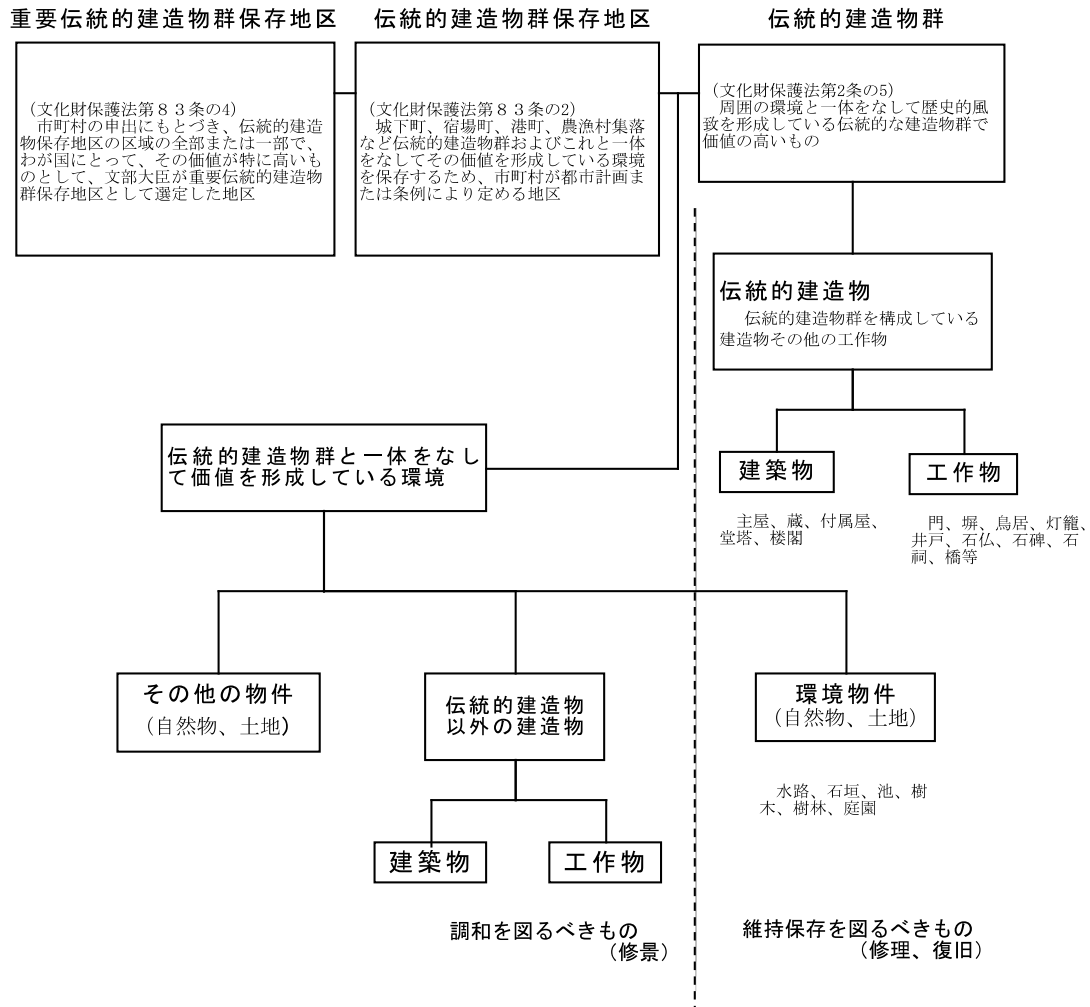


図 2-1-2-2 伝統的建造物群保存地区制度の用語定義

(2) 選定基準

伝建地区制度は市町村の自主的な地区決定による制度であるため、伝統的建造物群は文化財保護法において定義されているが、地区決定にあたり指定基準は設けられていない。しかし、伝建地区決定後の市町村の自主的な申告に基づき、国によって重伝建地区として選定される際には文部省告示による選定基準が設定されている。そして、重伝建地区として選定された場合には、どの選定基準によるものであるかが公表されることになっている。

表 2-1-2-1 選定基準

<p>重要伝統的建造物群保存地区選定基準 (昭和50年11月20日文部省告示第157号)</p> <p>伝統的建造物群を形成している区域のうち各号の一に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの (二) 伝統的建造物群及び地割りがよく旧態を保持しているもの (三) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの
--

(3) 指定主体と指定方法

伝建地区は都市計画地方審議会の討議、都道府県知事の承認、都道府県教育委員会の意見聴取、文化庁による指導・助言を経て、都市計画区域内においては市町村が、都市計画区域外においては教育委員会が地区決定する。

伝建地区は、国あるいは都道府県による上意下達の「指定」ではなく、市町村が住民の合意を得て行う、いわば下意上達の指定方法である。伝建地区決定後、市町村の申し出に基づき、文部大臣は文化財保護審議会に諮問、その答申を経て重伝建地区として選定する。国による重伝建地区の決定も指定ではなく「選定」という表現になっているのは、市町村の自主性、主体性を尊重しているためである。

(4) 地区決定

伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、都市計画区域内においては都市計画法に定める手続きによって、都市計画区域外においては都市計画法の定める手続きに準じて、それぞれ市町村、市町村教育委員会によって保存地区が決定される。決定の際には市町村と市町村教育委員会間で意見聴取が、また伝建地区保存審議会の意見聴取が行われる。

地区の範囲設定にあたり、その規模、形状、境界などに関して、文化財保護法等における法的な基準はなく、山並みや河川などの景観の連続性、伝統的建造物群の所在状況、自治会等の生活共同体の連続性などの観点から地区の範囲が決定される。

(5) 保存計画

保存地区決定と並行して伝建地区保存審議会の意見聴取の上で、教育委員会によって保存地区の保存に関する計画(保存計画)が定められることとなる。保存計画は表 2-1-2-3 に示すように、5項目に大別される。

保存方針、保存計画について総括的に記した、①保存地区の保存に関する基本計画、②保存すべき建造物や環境構成物件を定め、その保存方針を明らかにする「保存すべき物件の特定」、③建造物の修理や修景の方針を定める「建造物の保存整備計画」がある。また、保存条例内の現状変更の許可基準をより明確にするため、許可基準、修景基準として、修理、修景における建造物等の規模、形態、意匠、色彩、仕様等が具体的に示されている。④建造物等の所有者等が行う修理修景経費等への補助をはじめとする「保存のための助成措置」、⑤防災計画の基本方針並びにそのための設備等の整備方針や保存地区で行われる公共施設の整備方針についての「保存地区の保存のための環境整備計画」を定めている。

表 2-1-2-3 保存計画

1. 保存地区の保存に関する基本方針
2. 保存すべき物件の特定
3. 建造物等の保存整備計画
4. 保存のための助成措置
5. 保存地区の保存のための環境整備計画

(6) 規制内容と許可制

伝統的建造物の保存は主に外観(及びそれと関連を有する内部を含む)の維持を目的としており、その目的を達成するために伝建地区内における「現状変更行為の規制」が設けられ、更にその規制の実効性を担保するために「許可制」(現状変更行為は市町村教育委員会に対して、また都市計画区域内においては、まちづくりの観点から市町村長に対しても許可申請をしなければならない)が保護法施行令によって定められ、具体的な指針として示されている。規制によって生じる損失に対しても補償規定が設定されている。また、伝建地区内の建造物は重要文化財建造物等と異なり、建築基準法が適用されるが、保存のための必要がある場合には建築基準法の一部条項の緩和措置をとることができる。なお、国の機関等に関する特例として、標準条例第8条の規定により「国の機関等」^(注2)が行う行為については許可を得る必要はないが、事前に教育委員会に協議しなければならない。また、第8条に関連して標準条例第9条に示した行為については、事前に教育委員会に通知しなければならない。

(7) 許可の取り消し等

許可基準に基づき教育委員会によって許可された場合でも、標準条例第10条に示されているように標準条例の規定またはこれに基づく処分に違反した場合、許可に付した条件に違反している場合等においては、許可の取り消し、または工事その他の行為の停止、もしくは期限を決めて建築物等の改築、移転または除去その他の違反を是正するための必要な措置を執ることが、教育委員会によって命ぜられることがある。

(8) 損失の補償

(6)で述べたように、伝建地区内においては現状変更行為が規制されることとなり、標準条例第6条に示した現状変更行為については、事前に教育委員会の許可を得ることが必要となる。その際、許可を受けることができなかったことにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する旨の規定が、標準条例第11条において示されている。前述の通り、文化財保護法は所有者等の財産権の尊重を謳っており、損失の補償に関する規定は、助成・補償措置等とともに財産権の尊重を反映して設けられていると考えられる。

(9) 助成・補償措置

現状変更行為の規制等に対する見返り措置として、税の減免・優遇措置や所有者等による保存事業等への経費の補助(助成措置)があり、これには好ましい内容への誘導措置という意味も併せ持っている。

(10) 保存事業

標準条例第1条(目的)において、市町村は地区決定、現状変更の規制、その他「保存のため必要な措置」^(注3)を定める旨が規定されている。「保存のため必要な措置」としては、伝統的建造物及び周辺環境(環境物件、伝統的建造物以外の建造物等を含む)の保存を図るために市町村自らが行う保存事業(修理、修景、復旧、管理)や、所有者等が行う保存事業、その他(建築基準法の緩和等)がある。

保存事業の大半は修理修景事業であり、対象建築物等の老朽化等の程度、所有者等の生活上の必要性に応じて実施されるが、地区の歴史的環境の調和はもちろん、適切な調査、設計、管理、検査が行われ、文化財としての価値を保つための材料、仕様、工法を継承する一方で、耐震補強や防災性能向上が必要とされる。

(11) 審議会

標準条例第13条において、教育委員会の諮問に応じて保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議をすること、またこれらの事項について教育委員会に建議するために、教育委員会に「伝統的建造物群保存審議会」を設置する旨が規定されている。審議会の委員の定数は15人以内で、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域の代表者等から教育委員会が委嘱し、その任期は2年である。

(12) 罰則

現状変更行為の規制(第6条第1項)に関する規定、許可の取り消し等(第10条第1項)に関する規定に違反した場合は、5万円以下の罰金に処される。

(13) 関連制度

関連制度として、建築基準法第85条の2の規定による「建築基準法の制限の緩和」、屋外広告物法第4条の規定による「広告物の表示及び広告物を提示する物件の設置の禁止または制限」がある。前者は市町村の定める条例により建築基準法の制限の緩和が可能であり、後者は都道府県の定める条例により広告物等の禁止または制限が可能である。

2-2 重要伝統的建造物群保存地区の選定状況

重伝建地区の選定は昭和51年度の7地区5市町村から始まり、平成27年7月現在に至るまで計110地区90市町村において実施されている。

尚、既往研究である「重要伝統的建造物群保存地区及び周辺地域における景観保全施策に関する研究」(2013年/刑部あずさ)当時と現在の重伝建地区数を比較すると、2年間で6市町村6地区が増加している。

表2-2の重伝建地区選定年月日の欄を見ると1983年度、1990年度、1992年度の3年を除いた年は少なくとも1地区以上重伝建地区が選定されており、1976年、2005年には7地区、2012年には9地区と、1年で多くの地区を選定している年も見受けられる。このような重伝建地区数の安定した増加は重伝建地区周辺住民の関心の高まり、身近な伝統的集落や街並みを地域の文化資源として認識していることを示している。

更に、表2-2の選定地区数の推移を表した折れ線グラフ(図2-2-1)を見ると選定された重伝建地区のうち約60%の地区が都市計画区域内、残りの約40%の地区が都市計画区域外であり、重伝建地区は景観計画区域内に多いということがわかる。このことは、都市計画区域内には人口が多く、景観破壊の原因となるマンションなどの建築物が建ちやすいという状況であり、それを重伝建地区の指定によって抑制していることが理由であると考えられる。

最後に図2-2-2における重伝建地区の日本地図上での分布を見ると、一部の県を除いたほぼ全ての都道府県に重伝建地区が存在していることがわかる。

表 2-2 重伝建地区選定年度一覧

番号	地区名	都道府県	種別	都市計画区域	選定年月日
1	仙北市角館	秋 田	武家町	○	1976(昭和51)年 9月4日
2	南木曾町妻籠宿	長 野	宿場町	—	
3	白川村荻町	岐 阜	山村集落	—	
4	京都市産寧坂	京 都	門前町	○	
5	京都市祇園新橋	京 都	茶屋町	○	
6	萩市堀内地区	山 口	武家町	○	
7	萩市平安古地区	山 口	武家町	—	
8	高梁市吹屋	岡 山	鉦山町	○	1977(昭和52)年 5月18日
9	日南市鉄肥	宮 崎	武家町	○	
10	弘前市仲町	青 森	武家町	—	1978(昭和53)年 5月31日
11	塩尻市奈良井	長 野	宿場町	○	
12	高山市三町	岐 阜	商家町	○	1979(昭和54)年 2月3日
13	京都市嵯峨鳥居本	京 都	門前町	○	1979(昭和54)年 5月21日
14	倉敷市倉敷川畔	岡 山	商家町	○	
15	神戸市北野町山本通	兵 庫	港町	○	1980(昭和55)年 4月10日
16	下郷町大内宿	福 島	宿場町	—	1981(昭和56)年 4月18日
17	南九州市知覧	鹿 児 島	武家町	○	1981(昭和56)年 11月30日
18	内子町八日市護国	愛 媛	製蠟町	○	1982(昭和57)年 4月17日
19	竹原市竹原地区	広 島	製塩町	○	1982(昭和57)年 12月16日
20	亀山市関宿	三 重	宿場町	○	1984(昭和59)年 12月10日
21	柳井市古市金屋	山 口	商家町	○	
22	丸亀市塩飽本島町笠島	香 川	港町	—	1985(昭和60)年 4月13日
23	日向市美々津	宮 崎	港町	—	1986(昭和61)年 12月8日
24	竹富町竹富島	沖 縄	島の農村集落	—	1987(昭和62)年 4月28日
25	東御市海野宿	長 野	宿場・養蚕町	○	
26	大田市大森銀山	島 根	鉦山町	○	1987(昭和62)年 12月5日
27	京都市上賀茂	京 都	社家町	○	1988(昭和63)年 12月16日
28	美馬市脇町南町	徳 島	商家町	○	
29	函館市元町末広町	北 海 道	港町	○	1989(平成1)年 4月21日
30	佐渡市宿根木	新 潟	港町	—	1991(平成3)年 4月30日
31	近江八幡市八幡	滋 賀	商家町	○	
32	有田町有田内山	佐 賀	製磁町	○	
33	長崎市東山手	長 崎	港町	○	
34	長崎市南山手	長 崎	港町	—	
35	早川町赤沢	山 梨	山村・講中宿	—	1993(平成5)年 7月14日
36	南丹市美山町北	京 都	山村集落	○	1993(平成5)年 12月8日
37	橿原市今井町	奈 良	寺内町・在郷町	—	
38	呉市豊町御手洗	広 島	港町	—	1994(平成6)年 7月4日
39	南砺市相倉	富 山	山村集落	—	1994(平成6)年 12月21日
40	南砺市菅沼	富 山	山村集落	○	
41	出水市出水麓	鹿 児 島	武家町	○	1995(平成7)年 12月26日
42	若狭町熊川宿	福 井	宿場町	○	1996(平成8)年 7月9日
43	香取市佐原	千 葉	商家町	—	1996(平成8)年 12月10日
44	うきは市筑後吉井	福 岡	在郷町	○	
45	大津市坂本	滋 賀	門前町・里坊群	○	1997(平成9)年 10月31日
46	富田林市富田林	大 阪	寺内町・在郷町	—	
47	室戸市吉良川町	高 知	在郷町	—	
48	恵那市岩村町本通り	岐 阜	商家町	—	1998(平成10)年 4月17日
49	朝倉市秋月	福 岡	城下町	—	
50	東近江市五個荘金堂	滋 賀	農村集落	○	1998(平成10)年 12月25日
51	倉吉市打吹玉川	鳥 取	商家町	○	
52	椎葉村十根川	宮 崎	山村集落	—	

番号	地区名	都道府県	種別	都市計画区域	選定年月日	
53	美濃市美濃町	岐阜	豊	商家町	○	1999(平成11)年 5月13日
54	川越市川越	埼玉	玉	商家町	○	1999(平成11)年 12月1日
55	渡名喜村渡名喜島	沖縄	縄	島の農村集落	—	2000(平成12)年 5月25日
56	高岡市山町筋	富山	山	商家町	○	2000(平成12)年 12月4日
57	白馬村青鬼	長野	野	山村集落	—	
58	金ヶ崎町城内諏訪小路	岩手	手	武家町	○	2001(平成13)年 6月15日
59	金沢市東山ひがし	石川	川	茶屋町	○	2001(平成13)年 11月14日
60	萩市浜崎	山口	口	港町	○	
61	八女市八女福島	福岡	岡	商家町	○	2002(平成14)年 5月23日
62	薩摩川内市入来麓	鹿児島	島	武家町	—	2003(平成15)年 12月25日
63	大田市温泉津	島根	根	港町・温泉町	○	2004(平成16)年 7月6日
64	高山市下二之町大新町	岐阜	豊	商家町	○	
65	篠山市篠山	兵庫	庫	城下町	—	2004(平成16)年 12月10日
66	日田市豆田町	大分	分	商家町	○	
67	黒石市中町	青森	森	商家町	○	2005(平成17)年 7月22日
68	雲仙市神代小路	長崎	崎	武家町	○	
69	伊根町伊根浦	京都	都	漁師町	—	2005(平成17)年 12月27日
70	加賀市加賀橋立	石川	川	船主集落	—	
71	与謝野町加悦	京都	都	製織町	—	
72	三好市東祖谷山村落合	徳島	島	山村集落	—	
73	嬉野市塩田津	佐賀	賀	商家町	○	2006(平成18)年 7月5日
74	塩尻市木曾平沢	長野	野	漆工町	—	
75	中之条町六合赤岩	群馬	馬	山村・養蚕集落	—	
76	宇陀市松山	奈良	良	商家町	○	
77	鹿島市浜庄津町浜金屋町	佐賀	賀	港町・在郷町	○	2006(平成18)年 12月19日
78	鹿島市浜中町八本木宿	佐賀	賀	醸造町	○	
79	湯浅町湯浅	和歌山	山	醸造町	○	2006(平成18)年 12月19日
80	豊岡市出石	兵庫	庫	城下町	○	2007(平成19)年 12月4日
81	金沢市主計町	石川	川	茶屋町	○	2008(平成20)年 6月9日
82	平戸市大島村神浦	長崎	崎	港町	—	
83	小浜市小浜西組	福岡	井	商家町・茶屋町	○	
84	輪島市黒島地区	石川	川	船主集落	—	2009(平成21)年 6月30日
85	八女市黒木	福岡	岡	在郷町	—	2009(平成21)年 12月8日
86	西予市宇和町卯之町	愛媛	媛	在郷町	○	
87	桜川市真壁	茨城	城	在郷町	○	2010(平成22)年 6月29日
88	五條市五條新町	奈良	良	茶屋町	○	2010(平成22)年 12月24日
89	豊田市足助	愛知	知	商家町	—	2011(平成23)年 6月20日
90	萩市佐々並市	山口	口	宿場町	—	
91	南会津町前沢	福島	島	山村集落	—	
92	加賀市加賀東谷	石川	川	山村集落	—	2011(平成23)年 11月29日
93	金沢市卯辰山麓	石川	川	寺町	○	
94	桐生市桐生新町	群馬	馬	製織町	○	2012(平成24)年 7月9日
95	安芸市土居郡中	高知	知	武家町	—	
96	白山市白峰	石川	川	山村・養蚕集落	—	
97	栃木市嘉右衛門町	栃木	木	在郷町	○	
98	うきは市新川田菴	福岡	岡	山村集落	—	2012(平成24)年 12月28日
99	郡上市郡上八幡北町	岐阜	豊	城下町	○	
100	金沢市寺町台	石川	川	寺町	○	
101	高岡市金屋町	富山	山	鋳物師町	○	2012(平成24)年 12月28日
102	篠山市福住	兵庫	庫	宿場町・農村集落	—	
103	津和野町津和野	島根	根	武家町・商家町	○	2013(平成25)年 8月7日
104	津山市城東	岡山	山	商家町	○	
105	横手市増田	秋田	田	在郷町	—	2013(平成25)年 12月27日
106	大山町所子	鳥取	取	農村集落	—	
107	村田町村田	宮城	城	商家町	○	2014(平成26)年9月18日
108	焼津市花沢	静岡	岡	山村集落	—	
109	千曲市稲荷山	長野	野	商家町	○	2014(平成26)年12月10日
110	甲州市塩山下小田原上条	山梨	梨	山村集落	—	2015(平成27)年7月8日

合計 43道府県、90市町村 110地区

凡例 ○: 都市計画区域内に重伝建地区がある

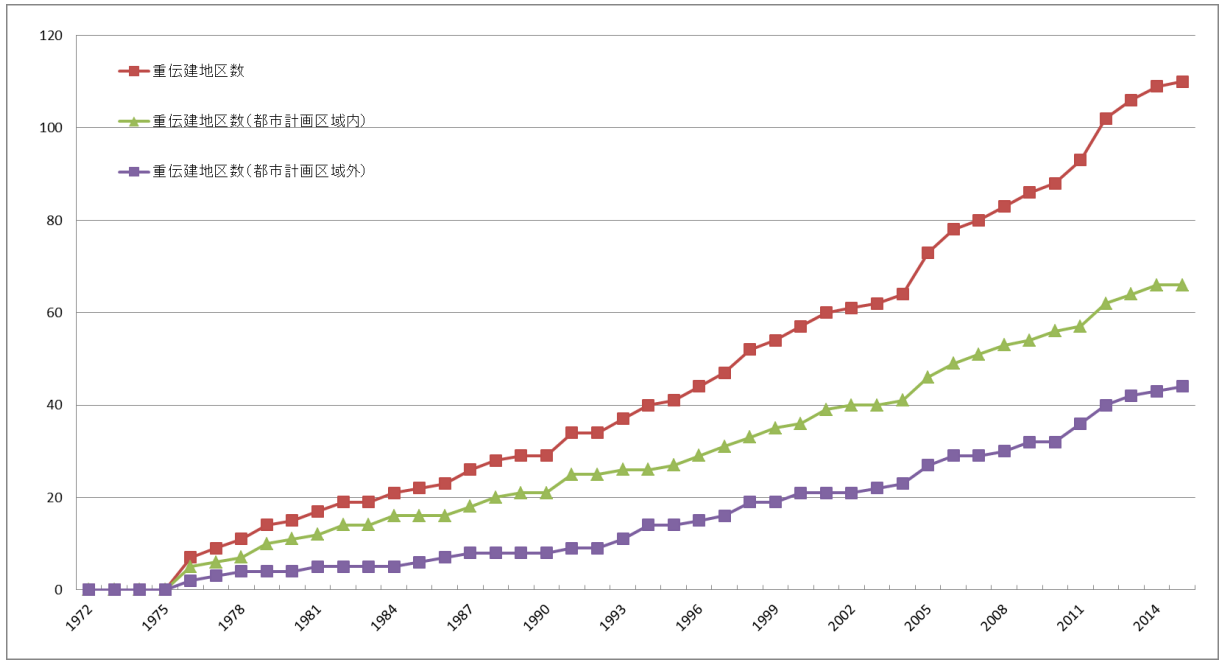


図 2-2-1 重伝建地区数の推移

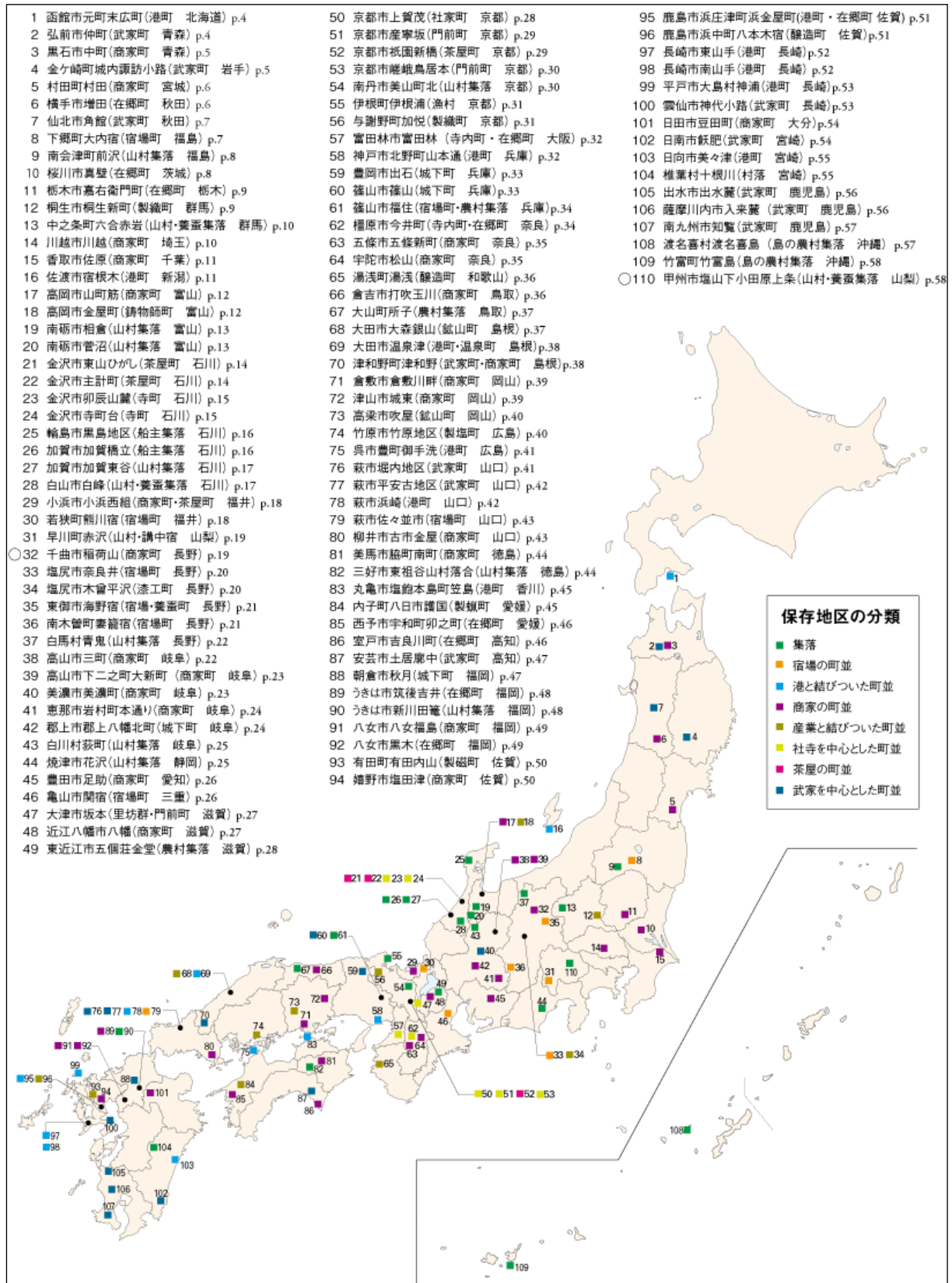


図 2-2-2 重要伝統的建造物群保存地区分布図

(出典 全国伝統的建造物群保存地区協議会 HP : <http://www.denken.gr.jp/>)

第3章 景観形成に関する地区指定施策について

3-1 景観形成に関する地区指定施策の位置付け

景観形成に関する地区指定施策を土地利用行政に関する施策と、景観行政に関する施策に分け整理すると図3-1のように示すことができる。

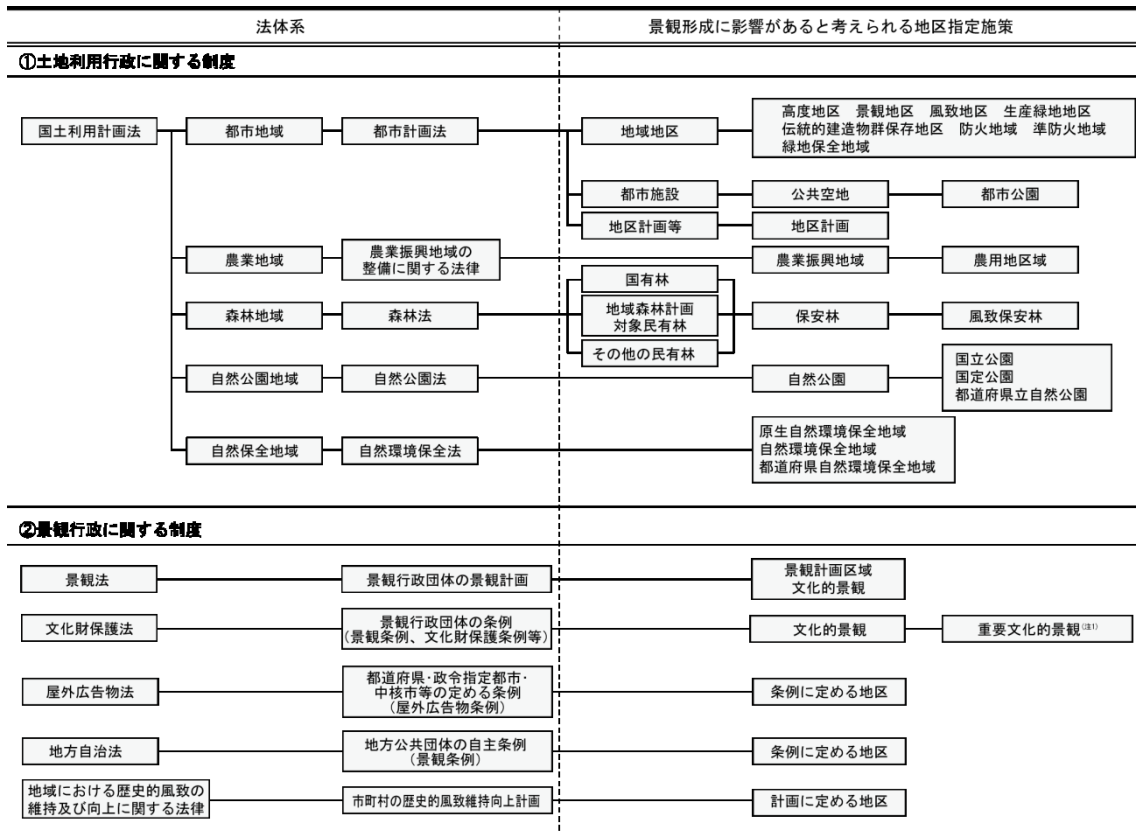


図3-1 景観形成に関する地区指定施策の位置づけ

3-2 土地利用行政に関する制度

3-2-1 高度地区

(1) 概要

高度地区は、建築物の高さについて用途地域を補完する地域地区である。高度地区は、都市の合理的な土地利用計画に基づき、将来の適正な人口密度、交通量、その他都市機能に適合した土地の高度利用および居住環境の整備を図ることを目的に定めるもので、高度地区内においては、建築物の高さは高度地区の規定に適合することが求められる。高度地区には、建築物の高さの最低限度を定めるもの(最低限高度地区)と最高限度を定めるもの(最高限高度地区)とがある。また、区域の性格により必要がある場合には、建築物の高さの最高限度と最低限度を同時に定める高度地区を指定することも考えられる。なお、準都市計画区域内においては、最高限高度地区のみを定めることができる。

都市計画に定める内容としては、種類、位置、区域、建築物の高さの最低限度または最高限度および面積を定めることとされている。

最低限高度地区は幹線道路沿道の不燃化施策の一環として用いられる程度でその例は多くないが、最高限高度地区は、大都市圏の住居系用途地域などにおいてかなり広く指定されており、用途地域以外の地域地区の中では指定面積の合計が最も大きい。適用する区域の特性等に応じ、高さ制限の内容を変えた複数の高度地区を定めている都市も多い。その場合、用途地域や容積率と連動して定められている場合が多い。(文献③)

(2) 地区の指定・管理の権限

市町村が都市計画に定める。(都市計画法第15条第1項)

(3) 規制内容

地域地区の種類、位置、区域、建築物の高さの最低限度または最高限度および面積を都市計画に定めることとされており、都市計画に基づく規制がなされる。

3-2-2 防火地域・準防火地域

(1) 概要

防火地域又は準防火地域は、市街地における火災の危険を防除し、街路・河川・鉄道・広場などの空地系の都市施設や用途地域などの他の地域地区と一体的な計画を図り、都市や地区の経済力に見合った防火性能の高い建築物等の建築を促進することにより、火災の延焼拡大を抑制し、経済的・効果的な不燃都市の建設を図ろうとするもので、市街地に面的に指定される場合と、幹線道路などに沿って路線型で指定される場合がある。(文献3)

(2) 地区の指定・管理の権限

市町村が都市計画に定める。(都市計画法第15条第1項)

(3) 規制内容

地域地区の種類、位置、区域、面積を都市計画に定めることとされており、地域内における建築物その他の工作物に関する制限については、建築基準法に定められている。

3-2-3 景観地区

(1) 概要

景観地区は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域において、良好な市街地の景観形成を図るため、都市計画に定める地域地区である。景観地区の規制において意匠形態以外は選択性のため、基準自体を厳しいもの又は緩いものにすることが可能であり、美観地区のような極めて良好な町並みに指定することも、詳細かつ厳しい基準をつくることも、必ずしも必要でないため、多くの地域で指定が可能である。(文献4)

(2) 地区の指定

市町村が都市計画に定める。(都市計画法第15条第1項)

(3) 規制内容

地域地区の位置、区域、面積、名称を都市計画に定めることとされている。また、①建築物の形態意匠の制限については、必ず定めなければならない、②建築物の高さの最高限度又は最低限度、③壁面の位置の制限、④建築物の敷地面積の最低限度、⑤工作物の形態意匠の制限、⑥工作物の高さの最高限度又は最低限度、⑦壁面後退区域における工作物の設置の制限、⑧開発行為その他の行為に関する制限については、必要に応じて定めることができる。①から④の建築物に関する制限については、都市計画に定める事項であり、⑤から⑦の工作物及び⑧については、条例により制限を定めることができる。(文献4)

表3-2-2 建築基準法の規制内容

法の目的	地区名	規制内容	適用除外	違反措置
<p>(第1条) 建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定め、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。</p>	防火地域	<p>(第61条) 防火地域内の建築物</p> <p>防火地域内においては、階数が3以上であり、又は延べ面積が100㎡を超える建築物は耐火建築物とし、その他の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。</p>	<p>次の各号の一に該当するものは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 延べ面積が50㎡以内の平家建の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの 2 卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの 3 高さ2mを超える門又は塀で不燃材料で造り、又は覆われたもの 4 高さ2m以下の門又は塀 	<p>(第99条) 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。第61条から第64条まで、第66条又は第67条の2第1項、第3項若しくは第5項から第7項までの規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合において当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）</p>
	防火地域	<p>(第66条) 看板等の防火措置</p> <p>防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。</p>		
	準防火地域	<p>(第62条) 準防火地域内の建築物</p> <p>(第1項) 準防火地域内においては、階数を除く階数が4以上である建築物又は延べ面積が1500㎡を超える建築物は耐火建築物とし、延べ面積が500㎡を超え1500㎡以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とし、階数を除く階数が3である建築物は耐火建築物、準耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物としなければならない。</p> <p>(第2項) 準防火地域内にある木造建築物等は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、これに附属する高さ2mを超える門又は塀が建築物の1階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に該当する部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。</p>	<p>(第61条) 2 卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するものは、この限りでない。</p>	
	防火地域 準防火地域	<p>(第63条) 屋根</p> <p>防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造は、市街地における火災を抑制した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために歴然に必要とされる性能に關して建築物の構造及び用途の区分に応じた政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定められた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。</p>		
	防火地域 準防火地域	<p>(第64条) 外壁の開口部の防火戸</p> <p>防火地域又は準防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が耐火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災時における火炎を有物に連るために防火設備に必要とされる性能をいう。）に關して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定められた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに際る。）を設けなければならない。</p>		
	防火地域 準防火地域	<p>(第65条) 隣地境界線に接する外壁</p> <p>防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。</p> <p>(第67条) 建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置</p> <p>建築物が防火地域又は準防火地域として指定されていない区域にわたる場合においては、その全部についてそれぞれ防火地域又は準防火地域内の建築物に關する規定を適用する。</p> <p>(第2項) 建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合においては、その全部について防火地域内の建築物に關する規定を適用する。</p>	<p>その建築物が防火地域又は準防火地域外において防火壁で区画されている場合には、その防火壁外の部分については、この限りでない。</p> <p>建築物が防火地域外において防火壁で区画されている場合は、準防火地域内の建築物に關する規定を適用する。</p>	

3-2-4 風致地区

(1) 概要

風致地区とは、都市計画区域・準都市計画区域内で、都市の風致を維持するために定められる地域地区である。都市の風致とは、都市内の自然的な要素に富んだ土地の良好な自然的景観のことで、例えば樹木林や樹木に富める土地・市街地で良好な自然的景観を形成している区域や水面・水辺地・農地など市民意識からして郷土意識の高い土地で良好な自然的景観を形成している区域などが、都市における風致の典型例として挙げられよう。特に都市内に残る小規模で身近な緑地の持つ良好な自然的景観の維持に対する住民の要請が一層高まっていることから、小規模であっても地域内の実情に応じ、きめ細やかに風致地区の活用を図ることが期待されている。(文献③)

(2) 地区の指定

面積が10ha以上の風致地区に係わるものは都道府県(指定都市内は指定都市)が、その他の風致地区は市町村が定めることとされている。(風致政令第2条)

このことについて、従来は全面的に都道府県(指定都市)の都市計画であったのだが、きめ細かく緑地等の保全を図ることが求められるような小規模な風致地区については、地域の実情を熟知した市町村が主体となって定めるべきことから、平成12年の法改正等により市町村へ権限委譲されたものである。(文献③)

(3) 規制内容

地域地区の種類、位置、区域、面積、名称を都市計画に定めることとされている。また、建築物の建築その他工作物の建設・建築物その他の工作物の色彩の変更・宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更・水面の埋立または干拓等の行為は、あらかじめ、面積が10ha以上の風致地区にあつては都道府県知事(指定都市、中核市、特例市内の場合はそれぞれの長)、その他の風致地区にあつては市町村長の許可を得なければならない。(風致政令第3条)

また、風致地区内における上記の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。(都市計画法第58条第1項)

表3-2-4 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の規制内容

政令の趣旨	地区名	規制内容	規制行為	適用除外
<p>(第1条) 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の規制内容</p>	<p>風致地区</p>	<p>(第2条) 都市計画法第58条第1項の規定に基づき、面積が10ha以上の風致地区に係るものについては、都道府県(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下単に「指定都市」という。))の区域において、指定都市が、その他の風致地区に係るものにおいて、指定都市(都の特別区を含む。以下同じ。)が定めるものとする。</p>	<p>1 建築物の建設 2 建築物その他の工造物(以下「建築物等」という。)の色彩の変更 3 宅地の造成、土地の形態の変更(以下「宅地の造成等」という。) 4 水面の埋立て又は干拓 5 木竹の伐採 6 土石の採取 7 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物)をい ろ。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源)をい ろ。以下同じ。)の堆積 8 前各号に掲げるものの維持に影響を及ぼすおそれのあるものとして、条例で定める行為</p>	<p>適用除外</p>
<p>(第3条第1項) 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市計画事業を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものとする。</p>	<p>(第3条第2項) 国、都道府県又は市町村(面積が10ha以上の風致地区にあつては、国、都道府県、指定都市、中核市、特別市又は地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づきこの政令の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとする市町村。以下この項において「国等」と総称する。)の機関が行う行為については、前項の許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、面積が10ha以上の風致地区にあつては市町村の長に協議しなければならないものとする。</p>	<p>(第3条第3項) 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第1項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすることをおよぼさないものとする。この場合において、これらについては、第1項の許可を受け、又はあらかじめ、面積が10ha以上の風致地区にあつては都道府県知事、その他の風致地区にあつては市町村の長にその旨を通知しなければならないものとする。 1 国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設を設置若しくは管理に供する施設、林業構造若しくは漁業構造の改善の事業の施行若しくは農業者が組織する団体が行なう農業構造若しくは林業構造若しくは漁業構造若しくは水産物の生産に供する施設、重要文化財等の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為(都市の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものを除く。) 2 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体の維持に供する認定電気通信事業(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。)、有線放送電話業務若しくは放送事業の用に供する線路若しくは空中線系(その支持物を含む。)、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為(自動車専用道路以外の道路、駅、停車場、車庫及び発電物の用に供する電気工作物の設置又は管理に係るものとして、条例で定めるものを除く。)</p>	<p>適用除外</p>	

3-2-5 緑地保全地区

(1) 概要

緑地保全地区は、都市計画区域内の緑地で以下のいずれかに該当する土地の区域である。

- ①無秩序な市街地化の防止、公害または災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯または避難地帯として適切な位置・規模および形態を有するもの。
- ②神社・寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、または伝承もしくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的または文化的意義を有するもの。
- ③次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの。
 - ・風致または景観が優れていること
 - ・動植物の生息地または生息地として適正に保全する必要があること

緑地保全地区は、都市計画区域内において都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地や、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地となる緑地等の保全を図ることを目的とする地域地区であり、都市緑地保全法に基づき都市計画に定めるものである。また、首都圏近郊緑地保全法や近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき都市計画に定められる緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区)があり、都市計画区域内の緑地(樹林地・草地・水辺地・岩石地もしくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、もしくは一体となって、またはこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの)で、風致または景観が優れている等の一定の要件に該当する土地の区域について、緑地保全地区を指定する。(文献10)

(2) 地区の指定

近郊緑地特別保存地区および10ha以上の緑地保全地区は都道府県決定の都市計画であるが、10ha未満の緑地保全地区は、住民に身近な緑地の保全を市町村が積極的に推進することを支援するため、市町村が都市計画決定することとされている。(文献3)

(3) 規制内容

緑地保全地区においては、建築物その他の工作物の新築や増改築、宅地の造成、土地の開墾、土石・鉱物等の採取などの土地の形質の変更、木竹の伐採、水面の埋立または干拓などの行為に対して、現状凍結的な厳しい制限が課される。このような厳しい行為制限に対して、行為が不許可とされた場合は損失補償や土地の買い入れが行われる地区があるので、緑地保全地区における行為の規制は、都市計画運用指針が示す許可基準等を踏まえて適正かつ厳密に行われる必要がある。(文献3)

3-2-6 生産緑地地区

(1) 概要

生産緑地地区は、市街化調整区域内にある農地等で、以下に掲げる条件に該当する一団のもの区域である。

- ①公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設などの敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- ②500 m²以上の規模の区域であること。
- ③用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地・環境保全的機能や多目的保留地機能に優れた農地等を計画的に保全し、それを良好な都市環境の形成につなげることを目的として指定する地域地区で、生産緑地法に基づき都市計画に定められるものである。(文献3)

(2) 地区の指定

生産緑地地区は市町村決定の都市計画である。市町村は、生産緑地地区に関する都市計画を定める際には、関係権利者全員の同意を得る必要があり、市街化区域内における良好な都市環境の形成に資する農地等について、関係権利者全員の同意の下、制度の趣旨に照らして生産緑地地区を都市計画決定する。(文献3)

(3) 規制内容

地域地区の種類、位置、区域、面積を都市計画に定めることとされている。また、生産緑地地区においては、建築物その他の工作物の新築や増改築、宅地の造成、土石の採取などの土地の形質の変更、水面の埋立または干拓等、法に定める行為が制限されるとともに、所有者に農地などを農林漁業の用に供する土地として適切に管理する義務が生じる。この義務は、都市計画決定・告示の日から起算して30年経過後、または農林漁業の主たる従事者が死亡または従事することを不可能にする故障に至った場合において、市町村長に当該生産緑地を時価で買い取るべき旨の申し出をし、市町村または希望する地方公共団体等によって買い取りが行われるまで継続される。なお、買い取りの申し出から3ヶ月を経過しても所有権の移転が行われない場合、行為の制限などは適用されなくなる。

生産緑地地区に対しては税の減免措置がなされており、特に、三大都市圏の特定市内の生産緑地地区においては、いわゆる特定市街化区域内農地等の宅地並課税の対象から除外される。(文献3)

表3-2-6 生産緑地法の規制内容

法の目的	地区名	規制内容	規制行為	適用除外	違反措置
<p>(第1条) この法律は、生産緑地地区に指定する都市計画区域の範囲を定め、その範囲内において、農林漁業を営むことにより、農林漁業の発展を図ることを目的とする。</p>	<p>生産緑地地区 (第8条第1項) 市街化区域(都市計画法第107号)第7条第3項に規定する市街化区域のうち、次に掲げる区域を指し、当該区域は、農林漁業を営むことにより、農林漁業の発展を図ることを目的とする。</p>	<p>生産緑地について使用又は収益を有する者は、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。 2 生産緑地については使用又は収益を有する者は、市町村長に申し、当該生産緑地を農地等として管理するため必要な助言、土地の交換のあっせんその他の援助を求めることができる。</p>	<p>1 建築物その他の工作物の築造、改築又は増築 2 土地の掘削、土留り採取その他の土地の形状の変更 3 水面の掘立て又は干拓 1 農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する施設 2 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設 3 農産物、林産物又は水産物の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設 4 農林漁業に従事する者の休憩施設 5 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設</p>	<p>(第9条第1項) 公共施設等の設置若しくは管理に係る行為は、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際に着手して行われなければならない。この場合において、当該生産緑地地区の形状の変更が必要となる行為については、この限りでない。</p>	<p>(第19条) 次の各号の一に該当する者は、6月以下の期間又は30万円以下の罰金に処する。 1 第8条第1項の規定に違反した者</p>
<p>(第1条) この法律は、生産緑地地区に指定する都市計画区域の範囲を定め、その範囲内において、農林漁業を営むことにより、農林漁業の発展を図ることを目的とする。</p>	<p>生産緑地地区 (第8条第1項) 市街化区域(都市計画法第107号)第7条第3項に規定する市街化区域のうち、次に掲げる区域を指し、当該区域は、農林漁業を営むことにより、農林漁業の発展を図ることを目的とする。</p>	<p>1 生産緑地について使用又は収益を有する者は、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。 2 生産緑地については使用又は収益を有する者は、市町村長に申し、当該生産緑地を農地等として管理するため必要な助言、土地の交換のあっせんその他の援助を求めることができる。</p>	<p>1 建築物その他の工作物の築造、改築又は増築 2 土地の掘削、土留り採取その他の土地の形状の変更 3 水面の掘立て又は干拓 1 農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する施設 2 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設 3 農産物、林産物又は水産物の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設 4 農林漁業に従事する者の休憩施設 5 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設</p>	<p>(第9条第1項) 公共施設等の設置若しくは管理に係る行為は、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際に着手して行われなければならない。この場合において、当該生産緑地地区の形状の変更が必要となる行為については、この限りでない。</p>	<p>(第19条) 次の各号の一に該当する者は、6月以下の期間又は30万円以下の罰金に処する。 2 第8条第3項の規定により許可に付けられた条件に違反した者</p>
<p>(第1条) この法律は、生産緑地地区に指定する都市計画区域の範囲を定め、その範囲内において、農林漁業を営むことにより、農林漁業の発展を図ることを目的とする。</p>	<p>生産緑地地区 (第8条第1項) 市街化区域(都市計画法第107号)第7条第3項に規定する市街化区域のうち、次に掲げる区域を指し、当該区域は、農林漁業を営むことにより、農林漁業の発展を図ることを目的とする。</p>	<p>1 生産緑地について使用又は収益を有する者は、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。 2 生産緑地については使用又は収益を有する者は、市町村長に申し、当該生産緑地を農地等として管理するため必要な助言、土地の交換のあっせんその他の援助を求めることができる。</p>	<p>1 建築物その他の工作物の築造、改築又は増築 2 土地の掘削、土留り採取その他の土地の形状の変更 3 水面の掘立て又は干拓 1 農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する施設 2 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設 3 農産物、林産物又は水産物の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設 4 農林漁業に従事する者の休憩施設 5 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設</p>	<p>(第9条第1項) 公共施設等の設置若しくは管理に係る行為は、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際に着手して行われなければならない。この場合において、当該生産緑地地区の形状の変更が必要となる行為については、この限りでない。</p>	<p>(第19条) 次の各号の一に該当する者は、6月以下の期間又は30万円以下の罰金に処する。 2 第8条第3項の規定により許可に付けられた条件に違反した者</p>
<p>(第1条) この法律は、生産緑地地区に指定する都市計画区域の範囲を定め、その範囲内において、農林漁業を営むことにより、農林漁業の発展を図ることを目的とする。</p>	<p>生産緑地地区 (第8条第1項) 市街化区域(都市計画法第107号)第7条第3項に規定する市街化区域のうち、次に掲げる区域を指し、当該区域は、農林漁業を営むことにより、農林漁業の発展を図ることを目的とする。</p>	<p>1 生産緑地について使用又は収益を有する者は、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。 2 生産緑地については使用又は収益を有する者は、市町村長に申し、当該生産緑地を農地等として管理するため必要な助言、土地の交換のあっせんその他の援助を求めることができる。</p>	<p>1 建築物その他の工作物の築造、改築又は増築 2 土地の掘削、土留り採取その他の土地の形状の変更 3 水面の掘立て又は干拓 1 農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する施設 2 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設 3 農産物、林産物又は水産物の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設 4 農林漁業に従事する者の休憩施設 5 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設</p>	<p>(第9条第1項) 公共施設等の設置若しくは管理に係る行為は、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際に着手して行われなければならない。この場合において、当該生産緑地地区の形状の変更が必要となる行為については、この限りでない。</p>	<p>(第19条) 次の各号の一に該当する者は、6月以下の期間又は30万円以下の罰金に処する。 2 第8条第3項の規定により許可に付けられた条件に違反した者</p>
<p>(第1条) この法律は、生産緑地地区に指定する都市計画区域の範囲を定め、その範囲内において、農林漁業を営むことにより、農林漁業の発展を図ることを目的とする。</p>	<p>生産緑地地区 (第8条第1項) 市街化区域(都市計画法第107号)第7条第3項に規定する市街化区域のうち、次に掲げる区域を指し、当該区域は、農林漁業を営むことにより、農林漁業の発展を図ることを目的とする。</p>	<p>1 生産緑地について使用又は収益を有する者は、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。 2 生産緑地については使用又は収益を有する者は、市町村長に申し、当該生産緑地を農地等として管理するため必要な助言、土地の交換のあっせんその他の援助を求めることができる。</p>	<p>1 建築物その他の工作物の築造、改築又は増築 2 土地の掘削、土留り採取その他の土地の形状の変更 3 水面の掘立て又は干拓 1 農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する施設 2 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設 3 農産物、林産物又は水産物の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設 4 農林漁業に従事する者の休憩施設 5 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設</p>	<p>(第9条第1項) 公共施設等の設置若しくは管理に係る行為は、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際に着手して行われなければならない。この場合において、当該生産緑地地区の形状の変更が必要となる行為については、この限りでない。</p>	<p>(第19条) 次の各号の一に該当する者は、6月以下の期間又は30万円以下の罰金に処する。 2 第8条第3項の規定により許可に付けられた条件に違反した者</p>

3-2-7 都市公園

(1) 概要

都市公園は、都市公園法に基づき設置されるものであり、都市計画に定める都市施設としての公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、及び地方公共団体が規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地である。また、それらと都市公園法との関連については、公園、緑地の設置・管理法である都市公園法として位置づけられている。

都市施設としての公園は、位置、規模、目的に応じて各種の機能を分担しており、その設置目的等に対応して都市計画法施行規則に定めるところにより、以下の7つに区分されている。

- ①街区公園：主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
- ②近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園
- ③地区公園：主として徒歩圏区域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
- ④総合公園：主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園
- ⑤運動公園：主として運動の用に供することを目的とする公園
- ⑥広域公園：一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園
- ⑦特殊公園：ア)主として風致の享受の用に供することを目的とする公園
イ)動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園^(文献3)

(2) 地区の指定

面積が10ha以上の都市公園は道府県が、10ha未満の都市公園は市町村が条例を定めることにより指定することとされており、都市施設の都市計画には、種類、名称、位置、区域、都市計画法施行令で定める事項が定められる。

(3) 規制内容

都市計画施設の区域内における建築の規制については、都市計画法第53条において、区域内の建築を許可制とする一方、第54条において、一定の小規模建築物等については原則的に許可することとしており、すなわち、都市計画施設の区域において建築物の建築を行う場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。^(文献3)

3-2-8 地区計画

(1) 概要

地区計画は、都市計画法上の地区計画等の一つ(都市計画法第12条の4第1項第1号)である。

地区計画等は、一定の地区を整備し、開発し、及び保全するための計画であり、根幹的な都市施設の計画に対し、「詳細計画」と呼ばれている。要するに都市の広域的な見地からする観点からの計画とは別に、それぞれの地区住民達が主として利用する地区施設(区画道路、小公園等)の整備であるとか、その地区の特性にふさわしい建築物の形態、意匠等の制限、その他垣、柵の構造等を定めて整備、開発又は保全をしたり、土地利用の計画(地区整備計画)を定めて、その地区を特色あるものとし、かつ、居住環境の整備を図るものである。地区整備計画に従って、市町村は、条例で建築物の制限をすることができ、また各種の行為には届出の義務を課し、それに基づいて必要な勧告等の措置を講ずるものであり、地区計画の他に、防災街区整備地区計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第32条第1項)、沿道地区計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条第1項)、集落地区計画(集落地域整備法第5条第1項)があり、それぞれ都市計画区域内に限り定めることができる。

(注)平成14年の改正により削除されるまでは、上述の地区計画等の他に「住宅地高度利用地区計画」及び「再開発地区計画」が存在した。それらの都市計画は、経過措置(附則第3条)により、その区域の全部について「再開発等促進区」が定められている地区計画であるものとみなされている。

地区計画は、別の法律の規定によらず、都市計画法第12条の5に直接規定されているものである。すなわち、同条第1項本文によると、「地区計画は、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し及び保全するための計画」とされている。(文献5)

(2) 地区の指定・管理の権限

市町村が都市計画に定める。(都市計画法第15条第1項)

(3) 規制内容

都市計画に定める内容として、地区計画等の種類、名称、位置、区域及び区域の面積を定めるほか、当該地区計画の目標、当該区域の整備、開発及び保全に関する方針、主として居住者等の利用に供される道路又は公園、緑地、広場、その他の公共空地及び建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画を定めることとされている。

さらに、市町村は、地区計画の区域で地区整備計画が定められている区域内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画の内容として定められたものを、条例でこれらに関する制限として定めることができる。(文献5)

3-2-9 農業振興地域

(1) 概要

農業振興地域は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で、以下に掲げる条件の全てを備えるものである。(農業振興地域の整備に関する法律第6条第2項)

- ①当該地域内にある土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があること。
- ②当該地域における農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、当該地域内における農業の生産性の向上その他農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。
- ③国土資源の合理的な利用の見地からみて、当該地域内にある土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められること。

(2) 地区の指定

都道府県知事が、農業振興地域整備基本計画に基づき、農業振興地域を指定する。

都道府県知事が指定した農業振興地域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、当該農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない、同計画内に農用地区域を定めることとされている。

(3) 規制内容

農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築)をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

また、都道府県知事は、農業振興地域の区域のうち農用地区域以外の区域内において開発行為を行っている者がある場合において、その開発行為によって農用地区域内にある農用地等において土砂の流出若しくは崩壊その他の耕作若しくは養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させ、又は農用地区域内にある農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすことにより、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、農用地区域内にある農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。(農業振興地域の整備に関する法律第15条)

3-2-10 保安林

(1) 概要

保安林制度は、明治 29 年の未曾有の大水害を受けて、明治 30 年に森林法を制定し、従来の禁伐林(官林)、伐木停止林(民有林)を統一して政府の監督権を強化し創設された制度である。

保安林は、水源のかん養・土砂の流出・土砂の崩壊の防備・飛砂の防備・風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備・なだれ又は落石の危険の防止・火災の防備・魚つき・航行の目標の保存・公衆の保健・名所又は旧跡の風致の保存を目的として指定する地域地区で、森林法に基づき定められるものであり、中でも風致保安林は、名所・旧跡または趣のある景色などの歴史文化的景観の保全について定めるものである。

(注)伐木停止林制度：国土保全上重要な民有林を保全するため、当該森林において伐採をしようとする場合には、関係府県が実地検査の上農商務省に対し報告し、処分について伺い出る制度。

(2) 地区の指定

農林水産大臣または都道府県知事が指定し、森林法およびこれに基づく政令により管理する。(森林法第 25 条)

(3) 規制内容

立竹の伐採、立木の伐採・損傷、家畜の放牧、下草・落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘・開墾・その他の土地の形質を変更する行為は、都道府県知事の許可を得なければならない。(森林法第 34 条)

3-2-11 自然公園

(1) 概要

自然公園は、自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的として定められたものであり、①わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地に指定される国立公園、②国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地について指定される国定公園、③すぐれた自然の風景地について都道府県が指定する都道府県立自然公園が存在する。

国立公園及び国定公園の陸上の区域は、まず、特別地域と普通地域に分けられる。特別地域とは、風致維持のために指定された区域であり、さらに景観上必要な地区は特別保護地区を指定できることとなっている。また、国立公園及び国定公園の海中の景観を維持するために海中公園地区を指定できることとなっている。さらに、都道府県立自然公園についても、条例の定めるところにより、特別地域を指定し、並びに特別地域及びそれに含まれない地域における行為の規制を定めることができることとなっている。

(2) 地区の指定

国立公園については、環境大臣が指定することとされている。国定公園についても環境大臣が指定することとされているが、そのうちの特別地域、特別保護地区、海中公園地区については、都道府県知事が公園計画に基づいて指定することとされている。都道府県立自然公園については、都道府県が条例を定めることにより区域を定めて都道府県立自然公園を特定することができることとされている。

(3) 規制内容

国立公園における規制内容について、国立公園内の特別地域、特別保護地区、海中公園地区においては、工作物の新築・改築・又は増築、鉱物の採取・土石の採取等の法に定める行為を行う際には環境大臣の許可を得なければならない。また、普通地域においては、環境省令に定める基準を超える工作物の新築・改築・又は増築、水面の埋め立て・干拓、鉱物の採取・土石の採取等の法に定める行為を行う際には、環境大臣に届け出なければならない。

国定公園における規制内容について、国定公園内の特別地域、特別保護地区、海中公園地区においては、工作物の新築・改築・又は増築、鉱物の採取・土石の採取等の法に定める行為を行う際には都道府県知事の許可を得なければならない。また、普通地域においては、環境省令に定める基準を超える工作物の新築・改築・又は増築、水面の埋め立て・干拓、鉱物の採取・土石の採取等の法に定める行為を行う際には、都道府県知事に届け出なければならない。

都道府県立自然公園における規制内容について、都道府県は条例の定めるところにより、都道府県立自然公園の風致を維持するためその区域内に特別地域を、都道府県立自然公園の風致の維持とその適正な利用を図るため特別地域内に利用調整地区を指定し、かつ特別地域内、利用調整地区内及び当該都道府県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域内における行為につき、それぞれ国立公園の特別地域、利用調整地区又は普通地域内における行為に関して自然公園法の規定による規制の範囲内において、条例で必要な規制を定めることができる。

3-2-12 自然環境保全地域

(1) 概要

自然環境保全地域は、自然環境保全法に基づき、自然公園法その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として定められたものであり、自然環境保全法に定めるところにより原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域が存在する。

これら3種のうち、自然環境保全地域については、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて自然環境保全地域内に特別地区、海中特別地区を指定することができることとなっている。

さらに、都道府県自然環境保全地域についても、条例の定めるところにより、特別地区を指定し、並びに特別地区及びそれに含まれない区域内における行為の規制を定めることができることとなっている。

(2) 地区の指定

原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、自然環境保全地域内の特別地区、海中公園地区については、環境大臣が指定することとされている。都道府県自然環境保全地域については、都道府県が条例を定めることにより、その区域における自然環境が自然環境保全地域に準ずる土地の区域で、その区域の周辺の自然的社会的諸条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なものを都道府県自然環境保全地域として指定することができることとされている。

(3) 規制内容

原生自然環境保全地域における規制内容について、建築物その他の工作物の新築・改築・増築、宅地の造成・土地の開墾・その他土地の形質の変更・鉱物の掘採・土石の採取等、法に定める行為は禁止されている。

自然環境保全地域における規制内容について、自然環境保全地域内の特別地区、海中公園地区においては、工作物の新築・改築・増築、鉱物の掘採・土石の採取等、法に定める行為を行う際には、環境大臣の許可を得なければならない。普通地区においては、環境省令に定める基準を超える建築物その他の工作物の新築・改築・増築、宅地の造成・土地の開墾・その他土地の形質の変更。鉱物の掘採・土石の採取等の法に定める行為を行う際には環境大臣に届け出なければならない。

都道府県自然環境保全地域における規制内容について、都道府県は条例で定めるところにより、その区域内に特別地区を指定し、かつ特別地区内及び都道府県自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域内における行為につき、それぞれ自然環境保全地域の特別地区又は普通地区における行為に関する自然環境保全法の規定による規制の範囲内において必要な規制を定めることができる。

3-3 景観行政に関する制度

3-3-1 景観計画区域^(文献4)

(1) 概要

景観計画区域は、一定の行為に対して景観形成上の基準を設けていくための、景観法の基本となる区域であり、景観重要建造物・樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、市民参加の仕組み等の法に基づく措置がなされる。

景観計画区域は、都市計画区域内だけでなく区域外の農地や山林を含めて景観上必要な範囲に幅広く指定することが可能であり、また、湖沼や河川、海域などの水面等も含めて指定することが可能である。

(2) 地区の指定・管理の権限

景観行政団体(都道府県又は市町村)が景観計画を策定することにより、その対象となる区域を指定することができる。

(3) 規制内容

景観計画には、①景観計画区域、②景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針、③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、④景観重要建造物・樹木の指定の方針を定めなければならない、⑤屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項、⑥景観重要公共施設の整備に関する事項、⑦景観重要公共施設の占用の許可の基準、⑧景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項、⑨自然公園法の特性に関する事項等を、必要に応じて定めることができる。

また、景観計画では、届出対象となる行為(以下、届出対象行為とする)について、それぞれの行為ごとに良好な景観形成のための行為の制限を定めることとしている。このため、景観計画が定められると、届出対象行為を行う市民や事業者は、その行為の前に届出を行わなければならない。表3-3-1に示すように、法律上定められているものは、A～Cの3項目であるが、その他のD～Jは選択可能な届出対象行為であり、景観行政団体の条例に基づき必要な行為を増やすことも、また逆に条例で適用除外の行為を定めることも可能となっている。

表 3-3-1 景観計画区域における届出対象行為

行為の内容		
A	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	必須届出 対象行為
B	工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
C	都市計画法に規定する開発行為	
D	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	選択届出 対象行為
E	木竹の植栽又は伐採	
F	珊瑚の採取	
G	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	
H	水面の埋立て又は干拓	
I	夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明	
J	火入れ	

3-3-2 文化的景観・重要文化的景観^(文献4)

(1) 概要

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された文化的景観を文化財として位置づけるため、平成16年6月の景観法の制定にあわせて、文化財保護法の改正で設けられたものである。

文化的景観は、景観法に基づく景観計画区域又は景観地区内に定めることが可能であり、重要文化的景観は、景観法に基づく景観計画区域又は景観地区内に定められている文化的景観のうち、都道府県又は市町村の申出に基づき、特に重要なものを文部科学大臣が重要文化的景観として選定することが可能である。

(2) 地区の指定・管理の権限

文化的景観は、景観行政団体(都道府県又は市町村)が景観計画を策定することにより、そこで定める景観計画区域又は景観地区の中に定めることができる。また、重要文化的景観は、文化的景観の保存に関する計画(以下、文化的景観保存計画とする)を策定することにより、その対象となる区域を指定することができる。

(3) 規制内容

文化的景観の保存に必要な規制については、景観法又はその他の法律(文化財保護法、都市計画法、自然公園法、都市緑地法など)に基づく条例により定めることができる。これは、景観法に基づく景観計画区域又は景観地区の規制は選択性のため、土地の形質変更などの文化的景観などの文化的景観の保護のために必要な規制が導入されない場合があるためである。

また、文化的景観保存計画には、①文化的景観の位置及び範囲、②文化的景観の保存に関する基本方針、③文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項、④文化的景観の整備に関する事項、⑤文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項、⑥文化的景観の保存に関し特に必要と認められる事項を定めることが必要である。

3-3-3 屋外広告物

(1) 概要

屋外広告物法に基づき、都道府県又は指定都市、中核市が条例で定めるところにより、規制を行う制度であり、美観風致を維持し、そして公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示の場所及び方法と屋外広告物を掲出する物件の設置及び維持について、必要な規制の基準を定めることを目的としている。

このことは、屋外広告物規制が、①美観風致の維持と②公衆に対する危害の防止という観点からのみ行われるべきものであり、屋外広告物の表示する内容に立ち入って行われてはならないことを示すとともに、屋外広告物規制が、各地域の特性に応じて行われるべきものであり、屋外広告物法は、その規制の基準(=最高限度)を定めているにすぎないことを示している。

しかしながら、屋外広告物に関する規制が各地域において全く異なるのでは、国民の側からして不都合な面もあるので、国土交通省では、屋外広告物標準条例案を示して一応の基準として指導している。(文献6)

(2) 地区の指定

都道府県又は指定都市、中核市が条例を定めるところにより、屋外広告物を規制する地域を指定することができる。

(3) 規制内容

標準条例に示されている地域として、禁止地域等、許可地域等がある。禁止地域等とは、主として美観風致の維持の観点から、屋外広告物の表示等を禁止するのが望ましいと考えられる地域であり、この地域内においては、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならないとされている。許可地域等とは、周囲の景観と調和した広告物の表示等又は公衆に対する危害の防止を目的として広告物等の適正な表示等を確保するための地域であり、この地域内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は規則で定めるところにより、都道府県知事又は指定都市、中核市のそれぞれの長の許可を得なければならない。(文献6)

表3-3-3-3 屋外広告物法の規制内容

法の目的	規制行為	規制内容	違反措置	罰則
<p>(目的) (第1条) この法律は、美観風致を維持し、及び公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示の場所及び方法並びに屋外広告物の設置の位置及び維持に関する規制の基準を定めることを目的とする。</p>	<p>(第3条第1項) 都道府県は、条例で定めるところにより、美観風致を維持するために必要があると認めるときは、市(都の特別区を含む。)及び人口5000以上の市街制町村の区域について、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置を制限することができる。</p> <p>(第4条第1項) 都道府県は、条例で定めるところにより、美観風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所に於いて、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限することができる。</p>	<p>1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、美観地区、風致地区又は伝統的建造物保存地区 2 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第56条の10第1項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第69条第1項若しくは第2項又は第70条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第83条の3第2項に規定する条例の規定により市町村が定める地域 3 森林法(昭和26年法律第249号)第24条第1項第11号ある地域、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、美観風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの 4 道路、緑地、古墳又は墓地 5 公園、緑地、古墳又は墓地 6 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所</p>	<p>(第7条第1項) 都道府県知事は、条例で定めるところにより、前4条の規定に基づく違反した広告物を表示し、若しくはこれこれに違反する広告物を掲出する物件を撤去し、又はこれららを管理する者に対し、これらに対する他の美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(第7条第4項) 都道府県知事は、前4条の規定に基づく条例に違反した広告物がはり紙をみすから除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却せしめることができる。ただし、そのはり紙が、条例で定める適用除外例に明らかに該当しないことと認められるにかかわらず、はることを禁止された場所に行われておらず、かつ、その許可を受けないではり紙を掲出しているときは、条例で定めるところにかかわらず、その許可を受けないではり紙を掲出しているものに限る。以下この項において「はり紙」とは、その違反に係るはり紙を指し、又はその命じた者若しくは委任した者若しくは委任した者に除却せしめることができる。ただし、その期間を経過し、かつ、管理されずに放置されている適用除外例に明らかに該当しないことと認められるにかかわらず、表示することを禁止された場所に表示されているときは、条例で定めるところにかかわらず、その許可を受けないで表示されているとき、その他のそのはり紙又は立看板が前4条の規定に基づく条例に明らかに違反して表示されていると認められるときに限る。</p>	<p>(第3条から第8条第2項まで及び第9条第2項の規定に基づく罰則)は、罰金を科すことができる。</p>
<p>屋外広告物の制限</p>	<p>(第4条第2項) 都道府県は、条例で定めるところにより、美観風致を維持するために必要があると認めるときは、左の各号に掲げる物件に広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(第5条) 都道府県は、条例で定めるところにより、美観風致を維持するために必要があると認めるときは、広告物及びこれを掲出する物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法について禁止又は制限をすることができる。</p> <p>(第6条) 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(第8条) 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告物を設置しようとする者は都道府県知事に氏名又は名称、営業所の名称及び所在地その他の必要な事項を届け出なければならないものとする。</p>	<p>1 橋りょう 2 街路橋及び歩道橋 3 鋼線及び記念碑 4 前各号に掲げるものの外、当該都道府県が特に指定する物件</p>	<p>(第7条第4項) 都道府県知事は、前4条の規定に基づく条例に違反した広告物がはり紙をみすから除却し、又はその命じた者若しくは委任した者若しくは委任した者に除却せしめることができる。ただし、その期間を経過し、かつ、管理されずに放置されている適用除外例に明らかに該当しないことと認められるにかかわらず、表示することを禁止された場所に表示されているときは、条例で定めるところにかかわらず、その許可を受けないで表示されているとき、その他のそのはり紙又は立看板が前4条の規定に基づく条例に明らかに違反して表示されていると認められるときに限る。</p>	<p>(第14条) 第3条から第8条第2項まで及び第9条第2項の規定に基づく罰則)は、罰金を科すことができる。</p>

3-3-4 地方公共団体の自主条例に定める地区指定

前述の通り、重伝建地区を有する各自治体においては、景観条例等の自主条例の制定及び地区指定によって、重伝建地区との一体的な景観保全を行っている事例が存在する。景観条例等の制定及び地区指定状況を整理すると表 3-3-4 に示すとおりであり、64 地区のうち、37 地区において条例が制定されており、そのうち 24 地区において地区指定がなされている。

表 3-3-4 自主条例の制定状況及び地区指定状況

番号	道府県名	保存地区名	景観条例等		地区指定の有無
			条例の有無	条例名	
1	秋田	角館町角館	○(町)	角館町歴史的景観条例	-
2	長野	南木曾町妻籠宿	-	-	-
3	岐阜	白川村荻町	○(村)	白川村景観条例	●
4	京都	京都市産寧坂	○(市)	京都市市街地景観整備条例 京都市自然風景保全条例	●
5	京都	京都市祇園新橋	○(市)	京都市市街地景観整備条例 京都市自然風景保全条例	●
6	山口	萩市堀内地区	○(市)	萩市都市景観条例	●
7	山口	萩市平安古地区	○(市)	萩市都市景観条例	-
8	岡山	高梁市(旧成羽町)吹屋	○(県)	岡山県景観条例	●
9	宮崎	日南市鉄肥	-	-	-
10	青森	弘前市仲町	-	-	-
11	長野	檜川村奈良井	-	-	-
12	岐阜	高山市三町	○(市)	高山市市街地景観保存条例	●
13	京都	京都市嵯峨島居本	○(市)	京都市市街地景観整備条例 京都市自然風景保全条例	●
14	岡山	倉敷市倉敷川畔	○(市)	倉敷市美観地区景観条例 倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保存条例	●
15	兵庫	神戸市北野町山本通	◎(市)	神戸市都市景観条例	●
16	福島	下郷町大内宿	-	-	-
17	鹿児島	知覧町知覧	-	-	-
18	愛媛	内子町八日市護国	-	-	-
19	広島	竹原市竹原地区	-	-	-
20	三重	関町関宿	-	-	-
21	山口	柳井市古市金屋	-	-	-
22	香川	丸亀市塩飽本島町笠島	-	-	-
23	宮崎	日向市美々津	-	-	-
24	沖縄	竹富町竹富島	◎(町)	竹富町歴史的景観形成地区保存条例	●
25	長野	東御市(旧東部町)海野宿	-	-	-
26	島根	大田市大森銀山	○(市)	石見銀山景観保全条例	●
27	京都	京都市上賀茂	○(市)	京都市市街地景観整備条例 京都市自然風景保全条例	●
28	徳島	脇町南町	◎(町)	脇町市街地景観条例	●
29	北海道	函館市元町末広町	◎(市)	函館市都市景観条例	●
30	新潟	佐渡市(旧小木町)宿根木	◎(町)	佐渡市歴史的景観条例	●
31	滋賀	近江八幡市八幡	-	-	-
32	佐賀	有田町有田内山	◎(町)	有田町都市景観条例	●
33	長崎	長崎市東山手	○(市)	長崎市都市景観条例	●
34	長崎	長崎市南山手	○(市)	長崎市都市景観条例	●
35	山梨	早川町赤沢	◎(町)	早川町歴史的文化的財保存地区保存条例	-
36	京都	美山町北	○(町)	美しい町づくり条例	-
37	奈良	橿原市今井町	-	-	-
38	広島	豊町御手洗	-	-	-
39	富山	南砺市(旧平村)相倉	○(市)	平村自然環境および文化的景観の保全に関する条例	-
40	富山	南砺市(旧上平村)菅沼	○(市)	上平村自然環境および文化的景観の保全に関する条例	-
41	鹿児島	出水市出水麓	-	-	-
42	福井	上中町熊川宿	-	-	-
43	千葉	佐原市佐原	◎(市)	佐原市歴史的景観条例	●
44	福岡	吉井町筑後吉井	○(町)	吉井町並み保存地区保存条例	-
45	滋賀	大津市坂本	-	-	-
46	大阪	富田林市富田林	○(市)	富田林寺内町地区町並み保全要綱	-
47	高知	室戸市吉良川町	-	-	-
48	岐阜	恵那市(旧岩村町)岩村本通り	-	-	-
49	福岡	甘木市秋月	◎(市)	甘木市歴史的景観条例	●
50	滋賀	五箇荘町金堂	-	-	-
51	鳥取	倉吉市打吹玉川	-	-	-
52	宮崎	椎葉村十根川	-	-	-
53	岐阜	美濃市美濃町	-	-	-
54	埼玉	川越市川越	○(市)	川越市都市景観条例	-
55	沖縄	渡名喜村渡名喜島	◎(村)	渡名喜村歴史的景観保存条例	●
56	富山	高岡市山町筋	◎(市)	高岡市町並み保存・都市景観形成に関する条例	-
57	白馬	白馬村青鬼	○(村)	白馬村環境基本条例	-
58	岩手	金ヶ崎町城内諏訪小路	-	-	-
59	石川	金沢市東山ひがし	○(市)	金沢市における伝統環境の保存および美しい景観の形成に関する条例 金沢市こまちなみ保存条例 金沢の歴史的文化的資産である寺社等の保全に関する条例 金沢市斜面緑地保全条例	●
60	山口	萩市浜崎地区	○(市)	萩市都市景観条例	-
61	福岡	八女市八女福島	◎(市)	八女市文化的景観条例	-
62	鹿児島	薩摩川内市(旧入来町)入来麓	-	-	-
63	島根	温泉津町温泉津	○(町)	石見銀山景観保全条例	●
64	岐阜	高山市下二之町大新町	○(市)	高山市市街地景観保存条例	●
合計			37地区	45種	29種・24地区

【凡例】◎：保存条例との位置づけが内包制定型である景観条例等
○：保存条例との位置づけが並列制定型である景観条例等
●：地区指定有り

第4章 他の選定基準と比較した選定基準(三)による選定地区の特徴

4-1 重要伝統的建造物群保存地区選定基準の定義

重伝建地区には、文部省告示により選定基準が定められている。

(文部省告示第百五十七号)

重要伝統的建造物群保存地区選定基準を次のように定める。

昭和五十年十一月二十日

伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次の各号の一に該当するもの

- (一) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの
- (二) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの
- (三) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの

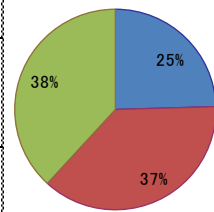
(文部科学省. 重要伝統的建造物群保存地区選定基準. http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/k19751120002/k19751120002.html.)

4-2 選定基準別の選定地区の割合

以下の表に示すように、全110地区中選定基準(一)による選定地区が27地区(25%)、選定基準(二)が41地区(37%)、選定基準(三)が42地区(38%)である。

表4-2 選定基準別の選定地区の割合

選定基準	地区名	地区数	割合
1	京都市祇園新橋、高山市三町、倉敷市、神戸市、竹原市、柳井市、東御市、脇野、近江八幡市、榑原市、富田林市、室戸市、倉吉市、美濃市、川越市、高岡市、金沢市、高山市下二之町大新町、黒石市、宇陀市、鹿島市浜中町八本木宿、主計町、五條新町、足助、金屋町、城東、村田町	27	25%
2	角館町、萩市堀内地区、萩市平安古地区、日南市、弘前市、知覧町、日向市、長崎市東山手、長崎市南山手、豊田、出水市、甘木市、金ヶ崎町、萩市浜崎地区、八女市、薩摩川内市、温泉津町、篠山市、日田市、国見町、加賀市、加悦町、塩田津、塩尻市、鹿島市浜庄津町浜金屋町、湯浅町、出石、大島村神浦、小浜西組、宇和町卯之町、真壁、佐々並、卯辰山麓、桐生新町、土居麻中、右衛門町、寺町台、津和野、大田市、黒島地区、千曲市、横手市	41	37%
3	南木曾町、白川村、京都市産寧坂、高梁市、櫛川村、京都市嵯峨島居本、下郷町、内子町、関宿、丸亀市、竹富町、京都市上賀茂、函館市、佐渡市、有田町、早川町、美山町、南砺市相倉、南砺市菅沼、上中町、佐原市、吉井町、大津市、恵那市、五箇荘町、椎葉村、渡名喜村、白馬村、伊根町、東祖谷山村、六合村、黒木、前沢、加賀東谷、白峰、新川田竜、郡上八幡北町、福住、大山町、花沢、甲州市、奈良井	42	38%



2015年12月現在

4-3 地区面積による比較

重伝建地区110地区における面積を比較分析する。全重伝建地区における面積を表4-3-1に面積の降順に示し、選定基準別の面積最大、最小及び平均を表4-3-2に示す。

表 4-3-2 面積の最大、最小、平均

		地区名	面積(ha)
全地区	最大	南木曾町妻籠宿	1245.4
	最小	金沢市主計町	0.6
	平均		33.4
選定基準(一)	最大	豊田市足助	21.5
	最小	金沢市主計町	0.6
	平均		8.5
選定基準(二)	最大	萩市堀内地区	77.4
	最小	鹿島市浜庄津町浜金屋町	2
	平均		18.2
選定基準(三)	最大	南木曾町妻籠宿	1245.4
	最小	京都市嵯峨島居本	2.6
	平均※		64.1

表 4-3-1 より、全地区で最も面積が大きい地区は「長野県南木曾町妻籠宿」で選定基準(三)、最も面積が小さい地区は「石川県金沢市主計町」で選定基準(一)である。

平均においては、選定基準(三)、選定基準(二)、選定基準(一)の順で面積が大きい。ただし、選定基準(三)においては、周囲の地形を伝建地区の範囲に大きく含む地区が見られたため、それら6地区(南木曾町妻籠宿、伊根町伊根浦、南丹市美山町北、中之条町六合赤石、白馬村青鬼、椎葉村利根川)を除いた平均も求めたところ、23.5ha となった(※)。また、この値で比較しても、変わらず選定基準(三)が最も平均面積が大きくなることがわかった。

また、全地区において面積が 25ha 以上の地区は 25 地区あるが、25 地区中、選定基準(一)が 0 地区、(二)が 6 地区、(三)が 19 地区で、選定基準(三)が最も多く、選定基準(一)が最も少ない。さらに、全地区において面積が 100ha 以上の地区は 4 地区あるが、4 地区中 4 地区すべてが選定基準(三)であり、特に「南木曾町妻籠宿」については 1200ha 越えと、他地区と大差をつけて面積が大きかった。一方、面積が 10ha に満たない比較的小さい地区は 38 地区あり、38 地区中、選定基準(一)が 20 地区、(二)が 11 地区、(三)が 7 地区で、選定基準(一)が最も多く、選定基準(三)が最も少ないことがわかった。

以上の結果より、選定基準(一)の地区は面積が小さい地区が多く、選定基準(三)の地区は面積が大きい地区が多いことがわかった。

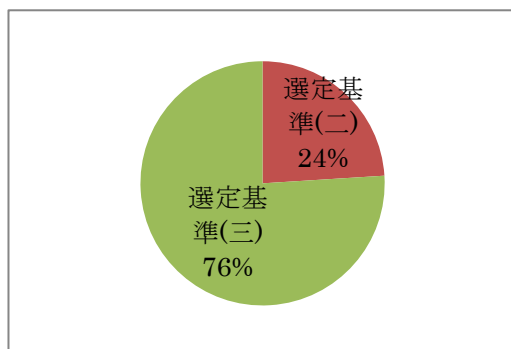


図 4-3-1 面積 25ha 以上の地区

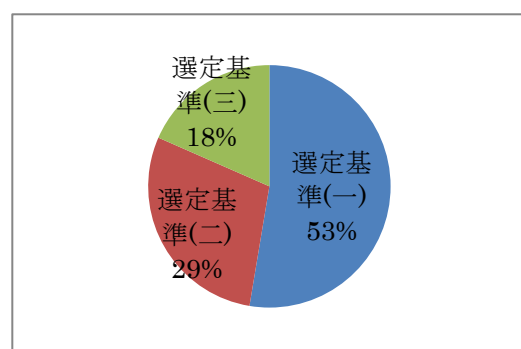


図 4-3-2 面積 10ha 未満の地区

表 4-3-1 重伝建地区面積の比較(降順)

選定基準	地区名称	種別	都市計画区域内	類型	街路形態	面積(ha)
(三)	南木曾町妻籠宿	宿場町	×	谷間型	線の街路町並連続型	1245.4
(三)	伊根町伊根浦	漁村	×	海辺(谷間)型	面(非直線)の街路町並連続型	310.2
(三)	加賀市加賀東谷	山村集落	×	谷間型	面(非直線)の街路町並分散型	151.8
(三)	南丹市美山町北	山村集落	×	谷間型	面(非直線)の街路町並分散型	127.5
(二)	萩市堀内地区	武家町	○	海辺(山麓)型	面(直線)の街路町並連続型	77.4
(三)	うきは市新川田菟	山村集落	×	谷間型	面(非直線)の街路町並分散型	71.2
(三)	中之条町六合赤岩	山村・養蚕集落	×	谷間型	面(非直線)の街路町並分散型	63
(三)	白馬村青鬼	山村集落	×	谷間型	面(非直線)の街路町並分散型	59.7
(二)	朝倉市秋月	城下町	×	谷間型	面(直線)の街路町並連続型	58.6
(三)	白川村荻町	山村集落	×	谷間型	面(非直線)の街路町並分散型	45.6
(二)	出水市出水麓	武家町	○	山麓型	面(直線)の街路町並連続型	43.8
(二)	篠山市篠山	城下町	×	山麓型	面(直線)の街路町並連続型	40.2
(三)	椎葉村十根川	山村集落	×	谷間型	面(非直線)の街路町並分散型	39.9
(三)	竹富町竹富島	島の農村集落	×	島(中心)型	面(直線)の街路町並連続型	38.3
(二)	金ヶ崎町城内諏訪小路	武家町	○	平地型	面(非直線)の街路町並連続型	34.8
(二)	大田市温泉津	港町・温泉町	○	海辺(谷間)型	面(直線)の街路町並連続型	33.7
(三)	大田市大森嶺山	鉱山町	○	谷間型	線の街路町並連続型	32.8
(三)	三好市東祖谷山村落合	村落	×	谷間型	面(非直線)の街路町並分散型	32.3
(三)	東近江市五箇荘金堂	農村集落	○	山麓型	面(直線)の街路町並連続型	32.2
(三)	大津市坂本	里坊群・門前町	○	山麓型	面(直線)の街路町並連続型	28.7
(三)	佐渡市宿根木	港町	×	島(海辺)型	面(非直線)の街路町並連続型	28.5
(三)	西曲群大山町	農村集落	×	平地型	面(非直線)の街路町並連続型	25.8
(三)	早川町赤沢	山村・講中宿	×	谷間型	面(非直線)の街路町並連続型	25.6
(三)	篠山市福住	宿場町・農村集落	×	谷間型	線の街路町並連続型	25.2
(三)	龜山市関宿	宿場町	○	山麓型	線の街路町並連続型	25
(二)	豊岡市出石	城下町	○	山麓型	面(直線)の街路町並連続型	23.1
(二)	金沢市卯辰山麓	寺町	○	山麓型	面(混在)の街路町並連続型	22.1
(二)	金沢市寺町台	寺町	○	平地型	面(直線)の街路町並連続型	22
(一)	豊田市足助	商家町	×	谷間型	面(非直線)の街路町並連続型	21.5
(三)	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	×	島(海辺)型	面(直線)の街路町並連続型	21.4
(二)	平戸市大島村神浦	港町	×	島(海辺)型	面(非直線)の街路町並連続型	21.2
(二)	萩市佐々並市	宿場町	×	谷間型	線の街路町並連続型	20.8
(三)	うきは市筑後吉井	在郷町	×	平地型	面(直線)の街路町並連続型	20.7
(二)	輪島市黒島地区	船主集落	×	海辺(山麓)型	面(非直線)の街路町並連続型	20.5
(二)	日南市鉄肥	武家町	○	谷間型	面(直線)の街路町並連続型	19.8
(二)	八女市八女福島	商家町	○	平地型	線の街路町並連続型	19.8

選定基準	地区名称	種別	都市計画区域内	類型	街路形態	面積(ha)
(三)	焼津市花沢	山村集落	×	谷間型	線の街路町並連続型	19.5
(二)	薩摩川内市入来麓	武家町	×	山麓型	面(直線)の街路町並連続型	19.2
(二)	小浜市小浜西組	商家町・茶屋町	○	海辺(山麓)型	面(直線)の街路町並連続型	19.1
(二)	知覧町知覧	武家町	○	谷間型	面(直線)の街路町並連続型	18.6
(三)	黒木町黒木	在郷町	×	山麓型	面(直線)の街路町並連続型	18.4
(一)	室戸市吉良川町	在郷町	×	海辺(山麓)型	面(直線)の街路町並連続型	18.3
(三)	南砺市相倉	山村集落	×	谷間型	面(非直線)の街路町並分散型	18
(三)	塩尻市奈良井	宿場町	×	谷間型	線の街路町並連続型	17.6
(二)	桜川市真壁	在郷町	○	平地型	面(直線)の街路町並連続型	17.6
(一)	榑原市今井町	寺内町・在郷町	○	平地型	面(直線)の街路町並連続型	17.4
(一)	宇陀市松山	商家町	○	谷間型	線の街路町並連続型	17
(三)	有田町有田内山	製磁町	○	谷間型	線の街路町並連続型	15.9
(三)	甲州市塩山下小田原上条	山村集落	×	谷間型	面(非直線)の街路町並連続型	15.1
(一)	倉敷市倉敷川畔	商家町	○	山麓型	面(混在)の街路町並連続型	15
(三)	恵那市岩村町本通り	商家町	×	谷間型	線の街路町並連続型	14.6
(三)	函館市元町末広町	港町	○	海辺(山麓)型	面(直線)の街路町並連続型	14.5
(三)	郡上市郡上八幡北町	城下町	○	谷間型	面(直線)の街路町並連続型	14.1
(二)	桐生市桐生新町	製織町	○	山麓型	面(直線)の街路町並連続型	13.4
(三)	南会津町前沢	山村集落	×	谷間型	面(非直線)の街路町並分散型	13.3
(一)	東御市海野宿	宿場・養蚕町	○	平地型	線の街路町並連続型	13.2
(三)	丸亀市塩飽本島町笠島	港町	×	島(海辺)型	面(非直線)の街路町並連続型	13.1
(一)	近江八幡市八幡	商家町	○	山麓型	面(直線)の街路町並連続型	13.1
(二)	千曲市稲荷山	商家町	○	山麓型	線の街路町並連続型	13
(二)	嬉野市塩田津	商家町	○	山麓型	線の街路町並連続型	12.8
(二)	長崎市南山手	港町	○	海辺(山麓)型	面(非直線)の街路町並連続型	12.7
(二)	塩尻市木曾平沢	漆工町	×	谷間型	線の街路町並連続型	12.5
(二)	与謝野町加悦	製織町	×	山麓型	線の街路町並連続型	12
(三)	下郷町大内宿	宿場町	×	谷間型	線の街路町並連続型	11.3
(一)	富田林市富田林	寺内町・在郷町	○	平地型	面(直線)の街路町並連続型	11.2
(二)	津和野町津和野	武家町・商家町	○	谷間型	面(直線)の街路町並連続型	11.1
(二)	加賀市加賀橋立	船主集落	×	海辺(山麓)型	線の街路町並連続型	11
(三)	若狭町熊川宿	宿場町	×	谷間型	線の街路町並連続型	10.8
(二)	日田市豆田町	商家町	○	平地型	線の街路町並連続型	10.7
(三)	白山市白峰	山村・養蚕集落	×	谷間型	面(非直線)の街路町並連続型	10.7
(二)	弘前市仲町	武家町	○	平地型	面(直線)の街路町並連続型	10.6
(二)	横手市増田	在郷町	×	平地型	面(直線)の街路町並連続型	10.6
(二)	萩市浜崎	港町	○	海辺(平地)型	面(直線)の街路町並連続型	10.3

選定基準	地区名称	種別	都市計画区域内	類型	街路形態	面積(ha)
(二)	雲仙市神代小路	武家町	○	海辺(山麓)型	面(直線)の街路町並連続型	9.8
(二)	栃木市嘉右衛門町	在郷町	○	平地型	面(直線)の街路町並連続型	9.6
(一)	神戸市北野町山本通	港町	○	山麓型	面(混在)の街路町並連続型	9.3
(一)	美濃市美濃町	商家町	○	山麓型	面(直線)の街路町並連続型	9.3
(二)	安芸市土居原中	武家町	×	山麓型	面(直線)の街路町並連続型	9.2
(三)	京都市産寧坂	門前町	○	山麓型	面の混在の街路町並連続型	8.2
(一)	津山市城東	商家町	○	平地型	面(直線)の街路町並連続型	8.1
(一)	川越市川越	商家町	○	平地型	線の街路町並連続型	7.8
(二)	長崎市東山手	港町	○	海辺(山麓)型	面(非直線)の街路町並連続型	7.5
(一)	柴田郡村田町村田	商家町	○	山麓型	線の街路町並連続型	7.4
(二)	日向市美々津	港町	×	海辺(山麓)型	面(直線)の街路町並連続型	7.2
(三)	香取市佐原	商家町	○	山麓型	面(非直線)の街路町並連続型	7.1
(一)	五條市五條新町	商家町	○	平地型	面(直線)の街路町並連続型	7
(二)	仙北市角館	武家町	○	谷間型	面(直線)の街路町並連続型	6.9
(二)	呉市豊町御手洗	港町	×	島(海辺)型	面(非直線)の街路町並連続型	6.9
(一)	鹿島市浜中町八本木宿	醸造町	○	山麓型	線の街路町並連続型	6.7
(一)	高山市下二之町大新町	商家町	○	山麓型	線の街路町並連続型	6.6
(三)	高梁市吹屋	鉱山町	×	谷間型	線の街路町並連続型	6.4
(一)	高岡市金屋町	錆物師町	○	平地型	面(直線)の街路町並連続型	6.4
(二)	湯浅町湯浅	醸造町	○	海辺(山麓)型	面(直線)の街路町並連続型	6.3
(一)	高岡市山町筋	商家町	○	平地型	線の街路町並連続型	5.5
(一)	美馬市脇町南町	商家町	○	山麓型	面(直線)の街路町並連続型	5.3
(一)	竹原市竹原地区	製塩町	○	山麓型	線の街路町並連続型	5
(二)	西予市宇和町卯之町	在郷町	○	山麓型	面(直線)の街路町並連続型	4.9
(一)	倉吉市打吹玉川	商家町	○	谷間型	面(直線)の街路町並連続型	4.7
(一)	高山市三町	商家町	○	山麓型	面(直線)の街路町並連続型	4.4
(三)	南砺市普沼	山村集落	×	谷間型	面(非直線)の街路町並分散型	4.4
(二)	萩市平安古地区	武家町	○	山麓型	面(直線)の街路町並連続型	4
(三)	内子町八日市護国	製塩町	○	谷間型	線の街路町並連続型	3.5
(一)	黒石市中町	商家町	○	平地型	線の街路町並連続型	3.1
(三)	京都市上賀茂	社家町	○	山麓型	面(直線)の街路町並連続型	2.7
(三)	京都市嵯峨鳥居本	門前町	○	谷間型	線の街路町並連続型	2.6
(二)	鹿島市浜庄津町浜金屋町	港町・在郷町	○	山麓型	線の街路町並連続型	2
(一)	金沢市東山ひがし	茶屋町	○	山麓型	面(直線)の街路町並連続型	1.8
(一)	柳井市古市金屋	商家町	○	山麓型	面(直線)の街路町並連続型	1.7
(一)	京都市祇園新橋	茶屋町	○	山麓型	面(直線)の街路町並連続型	1.4
(一)	金沢市主計町	茶屋町	○	平地型	面(直線)の街路町並連続型	0.6

4-4 まちの種別及び都市計画区域による比較

重伝建地区 110 地区におけるまちの種別及び都市計画区域を選定基準別に比較分析する。

(1) 選定基準(一)の特徴

① まちの種別

商家町が最も多く、27 地区中 16 地区 (59.3%) であった。

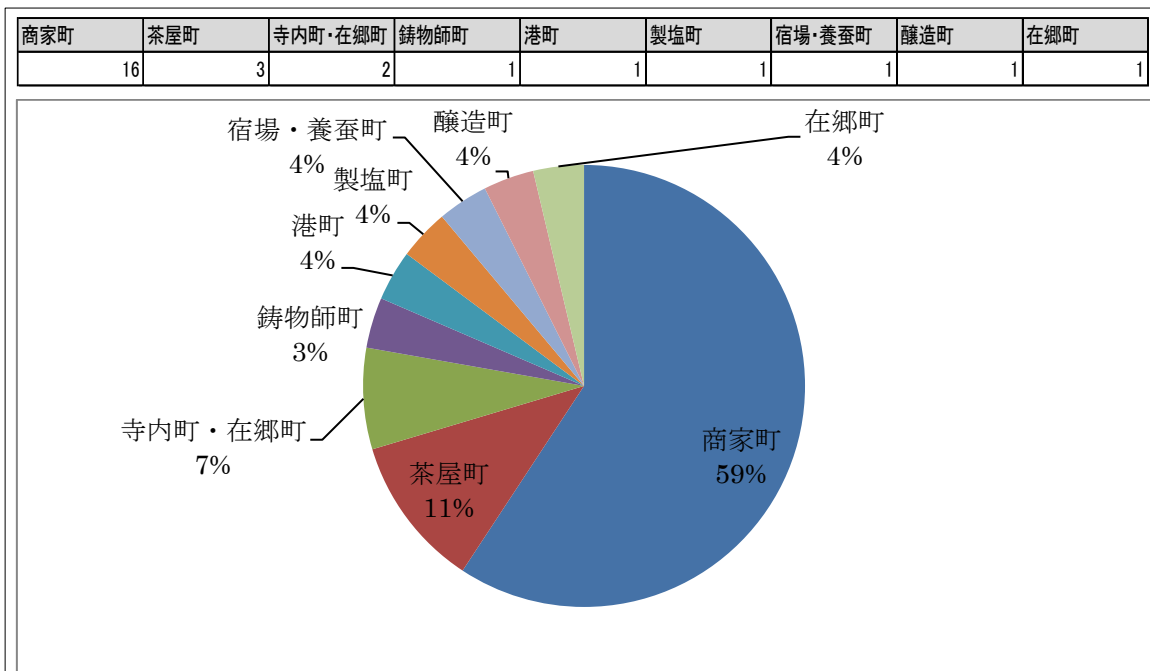


図 4-4-1 選定基準(一)の種別

② 都市計画区域

27 地区中 25 地区 (92.6%) が都市計画区域内であった。また、都市計画区域外である 3 地区について、選定基準(一)の中では比較的面積の大きい地区であることがわかった。

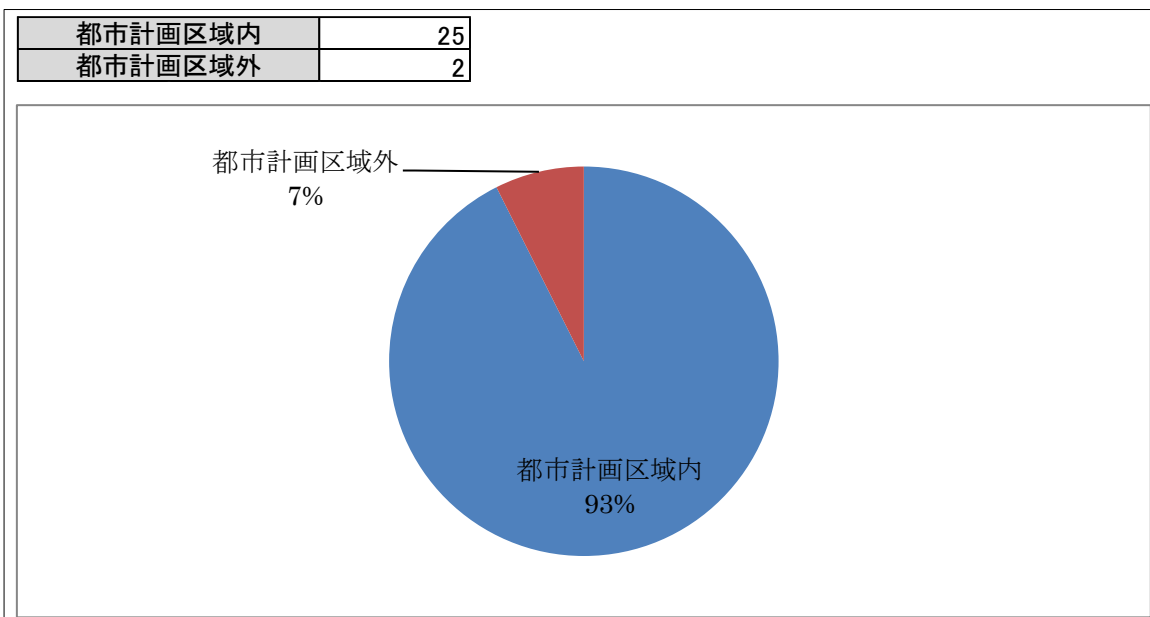


図 4-4-2 選定基準(一)の都市計画区域

(2) 選定基準(二)の特徴

①まちなみの種別

武家町が最も多く、41地区中11地区(26.8%)であった。

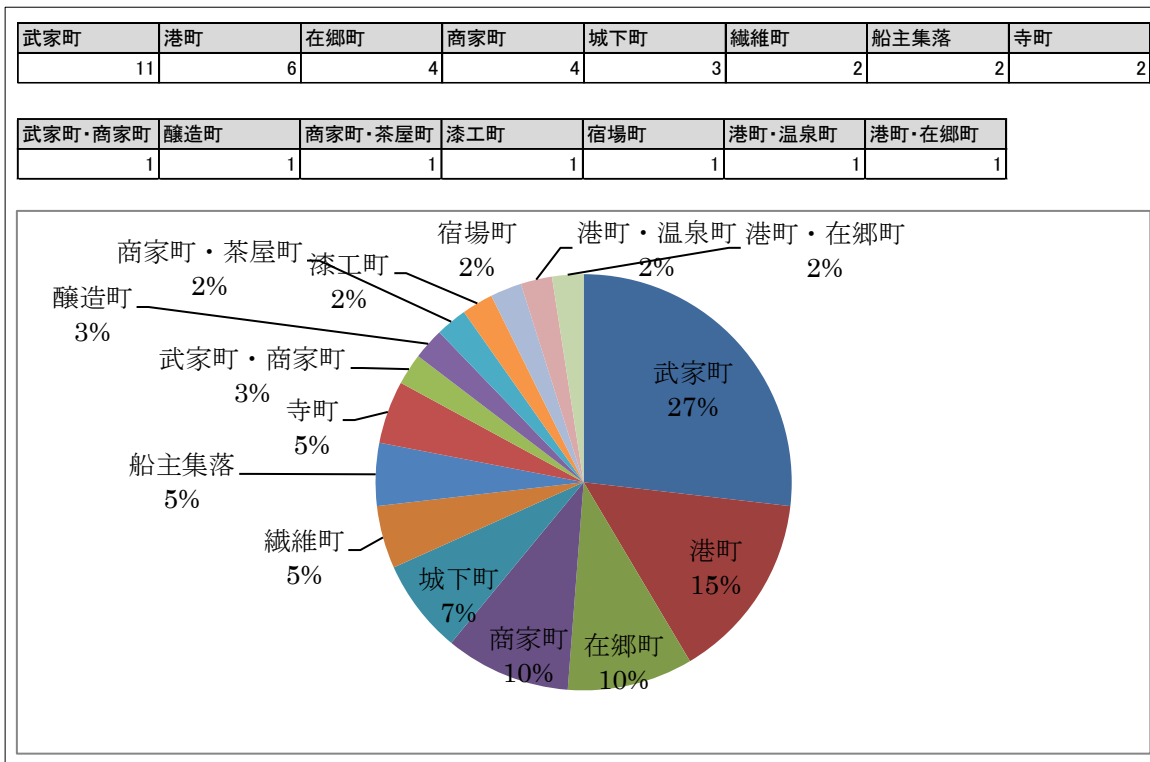


図 4-4-3 選定基準(二)の種別

②都市計画区域

41地区中28地区(68.3%)が都市計画区域内であった。

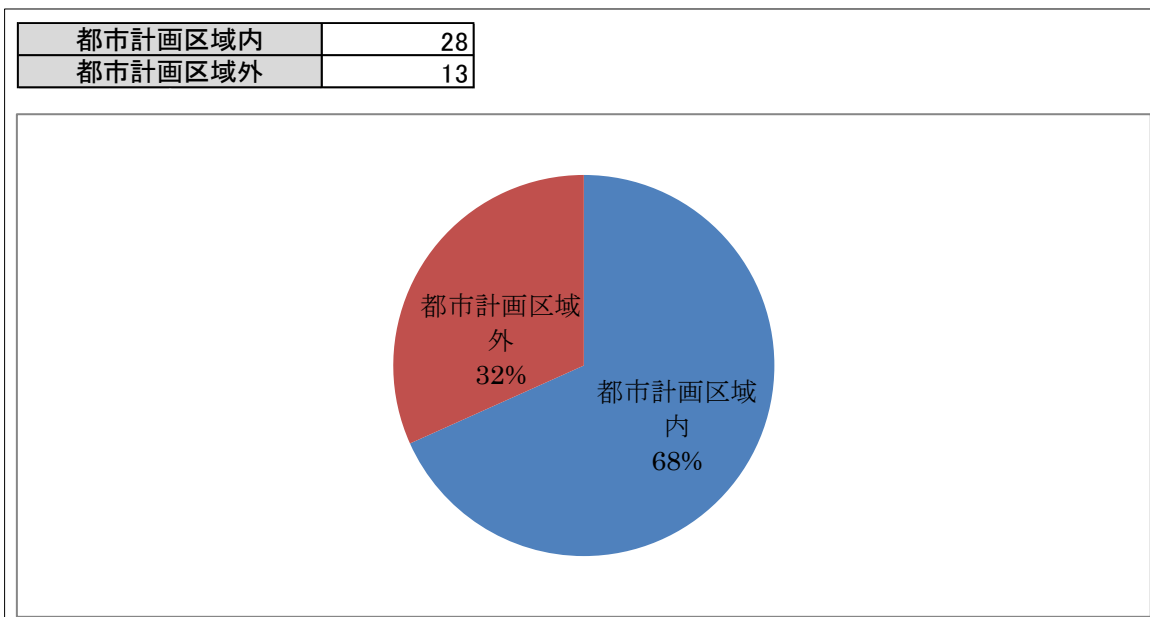


図 4-4-4 選定基準(二)の都市計画区域

(3) 選定基準(三)の特徴

① まちの種別

山村集落が多く、42 地区中 11 地区(28.2%)であった。また、「農村集落」、「山村集落」、「島の農村集落」、「村落」の種別をまとめると 42 地区中 19 地区(45.2%)であった。

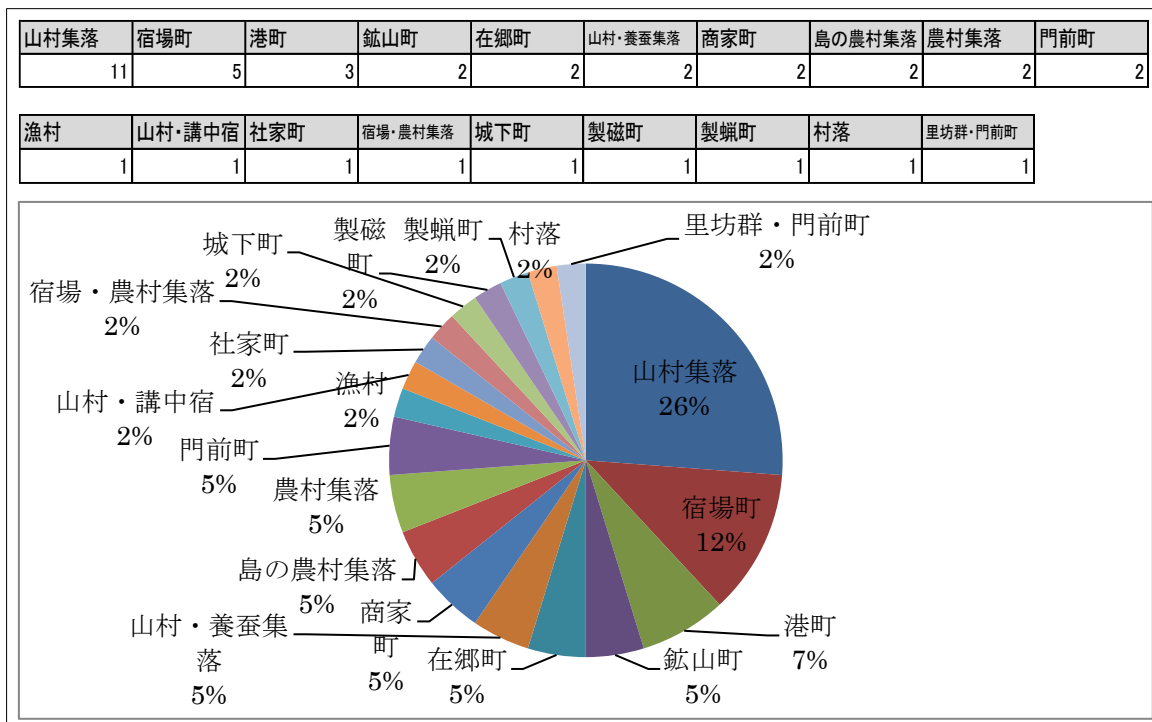


図 4-4-5 選定基準(三)の種別

② 都市計画区域

42 地区中 29 地区(69.0%)が都市計画区域外であった。また、面積の上位 10 地区は、すべて都市計画区域外であった。

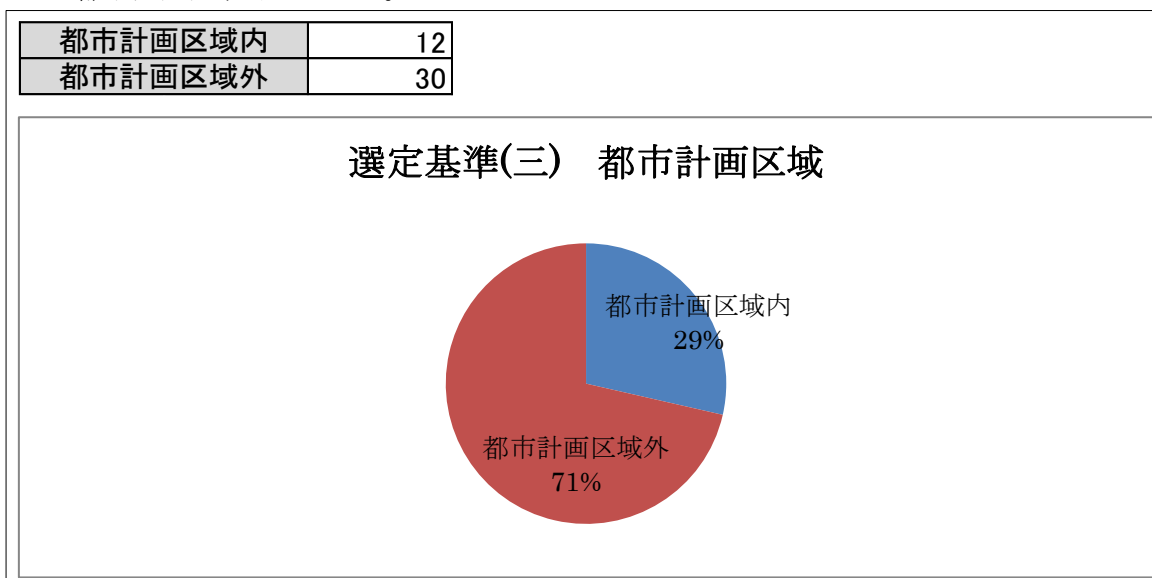


図 4-4-6 選定基準(三)の都市計画区域

4-5 小括

以上の調査分析のまとめを図4-5-1に示す。

選定基準(一)においては、面積が比較的小さい地区が多いことがわかった。種別は商家町が多く、ほとんどの地区が都市計画区域内であった。

選定基準(二)においては、種別は武家町が多く、都市計画区域内の地区が多いことがわかった。

選定基準(三)においては、面積が比較的大きい地区が多いことがわかった。種別は山村集落が多く、都市計画区域外の地区が多いことがわかった。

以上より、他の選定基準による選定地区と比較すると、選定基準(三)は次の3つの特徴を有しているといえる。

- ① 周辺の環境を含む広い地区面積を有していること
- ② 山村集落や農村集落等の集落が多いこと
- ③ 都市計画区域外に位置する地区が多いこと

このことから、選定基準(三)による選定地区においては、都市計画区域外に位置し、森林地域や農業地域等に囲まれた地区が多いと言え、これらの地区においては周辺の森林や農地の景観が重伝建地区の地域的特色を表しており、選定基準(三)により選定された地区の特徴が顕著に表れていると考えられる。

比較項目	選定基準(一)		選定基準(二)		選定基準(三)	
地区面積	選定基準(一)の地区面積		選定基準(二)の地区面積		選定基準(三)の地区面積	
	面積	地区名	面積	地区名	面積	地区名
	最大	21.5 ha 豊田市足助地区	最大	77.4 ha 萩市堀内地区	最大	1245.4 ha 南木曾町妻籠宿地区
	最小	0.6 ha 金沢市主計町地区	最小	2.0 ha 鹿島市浜庄津浜金屋町地区	最小	2.6 ha 京都市嵯峨鳥居本地区
平均	8.5 ha -	平均	18.2 ha -	平均	64.1 ha -	
まちの種別						
	選定基準(一)のまちの種別		選定基準(二)のまちの種別		選定基準(三)のまちの種別	
都市計画区域						
	選定基準(一)の都市計画区域内外		選定基準(二)の都市計画区域内外		選定基準(三)の都市計画区域内外	

図4-5-1 地区面積・まちの種別・都市計画区域との位置関係の選定基準別比較

第5章 選定基準（三）による選定地区における自然環境を保全・活用する風俗慣習の現状

5-1 調査方法

本章では、選定基準(三)による選定地区において継承されている自然環境を保全・活用する風俗慣習の内容、背景、目的及び現状について把握するため、伝統的建造物群保存対策調査報告書及び文化庁による選定理由書(以下、伝建報告書等)の文献調査及び重伝建地区を有する地方公共団体に対するアンケート調査1、選定地区におけるヒアリング調査により行う。

調査の方法は、まず、伝建報告書等の文献調査により重伝建地区において継承されていた自然環境を保全・活用する風俗慣習記載の内容、背景、目的について把握する。次に、アンケート調査1により文献調査で風俗慣習に関する記載のあった地区に対するアンケート調査により、伝建報告書等において記載されていない項目の追加把握を行うと共に、現在の風俗慣習の継承状況や自然環境を活用した普及啓発活動の有無について把握する。最後に、地区の実態について把握するため、アンケート調査1対象地区のうち、普及啓発活動が実施されている地区を対象としてヒアリング調査を行う。

(1) 伝建報告書等における文献調査

①調査対象

2015年7月までに選定基準(三)により選定された42地区を対象とする。

②調査方法

2015年7月までに選定基準(三)により選定された42地区を対象に、伝統的建造物群保存対策調査報告書等(以下、伝建報告書等)の文献調査により重伝建地区において継承されてきた風俗慣習の内容、背景、目的、自然環境の呼称について把握する。文献調査項目を表5-1-1に示す。

表 5-1-1 文献調査項目

文献調査 調査項目		
文献調査	自然環境を保全する風俗慣習について	自然環境の呼称
		自然環境の機能
		自然環境を保全するルール
		自然環境を保全する目的

(2) アンケート調査 1

① 調査対象

文献調査により風俗慣習に関して記載のあった地区を対象とする。文献調査の結果、アンケート調査1の対象となる地区は次の9地区であった。（表5-1-2、表5-1-3、図5-1-1）

表5-1-2 アンケート調査1対象地区

都道府県	地区名称	種別*	選定基準	文献調査対象	アンケート調査1調査対象
長野県	南木曾町妻籠宿	宿場町	(三)	○	○
岐阜県	白川村荻町	山村集落	(三)	○	×
京都府	京都市産寧坂	門前町	(三)	○	×
岡山県	高梁市吹屋	鉱山町	(三)	○	×
長野県	塩尻市奈良井	宿場町	(三)	○	×
京都府	京都市嵯峨鳥居本	門前町	(三)	○	×
福島県	下郷町大内宿	宿場町	(三)	○	×
愛媛県	内子町八日市護国	製紙町	(三)	○	×
三重県	亀山市関宿	宿場町	(三)	○	×
香川県	丸亀市塩飽本島町笠島	港町	(三)	○	×
沖縄県	竹富町竹富島	島の農村集落	(三)	○	×
島根県	大田市大森銀山	鉱山町	(三)	○	×
京都府	京都市上賀茂	社家町	(三)	○	×
北海道	函館市元町末広町	港町	(三)	○	×
新潟県	佐渡市宿根木	港町	(三)	○	×
佐賀県	有田町有田内山	製磁町	(三)	○	×
山梨県	早川町赤沢	山村・講中宿	(三)	○	×
京都府	南丹市美山町北	山村集落	(三)	○	×
富山県	南砺市相倉	山村集落	(三)	○	○
富山県	南砺市菅沼	山村集落	(三)	○	○
福井県	若狭町熊川宿	宿場町	(三)	○	×
千葉県	香取市佐原	商家町	(三)	○	×
福岡県	うきは市筑後吉井	在郷町	(三)	○	×
滋賀県	大津市坂本	里坊群・門前町	(三)	○	×
岐阜県	恵那市岩村町本通り	商家町	(三)	○	×
滋賀県	東近江市五個荘金堂	農村集落	(三)	○	×
宮崎県	椎葉村十根川	山村集落	(三)	○	×
沖縄県	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	(三)	○	○
長野県	白馬村青鬼	山村集落	(三)	○	×
京都府	伊根町伊根浦	漁村	(三)	○	○
徳島県	三好市東祖谷山村落合	村落	(三)	○	○
群馬県	中之条町六合赤岩	山村・養蚕集落	(三)	○	×
福岡県	八女市黒木	在郷町	(三)	○	○
福島県	南会津町前沢	山村集落	(三)	○	×
石川県	加賀市加賀東谷	山村集落	(三)	○	○
石川県	白山市白峰	山村・養蚕集落	(三)	○	×
福岡県	うきは市新川田籠	山村集落	(三)	○	×
岐阜県	郡上市郡上八幡北町	城下町	(三)	○	×
兵庫県	篠山市福住	宿場町・農村集落	(三)	○	×
鳥取県	大山町所子	農村集落	(三)	○	○
静岡県	焼津市花沢	山村集落	(三)	○	×
山梨県	甲州市塩山下小田原上条	山村集落	(三)	○	×
計			42地区	42地区	9地区
凡例	○: 調査対象		アンケート調査1対象地区		
	×: 調査対象外				
	※文化庁HP, http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/				

表 5-1-3 アンケート調査1 対象地区と風俗慣習により保全・活用される自然環境の呼称

都道府県	地区名	種別	自然環境の呼称
長野県	南木曾町妻籠宿	宿場町	不明 (重伝建地区南東部の山林)
			不明 (重伝建地区北部の山林)
富山県	南砺市相倉	山村集落	雪持林
	南砺市菅沼	山村集落	雪持林
沖縄県	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	クサテ森
			フクギの屋敷林
			イノー
京都府	伊根町伊根浦	漁村	シイの森
			青島のシイ
			ムフジユ舞台
徳島県	三好市東祖谷山村落合	山村集落	鎮守の森
福岡県	八女市黒木	在郷町	共有林
石川県	加賀市加賀東谷	山村集落	斧いらずの森
鳥取県	大山町所子	農村集落	境界木
			神様の通り道



図 5-1-1 アンケート調査1 対象地区

②調査方法

文献調査により風俗慣習に関して記載のあった9地区を対象に、アンケート調査1により伝建報告書等において記載されていない項目の追加把握を行うとともに、風俗慣習が現在どのように継承されているかについて現状を把握する。アンケート調査項目を表5-1-3に示す。

アンケート調査1は、2016年11月18日から同年12月7日までの期間に該当する地方公共団体9団体を対象に電子メールにて行うものであり、回収率は100%であった。

なお、伊根町伊根浦については伊根町担当者からの回答が困難であったため、伊根町担当者からの紹介を受けて、併せて伊根浦創造塾に回答を依頼した。

表5-1-3 アンケート調査1 調査項目

調査	調査項目	
文献調査	自然環境を保全・活用する風俗慣習について	① 自然環境の呼称
		② 自然環境の機能
		③ 自然環境を保全するルール
		④ 自然環境を保全する目的
アンケート調査	風俗慣習の概要について	① 自然環境の呼称
		② 自然環境の機能
		③ 自然環境を保全するルール
		④ 自然環境を保全する目的
	風俗慣習の継承状況について	① 自然環境を保全するルールの継承状況
		② 地区指定施策による保全前後の住民の保全意識の変化
		③ 地区指定施策による保全前後の住民の維持管理活動の変化
	普及啓発活動の実施状況について	① 自然環境を活用した普及啓発活動の実施状況
		② 普及啓発活動の実施における他課との連携

(3) ヒアリング調査

①調査対象

アンケート調査1において、重伝建地区周辺の自然環境を活用した普及啓発活動が実施されている地区を対象とする。

②調査方法

現地において、地方公共団体の担当者に対して風俗慣習の継承状況及び、重伝建地区周辺の自然環境を活用した普及啓発活動の実施についてヒアリング調査を行う。

5-2 文献調査結果

文献調査により、自然環境を保全・活用する風俗慣習に関して記載のあった地区は、42地区中 9 地区(21%)であることがわかった。以下に調査資料における記載状況の割合を示す。(図 5-2-1)

以上より、自然環境を保全・活用する風俗慣習に関する記載のある地区は少なく、これは、里山での薪拾いや山林での資材調達等を行う機会が減少し自然環境を活用する機会が減少してきてくることが要因として考えられる。

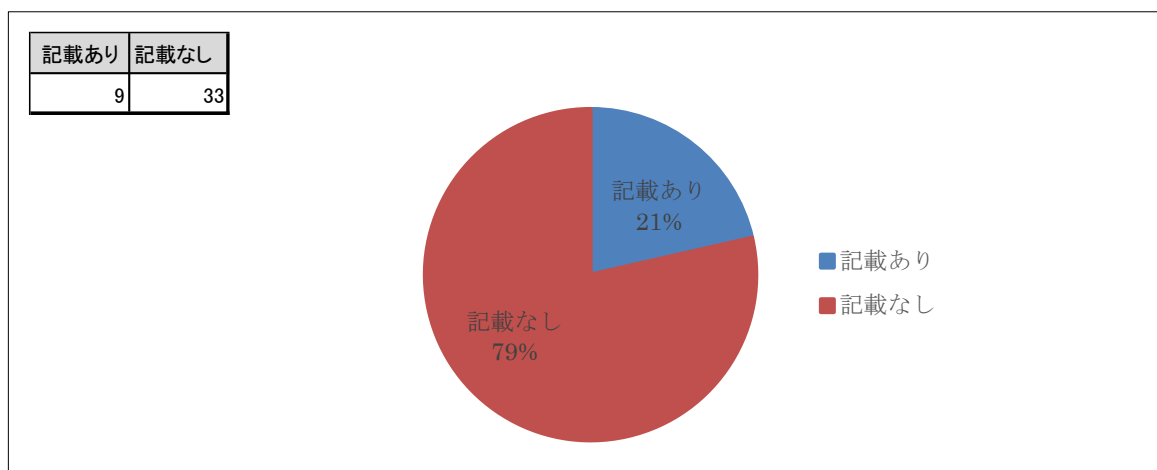


図 5-2-1 文献調査結果

5-3 アンケート調査結果

アンケート調査 1 の調査対象 9 地区 15 件に関する回答を示す。

表 5-3-1 アンケート調査 1 対象地区及び担当者

都道府県	地区名	種別	自然環境の呼称	回答担当者
長野県	南木曾町妻籠宿	宿場町	不明 (重伝建地区南東部の山林)	南木曾町教育委員会
			不明 (重伝建地区北部の山林)	
富山県	南砺市相倉	山村集落	雪持林	南砺市 ブランド戦略部 文化・世界遺産課
	南砺市菅沼	山村集落	雪持林	
沖縄県	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	クサテ森	渡名喜村教育委員会
			フクギの屋敷林	
			イノー	
京都府	伊根町伊根浦	漁村	シイの森	伊根町教育委員会 伊根浦創造塾
			青島のシイ	
			ムフジユ舞台	
徳島県	三好市東祖谷山村落合	山村集落	鎮守の森	三好市教育委員会 文化財課
福岡県	八女市黒木	在郷町	共有林	八女市 黒木支所 産業経済課 商工観光係
石川県	加賀市加賀東谷	山村集落	斧いらずの森	加賀市 教育委員会 文化財保護課
鳥取県	大山町所子	農村集落	境界木	大山町 教育委員会事務局 人権・社会教育課 生涯学習室／文化財室
			神様の通り道	

5-3-1 南木曾町妻籠宿伝建地区アンケート調査回答

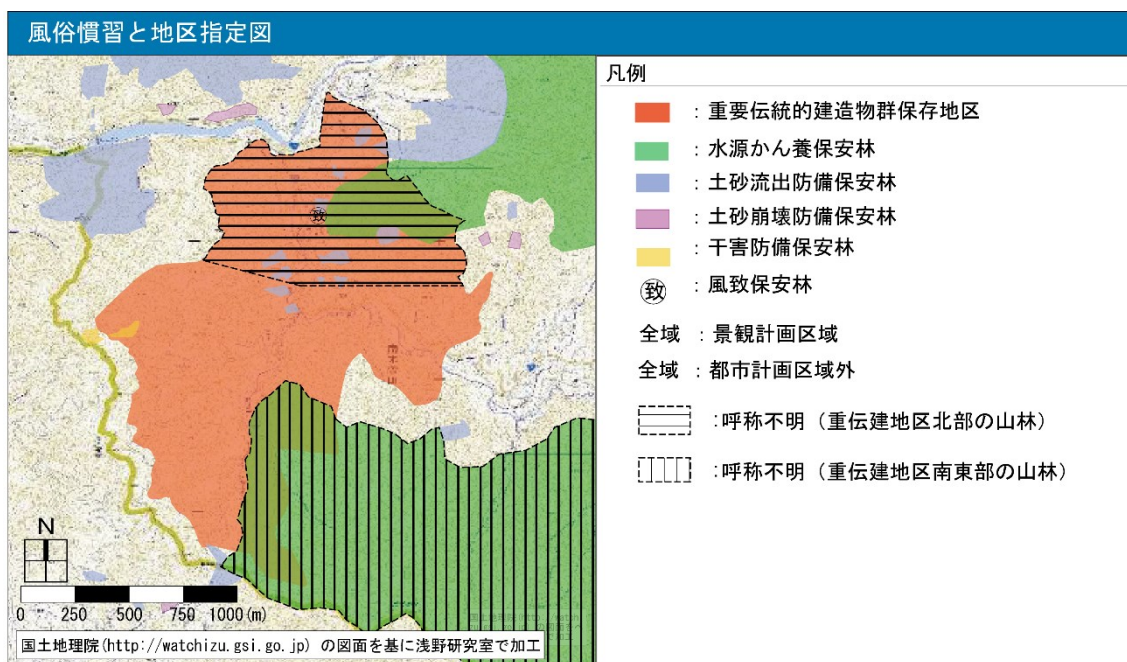


図 5-3-1 南木曾町妻籠宿重伝建地区における風俗慣習と地区指定

(1) 風俗慣習の概要について

① 対象地域の呼称について

南木曾町妻籠宿における、自然環境に関する風俗・慣習に関する記載のあった2つの地域(山林)に関する呼称は特にない。

② 対象地域の機能、保全・活用するルール・目的について

南木曾町妻籠宿における、自然環境に関する風俗・慣習に関する記載のあった2つの地域(山林)は、現在、中山道(歴史の道)としてハイキングコースの機能がある。

自然環境に関する風俗・慣習に関する記載のあった地域(風俗・慣習シートにおけるAの範囲内)において、昔は、景観を保護するために、皆伐し開発する行為に許可制取っていた。また、もう一方の地域(風俗・慣習シートにおけるBの範囲内)も、景観保護のため、皆伐し開発する行為を許可制にする他、停止木による伐採の禁止等の保全を行っていた。これらは、昭和46年7月に妻籠宿を守る住民憲章の理念を踏襲した「妻籠宿保存条例」によって、宿場の周囲景観も含めた保存が具体化したためにされるようになった。現在は、両地区ともルールが少し変わり皆伐し開発する行為の許可制のみになっている。

(2) 現在の風俗・慣習の継承について

① 地区指定による保全前後の対象地域に関する住民の保全意識について

自然環境に関する風俗・慣習に関する記載のあった2つの地域(山林)において、地区指定(水源涵養保安林、土砂流出保安林、風致保安林)による保全前は、昔から伐採の禁止等のルールがあり住民の地域に対する保全意識は高かったと思われる。保全後は、保存事業も軌道に乗り住民の保全に対する意識は向上した。

② 対象地域を保全・活用するルールの継承について

地区内に配る広報誌や保全活動についてのパンフレットでルールの継承を行っている。また、過去に継承活動を行っていないために発生してしまった問題があったかは分からない。

(3) 対象地域の維持管理について

① 地区指定による保全前後の対象地域に関する日常での維持管理活動について

自然環境に関する風俗・慣習に関する記載のあった2つの地域(山林)において、地区指定(水源涵養保安林、土砂流出保安林、風致保安林)による保全前は、山を守る意識が高かったと思われるため、自主的に維持管理を行っていたと思われる。保全後は、保存条例に基づいて保存し、住民や外部の人にも保全についての意識付けを行う事で維持管理している。

(4) 周辺地域の自然環境の活用について

① 伝建地区周辺の自然環境を活用したイベントについて

公共財団法人「妻籠を愛する会」による「文化文政風俗絵巻之行列」という、江戸時代の扮装をして、自然豊かな中山道と妻籠宿を行列で歩くイベントが、妻籠宿保存地区内で11月23日(勤労感謝の日)に行われており、地区指定(水源涵養保安林)によって保全されている地域内も移動する。

② 伝建地区周辺の自然環境を活用したイベントにおける他課や県との連携について

「文化文政風俗絵巻之行列」において、妻籠を愛する会や産業観光課商工観光係と運営の協力を行っている。

5-3-2 南砺市菅沼伝建地区アンケート調査回答

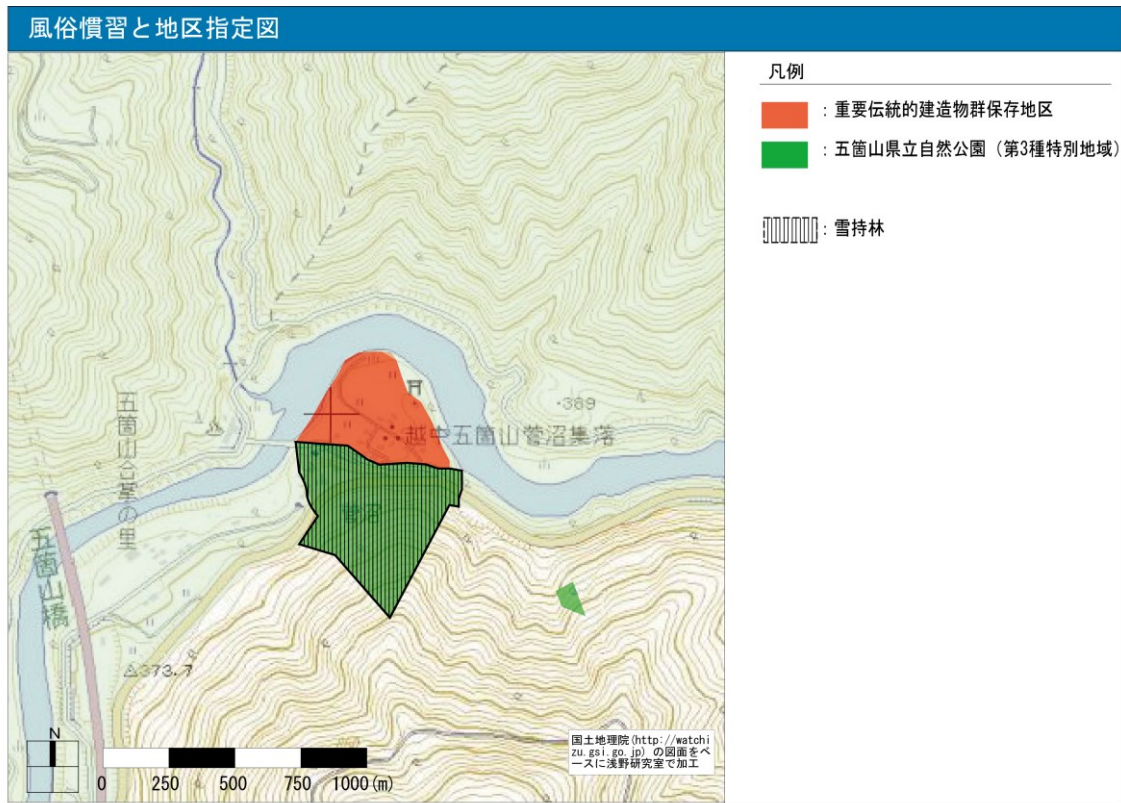


図 5-3-2 南砺市菅沼重伝建地区における風俗慣習と地区指定

(1) 風俗慣習の概要について

① 対象地域の呼称について

「雪持林」の呼称の由来は、一本一本の木が斜面に根を張り、雪を抱くようにして雪崩を防いでいることからその名がついている。

② 対象地域の機能、保全・活用するルール・目的について

「雪持林」の地域では、過去にその地域において雪崩での不幸な事故があいついだ事から、雪崩防止の機能を維持させるために、その地域での木の伐採が禁じられている。

(2) 現在の風俗・慣習の継承について

① 地区指定による保全前後の、対象地域に関する住民の保全意識について

「雪持林」を保全する事は人命に関わる事案である為、地区指定(国指定史跡：緩衝地帯Ⅰ種)による保全によらず、「伐採しない」という保全意識は昔からしっかりとつながれている。

② 対象地域を保全・活用するルール継承について

「雪持林」を保全・活用するルールはパンフレットやネット上等で紹介している。また、対象地域で過去にルールが継承されていなくて起きた問題は無い。

(3) 対象地域の維持管理について

① 地区指定による保全前後の、対象地域に関する日常での維持管理活動について

地区指定(国指定史跡：緩衝地帯Ⅰ種)による保全以前は、昔から人の手を加えず自然のまま守ってきた。保全後は枯れた木の調査・伐採、植栽を行い「雪持林」の機能維持を行っている。

(4) 周辺地域の自然環境の活用について

① 伝建地区周辺の自然環境を活用したイベントについて

10月下旬頃、菅沼地区が主催の茅刈り体験を菅沼集落の茅場で行っている。また、5月中旬には、南砺市主催の婚活ツアー(田植え体験)が菅沼集落の田んぼにて行われている。どちらも国指定史跡(緩衝地帯Ⅰ種)の範囲内である。

② 伝建地区周辺の自然環境を活用したイベントにおいての他課や県との連携について

南砺で暮しません課、交流観光まちづくり課、富山県と連携しており、情報共有、情報発信での連携を行っている。連携する上での課題はない。

5-3-3 南砺市相倉伝建地区アンケート調査回答

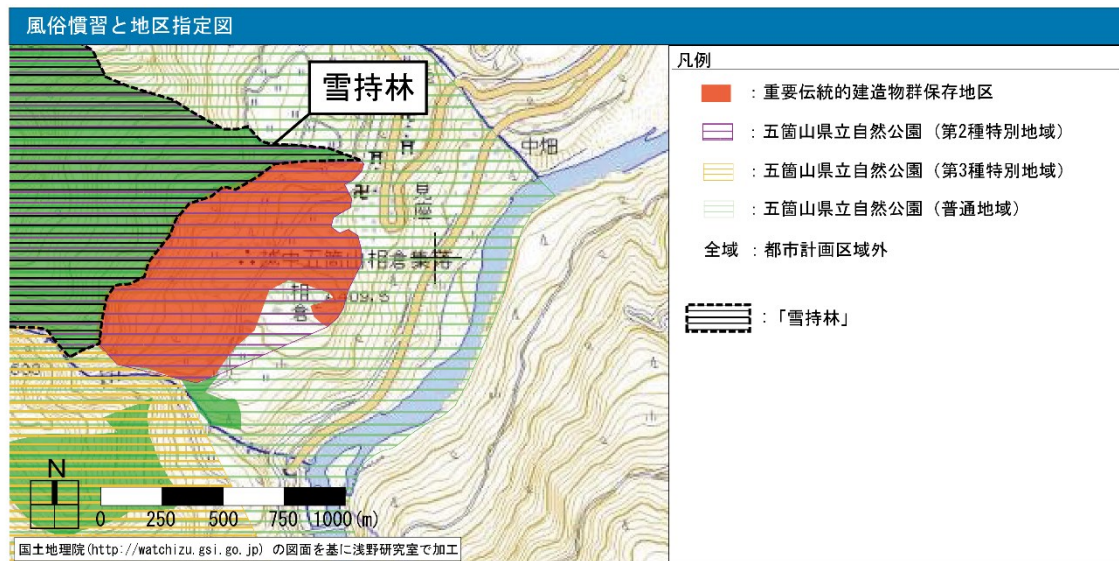


図 5-3-3 南砺市相倉重伝建地区における風俗慣習と地区指定

(1) 風俗慣習の概要について

① 対象地域の呼称について

「雪持林」の呼称の由来は、一本一本の木が斜面に根を張り、雪を抱くようにして雪崩を防いでいることからその名がついている。

② 対象地域の機能、保全・活用するルール・目的について

「雪持林」の地域では、過去にその地域において雪崩での不幸な事故があいついだことから、雪崩防止の機能を維持させるために、その地域での木の伐採が禁じられている。

(2) 現在の風俗・慣習の継承について

① 地区指定による保全前後の、対象地域に関する住民の保全意識について

「雪持林」を保全する事は人命に関わる事案である為、地区指定(国指定史跡：緩衝地帯Ⅰ種、五箇山県立自然公園：第2種特別地域)による保全によらず、「伐採しない」という保全意識は昔からしっかりとつながれている。

② 対象地域を保全・活用するルールの継承について

「雪持林」を保全・活用するルールはパンフレットやネット上等で紹介している。また、対象地域で過去にルールが継承されていなくて起きた問題は無い。

(3) 対象地域の維持管理について

① 地区指定による保全前後の、対象地域に関する日常での維持管理活動について

地区指定(国指定史跡：緩衝地帯Ⅰ種、五箇山県自然公園：第2種特別地域)による保全以前は、昔から人の手を加えず自然のまま守ってきた。保全後は枯れた木の調査・伐採、植栽を行い「雪持林」の機能維持を行っている。

(4) 周辺地域の自然環境の活用について

① 伝建地区周辺の自然環境を活用したイベントについて

10月下旬頃、相倉集落が主催の茅刈り体験を相倉集落の茅場で行っている。また、5月～10月にかけて、棚田のオーナー事業として田植えから稲刈りまでの作業体験を相倉集落の棚田で行っている。どちらも、国指定史跡(緩衝地帯Ⅰ種)の範囲内である。

② 伝建地区周辺の自然環境を活用したイベントにおいての他課や県との連携について

南砺で暮しません課、交流観光まちづくり課、富山県と連携しており、情報共有、情報発信での連携を行っている。連携する上での課題はない。

5-3-4 渡名喜村渡名喜島伝建地区アンケート調査回答

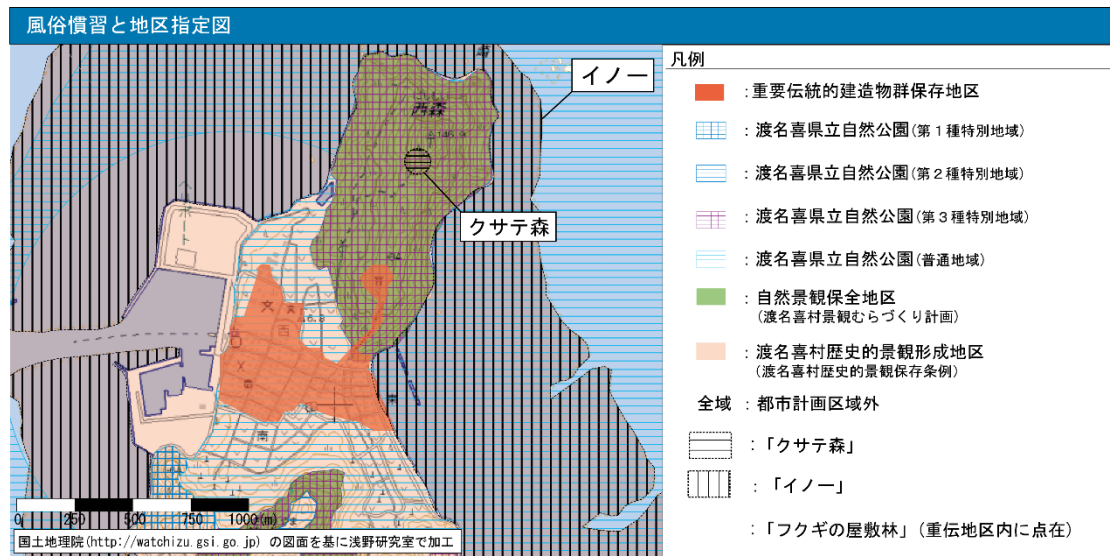


図 5-3-4 渡名喜村渡名喜島重伝建地区における風俗慣習と地区指定

(1) 風俗慣習の概要について

① 対象地域の呼称について

「イノー」の由来は把握できていない。「イノー」は幅 600～1200m の帯状に島の周囲を取り囲んで位置している。

② 対象地域の機能、保全・活用するルール・目的について

「クサテ森」を保全・活用するルールは、明確な情報がないため分からない。

「フクギの屋敷林」は台風から家屋を守る機能があり、その機能維持のため、平成 12 年から伐採の禁止がされている。

「イノー」は集落全体を高波から守る機能があるが、魚介類の産卵場所としての役割もある。そのため、保全・活用するルールとしては、平成 11 年から産卵場所維持のために「イノー」の埋め立てが禁止されている。

(2) 現在の風俗・慣習の継承について

① 地区指定による保全前後の対象地域に関する住民の保全意識について

「クサテ森」に対する住民の保全意識は、地区指定(渡名喜自然公園：第3種、歴史的景観保全地区)によって保全される以前は、特に活動もなく意識は低かったが、保全後は散策道や展望台の整備等の活動をし、保全意識は向上している。

「フクギの屋敷林」に対する保全意識は、地区指定(歴史的景観保全地区)によって保全される前後で変化なく、暴風雨や灼熱の直射日光等の厳しい自然環境から暮らしを守るために、長い年月をかけて形づくられてきた島の集落景観を構成する大切な要素として認識されている。

「イノー」に対する住民の保全意識は特になく、地区指定(渡名喜自然公園：普通、歴史的景観保全地区)によって保全された後でも、住民の保全意識は変化していない。

② 対象地域を保全・活用するルールの継承について

「フクギの屋敷林」と「イノー」を保全・活用するルールは、伝承している。また3つの対象地域で過去にルールの継承活動を行っていなかった為に発生してしまった問題はない。

(3) 対象地域の維持管理について

① 地区指定による保全前後の対象地域に関する日常での維持管理活動について

「クサテ森」では、地区指定(渡名喜自然公園：第3種、歴史的景観保全地区)によって保全される以前は、特に維持管理もされていなかったが、保全後は草刈りを行うようになり散策道が整備されるようになった。

「フクギの屋敷林」では、地区指定(歴史的景観保全地区)によって保全される以前は、フクギの伐採がされるなど維持管理は行われていなかったが、保全後は伐採をしなくなり維持管理されるようになった。

(4) 周辺地域の自然環境の活用について

① 伝建地区周辺の自然環境を活用したイベントについて

渡名喜村渡名喜島重要伝統的建造物群保存地区周辺の自然環境を活用したイベントは行われていない。

② 伝建地区周辺の自然環境を活用したイベントにおいての他課や県との連携について

周辺の自然環境を活用したイベントを行っていないため、他課や県との連携も取っていない。

5-3-5 伊根町伊根浦伝建地区アンケート調査回答

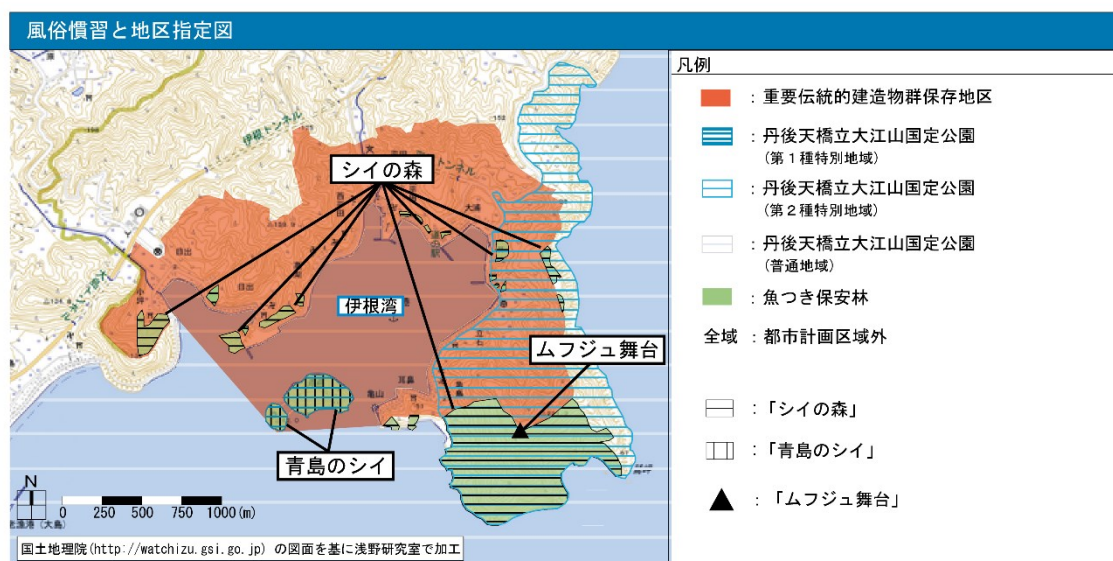


図 5-3-5 伊根町伊根浦重伝建地区における風俗慣習と地区指定

(1) 風俗慣習の概要について

①対象地域の呼称について

「シイの森」及び「青島のシイ」の呼称の由来は、樹木の名称「シイ」からこのように呼ばれるようになった。

「ムフジュ舞台」については諸説あるが、軍の 620 部隊が駐留したことからこのように呼ばれるようになったと言われている。

②対象地域の機能、保全・活用するルール・目的について

「シイの森」を保全するためのルールとして、「植林を行うこと」及び「樹木の伐採を禁止すること」があるが、その目的と背景は「薪や木材を燃料や建築資材として山から採取すること」、「水を栄養に富んだものとし海を豊かすること」及び「木々が海面に影をお由魚に住処を提供すること」である。

「青島のシイ」を保全するためのルールとして、「許可なく立ち入ることを禁止すること」及び「樹木の伐採を禁止すること」があるが、その目的と背景は「神聖な場所であること」、「水を栄養に富んだものとし海を豊かすること」及び「木々が海面に影をお由魚に住処を提供すること」である。

「ムフジュ舞台」を保全するためのルールは不在であるが、その機能は「岬から離れた漁場の目印に用いること」である。

(2) 現在の風俗・慣習の継承について

① 地区指定による保全前後の対象地域に関する住民の保全意識について

「シイの森」の保全意識は、地区指定(魚つき保安林)により保全される前後で変化はなく、重要な場所として認識し、厳しく保全するという意識を持っている。

「青島のシイ」の帆銭式は、地区指定(魚つき保安林、丹後天橋立大江山国定公園)により保全される前後で変化はなく、神聖な場所として認識し、厳しく保全するという意識を持っている。

「ムフジュ舞台」は、以前は生活に必要な食物、水などを育む重要な場所と認識され、手入れをするという意識をもっていたが、地区指定(魚つき保安林、丹後天橋立大江山国定公園)により保全された後の現在では、山を利用する機会が減少したことから、大切な土地という意識は薄れ、保全意識もなくなってしまっている。

② 対象地域を保全・活用するルールの継承について

「シイの森」及び「青島のシイ」を保全するためのルールは、警告文を書いた看板を立て継承している。また、これまでに「シイの森」及び「青島のシイ」においてルールが守られないために生じた問題はなかった。

「ムフジュ舞台」においては保全するためのルールが不在であり、継承も行われていない。

(3) 対象地域の維持管理について

① 地区指定による保全前後の対象地域に関する日常での維持管理活動について

「シイの森」及び「青島のシイ」での維持管理は、地区指定(魚つき保安林、丹後天橋立大江山国定公園)により保全される前後で変化はなく、普段は一切手入れを加えず、祭礼の前にゴミ拾いや草刈りを行っている。

「ムフジュ舞台」においては、以前は土地の所有者それぞれが草刈りや間伐などの手入れを行っていたが、地区指定(魚つき保安林、丹後天橋立大江山国定公園)により保全された後の現在では維持管理活動は特に行っていない。

(4) 周辺地域の自然環境の活用について

① 伝建地区周辺の自然環境を活用したイベントについて

「伊根浦ゆっくり観光の会」による「ムクジブタイ登山と伊根の農業」という登山イベントがあり、ムフジュ舞台登山を通じて、平地が少ない伊根浦でかつて山を切り開き農業を行っていた場所を訪ねるという内容で開催された

② 伝建地区周辺の自然環境を活用したイベントにおける他課や県との連携について

自然環境を活用したイベントは、「伊根浦ゆっくり観光の会」が開催しており、行政との連携はしていない。

5-3-6 三好市東祖谷山村落合伝建地区アンケート調査回答

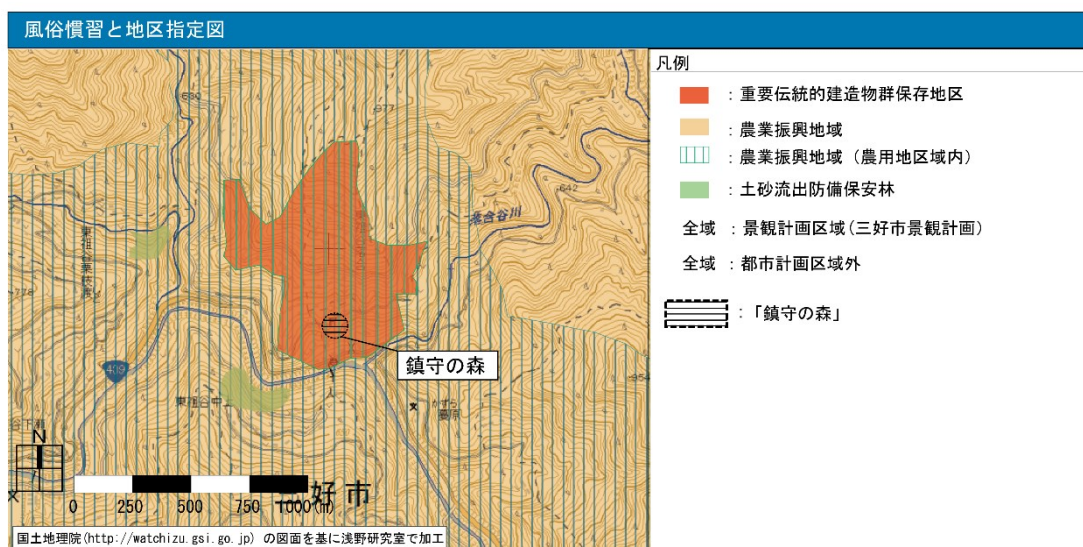


図 5-3-6 三好市東祖谷山村落合重伝建地区における風俗慣習と地区指定

(1) 風俗慣習の概要について

① 対象地域の呼称について

「赤筋道」は古道の正式な呼び方(法務局「公図」より)であり、住民間では「里道」と呼ばれている。

「鎮守の森」について、現在はそのような呼び名は無く、呼称の由来もわかっていない。

② 対象地域の機能、保全・活用するルール・目的について

「里道」は、住民たちの生活道として利用され、祭りや盆行事の前に集落の成員が総出で草抜きを行ってきていた。現在は、平成 17 年に伝建地区に指定されたことで観光客が増加し、観光客利用の為に草抜きを行うようになったが、利用の多い舗装された道路と道路の間の一部の区間でしか行われていない。

「鎮守の森」に対しての保全の為のルールとして草刈りや掃除をしている。また、「鎮守の森」に囲まれている三所神社では、子孫繁栄と豊作祈願の為のお祭りが行われる。現在は地区内の人口が減少し、お祭り管理の当番をする地区が減少している。

(2) 現在の風俗・慣習の継承について

① 地区指定による保全前後の、対象地域に関する住民の保全意識について

「里道」について、地区指定（農業振興地域）によって保全される以前、集落内に自動車道路が抜けると共に、利便性が低い場所での管理はされなくなり保全意識は衰退していた。保全後、一時期は支援制度により、保全意識の低下した場所も保全されるようになったが、地区住民の高齢化に伴い、体力的な面で草拔きが困難になった事や支援がなくなってしまった事で、住民の保全意識は低下した。しかし、現在では平成 17 年に伝建地区に指定されたことにより、保全意識は高まり戻ってきている。

「鎮守の森」では、昔から草刈りや掃除を行っている。現在も活動は続けられている為、保全意識は低下していない。

② 対象地域を保全・活用するルールの継承について

これまで 2 つの対象地域を保全・活用するルールの継承は行っていなかったが、問題は起きていない。

(3) 対象地域の維持管理について

① 地区指定による保全前後の、対象地域に関する日常での維持管理活動について

地区指定（農業振興地域）によって保全される以前、人口が多く地区全体で草拔きを行っていたが自動車道路の整備と人口減少によって草拔きは個々のなものになっていた。保全後は一定の支援を受けながら活動することで、精神的な面で見直しができてきている。

「鎮守の森」では、保全前後で変わることなく昔から草刈りや掃除を行っている。

(4) 周辺地域の自然環境の活用について

① 伝建地区周辺の自然環境を活用したイベントについて

三好市東祖谷山村落合地区周辺の自然環境を活用したイベントは行われていない。（現在は落合集落ならではの学習等活用を模索している。）

② 伝建地区周辺の自然環境を活用したイベントにおける他課や県との連携について

三好市東祖谷山村落合地区周辺の自然環境を活用したイベントはしていないため連携はない。

(5) その他

役場の産業観光部と連携し集落内の空き家古民家をホテルとして再生し、宿泊者への田舎暮らし体験を行っている。連携内容としては、ホテルの外観デザインを教育委員会文化財課が担当し、内観デザインを産業観光部が担当している。連携の問題点として、産業観光部の担当者が変わってしまったため、活動に対しての熱意が弱くなっている。

5-3-7 八女市黒木伝建地区アンケート調査回答

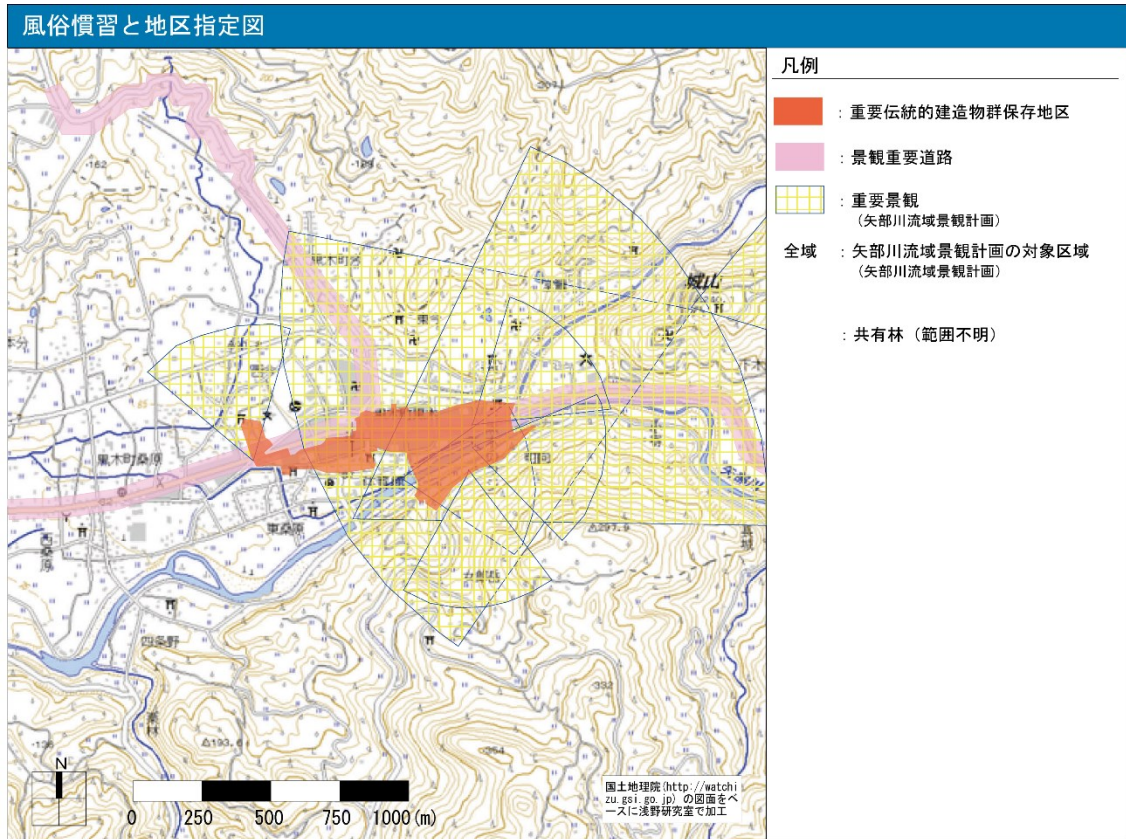


図 5-3-7 八女市黒木重伝建地区における風俗慣習と地区指定

(1) 風俗慣習の概要について

① 対象地域の呼称について

「共有林」は八女市黒木重伝建地区の南東部にあり、約 5.5ha の広さを持つ。

② 対象地域の機能、保全・活用するルール・目的について

「共有林」は、歴史的に地域コミュニティの共同作業によって保全されてきたが、そのルールができた背景には、「川祭」という川の神様に水の恵みを祈願し感謝する祭を行うことで、コミュニティが強い結束を持ち、そのコミュニティが環境保全の活動を行うようになった事が挙げられる。

(2) 現在の風俗・慣習の継承について

① 地区指定による保全前後の対象地域に関する住民の保全意識について

「共有林」に対する過去の住民の保全意識は分からない。現在は地区指定(重要景観)による保全範囲内ではあるが、「共有林」に対する維持管理活動は行っていないので、住民の保全意識は特にない。

② 対象地域を保全・活用するルールの継承について

継承活動は特に行っていない。また、過去に継承活動を行っていないために発生してしまった問題があったかは分からない。

(3) 対象地域の維持管理について

① 地区指定による保全前後の対象地域に関する日常での維持管理活動について

過去に、「共有林」に対する維持管理活動が行われていたかはわからない。現在は、地区指定(重要景観)による保全範囲内ではあるが、特に維持管理活動は行っていない。

(4) 周辺地域の自然環境の活用について

① 伝建地区周辺の自然環境を活用したイベントについて

伝建地区内の家屋の修理を優先して行っている為、手が回らず、周辺の自然環境を活用したイベントは行っていない。

② 伝建地区周辺の自然環境を活用したイベントにおいての他課や県との連携について

周辺の自然環境を活用するような状況になっていないため連携はない。

5-3-8 加賀市加賀東谷伝建地区アンケート調査回答

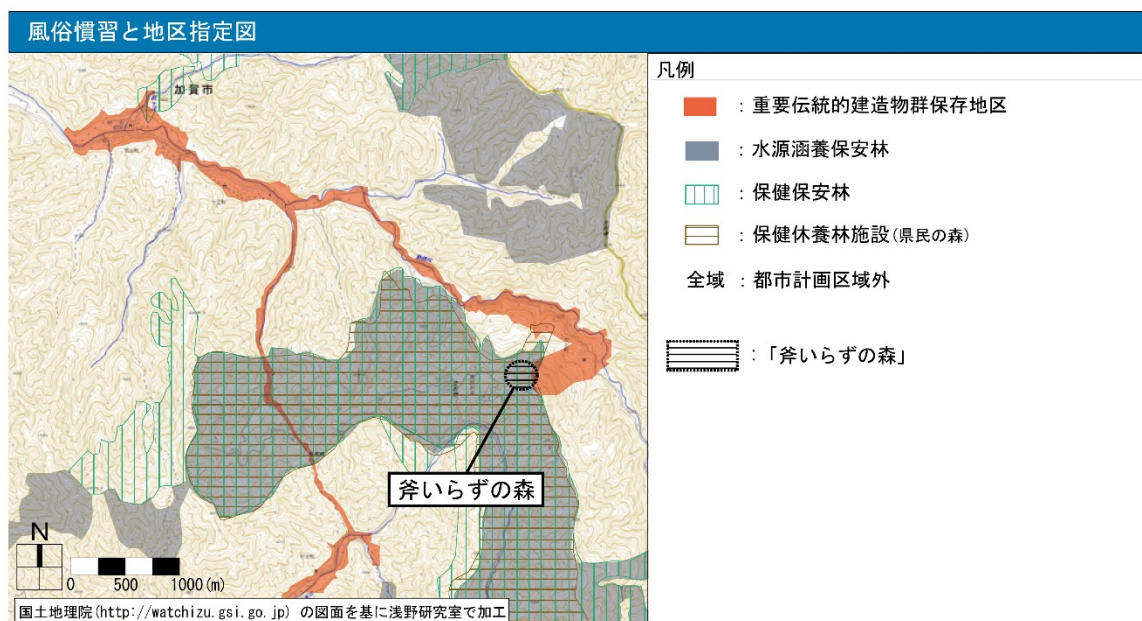


図 5-3-8 加賀市加賀東谷重伝建地区における風俗慣習と地区指定

(1) 風俗慣習の概要について

① 対象地域の呼称について

「斧いらずの森」の呼称の由来は、昔から対象地域において木の伐採が禁じられていることから、その名で呼ばれるようになった。

② 対象地域の機能、保全・活用するルール・目的について

「斧いらずの森」を保全するためのルールとして、「木の伐採の禁止」があるが、その目的と背景は「雪崩や土砂災害の防止及び水資源の保護のため」である。

(2) 現在の風俗・慣習の継承について

① 地区指定による保全前後の対象地域に関する住民の保全意識について

「斧いらずの森」は、重伝建選定以前から地区住民の取り決めにより保全されていたため、地区指定(水源涵養保安林、保健保安林、自然公園：県民の森)により保全される前後で、住民の保全意識は変化していない。また、現在、大土町は昔からこの地域に住む年配の方が多く、昔からの保全活動の内容も知っているため、地区全体での住民の保全意識の希薄化はしていない。

② 対象地域を保全・活用するルールの継承について

「斧いらずの森」を保全するためのルールは、現在、「斧いらずの森」近くの大土町で若い住民が減少し、ルールを伝える相手がいないため継承活動は行われていない。また、これまでルールの継承活動を行っていなかったが、「斧いらずの森」での問題はなかった。

(3) 対象地域の維持管理について

① 地区指定による保全前後の対象地域に関する日常での維持管理活動について

「斧いらずの森」での維持管理は、重伝建選定以前から地区住民の取り決めにより保全されていたため、地区指定(水源涵養保安林、保健保安林、自然公園：県民の森)により保全される前後で変化はなく、樹木の間伐を行っている。

(4) 周辺地域の自然環境の活用について

① 伝建地区周辺の自然環境を活用したイベントについて

一般社団法人「百笑の郷」の取り組みによる自然体験活動があり、洞窟体験や森の自然観察等、年間を通じて様々な活動が行われている。

① 伝建地区周辺の自然環境を活用したイベントにおける他課や県との連携について

加賀市加賀東谷重伝建地区周辺の自然環境を活用したイベントは、一般社団法人「百笑の郷」が民間の力で展開しており、行政は取り組みを行っていないので連携はしていない。

5-3-9 大山町所子伝建地区アンケート調査回答

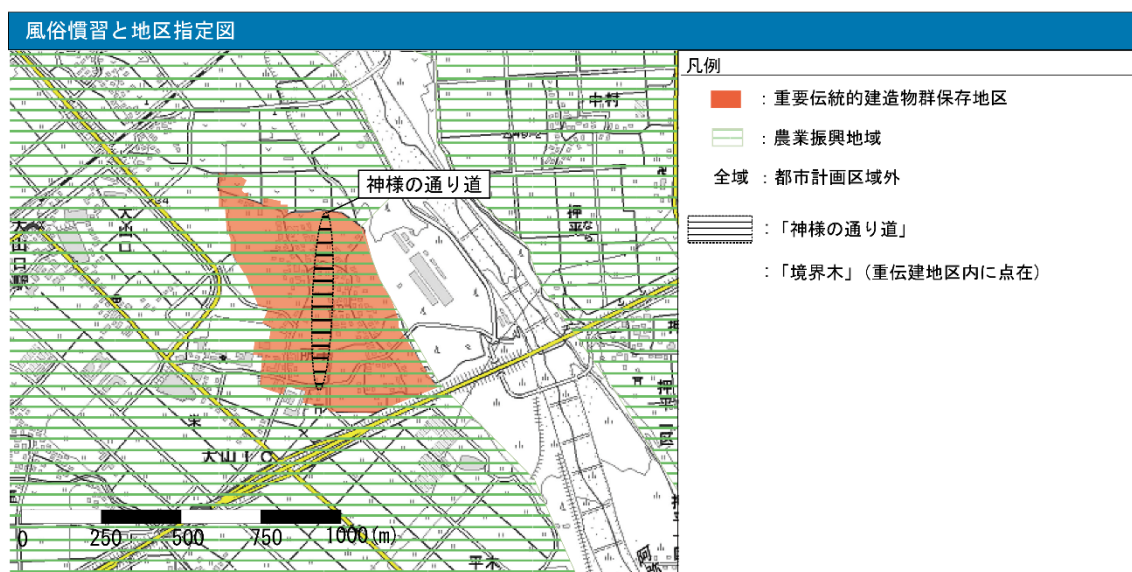


図 5-3-9 大山町所子重伝建地区における風俗慣習と地区指定

(1) 風俗慣習の概要について

① 対象地域の呼称について

「神様の通り道」の由来は、2つの神社をつないだ、集落内を神様が通る道、という意識からそのように呼ばれるようになった。

② 対象地域の機能、保全・活用するルール・目的について

「境界木」は、その木を境界と位置付ける事で隣家境界を明確化し、またその木に対する保全意識を持たせている。

「神様の通り道」では、この空間に家を建てることを禁止しているが、その目的は地区内の2つの家屋群(カミとシモ)の境界を明確化させることで、過去に2つの家屋群での双分的ないし対立的関係があったという歴史背景を守るためである。

(2) 現在の風俗・慣習の継承について

① 地区指定による保全前後の対象地域に関する住民の保全意識について

「境界木」に対する住民の保全意識は、地区指定(農業振興地域)による保全前後で変化はなく、その木が隣家の境界を表している事を把握することで保全意識を保っている。

「神様の通り道」に対する住民の保全意識は、地区指定(農業振興地域)による保全前後で変化はなく、家屋群(カミとシモ)の集落境界としての意味を把握することで保全意識を保っている。

② 対象地域を保全・活用するルールの継承について

「境界木」、「神様の通り道」それぞれを保全・活用するルールは継承されていない。また、過去にルールが継承されていない為に発生した問題は無い。

(3) 対象地域の維持管理について

① 地区指定による保全前後の対象地域に関する日常での維持管理活動について

「境界木」の維持管理は、地区指定(農業振興地域)により保全される前後で変化はなく、所有者による木の手入れ等の管理を行っている。

「神様の通り道」の日常における維持管理は、地区指定(農業振興地域)により保全される前後で変化なく、家屋群(カミとシモ)の集落境界としての意味を把握することで維持している。

(4) 周辺地域の自然環境の活用について

① 伝建地区周辺の自然環境を活用したイベントについて

現在、大山町所子重伝建地区周辺の自然環境を活用したイベント等は行われていない。

② 伝建地区周辺の自然環境を活用したイベントにおける他課や県との連携について

自然環境を活用したイベントがないため、役場の他課や県との連携は無い。

5-4 自然環境を保全・活用する風俗慣習の現状に関する調査分析

5-4-1 風俗慣習の特徴

伝建報告書等の文献調査とアンケート調査より把握できた9地区15件の風俗慣習の特徴についてまとめた。（表 5-4-1）

表 5-4-1 風俗慣習の特徴

都道府県	地区名	まちな種別	自然環境の呼称	自然環境の呼称の由来	自然環境の分類	自然環境の機能				自然環境を保全するルール		自然環境を保全する目的	背景		
						機能の分類				ルール分類	内容				
						防災	生業	景観	歴史					禁忌型	奉仕型
長野県	南木曾町妻籠宿	宿場町	(重伝建地区北部の山林)	—	山林	—	—	○	—	—	○	・厳しく保全する(過去) ・皆伐し開発する行為に許可制をとる	・景観を保護するため	・昭和46年7月に妻籠宿を守る住民憲章の理念を踏襲した「妻籠宿保存条例」を設定したため	
			(重伝建地区南東部の山林)	—	山林	—	—	○	—	—	○	—	・檜、亜檜、樺、榎(サフラ)、榎(クロベ)の五木を停止木として伐採を禁止する(過去) ・皆伐し開発する行為に許可制をとる	・景観を保護するため ・木曾の山林を保護するため	・昭和46年7月に妻籠宿を守る住民憲章の理念を踏襲した「妻籠宿保存条例」を設定したため
富山県	南砺市相倉	山村集落	雪持林	・一本一本の木が斜面に根を張り、雪を抱くようにして雪崩を防いでいることから	山林	○	—	—	—	○	—	・樹木の伐採を禁止する	・雪崩防止の機能維持のため	・雪崩での不幸な事故が相次いだため	
	南砺市菅沼	山村集落	雪持林	・一本一本の木が斜面に根を張り、雪を抱くようにして雪崩を防いでいることから	山林	○	—	—	—	○	—	・樹木の伐採を禁止する	・雪崩防止の機能維持のため	・雪崩での不幸な事故が相次いだため	
沖縄県	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	クサテ森	・村人の遠い祖先を神とした祖霊神(クサテイ)の名から	山林	○	—	—	—	—	—	不明	不明	不明	
			フクギの屋敷林	・フクギ(オトギリソウ科の常緑高木)を主としているから	屋敷林	○	—	○	—	—	○	—	・フクギの伐採を禁止する	・台風対策のため	・平成12年に条例が制定されたため
			イノー	不明	サンゴ礁	○	—	—	—	—	○	—	・イノーの埋め立てを禁止する	・魚介類の産卵場所の確保のため	・平成11年に条例が制定されたため
京都府	伊根町伊根浦	漁村	シイの森	・シイ(ブナ科クワリ亜科シイ属の樹木の総称)の名から	山林	—	○	—	—	○	○	・植林を行う ・樹木の伐採を禁止する	・燃料や建築資材を補うため(明治以降) ・土砂崩れ防止のため(明治以降) ・豊かな海づくりのため(現在)	・伊根浦集落は、背後にあるシイ(樺)を中心とした雑木が茂る森の恩恵を受けて成り立っているため。	
			青島のシイ	・シイ(ブナ科クワリ亜科シイ属の樹木の総称)の名から	山林	—	○	—	○	—	○	—	・樹木の伐採を禁止する ・神聖な場所の為、許可なく立ち入ることを禁止する	・神聖な場所を維持するため	・えびす様を祀る神聖な場所とされていたため
			ムフジュ舞台	・軍の620部隊が駐留したから	山林	—	○	—	—	—	—	—	・個人の土地であるためルールはない	—	—
徳島県	三好市東祖谷山村落合	山村集落	鎮守の森	不明	山林	—	—	○	—	—	○	・草刈りや掃除を行う	・鎮守の森とその中心部にある三所神社の保全のため	不明	
福岡県	八女市黒木	在郷町	共有林	・複数の人で共有しているから	山林	—	—	—	—	—	○	・地域コミュニティの共同作業によって保全を行う	不明	・「川祭」という祭礼行事によりコミュニティが強い結束を持ち、そのコミュニティが環境保全の活動を行うようになったため	
石川県	加賀市加賀東谷	山村集落	斧いらずの森	・木の伐採が昔から禁じられていることから	山林	○	—	—	—	○	—	・樹木の伐採を禁止する	・雪崩、土砂災害防止及び水資源の保護のため	・雪崩、土砂災害防止及び水資源の保護のため	
鳥取県	大山町所子	農村集落	境界木	・屋敷等の土地の境界に植えられたから	屋敷林	○	—	—	—	—	—	—	・その木を境界と位置づける	・隣家境界の明確化のため	・境界や風よけ、防火等機能が必要だったため
			神様の通り道	・2つの神社をつないだ集落内の空間を神様がとおる道、という意識から	農地	—	—	—	○	—	○	—	・この空間に家を建てるのを禁止する	・家屋群(カミとシモ)の生立ちの明確化のため	・集落の成立過程に起因する双分的ないし対立的な関係があったため
<p>凡例 ○: 該当あり —: 該当なし 不明: 過去の事の為、明確な情報がなく回答できない 歴史: 歴史資源、自然環境そのものに歴史的価値があり、次世代にその地域の歴史を伝える機能を持つ資源 生業: 生業資源、生業に大きく関わる資源であり、漁業や林業を営むために必要な資源 防災: 防災資源、雪崩や土砂崩れ、台風、高波等の自然災害や火災等の人為的災害から集落を守る機能を持つ資源 景観: 景観資源、そのまちな景観上欠かせないものであり、まちな景観を形成する機能を持つ資源 禁忌型: 禁忌型ルール、不測の事態を招きやすい行為を避け禁止するルール 奉仕型: 奉仕型ルール、公共的な目的のために、無報酬で勤務に従事するルール</p>															

(1) 自然環境の分類

風俗慣習により保全・活用される自然環境の分類は「山林」、「屋敷林」、「珊瑚礁」、「農地」の4つに分類することができる。このうち「山林」が最も多く15件中11件(73%)、次いで「屋敷林」が2件(13%)、「サンゴ礁」が1件(7%)、「農地」が1件(7%)であった。

なお、以下に自然環境の分類の定義と割合を示す。(図5-4-1, 表5-4-2)

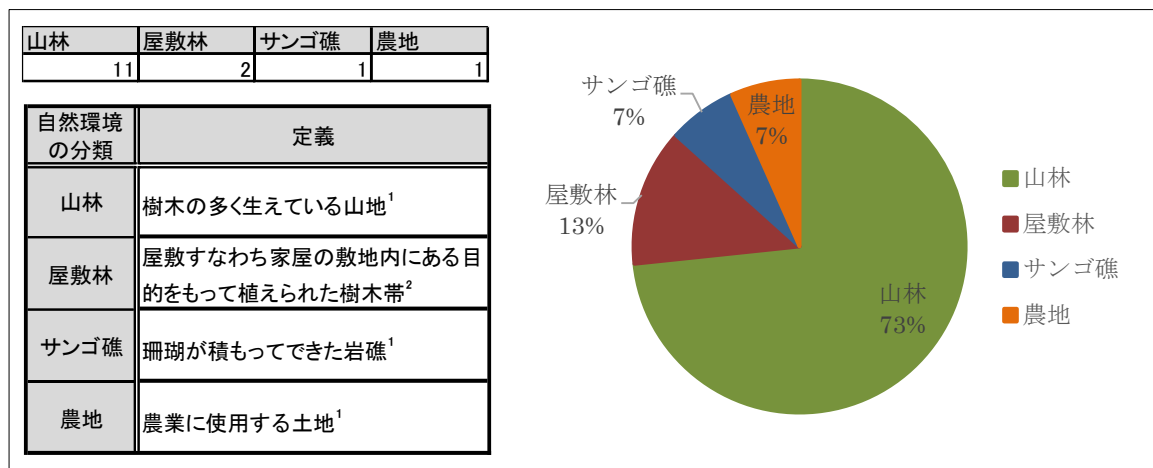


図5-4-1 自然環境の分類の定義と割合

表5-4-2 自然環境の分類結果

都道府県	地区名	まちの種別	自然環境の呼称	自然環境の分類
長野県	南木曾町妻籠宿	宿場町	— (重伝建地区北部の山林)	山林
			— (重伝建地区南東部の山林)	山林
富山県	南砺市相倉	山村集落	雪持林	山林
	南砺市菅沼	山村集落	雪持林	山林
沖縄県	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	クサテ森	山林
			フクギの屋敷林	屋敷林
			イノー	サンゴ礁
京都府	伊根町伊根浦	漁村	シイの森	山林
			青島のシイ	山林
			ムフジユ舞台	山林
徳島県	三好市東祖谷山村落合	山村集落	鎮守の森	山林
福岡県	八女市黒木	在郷町	共有林	山林
石川県	加賀市加賀東谷	山村集落	斧いらずの森	山林
鳥取県	大山町所子	農村集落	境界木	屋敷林
			神様の通り道	農地

「山林」には、南木曾町妻籠宿の北部及び南東部の山林、南砺市相倉及び菅沼の「雪持林」、渡名喜村渡名喜島の「クサテ森」、伊根町伊根浦の「シイの森」、「青島のシイ」及び「ムフジュ舞台」、三好市東祖谷山村落合の「鎮守の森」、八女市黒木の「共有林」がみられた。

「屋敷林」には、渡名喜村渡名喜島の「フクギの屋敷林」、大山町所子の「共有林」がみられた。

「サンゴ礁」には、渡名喜村渡名喜島の「イノー(礁地)」がみられた。

「農地」には、大山町所子の「神様の通り道」がみられた。

以上より、風俗慣習が見られる自然環境は「山林」が最も多く、他の自然環境は少ないことがわかった。これは、選定基準(三)により選定された重伝建地区には、「山村集落」が多いことから、重伝建地区指定以前より住民は、近隣の山やそこに生える樹木帯を大切に保全し、活用し共存していたためだと考えられる。

(2) 自然環境の機能

風俗慣習により保全・活用される自然環境の有する機能は、「歴史資源」、「生業資源」、「防災資源」、「景観資源」の4つに分類することができる。このうち「防災資源」が最も多く15件中6件(40%)、次いで、「景観資源」は3件(20%)、「生業資源」は2件(13%)、「歴史資源」は1件(7%)、「防災・景観資源」は1件(7%)、「生業・歴史資源」は1件(7%)であった、また機能が不明であったのは1件(7%)であった。(図5-4-2, 表5-4-3)

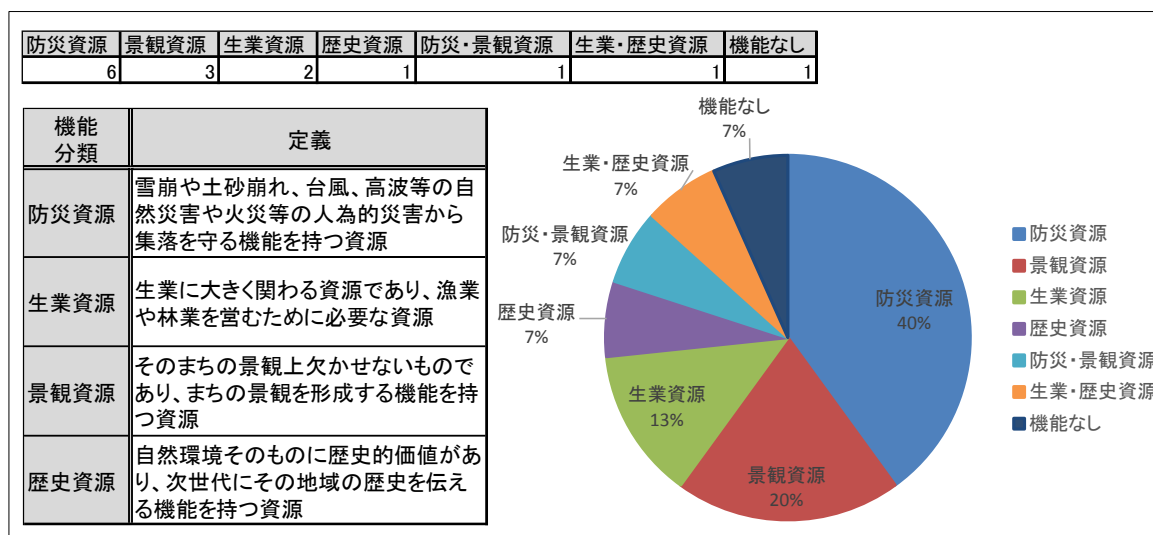


図5-4-2 自然環境の機能の分類の定義と割合

表5-4-3 自然環境の機能

都道府県	地区名	まちの種別	自然環境の呼称	自然環境の分類	自然環境の機能				
					機能の分類				内容
					防災	生業	景観	歴史	
長野県	南木曾町妻籠宿	宿場町	(重伝建地区北部の山林)	山林	-	-	○	-	・この地域一帯の昔からの景観を担っている
			(重伝建地区南東部の山林)	山林	-	-	○	-	・この地域一帯の昔からの景観を担っている
富山県	南砺市相倉	山村集落	雪持林	山林	○	-	-	-	・雪崩を防止する
	南砺市菅沼	山村集落	雪持林	山林	○	-	-	-	・雪崩を防止する
沖縄県	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	クサテ森	山林	○	-	-	-	・ミーニン(北風)から集落を守る
			フクギの屋敷林	屋敷林	○	-	○	-	・台風や火災から家屋を守る ・各屋敷に緑陰と涼風を与える
			イノー	サンゴ礁	○	-	-	-	・自然と調和した緑豊かな集落景観を形成する ・集落全体を高波から守る
京都府	伊根町伊根浦	漁村	シイの森	山林	-	○	-	-	・薪や木材を燃料や建築資材として山から採取する(明治42年以前) ・水を栄養に富んだものとし海を豊かにする ・木々が海面に影を落とし魚に住処を提供する
			青島のシイ	山林	-	○	-	○	・水を栄養に富んだものとし海を豊かにする ・木々が海面に影を落とし魚にすみかを提供する ・えびす様を祀る神聖な場所であり地域のお祭りの場となる
			ムフジュ舞台	山林	-	○	-	-	・岬から離れた漁場の目印(「ヤマメ」「ヤマアテ」)に用いる
徳島県	三好市東祖谷山村落合	山村集落	鎮守の森	山林	-	-	○	-	・景観を保つ
福岡県	八女市黒木	在郷町	共有林	山林	-	-	-	-	-
石川県	加賀市加賀東谷	山村集落	斧いらずの森	山林	○	-	-	-	・雪崩を防止する
鳥取県	大山町所子	農村集落	境界木	屋敷林	○	-	-	-	・春先に大山から吹き下してくる強い南風(大山おろし)から家屋等を守る
			神様の通り道	農地	-	-	-	○	・火災時には常緑の葉が防火の役目を果たす ・家屋群(カミとシモ)の境界として位置づける

凡例 ○: 該当あり - : 該当なし 不明: 過去の事の為、明確な情報がなく回答できない
 歴史: 歴史資源、自然環境そのものに歴史的価値があり、次世代にその地域の歴史を伝える機能を持つ資源
 生業: 生業資源、生業に大きく関わる資源であり、漁業や林業を営むために必要な資源
 防災: 防災資源、雪崩や土砂崩れ、台風、高波等の自然災害や火災等の人為的災害から集落を守る機能を持つ資源
 景観: 景観資源、そのまちの景観上欠かせないものであり、まちの景観を形成する機能を持つ資源

「防災資源」は、雪崩を防ぐ「雪持林」（菅沼及び相倉）及び「斧いらずの森」（加賀東谷）、台風等による強風や北風から集落を守る「フクギの屋敷林」、「クサテ森」及び高波から集落を守る「イノー（サンゴ礁）」（渡名喜島）、山から吹き下ろす強風を防ぎ火災の延焼を防ぐ「境界木」（大山町所子）であった。

「景観資源」は、地域一帯の昔からの景観を担っている南木曾町妻籠宿の山林、自然環境と調和した集落景観を形成する「フクギの屋敷林」（渡名喜島）、地域の景観を保つ「鎮守の森」（東祖谷山村落合）であった。

「歴史資源」は、家屋群の境界となる「神様の通り道」（所子）、えびす様を祀り昔からのお祭りの会場となる「青島のシイ」（伊根浦）であった。

「生業資源」は、木々が海面に魚の住みかとなる影を落とす「シイの森」及び「青島のシイ」（伊根浦）、漁場の目印に用いられる「ムフジュ舞台」（伊根浦）であった。

以上より、自然環境の有する機能は、「防災資源」が最も多く、特に雪崩や台風等の自然災害による被害を減じる機能が多く見られ、自然環境が人命にも関わる重要な機能を有していることがわかった。一方、「景観資源」、「歴史資源」、「生業資源」としての機能を持つ自然環境は、「防災資源」としての機能を持つ自然環境より少なく、「歴史資源」としての機能をもつ自然環境は9地区中2地区のみであり、「生業資源」としての機能をもつ自然環境は9地区中1地区(伊根浦)のみであることがわかった。

(3) 自然環境を保全・活用するルール

風俗慣習により保全・活用される自然環境を保全・活用するルールは、「禁忌型ルール」と、「奉仕型ルール」の2つに分類することができる。このうち、「禁忌型」は15件中8件、「奉仕型」は3件、また、それら2つのルールを持つ「禁忌・奉仕型」は1件、その他のルールを持つものは1件、ルールが不在であるものは1件、不明であるものは1件であった。(図5-4-3, 表5-4-4)

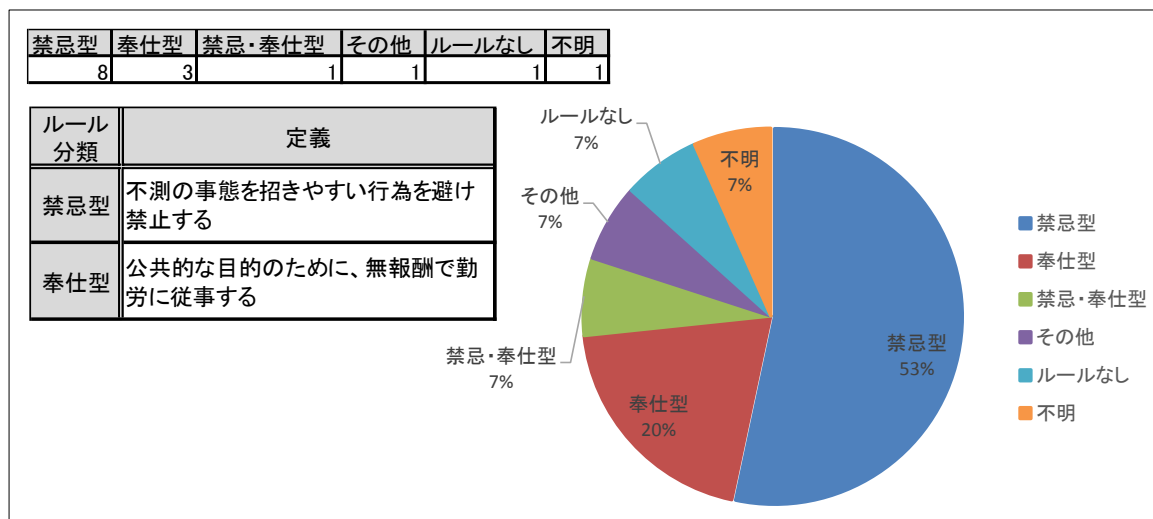


図5-4-3 自然環境を保全・活用するルールの分類の定義と割合

表5-4-4 自然環境を保全・活用するルール

都道府県	地区名	まちの種別	自然環境の呼称	自然環境の分類	自然環境を保全するルール			自然環境を保全する目的
					ルールの分類		内容	
					禁忌型	奉仕型		
長野県	南木曾町妻籠宿	宿場町	(重伝建地区北部の山林)	山林	-	○	・厳しく保全する(過去) ・皆伐し開発する行為に許可制をとる	・景観を保護するため
			(重伝建地区南東部の山林)	山林	○	-	・檜、翌檜、横、樫(サワラ)、榎(クロベ)の五木を停止木として伐採を禁止する(過去) ・皆伐し開発する行為に許可制をとる	・景観を保護するため ・木曾の山林を保護するため
富山県	南砺市相倉	山村集落	雪持林	山林	○	-	・樹木の伐採を禁止する	・雪崩防止の機能維持のため
	南砺市菅沼	山村集落	雪持林	山林	○	-	・樹木の伐採を禁止する	・雪崩防止の機能維持のため
沖縄県	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	クサテ森	山林	-	-	不明	不明
			フクギの屋敷林	屋敷林	○	-	・フクギの伐採を禁止する	・台風対策のため
			イノー	サンゴ礁	○	-	・イノーの埋め立てを禁止する	・魚介類の産卵場所の確保のため
京都府	伊根町伊根浦	漁村	シイの森	山林	○	○	・植林を行う ・樹木の伐採を禁止する	・燃料や建築資材を補うため(明治以降) ・土砂崩れ防止のため(明治以降) ・豊かな海づくりのため(現在) ・神聖な場所を維持するため
			青島のシイ	山林	○	-	・樹木の伐採を禁止する ・神聖な場所の為、許可なく立ち入ることを禁止する	・神聖な場所を維持するため
			ムフジュ舞台	山林	-	-	・個人の土地であるためルールはない	-
徳島県	三好市東祖谷山村落合	山村集落	鎮守の森	山林	-	○	・草刈りや掃除を行う	・鎮守の森とその中心部にある三所神社の保全のため
福岡県	八女市黒木	在郷町	共有林	山林	-	○	・地域コミュニティの共同作業によって保全を行う	不明
石川県	加賀市加賀東谷	山村集落	斧いらずの森	山林	○	-	・樹木の伐採を禁止する	・雪崩、土砂災害防止及び水資源の保護のため
鳥取県	大山町所子	農村集落	境界木	屋敷林	-	-	・その木を境界と位置つける	・隣家境界の明確化のため
			神様の通り道	農地	○	-	・この空間に家を建てるのを禁止する	・家屋群(カミとシモ)の生立ちの明確化のため

凡例 ○:該当あり -:該当なし 不明:過去の事の為、明確な情報がなく回答できない
 禁忌型:禁忌型ルール、不測の事態を招きやすい行為を避け禁止するルール
 奉仕型:奉仕型ルール、公共的な目的のために、無報酬で勤労に従事するルール

「禁忌型」は、樹木の伐採を禁止している「雪持林」（菅沼及び相倉）、「フクギの屋敷林」（渡名喜島）、「斧いらずの森」（加賀東谷）、樹木の伐採の禁止と地区内に許可なく立ち入ることを禁止している「青島のシイ」（伊根浦）、五木の伐採を禁止する南木曾町妻籠宿の山林、サンゴの埋め立てを禁止する「イノー（サンゴ礁）」（渡名喜島）、当該地域に家を建てることを禁止する「神様の通り道」（所子）であった。

「奉仕型」は、厳しく保全を行う南木曾町妻籠宿の山林、地域の共同作業により維持管理を行う「鎮守の森」（東祖谷山村落合）及び「共有林」（黒木）であった。

「禁忌・奉仕型」は、樹木の伐採を禁止し植林を行う「シイの森」（伊根町伊根浦）のみであった。

以上より、自然環境を保全・活用するルールは、「禁忌型」が多く、防災や景観維持、重伝建地区内での生活維持のためにある行為を禁止している地区が多いことがわかる。一方、「奉仕型」は少なく、景観を維持するためにボランティアで活動を行う地区がある事が分かった。また、「禁忌型」と「奉仕型」の双方を持つ「禁忌・奉仕型」の地区は特に少ないことがわかった。

5-4-2 風俗慣習の継承状況

伝建報告書等の文献調査とアンケート調査より把握できた9地区15件の風俗慣習の継承状況についてまとめた。

(表 5-4-5)

表5-4-5 風俗慣習の継承状況

都道府県	地区名	まちの種別	自然環境の呼称	自然環境の分類	自然環境を保全する地区指定	ルールの継承				地区指定による保全前後の住民の保全意識の変化				地区指定による保全前後の住民の維持管理の変化					
						継承活動の有無		継承活動 (内容)	過去に起きた問題の有無	保全意識の変化			保全前	現在	維持管理の変化			保全前	現在
						継承活動有	継承活動無			向上	低下	変化なし			向上※1	低下	変化なし		
長野県	南木曾町妻籠宿	宿場町	— (重伝建地区 北部の山林)	山林	・水源涵養保安林 ・土砂流出防備保安林 ・風致保安林	○	—	・広報紙やパンフレットでの紹介	不明	○	—	—	・昔から木の伐採の禁止等のルールがあり住民の保全意識があった	・保存事業も軌道に乗り、住民の保全意識は向上している	○	—	—	・山を守る意識が高かったため、自主的に保全が行われていた	・保存条例に基づいて住民や外部の人に意識付けを行う事で維持管理している
			(重伝建地区 南東部の山林)	山林	・水源涵養保安林	○	—	・広報紙やパンフレットでの紹介	不明	○	—	—	・昔から木の伐採の禁止等のルールがあり住民の保全意識があった	・保存事業も軌道に乗り、住民の保全意識は向上している	○	—	—	・山を守る意識が高かったため、自主的に保全が行われていた	・保存条例に基づいて住民や外部の人に意識付けを行う事で維持管理している
富山県	南砺市相倉	山村集落	雪持林	山林	・五箇山県自然公園	○	—	・パンフレットやネット上での紹介	—	—	—	○	・人命にかかわる事の為、住民の保全意識は高かった	変化なし	○	—	—	・昔から一切、人の手を加えず自然を守っていた	・枯れた木の調査、該当木の伐採、植栽を行う
	南砺市菅沼	武家町	雪持林	山林	・五箇山県自然公園	○	—	・パンフレットやネット上での紹介	—	—	—	○	・人命にかかわる事の為、住民の保全意識は高かった	変化なし	○	—	—	・昔から一切、人の手を加えず自然を守っていた	・枯れた木の調査、該当木の伐採、植栽を行う
沖縄県	渡名喜村渡名喜島	島の山村集落	クサテ森	山林	・渡名喜県立自然公園(第三種) ・自然景観保全地区	○	—	・地域住民間の口頭による伝承	—	○	—	—	・住民の保全意識は特になかった	・散策道や展望台の整備をする等、住民の保全意識は向上している	○	—	—	・特に維持管理はされていなかった	・草刈りなどの整備を行うようになった
			フクギの屋敷林	屋敷林	・自然景観保全地区	○	—	・地域住民間の口頭による伝承	—	—	—	○	・暴風雨や灼熱の直射日光等から暮らしを守るために形づくられてきた、島の重要な集落景観として認識し、大切に保全していた	変化なし	○	—	—	・フクギの伐採がされるなど維持管理はされていなかった	・伐採をしないようになった
			イノ	サンゴ礁	・渡名喜県立自然公園(普通地域) ・自然景観保全地区	○	—	・地域住民間の口頭による伝承	—	—	—	○	・住民の保全意識は特になかった	変化なし	—	—	○	・特に維持管理はされていなかった	変化なし
京都府	伊根町伊根浦	漁村	シイの森	山林	・魚つき保安林	○	—	・警告文を書いた看板を立てて継承している	—	—	—	○	・神聖な場所として認識し厳しく保全しようという意識を持っていた	変化なし	—	—	○	・普段は一切手入れを加えず、祭の前にゴミ拾いや草刈りを行っていた	変化なし
			青島のシイ	山林	・魚つき保安林 ・丹波天橋立大江山国定公園：第一種特別地域	○	—	・警告文を書いた看板を立てて継承している	—	—	—	○	・神聖な場所として認識し厳しく保全しようという意識を持っていた	変化なし	—	—	○	・普段は一切手入れを加えず、祭の前にゴミ拾いや草刈りを行っていた	変化なし
			ムフジュ舞台	山林	・魚つき保安林 ・丹波天橋立大江山国定公園：第二種特別地域	—	○	—	—	—	—	○	・各所有者にとって、生活に必要な食物、水をはぐくんでくれる大切な場所として認識され手入れをしようという意識を持っていた	・各所有者にとっての大切な土地であるという意識は薄れ、保全意識もなくなってしまった	—	○	—	—	・個人の土地であった為、各所有者が草刈りや間伐等手入れを行っていた
徳島県	三好市東祖谷山村落合	山村集落	鎮守の森	山林	・農業振興地域(農用地区域内)	—	○	—	—	—	—	○	・昔から草刈りや掃除を行う等住民は保全意識を持っていた	変化なし	—	—	○	・草刈りや掃除を行っていた	変化なし
福島県	八女市黒木	在郷町	共有林	山林	・重要景観	—	○	—	不明	—	○	—	不明	・住民の保全意識なし	—	○	—	不明	・維持管理活動は特に行っていない
石川県	加賀市加賀東谷	山村集落	斧いらすの森	山林	・水源涵養保安林 ・保健保安林 ・自然公園(県民の森)	—	○	—	—	—	—	○	・重伝建選定以前から地区住民の取り決めて森を守り、保全する意識があった	変化なし	—	—	○	・伐採の間伐を行っていた	変化なし
鳥取県	大山町所子	農村集落	境界木	屋敷林	・農業振興地域(農用地区域内)	—	○	—	—	—	—	○	・隣家の境界を示し、風よけや防火の役割を把握する事で保全意識を保っていた	変化なし	—	—	○	・所有者による管理を行っていた	変化なし
			神様の通り道	農地	・農業振興地域(農用地区域内)	—	○	—	—	—	—	—	○	・家屋群(カミとシモ)の集落境界としての役割を把握する事で保全意識を保っていた	変化なし	—	—	○	・集落内で共有の意識を持つ事で維持管理していた

凡例 ○：該当あり ー：該当なし 不明：過去の事の為、明確な情報がなく回答できない
※1：保全前から現在にかけて従前の維持管理活動に新たな取り組みが加わる場合を「向上」とする

(1) 自然環境を保全・活用するルール of 継承

自然環境を保全・活用するルールを継承する活動を行っているのは15件中9件、行っていないのは6件であった。(図5-4-4, 表5-4-6)

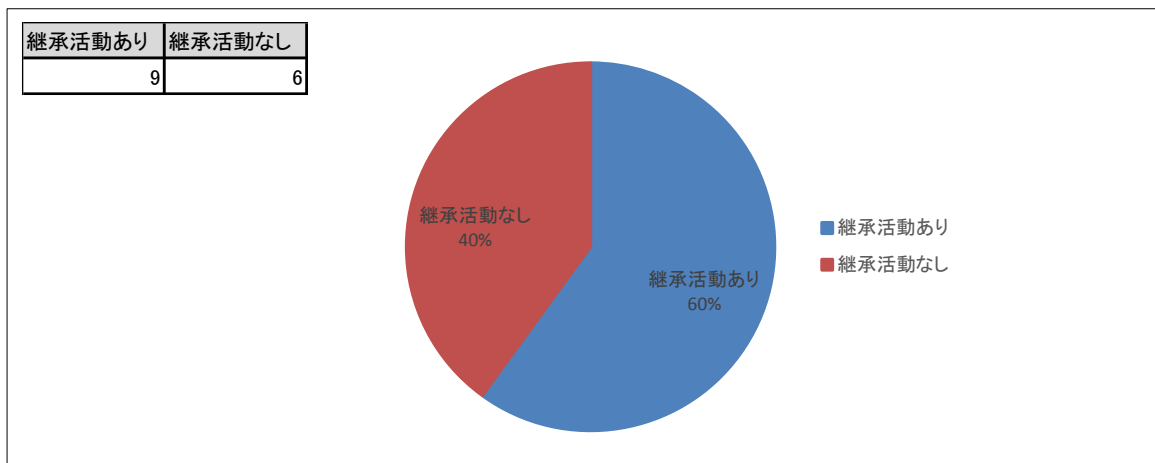


図5-4-4 自然環境を保全・活用するルール of 継承の有無の割合

表5-4-6 自然環境を保全・活用するルール of 継承活動

都道府県	地区名	まちの種別	自然環境の呼称	ルール of 継承			過去に起きた問題の有無
				継承の有無		継承活動(内容)	
				継承有	継承無		
長野県	南木曾町妻籠宿	宿場町	— (重伝建地区北部の山林)	○	—	・広報誌やパンフレットでの紹介	不明
			— (重伝建地区南東部の山林)	○	—	・広報誌やパンフレットでの紹介	不明
富山県	南砺市相倉	山村集落	雪持林	○	—	・パンフレットやネット上での紹介	—
	南砺市菅沼	武家町	雪持林	○	—	・パンフレットやネット上での紹介	—
沖縄県	渡名喜村渡名喜島	島の山村集落	クサテ森	○	—	・地域住民間の口頭による伝承	—
			フクギの屋敷林	○	—	・地域住民間の口頭による伝承	—
			イノー	○	—	・地域住民間の口頭による伝承	—
京都府	伊根町伊根浦	漁村	シイの森	○	—	・警告文を書いた看板を立てて継承している	—
			青島のシイ	○	—	・警告文を書いた看板を立てて継承している	—
			ムフジュ舞台	—	○	—	—
徳島県	三好市東祖谷山村落合	山村集落	鎮守の森	—	○	—	—
福島県	八女市黒木	在郷町	共有林	—	○	—	不明
石川県	加賀市加賀東谷	山村集落	斧いらずの森	—	○	—	—
鳥取県	大山町所子	農村集落	境界木	—	○	—	—
			神様の通り道	—	○	—	—

凡例 ○: 該当あり ー: 該当なし 不明: 過去の事の為、明確な情報がなく回答できない

また、過去に継承活動が行われなかったために起きてしまった問題がない地区は15件12件、明確な情報がない地区は3件であり、過去に継承活動が行われなかったために起きてしまった問題については把握することができなかった。（図5-4-5）

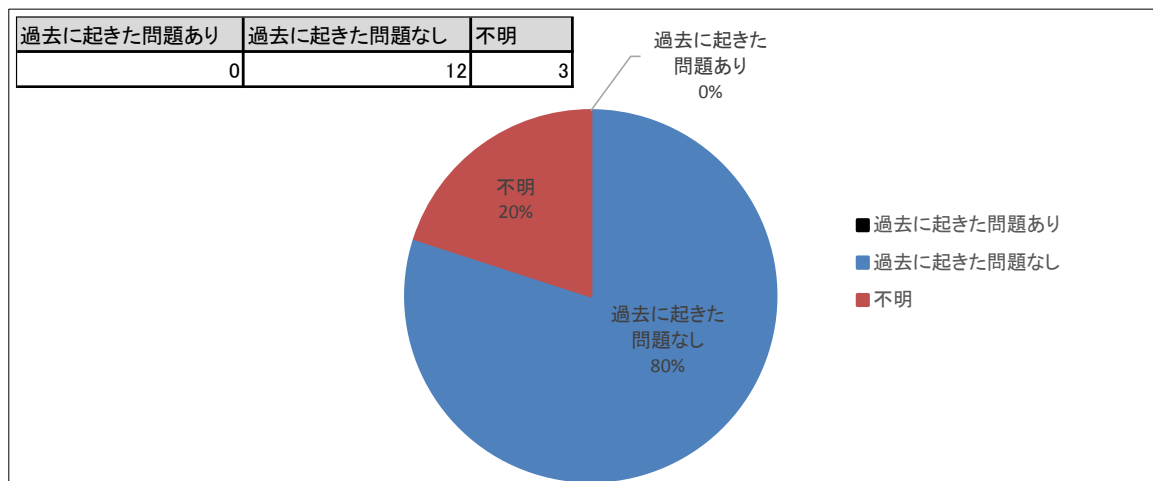


図5-4-5 過去の問題の有無の割合

継承活動を行っている南木曾町妻籠宿の森林においては地域内に配る広報誌や保全活動のパンフレットに掲載することで継承されており、「雪持林」（菅沼及び相倉）においてはパンフレットやインターネット上で紹介することで継承されている。また、「クサテ森」、「フクギの屋敷林」、「イノー」（渡名喜島）においては地域住民間の口頭による伝承によって継承されている。「シイの森」及び「青島のシイ」（伊根浦）においては、警告文を書いた看板を立てることで継承されている。

以上より、自然環境を保全・活用するルールを継承する活動を行っている地区は多いことがわかった。行われている継承活動には、広報紙やパンフレット等の紙面上及びインターネット上への掲載や、警告文を書いた看板を立てる等の形のある継承と地域住民の口頭によって伝承する形のない継承があることがわかった。

一方、過去に継承活動を怠った為に問題が起きた問題がある地区は少なかったが、過去の問題の前例がないことで、将来、想定外の問題に対する対策が必要な地区が多い事がわかった。また、過去の問題についてわからないと答えた地区もあり、過去の事をうまく伝えられていない地区がある事もわかった。

(2) 住民の保全意識の変化

地区指定による保全前後で住民の保全意識に変化があったのは15件中5件、変化がなかったのは10件であった。保全意識に変化があった地区のうち、保全意識が向上したのは5件中3件であり、保全意識が低下したのは2件であった。また、保全意識に変化がなかった地区のうち、地区指定による保全前から保全意識が維持されている地区は10件中9件、保全前後でともに保全意識が不在であった地区は1件であった。(図5-4-6, 表5-4-7)

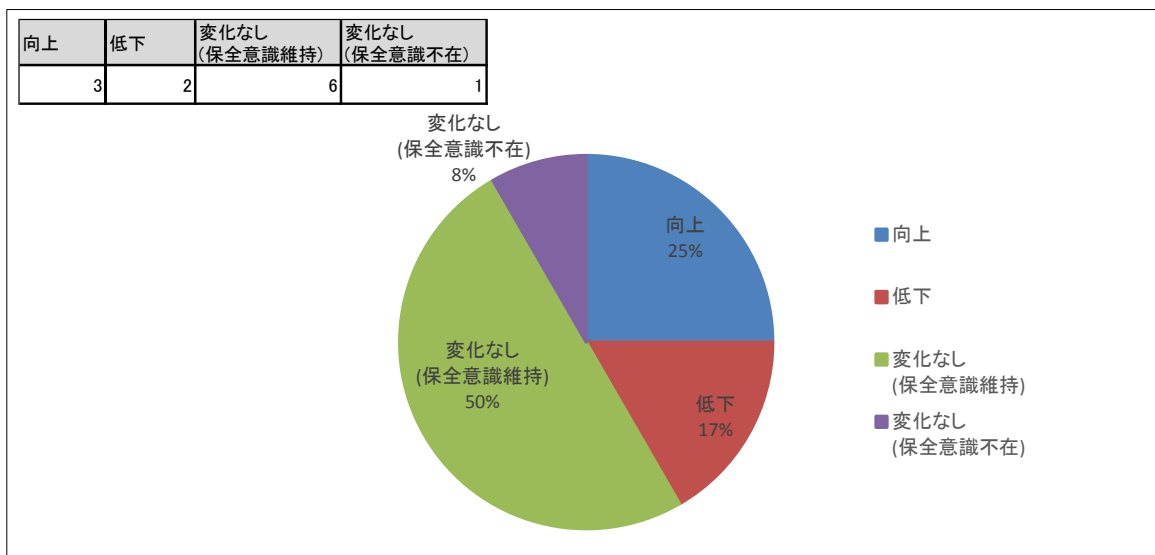


図5-4-6 地区指定による保全前後の住民の保全意識の変化の割合

表5-4-7 地区指定による保全前後の住民の保全意識の変化と内容

都道府県	地区名	まちの種別	自然環境の呼称	自然環境を保全する地区指定	地区指定による保全前後の住民の保全意識の変化					
					保全意識の変化				保全前	現在
					向上	低下	変化なし 保全意識維持	変化なし 保全意識不在		
長野県	南木曾町妻籠宿	宿場町	(重伝建地区 北部の山林)	・水源涵養保安林 ・土砂流出防備保安林 ・風致保安林	○	-	-	-	・昔から木の伐採の禁止等のルールがあり住民の保全意識があった	・保存事業も軌道に乗り、住民の保全意識は向上している
				(重伝建地区 南東部の山林)	・水源涵養保安林	○	-	-	-	・昔から木の伐採の禁止等のルールがあり住民の保全意識があった
富山県	南砺市相倉	山村集落	雪持林	・五箇山県自然公園	-	-	○	-	・人命にかかわる事の為、住民の保全意識は高かった	変化なし
	南砺市菅沼	武家町	雪持林	・五箇山県自然公園	-	-	○	-	・人命にかかわる事の為、住民の保全意識は高かった	変化なし
沖縄県	渡名喜村渡名喜島	島の山村集落	クサヤ森	・渡名喜県立自然公園(第三種) ・自然景観保全地区	○	-	-	-	・住民の保全意識は特になかった	・散策道や展望台の整備をする等、住民の保全意識は向上している
			フクギの屋敷林	・自然景観保全地区	-	-	○	-	・暴風雨や灼熱の直射日光等から暮らしを守るために形づくられてきた、島の重要な集落景観として認識し、大切に保全していた	変化なし
			イノー	・渡名喜県立自然公園(普通地域) ・自然景観保全地区	-	-	-	○	・住民の保全意識は特になかった	変化なし
京都府	伊根町伊根浦	漁村	シイの森	・魚つき保安林	-	-	○	-	・神聖な場所として認識し厳しく保全しようという意識を持っていた	変化なし
			青島のシイ	・魚つき保安林 ・丹波天橋立大江山国定公園(第一種特別地域)	-	-	○	-	・神聖な場所として認識し厳しく保全しようという意識を持っていた	変化なし
			ムフジ舞台	・魚つき保安林 ・丹波天橋立大江山国定公園(第二種特別地域)	-	○	-	-	・各所有者にとって、生活に必要な食物、水をはぐくんでくれる大切な場所として認識され手入れをしようという意識を持っていた	・各所有者にとっての大切な土地であるという意識は薄れ、保全意識もなくなってしまう
徳島県	三好市東祖谷山村落合	山村集落	鎮守の森	・農業振興地域(農用地区域内)	-	-	○	-	・昔から草刈りや掃除を行う等住民は保全意識を持っていた	変化なし
福島県	八女市黒木	在郷町	共有林	・重要景観	-	○	-	-	不明	・住民の保全意識なし
石川県	加賀市加賀東谷	山村集落	糸いらすの森	・水源涵養保安林 ・保健保安林 ・自然公園(県民の森)	-	-	○	-	・重伝建選定以前から地区住民の取り決めで森を守り、保全する意識があった	変化なし
鳥取県	大山町所子	農村集落	境界木	・農業振興地域(農用地区域内)	-	-	○	-	・隣家の境界を示し、風よけや防火の役割を把握する事で保全意識を保っていた	変化なし
			神様の通り道	・農業振興地域(農用地区域内)	-	-	○	-	・家屋群(カミとシモ)の集落境界としての役割を把握する事で保全意識を保っていた	変化なし

凡例 ○: 該当あり - : 該当なし 不明: 過去の事の為、明確な情報がなく回答できなかった

保全意識が維持されている「雪持林」（菅沼及び相倉）においては、雪崩を防止するために伐採を禁止する意味が住民に理解されていることが保全意識の維持につながっていることがわかった。また、「斧いらずの森」（加賀東谷）においては、伐採の禁止が地区住民による取り決めであることが保全意識の維持につながっていることがわかった。

保全意識が向上した南木曾町妻籠宿の森林においては、保全事業が進展したことが住民の保全意識の向上につながっていることがわかった。「クサテ森」（渡名喜島）においては、保全前には住民の保全意識はなかったが、現在は散策道や展望台の整備をするようになっていることがわかった。

以上より、地区指定による保全前において住民が保全意識を有していた地区が多く、保全後の現在においても保全意識が維持されている、または向上している地区が多いことがわかった。また、自然環境を保全する意義が住民に理解されていることや、地域の共同作業として保全が位置づけられていることによって保全意識が維持されている地区があることがわかった。

(3) 住民の維持管理の変化

地区指定による保全前後で住民の維持管理に変化があった地区は15件中8件、変化がなかった地区は7件であった。維持管理に変化があった地区のうち、従前の活動に新たな取り組みが加わる事で維持管理活動の内容が向上したのは8件中6件であり、活動が行われなくなる事で維持管理活動の内容が低下したのは2件であった。維持管理に変化がなかった地区のうち、従前の維持管理活動が維持されている地区は7件中6件、保全前後でともに維持管理活動が不在であった地区は1件であった。(図5-4-7, 表5-4-8)

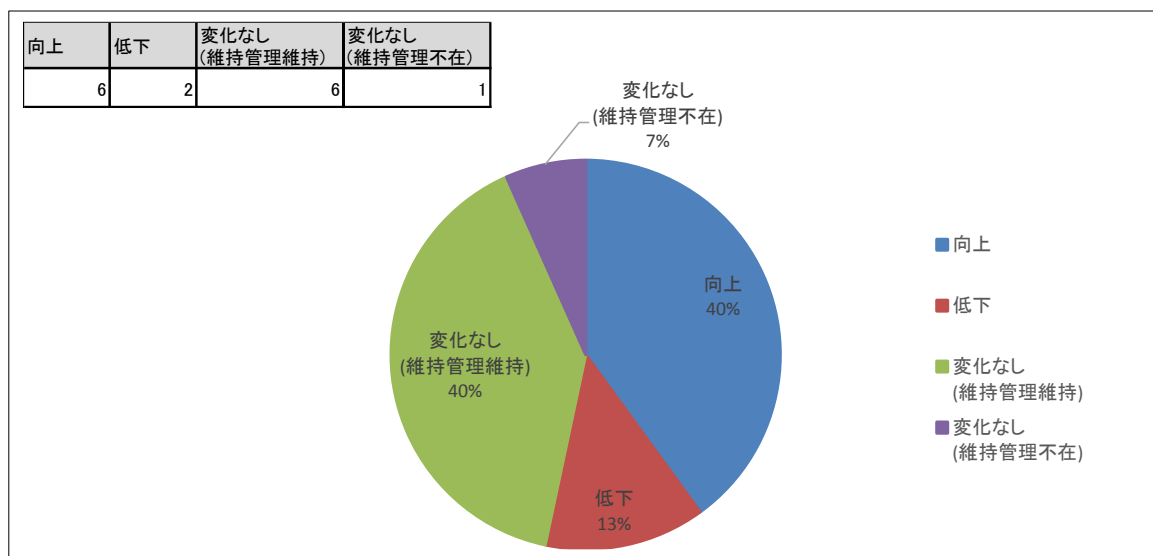


図5-4-7 地区指定による保全前後の住民の維持管理の変化の割合

表5-4-8 地区指定による保全前後の住民の維持管理の変化と内容

都道府県	地区名	まちの種別	自然環境の呼称	自然環境を保全する地区指定	地区指定による保全前後の住民の維持管理の変化				保全前	現在
					向上※1	低下	変化なし 維持管理維持	変化なし 維持管理不在		
長野県	南木曾町妻籠宿	宿場町	— (重伝建地区 北部の山林)	・水源涵養保安林 ・土砂流出防備保安林 ・風致保安林	○	—	—	—	・山を守る意識が高かったので、自主的に保全が行われていた	・保存条例に基づいて住民や外部の人に意識付けを行う事で維持管理している
			— (重伝建地区 南東部の山林)	・水源涵養保安林	○	—	—	—	・山を守る意識が高かったので、自主的に保全が行われていた	・保存条例に基づいて住民や外部の人に意識付けを行う事で維持管理している
富山県	南砺市相倉	山村集落	雪持林	・五箇山県自然公園	○	—	—	—	・昔から一切、人の手を加えず自然を守っていた	・枯れた木の調査、該当木の伐採、植栽を行う
	南砺市首沼	武家町	雪持林	・五箇山県自然公園	○	—	—	—	・昔から一切、人の手を加えず自然を守っていた	・枯れた木の調査、該当木の伐採、植栽を行う
沖縄県	渡名喜村渡名喜島	島の山村集落	クサテ森	・渡名喜県立自然公園(第三種) ・自然景観保全地区	○	—	—	—	・特に維持管理はされていなかった	・保存条例に基づいて住民や外部の人に意識付けを行う事で維持管理している
			フクギの屋敷林	・自然景観保全地区	○	—	—	—	・フクギの伐採がされるなど維持管理はされていなかった	・伐採をしないようになった
			イノー	・渡名喜県立自然公園(普通地域) ・自然景観保全地区	—	—	—	○	・特に維持管理はされていなかった	変化なし
京都府	伊根町伊根浦	漁村	シイの森	・魚つき保安林	—	—	○	—	・普段は一切手入れを加えず、祭の前にはゴミ拾いや草刈りを行っていた	変化なし
			青島のシイ	・丹波天橋立大江山園定公園(第一種特別地域)	—	—	○	—	・普段は一切手入れを加えず、祭の前にはゴミ拾いや草刈りを行っていた	変化なし
			ムフジ舞台	・丹波天橋立大江山園定公園(第二種特別地域)	—	○	—	—	・個人の土地であった為、各所有者が草刈りや間伐等手入れを行っていた	・維持管理活動は特に行っていない
徳島県	三好市東祖谷山村落合	山村集落	鎮守の森	・農業振興地域(農用地区域内)	—	—	○	—	・草刈りや掃除を行っていた	変化なし
福島県	八女市黒木	在郷町	共有林	・重要景観	—	○	—	—	不明	・維持管理活動は特に行っていない
石川県	加賀市加賀東谷	山村集落	芥いらずの森	・水源涵養保安林 ・保健保安林 ・自然公園(県民の森)	—	—	○	—	・伐採の間伐を行っていた	変化なし
鳥取県	大山町所子	農村集落	境界木	・農業振興地域(農用地区域内)	—	—	○	—	・所有者による管理を行っていた	変化なし
			神様の通り道	・農業振興地域(農用地区域内)	—	—	○	—	・集落内で共有の意識を持つ事で維持管理していた	変化なし

凡例 ○:該当あり —:該当なし 不明:過去の事の為、明確な情報がなく回答できない
※1:保全前から現在にかけて従前の維持管理活動に新たな取り組みが加わる場合を「向上」とする

維持管理活動の内容が向上した南木曾町妻籠宿の森林においては、従前は自主的な保全活動が行われており、現在では保存条例に基づき住民組織等による維持管理を行っていることがわかった。「雪持林」(菅沼及び相倉)においては、従前は人の手を加えず自然環境を保全していたが、現在では枯木の調査や間伐及び植栽により維持管理を行っていることがわかった。また、「クサテ森」、「フクギの屋敷林」(渡名喜村渡名喜島)においては、従前は維持管理が行われていなかったものの、現在では草刈りや伐採の禁止等により維持管理を行っていることがわかった。

以上より、地区指定による保全後の現在において維持管理活動が維持されている、または保全前と比較して活動の内容が向上している地区が多いことがわかった。活動の内容が向上している地区においては、従前の活動に加えて新たな活動が行われるようになる地区や、制度による位置づけによって住民の自主的な活動から組織的な維持管理活動に変化している地区があることがわかった。

5-4-3 自然環境を活用した普及啓発活動等の実施状況

伝建報告書等の文献調査とアンケート調査より把握できた9地区15件の重伝建地区周辺の自然環境を活用した普及啓発活動等の実施状況をまとめた。(表5-4-9)

自然環境の普及啓発のために活用を行っている地区は16件中4件、行っていない地区は12件であった。(図5-4-8,表5-4-9)

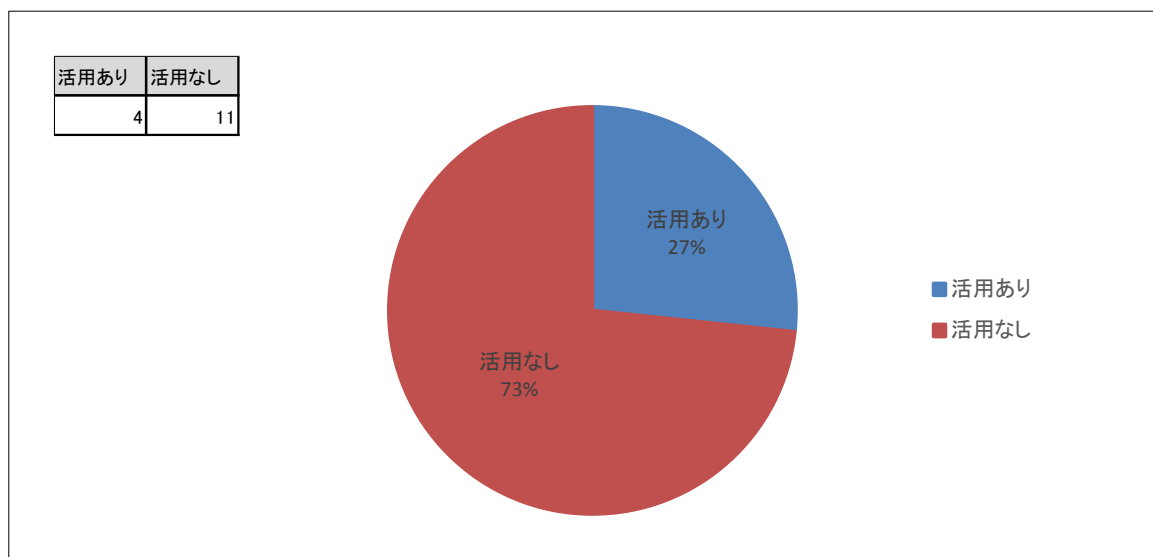


図5-4-8 自然環境の普及啓発のための活用

表5-4-9 自然環境の普及啓発のための活用の有無と内容

都道府県	地区名	まちの種別	自然環境の呼称	周辺地域の自然環境の活用						イベント等がない理由		
				活用の有無		活用の内容						
				活用有	活用無	イベント等の名称・内容	主催者	開催日時	開催場所		開催場所を保全する地区指定	
長野県	南木曾町妻籠宿	宿場町	— (重伝建地区 北部の山林)	○	—	・「文化文政風俗絵巻之行列」 江戸時代の衣装をして、自然豊かな 中山道と妻籠宿を行列で歩く ・中山道(歴史の道)としてハイキン グコースになっている	妻籠を愛する会 (公財)	11月23日 (勤労感謝の日)	妻籠宿 保存地区内	・水源涵養保安林	—	
富山県	南砺市相倉	山村集落	雪持林	—	○	—	—	—	—	—	集落内の田んぼや茅場の利用はあるが雪持林の活用はしていない	
	南砺市首沼	武家町	雪持林	—	○	—	—	—	—	—	集落内の田んぼや茅場の利用はあるが雪持林の活用はしていない	
沖縄県	渡名喜村渡名喜島	島の山村集落	クサテ森	—	○	—	—	—	—	—	特に地域周辺の自然環境を活用しようという意識になっていないため	
			ブキの屋敷林	—	○	—	—	—	—	—		
京都府	伊根町伊根浦	漁村	シイの森	—	○	—	「ムフジブタイ登山と伊根の農業」 観光の会	伊根浦ゆくり 観光の会	平成28年5月28日	ムフジ舞台	・魚つき保安林 ・丹波天橋立大江山園定公園 第二種特別地域	—
			青島のシイ ムフジ舞台	○	—							
徳島県	三好市東祖谷山村落合	山村集落	鎮守の森	—	○	—	—	—	—	—	現在、落合集落ならではの学習等活用を模索中のため	
福島県	八女市黒木	在郷町	共有林	—	○	—	—	—	—	—	伝建地区内の家屋の修理を優先しておりそこまで手が回っていないため	
石川県	加賀市加賀東谷	山村集落	斧いらずの森	○	—	「自然体験」	「百姓の里」 (一般社団法人)	一年中	県民の森	・自然公園(県民の森)	—	
鳥取県	大山町所子	農村集落	境界木	—	○	—	—	—	—	—	特に自然環境の特化したイベントは行っていないため	
			神様の通り道	—	○	—	—	—	—	—		

凡例 ○:該当あり —:該当なし

自然環境が活用されている南木曾町妻籠宿では、地域外への魅力発信として、江戸時代の扮装をして、自然豊かな中山道と重伝県地区内を歩くイベントが行われており、「ムフジュ舞台」（伊根町伊根浦）においても、地域外への魅力発信として、当地域における登山イベントが行われていた。「斧いらずの森」（加賀市加賀東谷）においては、地域外への魅力発信と共に地域内の住民に向けて、一年を通して様々な自然体験イベントが行われていることがわかった。また、自然環境を活用した地域学習や自然体験等を行っていない地区において、イベントを行っていない理由は、現在は模索中である場合や地区内で自然環境を活用しようという意識になっていない、重伝建地区内の修理を優先しており活用まで手が回らないという理由がある事がわかった。

以上より、重伝建地区周辺の自然環境を活用した地域学習や自然体験等を行っている地区は少ないことがわかった。一方で、登山や自然体験等により活用されている事例があることがわかった。また、活用している地区においても、地区住民に対する為の活動は少なく、外部への自然環境の魅力発信のみであった。

5-4-4 自然環境を保全・活用するルールによる分類別の分析

伝建報告書等の文献調査とアンケート調査より把握できた風俗慣習の現状について、ルールの分類により整理を行い、その結果8つのグループに類型することができた。(表5-4-10)

表5-4-10 自然環境を保全・活用するルールによる分類別の分析

ルール の分類	自然環境 の分類	地区名	まちの 種別	自然環境 の呼称	風俗慣習						グループ		
					自然環境の機能				継承の 有無	保全意識 の変化		維持管理 の変化	普及啓発 活動の有無
					防災	生業	景観	歴史					
禁忌型	山林	南木曾町妻籠宿	宿場町	不明 (重伝建地区 南東部の山林)	-	-	○	-	○	向上	向上	○	禁忌-山林型
		南砺市相倉	山村集落	雪持林	○	-	-	-	○	維持	向上	-	
		南砺市菅沼	山村集落	雪持林	○	-	-	-	○	維持	向上	-	
		伊根町伊根浦	漁村	青島のシイ	-	○	-	-	○	維持	維持	-	
		加賀市加賀東谷	山村集落	斧いらすの森	○	-	-	-	-	維持	維持	○	
	屋敷林	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	フクギの屋敷林	○	-	○	-	○	維持	向上	-	禁忌-屋敷林型
	サンゴ礁	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	イノ-	○	-	-	-	○	不在	不在	-	禁忌-サンゴ礁型
農地	大山町所子	農村集落	神様の通り道	-	-	-	○	-	維持	維持	-	禁忌-農地型	
奉仕型	山林	南木曾町妻籠宿	宿場町	不明 (重伝建地区 北部の山林)	-	-	○	-	○	向上	向上	○	奉仕-山林型
		三好市 東祖谷山村落合	山村集落	鎮守の森	-	-	○	-	-	維持	維持	-	
		八女市黒木	在郷町	共有林	-	-	-	-	-	低下	低下	-	
禁忌・奉仕型	山林	伊根町伊根浦	漁村	シイの森	-	○	-	○	○	維持	維持	-	禁忌・奉仕-山林型
ルール 不在	山林型	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	クサテ森	○	-	-	-	○	向上	向上	-	ルール不在-山林型
		伊根町伊根浦	漁村	ムフジユ舞台	-	○	-	-	-	低下	低下	○	
	屋敷林	大山町所子	農村集落	境界木	○	-	-	-	-	維持	維持	-	ルール不在-屋敷林型

凡例 ○:該当あり -:該当なし 不明:明確な情報が不在

(1) 「禁忌型」

「禁忌型」に該当する地区は、「山林-禁忌型」、「屋敷林-禁忌型」、「サンゴ礁-禁忌型」、「農地-禁忌型」の4つのグループに類型化でき、その内、「山林-禁忌型」が最も多いことがわかった。また、禁忌型の地区には、「防災資源」としての機能を持つ地区が多く、これは該当地区に、山村集落や島の農村集落が多くあり、それらの地区での災害(雪崩や土砂崩れ、津波等)への対策となる自然環境(山林、サンゴ等)を守るためだと考えられる。

また、継承活動を行っている地区は多く、その結果、住民の保全意識が「向上」、もしくは意識を「維持」している地区が多く、維持管理活動は「向上」している地区が最も多く、「維持」している地区も多かった。一方、「低下」している地区は見られなかった。以上より、「禁忌型」のルールは、継承活動が行われやすく、その結果、住民の保全意識や自然環境の維持管理は「向上」または「維持」しやすいと考えられる。

しかし、自然環境を普及啓発活動の為に活用している地区は少なく、地域の子供のような次世代の人へ、自然環境における禁止事項を伝えていく機会を設ける事や地域外への自然環境の魅力発信が必要だと考えられる。

(2) 「奉仕型」

「奉仕型」に該当する地区は、「山林－奉仕型」のグループ1つのみであった。また、自然環境の機能では「景観資源」としての機能を持つ地区のみであり、これより、「奉仕型」のルールがある地区では、地区の周辺の山林がまちの重要な景観を担い、それを維持するにあたって、住民らがボランティアのように無報酬で保全を行う意思をもった為だと考えられる。

また、継承活動を行っている地区は少なく、その結果、保全意識と自然環境の維持管理が「低下」している地区も見られた。これより、「奉仕型」のルールはボランティアのように各個人が自分の意志で行う行為である為、継承活動が行われにくく、その結果、住民の保全意識や自然環境の維持管理は「低下」しやすいという事が推測できる。

また、自然環境を普及啓発活動の為に活用している地区は少なく、多くの人に自然環境の役割や価値を知ってもらえるような機会を設け、ボランティアで保全活動を行ってもらえるようにする事が必要だと考えられる。

(3) 「禁忌・奉仕型」

「禁忌・奉仕型」に該当する地区は1地区しかなく、グループは「山林－禁忌・奉仕型」のみであった。自然環境の機能は「生業・歴史資源」としての機能を持っており、これより、「禁忌・奉仕型」のルールがある地区は、漁業や林業を営むため、また昔からの歴史を伝えるために必要な自然環境を守るために伐採等を禁止したり、生活維持のために、住民がボランティアのように無報酬で保全活動を行うためだと推測できる。

また継承活動は行われており、その結果、保全意識と自然環境の維持管理は「維持」できている事が分かった。これは、「奉仕型」のルールだけでなく、「禁忌型」のルールを持つため「禁忌型」の傾向を受けている為だと考えられる。

しかし、「禁忌・奉仕型」の地区でも、自然環境を普及啓発活動の為に活用している地区は少なく、地域の子供のような次世代の人へ、自然環境における禁止事項を伝えていく機会や、多くの人に自然環境の役割や価値を知ってもらえるような機会を設け、ボランティアで保全活動を行ってもらえるようにする事が必要だと考えられる。

5-5 伊根町伊根浦における自然環境の活用に関するヒアリング調査

自然環境を保全・活用する風俗慣習の現状に関する調査(アンケート調査1)において、伊根町伊根浦地区においては重伝建地区周辺の自然環境を活用した観光イベントが実施されていることが明らかとなった。

この伊根町伊根浦地区において、伊根町教育委員会の担当者に対して、風俗慣習の継承状況及び重伝建地区周辺の自然環境を活用した普及啓発活動の実施についてヒアリング調査を行う。

また、重伝建地区周辺の自然環境を活用した観光イベントを実施する「伊根浦ゆっくり観光の会」に対して、イベントを企画した目的及び背景、イベントの評価及び今後の展望についてヒアリング調査を行う。

5-5-1 伊根町教育委員会に対するヒアリング調査

(1) ヒアリング概要

ヒアリング日時 : 平成 28 年 11 月 15 日 13:00 ~ 15:00

ヒアリング場所 : 伊根町役場

ヒアリング相手 : 伊根町教育委員会 伊藤 信也氏

ヒアリングメンバー : 工学部建築学科 4 年 瀧本 颯
工学研究科建築学専攻 2 年 森岡 佳菜



写真 5-5-1 ヒアリング調査風景



写真 5-5-2 ムフジュ舞台



写真 5-5-3 魚つき林



写真 5-5-4 青島



写真 5-5-5 木舟



写真 5-5-6 旧道

(2) ヒアリング内容

①「魚つき林」の伐採を禁じるルール of 継承について

かつては伊根浦の森林の樹木は木材や燃料として利用されており、森林を拓いて耕作地として利用していたこともあり、昔の伊根浦の森林の写真を見ると、現在よりも開けた森林となっている。かつてはこうした森林利用もあったため、伐採の制限がかけられていたのではないかと思う。

しかし、現在では地場の木材を利用することもなく、森林を耕作地として利用することもなくなってきた。樹木の伐採をする理由がなくなってきたのが現状であり、そのことで伐採を制限されているという意識や、森林を管理するという意識は薄れてきているように思う。また、森林の管理を業者に委託しているケースもあるようだ。伐採されることのなくなった現在の森林の様子は昔の写真と比べると鬱蒼とした森林という印象がある。

②重伝建地区周辺の自然環境の活用について

(a) 魚つき保安林内の立ち入りについて

魚つき保安林内の立ち入りは基本的には制限されていない。しかし、魚つき保安林に指定されている青島への祭礼の関係者以外の上陸は禁止されている。また、青島では古くから樹木の伐採も禁止されている。祭礼において重要な島であることと、樹木などが貴重な資源であったため、伐採が禁止されてきているのではないかと思う。

また、立ち入りの制限はないが、現在では青島以外の魚つき保安林内にも立ち入る機会は少ないと思う。

(b) 旧道への立ち入りについて

魚つき林へつながるかつての生活道である旧道は、府道となっている部分や、寺社へのアクセス道となっている部分を除いて、観光ガイドツアーで旧道に立ち入ることはほとんどない。また、旧道は今でも生活道となっている部分もあり、それらの旧道への観光客の立ち入りはなかなか想定しにくい。

また、旧道は祭礼時のルートに用いられてきたが、近年では旧道を通るルートが縮減されてきていて、旧道を利用する機会がますます減少してきている。

自身が小学生の頃は、下校時の道草に旧道を通っていたことも記憶しているが、その当時よりも現在の方が、人の立ち入らない旧道は「道なき道」という印象で、自然に戻っていつているように思う。

(c) 魚つき保安林・国定公園内でのイベント（観光ガイドツアー・地域学習等）について

伊根浦の特徴はやはり舟屋や海、漁村であることであり、観光ツアーや地域学習の題材として森林を取り上げることはほとんどない。伊根浦の特徴として森林はなかなか連想されないのではないかと思う。

魚つき保安林及び国定公園内でのイベントでは、「伊根浦ゆっくり観光の会」による「ムフジュブタイ登山と伊根の農業」という観光客向けのムフジュブタイ登山のイベントがあげられる。登山道は現在ほとんど利用されておらず整備もされていないため、ガイドがついて解説に加えて道案内をしているようだった。

(d) イベントにおける伊根町役場他課や京都府との連携等について

魚つき保安林及び国定公園内でのイベントではないが、約5年前から、中学3年生の生徒による町並みガイド体験を教育委員会と伊根町観光協会、保存会の協働で行っている。中学校の土曜活用の中で地域学習として行っている。主催は伊根町観光協会、教育委員会では中学校との調整や重伝建地区に関する資料提供と中学生へのレクチャーを行っている。

また、中学生がガイドをしている時に、伊根町観光協会のガイドツアーと偶然ガイドが重なることもあった。伊根町観光協会のガイドが中学生ガイドを見て、自分たちよりもよく知っていると言っていたこともあった。伊根町観光協会のガイドに対しては教育委員会から資料を提供するというのではなく、ガイドがどのように町並みについて勉強しているかは把握していない。

5-5-2 伊根町伊根浦における「ムクジブタイ登山と伊根の農業」に関するヒアリング調査

(1) ヒアリング概要

ヒアリング日時 : 平成28年11月29日

ヒアリング相手 : 「伊根浦ゆっくり観光の会」事務局 杉本 健治氏

ヒアリングメンバー : 工学研究科建築学専攻2年 森岡 佳菜



図 5-5-1 ムクジブタイ(ムフジュ舞台)登山と伊根の農業イベントのチラシ

(出典 : 伊根浦ゆっくり観光の会 HP, <http://www.slow-ine.jp/>)



写真 5-5-7 ムフジュ舞台(ムクジブタイ)

(2) ヒアリング内容

①このイベントを企画した背景・目的について

このイベントは「わがまち歩き」というツアーのシリーズの一環である。

「わがまち歩き」とは、舟屋以外の観光資源を活用し、新たな体験ツアーやプログラムの開発を目指して行っているツアーである。それにより伊根町に観光に来られている方により多くの楽しみ方を提供し、住民との交流や経済効果が生まれることをねらいとしている。

ムクジブタイの登山の回では、平地が少ない伊根浦で、かつて山を切り開き農業を行っていた場所を訪ね、当時の様子に思いをはせるといった内容で開催した。

このツアーは2013年に一度行われていたもので、再度開催の要望があったため企画した。

②登山のガイドについて

地元の歴史に詳しい方がガイドを引き受けてくださった。2013年の際もガイドをしてくださった方であった。山道は整備しきれない部分があったため、参加者の皆さんには険しい道を登っていただくことになった。

③イベントの評判・成果について

参加者は定員20名のところ10名であった。

以下、アンケートより抜粋である。

- ・天候もよかったが、景色が見られなかったのが残念。
- ・名も知らない小さな山々にも歴史があることを知りました。もう少し歩いてみたい。
- ・また次も参加したいです。歴史は興味あります。
- ・弁当の販売してほしい。

総評としては、普段の観光で行けないようなところに行けたのは良かったが、まだ受け入れ態勢が十分でなく(山道や眺望の整備など)、満足度はそこまで高くなかった印象を受けた。ムクジブタイの頂上は少し開けたような広場はあるが、その周りほとんど手が入っておらず、木の間から伊根湾や若狭湾をのぞむようなイメージである。

そういったところを改善しつつ、舟屋のある伊根湾を眺められる登山ルートという方向で、進められていけたらと考えている。

5-6 小括

本章では、風俗慣習の現状、保全するルール別の傾向について明らかにすることができた。

(1) 各項目別にみる風俗慣習の現状

風俗慣習のみられた地区における風俗慣習の現状について、自然環境の分類、自然環境の有する機能の分類、自然環境を保全するルール、継承活動の有無、住民の保全意識の変化、住民の維持管理の変化、自然環境の活用の有無の7項目より、明らかになった事を以下に示す。

①風俗慣習のみられた自然環境の分類について

風俗慣習のみられた自然環境の分類は、「山林」、「屋敷林」、「サンゴ礁」、「農地」の4つに分類できた。このうち、「山林」が最も多く、一方、「屋敷林」、「サンゴ礁」、「農地」は少ないことがわかった。

②風俗慣習のみられた自然環境の有する機能について

風俗慣習のみられた自然環境の有する機能は、「防災資源」、「生業資源」、「景観資源」、「歴史資源」の4つに分類できた。このうち、「防災資源」が最も多く、一方、「景観資源」「生業資源」及び「歴史資源」としての機能を有する自然環境は少ないことがわかった。これより、雪崩や台風などの自然災害や火災等の人為的災害から人命や集落を守る機能を持つ自然環境に対して、住民の保全意識が芽生え易く、保全のための風俗慣習が集落に広まりやすい事が、どの重伝建地区においても確認できた。

③自然環境を保全するルールについて

自然環境を保全するルールは、「禁忌型」、「奉仕型」、「禁忌・奉仕型」の3つに分類できた。このうち、「禁忌型」が多く、「奉仕型」、「禁忌・奉仕型」は少ないことがわかった。これは、自然環境を保全するにあたって、ボランティア活動のような公共的な目的の為に、無報酬で勤務に従事することより、人命にかかわるような不測の事態を招く恐れのある行為を禁止することの方が保全活動として行われやすく、地区の風俗慣習として続けられやすいと考えられる。

④ルールの継承、過去に起きた問題の有無について

自然環境を保全するルールの継承は、全体の約半数の地区で行われていることがわかった。行われている継承活動には、広報紙やパンフレット及びインターネット上での紹介、ルールを記載した看板による警告、地域住民の口頭による伝承があることがわかった。

また、過去に継承活動を怠った為に起きた問題がある地区はなかったが、過去の問題についてわからないという回答もあり、過去の出来事を住民間同士でうまく伝えられていない地区がある事もわかった。これより、どの地区においても過去の問題に関する前例がない為、将来、想定外の問題への対策が必要になることが考えられる。

⑤自然環境に対する住民の保全意識の変化について

自然環境に対する住民の保全意識の変化について、過去から現在にかけて保全意識が向上または維持できている地区が多いことがわかった。一方、少数ではあるが保全意識が低下している地区や保全意識がない地区もあり、住民の自然環境に対する保全意識を維持する対策が必要である地区もある事がわかった。

⑥自然環境に対する住民の維持管理の変化について

自然環境に対する住民の維持管理の変化について、過去から現在にかけて維持管理が向上している地区が多いことがわかった。また維持管理を現在も継続して行っている地区も多いことがわかった。一方、少数ではあるが維持管理活動が行われなくなってしまった地区や維持管理活動がない地区もあり、将来に向けて自然環境を保全していくために維持管理活動を行う必要がある地区もある事がわかった。

⑦自然環境の活用について

自然環境の活用について、実際に自然環境をイベント等で活用している地区は非常に少ないことがわかった。これより、周辺地域の自然環境の魅力について地域外の人を知る手段がなく、周辺地域の自然環境の役割や価値の伝達が衰えていく可能性がある地区が多いと考えられる。

(2) ルール別の傾向

「禁忌型」、「奉仕型」、「禁忌・奉仕型」の中で、継承活動が行われていない地区が多かったのは、「奉仕型」の地区であった。またその為、自然環境に対する住民の保全意識や維持管理が低下している地区もみられた。これは、「奉仕型」が「禁忌型」と違い、強制的でなく、ボランティアのような住民が無報酬で行う保全行為であるためだと考えられる。また、「奉仕型」のルールによって保全されている自然環境には、「景観資源」としての機能を持つ地区だけであり、たとえそれらの自然環境が破壊されても、人命に直接かかわる事が無いため、住民の保全意識が「低下」しやすいと考えられる。一方、「禁忌型」、「禁忌・奉仕型」は、強制力のある強いルールであり、なおかつ「防災資源」や「生業資源」としての機能を持つ地区が多く、人命に深くかかわる自然環境である為、住民の保全意識が「維持」及び「向上」しやすいと考えられる。

また、どの地区においても普及啓発活動の為に、自然環境を活用している地区は少なくこれからの継承のための課題となると考えられる。

表 5-6-1 「禁忌型」、「奉仕型」、「禁忌・奉仕型」の地区別の傾向

ルール分類	自然環境の機能分類	自然環境の分類	継承活動の有無	保全意識の変化	維持管理の変化	普及啓発活動の有無
禁忌型ルール(8件) 山村集落 雪持林(南砺市相倉) 雪持林(南砺市菅沼) 斧いらずの森(加賀市加賀東谷) 島の農村集落 フクギの屋敷林(渡名喜村渡名喜島) イノー(渡名喜村渡名喜島) 農村集落 神様の通り道(大山町所子) 漁村 青島のシイ(伊根町伊根浦) 宿場町 重伝建地区南東部の山林(南木曾町妻籠宿)	防災資源(4件) 雪持林(南砺市相倉) → 山林 雪持林(南砺市菅沼) → 山林 斧いらずの森(加賀市加賀東谷) → 山林 イノー(渡名喜村渡名喜島) → サンゴ礁	継承活動あり(4件) 雪持林(南砺市相倉) 雪持林(南砺市菅沼) 斧いらずの森(加賀市加賀東谷) イノー(渡名喜村渡名喜島)	変化なし: 意識維持(3件) 雪持林(南砺市相倉) 雪持林(南砺市菅沼) 斧いらずの森(加賀市加賀東谷) 変化なし: 意識不在(1件) イノー(渡名喜村渡名喜島)	変化なし: 活動維持(3件) 雪持林(南砺市相倉) 雪持林(南砺市菅沼) 斧いらずの森(加賀市加賀東谷) 変化なし: 活動不在(1件) イノー(渡名喜村渡名喜島)	普及啓発活動なし(3件) 雪持林(南砺市相倉) 雪持林(南砺市菅沼) イノー(渡名喜村渡名喜島) 普及啓発活動あり(1件) 斧いらずの森(加賀市加賀東谷)	
	防災・景観資源(1件) フクギの屋敷林(渡名喜村渡名喜島) → 屋敷林	継承活動あり(1件)	変化なし: 意識維持(1件)	向上(1件)	普及啓発活動なし(1件)	
	生業資源(1件) 青島のシイ(伊根町伊根浦) → 山林	継承活動あり(1件)	変化なし: 意識維持(1件)	変化なし: 活動維持(1件)	普及啓発活動なし(1件)	
	景観資源(1件) 重伝建地区南東部の山林(南木曾町妻籠宿) → 山林	継承活動あり(1件)	向上(1件)	向上(1件)	普及啓発活動あり(1件)	
	歴史資源(1件) 神様の通り道(大山町所子) → 農地	継承活動なし(1件)	変化なし: 意識維持(1件)	変化なし: 活動維持(1件)	普及啓発活動なし(1件)	
奉仕型ルール(3件) 山村集落 鎮守の森(三好市東祖谷山村落合) 在郷町 共有林(八女市黒木) 宿場町 重伝建地区北部の山林(南木曾町妻籠宿)	景観資源(2件) 重伝建地区北部の山林(南木曾町妻籠宿) → 山林 鎮守の森(三好市東祖谷山村落合) → 山林	継承活動あり(1件) 重伝建地区北部の山林(南木曾町妻籠宿) 継承活動なし(1件) 鎮守の森(東祖谷山村落合)	向上(1件) 重伝建地区北部の山林(南木曾町妻籠宿) 変化なし: 意識維持(1件) 鎮守の森(東祖谷山村落合)	向上(1件) 重伝建地区北部の山林(南木曾町妻籠宿) 変化なし: 活動維持(1件) 鎮守の森(東祖谷山村落合)	普及啓発活動あり(1件) 重伝建地区北部の山林(南木曾町妻籠宿) 普及啓発活動なし(1件) 鎮守の森(東祖谷山村落合)	
	奉仕型一機能不明(1件) 共有林(八女市黒木) → 山林	継承活動なし(1件)	低下(1件)	低下(1件)	普及啓発活動なし(1件)	
禁忌・奉仕型ルール(1件) 漁村 シイの森(伊根町伊根浦)	禁忌・奉仕型一業資源(1件) シイの森(伊根町伊根浦) → 山林	継承活動あり(1件)	変化なし: 意識維持(1件)	変化なし: 活動維持(1件)	普及啓発活動なし(1件)	
ルール不在(1件) 漁村 ムフジユ舞台(伊根町伊根浦)	ルール不在一業資源(1件) ムフジユ舞台(伊根町伊根浦) → 山林	継承活動なし(1件)	低下(1件)	低下(1件)	普及啓発活動あり(1件)	
ルール不明(2件) 島の農村集落 クサテ森(渡名喜村渡名喜島) 農村集落 境界木(大山町所子)	ルール不明一防災資源(1件) クサテ森(渡名喜村渡名喜島) → 山林 境界木(大山町所子) → 屋敷林	継承活動あり(1件) クサテ森(渡名喜村渡名喜島) 継承活動なし(1件) 境界木(大山町所子)	向上(1件) クサテ森(渡名喜村渡名喜島) 変化なし: 意識維持(1件) 境界木(大山町所子)	向上(1件) クサテ森(渡名喜村渡名喜島) 変化なし: 活動維持(1件) 境界木(大山町所子)	普及啓発活動なし(2件) クサテ森(渡名喜村渡名喜島) 境界木(大山町所子)	

第6章 選定基準（三）による選定地区における

風俗慣習を背景とした地区指定による自然環境の保全・活用状況

6-1 調査方法

本章では、まず、既往研究に基づき、2015年7月までに選定基準(三)により選定された42地区を対象に、重要伝建地区及び重伝建周辺地域における景観保全に関する地区指定状況の把握を行う。次に、第5章において風俗慣習による自然環境の保全・活用していることが明らかとなった選定基準(三)による選定地区9地区を対象に、風俗慣習により保全・活用されてきた自然環境に対する現行の地区指定による、自然環境の保全及び活用の現状を把握するためにアンケート調査(以下、アンケート調査2)を行った。以下に調査方法を示す。

(1) 景観保全に関する地区指定状況の調査

①調査対象

本章では、まず、2015年7月までに選定基準(三)により選定された42地区を対象に、重要伝建地区及び重伝建周辺地域における景観保全に関する地区指定状況の把握を行った。

景観保全に関する地区指定としては、①土地利用行政に関する地区指定状況及び②景観行政に関する地区指定状況を把握した。(表6-1-1)

なお、今回の調査では、文化財行政に関する地区指定(史跡や名勝等)を正確に確認できなかったため取り上げないこととする。

表6-1-1 景観保全に関する地区指定

①土地利用行政に関する地区指定施策
高度地区、防火地区、準防火地区、風致地区、緑地保全地区、生産緑地地区、都市公園、地区計画、景観地区、農用地区域、農用地区域以外、風致保安林、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域
②景観行政に関する地区指定施策
地方公共団体の自主条例に定める地区指定、屋外広告物条例に定める地区指定、歴史的風致維持向上計画に定める重点区域、景観計画区域、景観重点地区等、文化的景観、文化的景観の保全に関する計画に定める重要文化的景観

②地区指定状況に関する文献及びアンケート調査

2015年7月までに選定基準(三)により選定された42地区を対象に、景観形成に関する地区指定状況を把握するために以下の調査を行った。

(a) 景観保全施策に関する文献・資料の入手

重伝建地区を有する市町村のホームページから地区指定施策に関する資料のダウンロードを行い、地区指定状況の確認を行った。ホームページから入手できない資料に関しては、各市町村に対して資料提供の依頼を行った。依頼を行った資料の一覧を表6-1-2に示す。(この際に、景観保全に関する資料のみではなく条例や調査報告書などの資料提供の依頼も同時に行った。)資料を提供して頂くにあたり、各市町村に対して依頼書及び調査事項を記述した資料をメールにて送信した。

表 6-1-2 入手資料一覧

1. 伝統的建造物群保存地区に関する資料	(1) 条例・規則・要綱等	保存条例
		保存条例施行規則
		補助金交付要綱
(2) 調査報告書	町並み保存対策調査報告書	
	(3) 計画書	伝建地区保存計画 修景ガイドライン等
2. 景観計画に関する資料	(1) 条例等	景観条例等
	(2) 計画書	景観計画 景観ガイドライン等
3. 都市計画に関する資料	都市計画図 (重伝建地区およびその周辺地域を含むものの送信等をお願いします。重伝建地区が都市計画区域外の場合は、送信等して頂かなくて結構です。)	
4. その他の資料	上記(1～3の項目)以外に伝建地区およびその周辺地域において地区指定に関係する資料 (農用地域(農業振興地域の整備に関する法律)、保安林(森林法)、自然公園(国立公園・国定公園・県立自然公園・自然公園法)等)	
	伝建関連、景観施策関連のパンフレット等	

(b) 地区指定状況の確認

「①景観保全施策に関する資料の入手」を行い入手した資料を基に各重伝建周辺地域の地区指定状況をまとめたシート（以下伝建シート^{注2}とする。図6-1-1に示す。）を作成した後、把握した指定状況に漏れがないか等を確認するため、アンケート調査を行った。

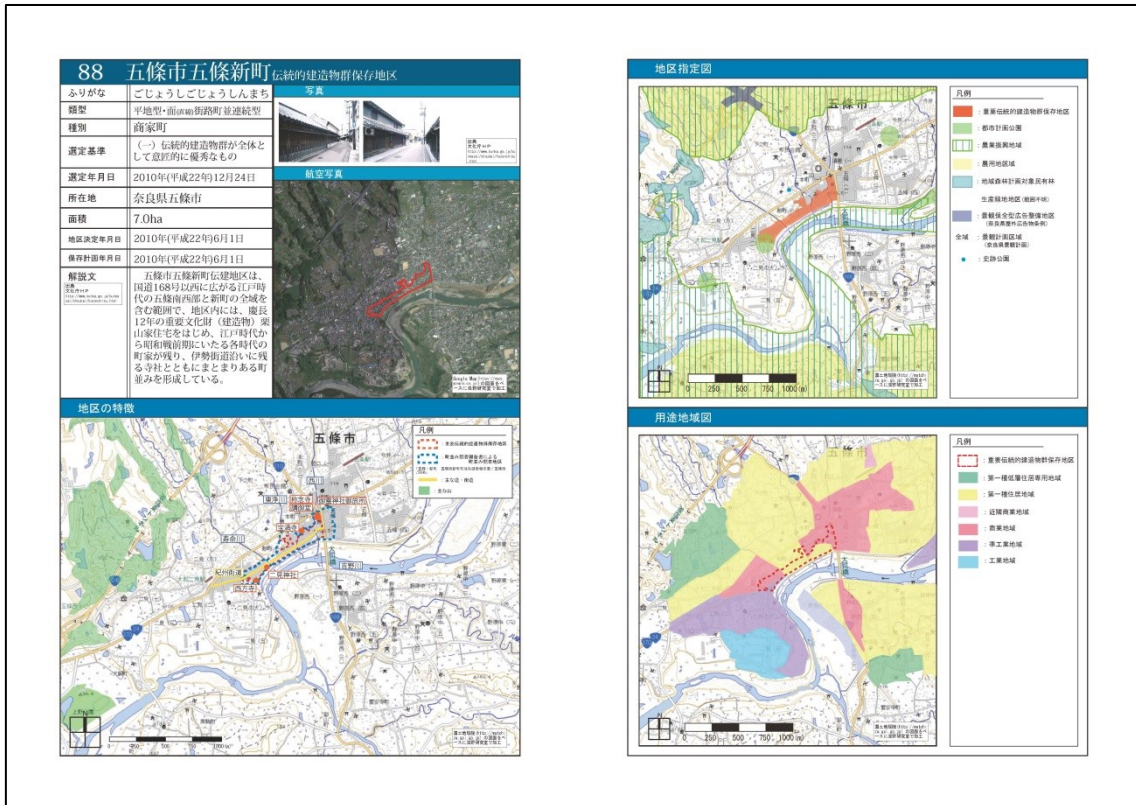


図6-1-1 伝建シート（例）

注2：伝建シート

本研究における伝建シートは、2007年の既往研究^(文献2)を基に作成しており、ベースマップを白地図からウォッチズ（国土地理院 HP：<http://watchizu.gsi.go.jp/>）に変更したこと、航空写真（Google マップ HP：<https://maps.google.co.jp/>）を追加したことが本研究における変更点である。

- ①地区の概要：伝建シートの左上部分では重伝建地区の概要として名称、地形類型、種別、選定基準、選定年月日、所在地、面積、地区決定年月日、保存計画年月日、解説文、航空写真を記載している。
- ②地区の特徴：伝建シートの左下部分では地区の特徴として重伝建地区の範囲、町並み調査地区の範囲、主要な道・街道、山・川等の名称、主要な社寺の名称を記載している。
- ③地区指定図：伝建シートの右上部分では地区指定図として重伝建地区の範囲、景観重点地区等の範囲、その他の地区指定の範囲等を記載している。
- ④用途地域図：伝建シートの右下部分では用途地域図として重伝建地区の範囲、重伝建周辺地域における用途地区の指定状況を記載している。

(2) 風俗慣習に関する地区指定の効果及び課題に関するアンケート調査(アンケート調査2)

第5章において風俗慣習による自然環境の保全を行っていることが明らかとなった選定基準(三)による選定地区9地区を対象に、風俗慣習により保全されてきた自然環境に対する現行の地区指定による、自然環境の保全及び活用の現状を把握するために、アンケート調査2を行った。アンケート調査対象を表6-1-3に示す。

調査方法は、アンケート調査1により把握した地区指定に基づき、対象地区における地区指定を管轄する担当課に対して、アンケート調査2により、自然環境の保全及び活用の現状を把握する。アンケート調査2の調査項目を表6-1-4に示す。

アンケート調査2は2016年11月18日から同年12月9日までの期間に該当する地方公共団体の担当課13団体を対象に電子メールにて行うものであり、回収率は100%であった。

また、対象地区における伝建制度及び関連制度による地区指定年月日を表6-1-5に示す。

表6-1-3 アンケート調査対象

地区指定	都道府県	地区名	
水源涵養保安林	長野県	南木曾町妻籠宿	
土砂流出防備保安林			
風致保安林			
魚つき保安林	京都府	伊根町伊根浦	
水源涵養保安林	石川県	加賀市加賀東谷	
五箇山県立自然公園	富山県	南砺市菅沼	
		南砺市相倉	
渡名喜島県立自然公園	沖縄県	渡名喜村渡名喜島	
			第1種特別地域
			第2種特別地域
			第3種特別地域
普通地域			
丹波天橋立大江山国定公園	京都府	伊根町伊根浦	
			第1種特別地域
保健休養林施設	石川県	加賀市加賀東谷	
保健保安林	石川県	加賀市加賀東谷	
農業振興地域	徳島県	三好市祖谷山村落合	
農業振興地域	鳥取県	大山町所子	
長野県景観育成計画	長野県	南木曾町妻籠宿	
渡名喜村景観むらづくり計画	沖縄県	渡名喜村渡名喜島	
三好市景観景観計画	徳島県	三好市祖谷山村落合	
景観計画	福岡県	八女市黒木	

表 6-1-4 アンケート2 調査 調査項目

調査項目		回答選択肢	凡例
自然環境の保全について	① 保全の効果	a 動植物を保護できること	自1
		b 土地の形質の変更行為を制限できること	自2
		c 立木の伐採を制限できること	自3
		d 建築物・工作物の配置・高さ・規模等を制限し、自然景観を保全できること	開1
		e 開発行為を制限し、自然景観を保全できること	開2
		f 農地の転用を制限できること	開3
		g 良好な自然景観を保護できること	景
		h 林業や漁業等の継続に役立つこと	生1
		i 農地を良好な状態で維持・保全できること	生2
		j 農地の水源かん養機能を保つことができること	防1
		k 自然災害(土砂崩れ等)による被害を減じることができること	防2
		l 空気の浄化、騒音の緩和により、生活環境を守ること	防3
		m 森林をレクリエーション活動の場として活用できること	活1
		n 自然環境を整備し、生態系を守ることができること	活2
		o その他	他
	② 保全の課題	a 予算不足や人員不足のため、維持管理が難しいこと	管理
		b 予算不足や人員不足のため、住民等に対する制度内容の周知が進まないこと	周知
		c 住民等から制度内容について理解が得られないこと	理解
		d 特になし	無
		e その他	他
自然環境を活用した普及啓発活動の実施について	① 普及啓発活動の実施状況	a 地域学習の場として活用している	学習
		b レクリエーションの場として活用している	レク
		c トレッキングコース、標識等の施設整備を行っている	施設
		d 特になし	無
		e その他	他
	② 普及啓発活動実施の課題	a 来訪者の増加のため、自然環境が悪化すること	来訪者
		b 当該地域の知名度が低いこと	知名度
		c 予算不足や人員不足のため、イベント等の周知が進まないこと	周知
		d 予算不足や人員不足のため、活用に向けた施設整備等が難しいこと	施設
		e 特になし	無
		f その他	他

表 6-1-5 対象地区における伝建制度及び関連制度による地区指定年月日

都道府県	地区名	保存計画 策定年月日	重伝建地区 選定年月日	まちの 種別	風俗慣習			地区指定				
					自然環境の 呼称	自然環境の 分類	保全するルール の分類	地区指定	地区指定年月日	管理者		
長野県	南木曾町妻籠宿	1976(昭和51)年6月1日	1976(昭和51)年9月4日	宿場町	不明 (重伝建地区 北部の山林)	山林	奉仕型	水源涵養保安林		1917(大正6)年4月2日 1919(大正8)年4月9日 1936(昭和11)年5月22日 1953(昭和28)年3月6日	長野県	
								土砂流出防備保安林		1967(昭和42)年8月18日 1969(昭和44)年12月23日 1972(昭和47)年8月17日 1973(昭和48)年3月24日 1977(昭和52)年8月13日 1983(昭和58)年2月15日 1983(昭和58)年4月22日 1992(平成4)年1月29日 1992(平成4)年5月22日 1995(平成7)年10月19日 1996(平成8)年1月18日 2011(平成23)年2月24日 2012(平成24)年2月29日	長野県	
								風致保安林		1897(明治30)年12月31日	長野県	
								長野県景観育成計画	景観計画区域	2006(平成18)年4月1日	長野県	
富山県	南砺市相倉	1994(平成6)年8月10日	1994(平成6)年12月21日	山村集落	雪持林	山林	禁忌型	水源涵養保安林		1917(大正6)年4月2日 1919(大正8)年4月9日 1936(昭和11)年5月22日 1953(昭和28)年3月6日	長野県	
								長野県景観育成計画	景観計画区域	2006(平成18)年4月1日	長野県	
	南砺市菅沼	1994(平成6)年8月10日	1994(平成6)年12月21日	山村集落	雪持林	山林	禁忌型	五箇山県立自然公園		1973(昭和48)年3月13日	富山県	
								五箇山県立自然公園	第3種特別地域	1973(昭和48)年3月13日	富山県	
沖縄県	渡名喜村渡名喜島	2000(平成12)年1月20日	2000(平成12)年5月25日	島の農村集落	クサテ森	山林	ルールなし	渡名喜島県立自然公園		1997(平成9)年8月1日	沖縄県	
					フクギの屋敷林	屋敷林	禁忌型	渡名喜村景観むらづくり計画		自然景観保全地区	2013(平成25)年4月1日	渡名喜村
					イノー	サンゴ礁	禁忌型	渡名喜島県立自然公園		第1種特別地域	1997(平成9)年8月1日	沖縄県
					渡名喜島県立自然公園		第2種特別地域	1997(平成9)年8月1日	沖縄県			
京都府	伊根町伊根浦	2005(平成17)年3月2日	2005(平成17)年7月22日	漁村	シイの森	山林	禁忌・奉仕型	魚つき保安林		1898(明治31)年	京都府	
					青島のシイ	山林	禁忌型	魚つき保安林		1898(明治31)年	京都府	
					丹波天橋立大江山園定公園		第1種特別地域	2007(平成19)年8月3日	京都府			
					ムフジ舞台	山林	ルールなし	魚つき保安林		1898(明治31)年	京都府	
徳島県	三好市東祖谷山村落合	2005(平成17)年4月1日	2005(平成17)年12月27日	山村集落	鎮守の森	山林	奉仕型	農業振興地域		農用地区域内	2011(平成23)年4月1日	徳島県
								三好市景観景観計画		景観計画区域	1972(昭和47)年12月26日	三好市
福岡県	八女市黒木	2009(平成21)年1月26日	2009(平成21)年6月30日	在郷町	共有林	山林	奉仕型	矢部川流域景観計画	重要景観	2009(平成21)年7月1日	八女市	
石川県	加賀市加賀東谷	2011(平成23)年4月1日	2011(平成23)年11月29日	山村集落	斧いらずの森	山林	禁忌型	水源涵養保安林		1966(昭和41)年12月6日 1973(昭和48)年12月14日	石川県	
								保健保安林		1971(昭和46)年2月1日 1974(昭和49)年2月1日 1977(昭和52)年4月22日 1982(昭和57)年12月14日	石川県	
								保健休養林施設		県民の森	1974(昭和49)年3月28日	石川県
鳥取県	大山町所子	2013(平成25)年7月5日	2013(平成25)年12月27日	農村集落	境界木	屋敷林	ルールなし	農業振興地域		農用地区域内	1969(昭和44)年(月日不明)	鳥取県
					神様の通り道		農地	禁忌型	農業振興地域		農用地区域内	1969(昭和44)年(月日不明)

6-2 地区指定による自然環境の保全・活用状況

アンケート調査2により明らかになった、地区指定による自然環境の保全・活用の目的、効果及び課題を表6-2-1に示す。

表6-2-1 地区指定による自然環境の保全・活用の目的、効果及び課題

都道府県		長野県					富山県		沖縄県				京都府		徳島県		福岡県	石川県		鳥取県	
地区名		南木曾町妻籠宿					南砺市菅沼	南砺市相倉	渡名喜村渡名喜島				伊根町伊根浦		三好市祖谷山村落合		八女市黒木	加賀市加賀東谷		大山町所子	
地区指定		保安林			長野県景観育成計画	五箇山県立自然公園	渡名喜村景観むらづくり計画	渡名喜島県立自然公園				丹波天橋立大江山国定公園	保安林	三好市景観計画	農業振興地域	景観計画	保安林		保健休養林施設	農業振興地域	
		水源涵養保安林	土砂流出保安林	風致保安林	景観計画区域	第2種特別地域	自然景観保全地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	第1種特別地域	第2種特別地域	魚つき保安林	景観計画区域	農用区域内	重要景観	水源涵養保安林	保健保安林	県民の森	農用区域内
担当課		長野県			長野県	富山県	渡名喜村	沖縄県				京都府	京都府	三好市	徳島県	八女市	石川県		石川県	鳥取県	
		林務部 森林づくり推進課			建設部 都市・まちづくり課	生活環境文化部 自然保護課	経済課	環境部 自然保護課				丹後広域振興局建設部 丹後土木事務所	丹後広域振興局 農林商工部 森づくり推進室	企画財政部 地方創生推進課	農林水産基盤整備局 農業基盤課	建設経済部 都市計画課	農林水産部 森林管理課		観光戦略推進部 観光企画課	農林水産部 経営支援課	
項1	保全の効果	自1	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
		自2	○	○	○	-	○	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-
		自3	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○	-
		開1	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
		開2	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
		開3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
		景	-	-	○	-	○	○	-	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-
		生1	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
		生2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
		防1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
		防2	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-
		防3	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-
		活1	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○
		活2	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
項2	保全の課題	管理	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	
		周知	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
		理解	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	
		無	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	
		他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
項3	活用の状況	学習	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	
		レク	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	
		施設	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
		無	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	-	○	-	-	○	-	-	
		他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
項4	活用の課題	来訪者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		知名度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
		周知	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		施設	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	
		無	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	-	-	○	-	-	
他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

凡例

項1… 自1: 動植物を保護できること、自2: 土地の形質の変更行為を制限できること、自3: 立木の伐採を制限できること、開1: 建築物・工作物の配置・高さ・規模等を制限し自然景観を保全できること、開2: 開発行為を制限し自然景観を保全できること、開3: 農地の転用を制限できること、景: 良好な自然景観を保護できること、生1: 林業や漁業等の継続に役立つこと、生2: 農地を良好な状態で維持・保全できること、防1: 農地の水源かん養機能を保つことができること、防3: 自然災害(土砂崩れ等)による被害を減じることができること、防3: 空気の浄化・騒音の緩和により生活環境を守ること、活1: 森林をレクリエーション活動の場として活用できること、活2: 自然環境を整備し生態系を守ることができること、他: その他

項2… 管理: 予算不足や人員不足のため、維持管理が難しいこと、周知: 予算不足や人員不足のため、住民等に対する制度内容の周知が進まないこと、理解: 住民等から制度内容について理解が得られないこと、無: 特になし、他: その他

項3… 学習: 地域学習の場として活用している、レク: レクリエーションの場として活用している、施設: トレッキングコース・標識等の施設整備を行っている、無: 特になし、他: その他

○ 該当あり - 該当なし

項4… 来訪者: 来訪者の増加のため自然環境が悪化すること、知名度: 当該地域の知名度が低いこと、周知: 予算不足や人員不足のためイベント等の周知が進まないこと、施設: 予算不足や人員不足のため活用に向けた施設整備等が難しいこと、無: 特になし、他: その他

6-2-1 地区指定による自然環境の保全・活用の目的及び効果

本節ではまず、地区指定による自然環境の保全の目的及び効果をそれぞれ分類して整理する。次に、保全の目的の分類別にその効果を概観する。

(1) 地区指定による自然環境の保全・活用の目的による分類

地区指定による保全・活用の目的は、土地の形質の変更行為や樹木の伐採等を制限し森林を保全する「森林保全型」、レクリエーション等の自然環境の活用に資するため自然環境を保全する「自然公園型」、開発行為や農地の転用等を制限し農地を保全する「農地保全型」、建築物・工作物の配置・高さ・規模等や開発行為等を制限し自然環境を保全する「開発制限型」の4地区に分類することができる。(表 6-2-2)

表 6-2-2 地区指定による保全・活用の目的による分類の定義

地区指定の分類	定義
森林保全型	土地の形質の変更行為や樹木の伐採等を制限することにより、森林を保全するタイプ
自然公園型	レクリエーション等の自然環境の活用に資するため自然環境を保全するタイプ
農地保全型	開発行為や農地の転用等を制限することにより、農地を保全するタイプ
開発制限型	建築物・工作物の配置・高さ・規模等や開発行為を制限することにより、自然環境を保全するタイプ

表6-2-3に目的による分類を示す。

表6-2-3より、「森林保全型」には保健保安林を除く保安林(水源涵養、土砂流出防備、風致、魚つき保安林)が分類され、「自然公園型」には自然公園(五箇山県立自然公園、渡名喜島県立自然公園、丹波天橋立大江山国定公園)、保健保安林及び保健休養林施設が分類される。また、「農地保全型」には農業振興地域が分類され、「開発制限型」には景観計画における地区指定(自然景観保全地区、景観計画区域)が分類される。

保全目的の分類においては「森林保全型」及び「自然公園型」に最も多く5地区の地区指定が分類され、次いで「開発制限型」に4地区、「農地保全型」に2地区が分類される。

表6-2-3 地区指定による保全・活用の目的による分類

地区指定の種類	地区指定		都道府県	地区名
森林保全型	水源涵養保安林		長野県	南木曾町妻籠宿
	土砂流出防備保安林			
	風致保安林			
	魚つき保安林		京都府	伊根町伊根浦
	水源涵養保安林		石川県	加賀市加賀東谷
自然公園型	五箇山県立自然公園	第2種特別地域	富山県	南砺市菅沼
		第3種特別地域		南砺市相倉
	渡名喜島県立自然公園	第1種特別地域	沖縄県	渡名喜村渡名喜島
		第2種特別地域		
		第3種特別地域		
		普通地域		
	丹波天橋立大江山国定公園	第1種特別地域	京都府	伊根町伊根浦
		第2種特別地域		
保健休養林施設	県民の森	石川県	加賀市加賀東谷	
保健保安林		石川県	加賀市加賀東谷	
農地保全型	農業振興地域	農用地区域内	徳島県	三好市祖谷山村落合
	農業振興地域	農用地区域内	鳥取県	大山町所子
開発制限型	長野県景観育成計画	景観計画区域	長野県	南木曾町妻籠宿
	渡名喜村景観むらづくり計画	自然景観保全地区	沖縄県	渡名喜村渡名喜島
	三好市景観景観計画	景観計画区域	徳島県	三好市祖谷山村落合
	景観計画	重要景観	福岡県	八女市黒木

(2) 地区指定による自然環境の保全・活用の効果による分類

地区指定による保全・活用の効果は樹木の伐採や土地の形状変更制限に効果のある「自然保全効果」、建造物等の高さ規制や開発制限に効果のある「開発制限効果」、雪崩などの自然災害の防止や防音等により生活環境の保全に効果のある「防災効果」、農地の保全や林業等の生業の継続に効果のある「生業保全効果」、自然景観の保全に効果のある「景観保全効果」、レクリエーション等による自然環境の活用に効果のある「活用効果」の6地区に分類することができる。（表6-2-4）

表6-2-4 地区指定による保全・活用の効果による分類の定義

保全の効果による分類分類	定義	凡例	
自然保全効果	土地の形質の変更行為や樹木の伐採等を制限することにより、動植物を保全する効果のあるタイプ	自1	動植物保全
		自2	土地形質変更制限
		自3	立木の伐採制限
		自4	生態系保全
開発制限効果	建築物・工作物の配置・高さ・規模等や開発行為、農地の転用等を制限する効果のあるタイプ	開1	建築物等 高さ・規模等制限
		開2	開発行為制限
防災効果	土砂崩れや雪崩、干害、台風等の自然災害による被害を減じる効果のあるタイプ	防1	農地水源涵養 機能保持
		防2	自然災害防止
		防3	生活環境保全
生業保全効果	漁業や林業、農業を営むために必要な資源として自然環境を保全する効果のあるタイプ	生1	生業継続
		農1	農地転用制限
		農2	農地保全
景観保全効果	景観を形成する資源として自然環境を保全する効果のあるタイプ	景	景観保全
活用効果	自然学習やレクリエーションの場として活用する効果のあるタイプ	活	レクリエーション活用

保全の効果の分類を表6-2-5に示す。

表6-2-5より、保全の効果の分類においては「自然保全効果」が最も多く11地区において効果が得られていることがわかった。次いで、景観保全効果は9地区、防災効果は6地区、生業保全効果は6地区、活用効果は5地区、開発制限効果は2地区において効果が得られていることがわかった。

表 6-2-5 地区指定による保全・活用の効果による分類

地区名	地区指定		目的による分類	管理者	保全の効果													
					自然保全効果				開発制限効果		防災効果			生業保全効果			景観効果	活用効果
					自1	自2	自3	自4	開1	開2	防1	防2	防3	生1	農1	農2	景	活
動植物保全	土地形質変更制限	立木の伐採制限	生態系保全	建築物等高さ・規模等制限	開発行為制限	農地水源涵養機能保持	自然災害防止	生活環境保全	生業継続	農地転用制限	農地保全	景観保全	レクリエーション活用					
南木曾町妻籠宿	水源涵養保安林		森林保護型	長野県	-	○	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-
	土砂流出防備保安林		森林保護型	長野県	-	○	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-
	風致保安林		森林保護型	長野県	-	○	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-
	長野県景観育成計画	景観計画区域	開発制限型	長野県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南砺市菅沼	五箇山自然公園	第1種特別地域	自然公園型	富山県	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	
南砺市相倉		第2種特別地域																
渡名喜村渡名喜島	渡名喜村景観むらづくり計画		自然景観保全地区	開発制限型	渡名喜村	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○
	渡名喜島県立自然公園	第1種特別地域	自然公園型	沖縄県	-													
		第2種特別地域			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-		
		第3種特別地域																
普通地域																		
伊根町伊根浦	丹波天橋立大江山国定公園		第1種特別地域	自然公園型	京都府	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
	魚つき保安林		森林保護型			京都府	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
三好市祖谷山村落合	三好市景観景観計画		景観計画区域	開発制限型	三好市	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○
	農業振興地域		農用地区域内	農地保全型	徳島県	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	○	○
八女市黒木	景観計画	重要景観	開発制限型	八女市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加賀市加賀東谷	水源涵養保安林		森林保護型	石川県	-	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	-
	保健保安林		自然公園型	石川県	-	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○
	保健休養林施設	県民の森	自然公園型	石川県	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
大山町所子	農業振興地域	農用地区域内	農地保全型	鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-
凡例	自1：動植物を保護できること 自2：土地の形質の変更行為を制限できること 自3：立木の伐採を制限できること 自4：自然環境を整備し生態系を守ることができること、 開1：建築物・工作物の配置・高さ・規模等を制限し自然景観を保全できること 開2：開発行為を制限し自然景観を保全できること 防1：農地の水源かん養機能を保つことができること、 防2自然災害(土砂崩れ等)による被害を減じることができること 防3：空気の浄化・騒音の緩和により生活環境を守ること				生1：林業や漁業等の継続に役立つこと 農1：農地の転用を制限できること 農2：農地を良好な状態で維持・保全できること 景：良好な自然景観を保護できること 活：森林等をレクリエーション活動の場として活用できること ○：該当あり -：該当なし				森林保護型：地区指定は制限の対象によって、土地の形質の変更行為や樹木の伐採 自然公園型：等を制限し森林を保全する 農地保全型：レクリエーション等の自然環境の活用に資するため自然環境を保全する 開発制限型：環境を保全する 開発行為や農地の転用等を制限し農地を保全する 建築物・工作物の配置・高さ・規模等や開発行為等を制限し自然環境を保全する									

(3) 地区指定による自然環境の保全・活用の目的による分類別の効果

表6-2-6より、地区指定による自然環境の保全・活用の目的による分類別にその効果を概観する。

表 6-2-6 地区指定の目的分類別の保全・活用における効果

地区指定の分類	地区指定		管理者		保全・活用の効果														
					自然保全				生業保全			開発制限		防災			景観保全	活用	
					自1	自2	自3	自4	生1	農1	農2	開1	開2	防1	防2	防3	景	活1	
動植物保全	土地形質変更制限	立木の伐採制限	生態系保全	生業継続	農地転用制限	農地保全	建築物等高さ・規模等制限	開発行為制限	農地水源涵養機能保持	自然災害防止	生活環境保全	景観保全	レクリエーション活用						
森林保全型	水源涵養保安林		長野県	林務部 森林づくり推進課	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	
	土砂流出防備保安林		長野県	林務部 森林づくり推進課	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	
	風致保安林		長野県	林務部 森林づくり推進課	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	
	魚つき保安林		京都府	丹後広域振興局農林商工部 森づくり推進室	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水源涵養保安林		石川県	農林水産部 森林管理課	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	
自然公園型	渡名喜島県立自然公園	第1種特別地域	沖縄県	環境部 自然保護課	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
		第2種特別地域			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○		
		第3種特別地域			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
		普通地域			-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
	五箇山県立自然公園		第2種特別地域	富山県	生活環境文化部 自然保護課	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	
	丹波天橋立大江山国定公園		第1種特別地域	京都府	丹後広域振興局建設部 丹後土木事務所	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
		第2種特別地域	-			○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
保健保安林			石川県	農林水産部 森林管理課	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○		
保健休養林施設		県民の森	石川県	観光戦略推進部観光企画課	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
農地保全型	農業振興地域		農用地区域内	徳島県	農林水産基盤整備局 農業基盤課	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	○	-	
	農業振興地域		農用地区域内	鳥取県	農林水産部経営支援課	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○	-	
開発制限型	長野県景観育成計画		景観計画区域	長野県	建設部 都市・まちづくり課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	渡名喜村景観むらづくり計画		自然景観保全地区	渡名喜村	経済課	-	-	-	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○
	三好市景観計画		景観計画区域	三好市	企画財政部地方創生推進課	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○
	景観計画		重要景観	八女市	建設経済部 都市計画課	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

①「森林保全型」における保全・活用の効果

「森林保全型」には5地区の地区指定が分類され、保全の効果は「自然保全効果」が最も多く、5地区の地区指定(水源涵養保安林(妻籠宿・加賀東谷)、土砂流出防備・風致保安林(妻籠宿)、魚つき保安林(伊根浦))で該当した。次いで、「防災効果」は4地区(水源涵養・土砂流出防備・風致保安林(妻籠宿)、魚つき保安林(伊根浦))、「生業保全効果」は4地区(水源涵養・土砂流出防備・風致保安林(妻籠宿)、魚つき保安林(伊根浦))が該当し、「景観保全効果」は、2地区(風致保安林(妻籠宿)、水源涵養保安林(加賀東谷))が該当した。

「森林保全型」においては、「自然保全効果」が最も多く、次いで「防災効果」及び「生業保全効果」が多いことがわかった。「森林保全型」は土地の形質の変更行為や樹木の伐採等を制限し森林を保全することを目的としており、目的に応じた効果が得られていることが確認された。

②「自然公園型」における保全・活用の効果

「自然公園型」には5地区の地区指定が分類され、保全の効果は「自然保全効果」が最も多く、5地区の地区指定(五箇山県立自然公園(菅沼・相倉)、渡名喜島県立自然公園(渡名喜島)、丹波天橋立大江山国定公園(伊根浦)、保健保安林(加賀東谷)、保健休養林施設(加賀東谷))が該当した。次いで、「景観保全効果」は4地区(五箇山県立自然公園(菅沼・相倉)、渡名喜島県立自然公園(渡名喜島)、丹波天橋立大江山国定公園(伊根浦)、保健保安林(加賀東谷))、「活用効果」は3地区(五箇山県立自然公園(菅沼・相倉)、保健保安林(加賀東谷)、保健休養林施設(加賀東谷))が該当した。

「自然公園型」においては、「自然保護効果」が最も多く、次いで「景観保全効果」、「活用効果」が多いことがわかった。「自然公園型」はレクリエーション等の自然環境の活用に資するため自然環境を保全することを目的としており、目的に応じた効果が得られていることが確認された。

③「農地保全型」における保全・活用の効果

「農地保全型」には2地区の地区指定が分類され、保全の効果は「生業保全効果」及び「景観保全効果」が最も多く、2地区の地区指定(農業振興地域(東祖谷山村落合・大山町所子))が該当した。次いで、「防災効果」は1地区(農業振興地域(東祖谷山村落合))が該当した。

「農地保全型」においては、「生業保全効果」及び「景観保全効果」が最も多いことがわかった。「農地保全型」は開発行為や農地の転用等を制限し生業のための農地を保全することを目的としており、目的に応じた効果が得られていると共に、農地景観の保全の効果も得られていることが確認された。

④「開発制限型」における保全・活用の効果

「開発制限型」には3地区の地区指定が分類され、保全の効果は「開発制限効果」及び「活用効果」が最も多くそれぞれ2地区の地区指定(自然景観保全地区(渡名喜島)、景観計画区域(東祖谷山村落合))が該当した。次いで「景観保全効果」及び「自然保全効果」は1地区(自然景観保全地区(渡名喜島))が該当した。

「開発制限型」においては、「開発制限効果」及び「活用効果」が最も多いことがわかった。「開発制限型」は、建築物・工作物の配置・高さ・規模等や開発行為等を制限し自然環境を保全することを目的としており、目的に応じた効果が得られていると共に、自然環境をレクリエーション等に活用できる効果も得られていることが確認された。

(5) まとめ

以上より、本節では以下の点について明らかにすることができた。

- ①地区指定はその目的により「森林保全型」、「自然公園型」、「農地保全型」、「開発制限型」の4地区に分類することができること。
- ②地区指定の目的による分類においては、「森林保全型」及び「自然公園型」が最も多く、次いで「開発制限型」が多いこと。
- ③地区指定はその効果により「自然保全効果」、「開発制限効果」、「防災効果」、「生業保全効果」、「景観保全効果」、「活用効果」の6地区に分類することができること。
- ④「森林保全型」においては、「自然保全効果」が最も多く、次いで「防災効果」及び「生業保全効果」が多く、目的に応じた効果が得られていること。
- ⑤「自然公園型」においては、「自然保護効果」が最も多く、次いで「景観保全効果」、「活用効果」が多く、目的に応じた効果が得られていること。
- ⑥「農業保全型」においては、「生業保全効果」及び「景観保全効果」が最も多く、目的に応じた効果が得られていると共に、農地景観の保全の効果も得られていること。
- ⑦「開発制限型」においては、「開発制限効果」及び「活用効果」が最も多く、目的に応じた効果が得られていると共に、自然環境をレクリエーション等に活用する効果も得られていること。

以上より、地区指定の目的は、土地の形質の変更行為や樹木の伐採等を制限し森林を保全する「森林保全型」とレクリエーション等の自然環境の活用に資するため自然環境を保全する「自然公園型」が最も多く、次いで「開発制限型」が多いことがわかった。また、地区指定の効果は、それぞれの目的に応じた効果が得られており、自然環境の保全・活用における地区指定の有効性が確認された。

また、自然環境の活用を行う「活用効果」は「自然公園型」において最も多く見られ、勝つように向けた施設整備を行う地区も見られた。このため、「自然公園型」においてはレクリエーションや地域学習等の自然環境の活用を通じて、自然環境の保全・活用に向けた普及啓発活動の実施が推進されると考えられる。

6-2-2 地区指定による自然環境の保全・活用における課題

(1) 地区指定による自然環境の保全・活用の目的による分類別の課題

表6-2-7より、地区指定による自然環境の保全・活用の目的による分類別にその課題を概観する。

表6-2-7

地区指定の目的分類別の保全・活用における課題

地区指定の分類	地区指定		管理者		保全の課題				
					管理 維持管理 困難	周知 周知不足	理解 理解不足	無 無し	他 その他
森林保全型	水源涵養保安林		長野県	林務部 森林づくり推進課	-	-	-	○	-
	土砂流出防備保安林		長野県	林務部 森林づくり推進課	-	-	-	○	-
	風致保安林		長野県	林務部 森林づくり推進課	-	-	-	○	-
	魚つき保安林		京都府	丹後広域振興局農林商工部 森づくり推進室	-	-	-	○	-
	水源涵養保安林		石川県	農林水産部 森林管理課	-	-	-	○	-
自然公園型	渡名喜島県立自然公園	第1種特別地域	沖縄県	環境部 自然保護課	○	○	-	-	-
		第2種特別地域							
		第3種特別地域							
	普通地域								
	五箇山県立自然公園	第2種特別地域	富山県	生活環境文化部 自然保護課	-	-	-	○	-
丹波天橋立大江山国定公園	第1種特別地域	京都府	丹後広域振興局建設部 丹後土木事務所	-	○	○	-	-	
	第2種特別地域								
保健保安林		石川県	農林水産部 森林管理課	-	-		○	-	
保健休養林施設	県民の森	石川県	観光戦略推進部観光企画課	○	-		-	-	
農地保全型	農業振興地域	農用地区域内	徳島県	農林水産部基盤整備局 農業基盤課	-	-	○	-	-
	農業振興地域	農用地区域内	鳥取県	農林水産部経営支援課	○	-	-	-	-
開発制限型	長野県景観育成計画	景観計画区域	長野県	建設部 都市・まちづくり課	-	-	-	○	-
	渡名喜村景観 むらづくり計画	自然景観保全地区	渡名喜村	経済課	-	-	-	○	-
	三好市景観計画	景観計画区域	三好市	企画財政部地方創生推進課	○	-	-	-	-
	景観計画	重要景観	八女市	建設経済部 都市計画課	-	-	-	○	-

① 「森林保全型」における保全・活用の課題

「森林保全型」には5地区の地区指定が分類され、保全・活用における課題は5地区すべてにおいて不在であった。

② 「自然公園型」における保全・活用の課題

「自然公園型」には5地区の地区指定が分類され、保全・活用における課題は、「予算・人手不足」が2地区、「制度内容の周知不足」が2地区、不在が2地区であり、「開発者などの理解が得られないこと」が1地区であった。

③ 「農地保全型」における保全・活用の課題

「農地保全型」には2地区の地区指定が分類され、保全・活用における課題は、「予算・人手不足」が1地区、「開発者などの理解が得られないこと」が1地区であった。

④ 「開発制限型」における保全・活用の課題

「開発制限型」には3地区の地区指定が分類され、保全・活用の課題は、不在が最も多く3地区、「予算・人手不足」が1地区であった。

(2)まとめ

全体に自然環境の保全・活用における課題をあげる地区は少数であった。

一方で、「自然公園型」及び「農地保全型」においては「予算・人手不足」や「開発者などの理解が得られないこと」が課題として挙げられ、更に「自然公園型」においては「制度内容の周知不足」も課題として挙げられた。

制度の運用においてあげられる課題は少数であり、制度運用は概ね効果的に実施されていると考えられる。しかし、今後も制度を効果的に運用していくためには制度内容の周知を図り、開発者や住民等の理解を得ていくことが課題であると考えられる。

6-2-3 自然環境を活用した普及啓発事業等の実施状況

(1) 自然環境を活用した普及啓発事業等の実施状況

表6-2-8より、地区指定による自然環境の保全・活用の目的による分類別に自然環境を活用した普及啓発事業等の実施状況を概観する。

表 6-2-8 自然環境を活用した普及啓発事業等の実施状況

地区指定の分類	地区指定		管理者		普及啓発活動の実施状況					
					学習	レク	施設	無	他	
					地域学習	レクリエーション	施設整備	無し	その他	
森林保全型	水源涵養保安林		長野県	林務部 森林づくり推進課	-	-	-	○	-	
	土砂流出防備保安林		長野県	林務部 森林づくり推進課	-	-	-	○	-	
	風致保安林		長野県	林務部 森林づくり推進課	-	-	-	○	-	
	魚つき保安林		京都府	丹後広域振興局農林商工部 森づくり推進室	-	-	-	○	-	
	水源涵養保安林		石川県	農林水産部 森林管理課	-	-	-	○	-	
自然公園型	渡名喜島県立自然公園	第1種特別地域	沖縄県	環境部 自然保護課	-	-	○	-	-	
		第2種特別地域			-	-	○	-	-	
		第3種特別地域			-	-	○	-	-	
		普通地域			-	-	○	-	-	
	五箇山県立自然公園	第2種特別地域	富山県	生活環境文化部 自然保護課	○	○	○	-	-	
丹波天橋立大江山国定公園	第1種特別地域	京都府	丹後広域振興局建設部 丹後土木事務所	-	-	-	○	-		
	第2種特別地域			-	-	-	○	-		
保健保安林			石川県	農林水産部 森林管理課	○	○	-	-	○	
保健休養林施設		県民の森	石川県	観光戦略推進部観光企画課	-	○	○	-	-	
農地保全型	農業振興地域	農用地区域内	徳島県	農林水産部基盤整備局 農業基盤課	-	-	-	○	-	
	農業振興地域	農用地区域内	鳥取県	農林水産部経営支援課	-	-	-	○	-	
開発制限型	長野県景観育成計画		景観計画区域	長野県	建設部 都市・まちづくり課	-	-	-	○	-
	渡名喜村景観むらづくり計画		自然景観保全地区	渡名喜村	経済課	-	-	-	○	-
	三好市景観計画		景観計画区域	三好市	企画財政部地方創生推進課	○	○	-	-	-
	景観計画		重要景観	八女市	建設経済部 都市計画課	-	-	-	-	-

① 「森林保全型」における普及啓発事業等の実施状況

「森林保全型」には5地区の地区指定が分類され、普及啓発事業等は5地区すべてにおいて実施されていなかった。

② 「自然公園型」における普及啓発事業等の実施状況

「自然公園型」には5地区の地区指定が分類され、普及啓発事業等は、4地区において実施されており、実施されていないのは1地区であった。

実施内容は、「普及啓発活動等に向けた施設整備」が最も多く3地区、次いで「レクリエーションの実施」が3地区、「地域学習の実施」が2地区であった。

③ 「農地保全型」における普及啓発事業等の実施状況

「農地保全型」には2地区の地区指定が分類され、普及啓発事業等は2地区すべてにおいて実施されていなかった。

④ 「開発制限型」における普及啓発事業等の実施状況

「開発制限型」には3地区の地区指定が分類され、普及啓発事業等は2地区において実施されており、1地区において実施されていた。

実施内容は「レクリエーションの実施」及び「地域学習の実施」であった。

(2)まとめ

全体に自然環境を活用した普及啓発事業等の実施する地区は少数であった。特に、「森林保全型」及び「農地保全型」において実施する地区は不在であり、これは当該地区においては普及啓発活動等に向けた施設整備を前提としないことや、制度の主旨として自然環境のレクリエーション等による活用を前提としないためであると考えられる。

一方で、「自然公園型」においては、普及啓発活動等に向けた施設整備が多くの地区において行われており、レクリエーションや地域学習といった普及啓発活動が行われていることがわかった。これは制度の主旨においてもレクリエーション等による活用が挙げられており、また多くの地区が人の訪れる優れた自然景観を有しているためであると考えられる。

前節の保全の課題において制度内容の周知や開発者や住民等の理解を得ることが課題としてあげられていることから、今後は、施設整備を前提としない「森林保全型」や「農地保全型」においても必要に応じて、レクリエーションや地域学習等による普及啓発活動を行い、制度の意義を啓発していくことが考えられる。

6-2-4 自然環境を活用した普及啓発事業等の課題

(1) 自然環境を活用した普及啓発事業等の課題

表6-2-9より、地区指定による自然環境の保全・活用の目的による分類別に自然環境を活用した普及啓発事業等の課題を概観する。

表6-2-9 自然環境を活用した普及啓発事業等の課題

地区指定の分類	地区指定	管理者	普及啓発活動の実施における課題					
			来訪者	知名度	周知	施設	無	他
			来訪者の増加	知名度の低さ	周知不足	施設不足	無し	その他
森林保全型	水源涵養保安林	長野県 林務部 森林づくり推進課	-	-	-	-	○	-
	土砂流出防備保安林	長野県 林務部 森林づくり推進課	-	-	-	-	○	-
	風致保安林	長野県 林務部 森林づくり推進課	-	-	-	-	○	-
	魚つき保安林	京都府 丹後広域振興局農林商工部 森づくり推進室	-	-	-	-	○	-
	水源涵養保安林	石川県 農林水産部 森林管理課	-	-	-	-	○	-
自然公園型	渡名喜島県立自然公園	沖縄県 環境部 自然保護課	-	-	-	○	-	-
	五箇山県立自然公園	富山県 生活環境文化部 自然保護課	-	-	-	-	○	-
	丹波天橋立大江山園定公園	京都府 丹後広域振興局建設部 丹後土木事務所	-	○	-	○	-	-
	保健保安林	石川県 農林水産部 森林管理課	-	-	-	○	-	-
	保健休養林施設	石川県 観光戦略推進部観光企画課	-	-	-	○	-	-
農地保全型	農業振興地域	徳島県 農林水産部基盤整備局 農業基盤課	-	-	-	-	○	-
	農業振興地域	鳥取県 農林水産部経営支援課	-	-	-	-	○	-
開発制限型	長野県景観育成計画	長野県 建設部 都市・まちづくり課	-	-	-	-	○	-
	渡名喜村景観むらづくり計画	渡名喜村 経済課	-	-	-	-	○	-
	三好市景観計画	三好市 企画財政部地方創生推進課	-	-	-	○	-	-
	景観計画	八女市 建設経済部 都市計画課	-	-	-	-	-	-

① 「森林保全型」における普及啓発事業等の課題

「森林保全型」には5地区の地区指定が分類され、普及啓発事業等の課題は5地区すべてにおいて不在であった。

② 「自然公園型」における普及啓発事業等の課題

「自然公園型」には5地区の地区指定が分類され、普及啓発事業等の課題は、「施設整備不足」が最も多く4地区であり、次いで「地域の知名度の低さ」が1地区であった。実施内容は、「普及啓発活動等に向けた施設整備」が最も多く3地区、次いで「レクリエーションの実施」が3地区、「地域学習の実施」が2地区であった。

③ 「農地保全型」における普及啓発事業等の課題

「農地保全型」には2地区の地区指定が分類され、普及啓発事業等の課題は、2地区すべてにおいて不在であった。

④ 「開発制限型」における普及啓発事業等の課題

「開発制限型」には3地区の地区指定が分類され、普及啓発事業等の課題は、不在が最も多く3地区、「施設整備不足」が1地区であった。

(2)まとめ

全体に自然環境を活用した普及啓発事業等の課題をあげる地区は少数であった。特に、「森林保全型」及び「農地保全型」において実施する地区は不在であり、これは当該地区においては普及啓発活動等に向けた施設整備を前提としないことや、制度の主旨として自然環境のレクリエーション等による活用を前提としないためであると考えられる。

一方で、「自然公園型」においては、普及啓発活動等に向けた施設整備不足が多く、多くの地区で課題としてあげられた。また、地域の知名度の低さが課題としてあげられ、これは限られた予算や人手の中で施設整備や広報活動が知名度の高い地域において優先的に行われていること等が要因として考えられる。

前節の保全の課題において制度内容の周知や開発者や住民等の理解を得ることが課題としてあげられており、知名度の低さが普及啓発活動の課題として挙げられることから、今後は、施設整備だけでなくレクリエーションや地域学習等による普及啓発活動を行い、施設整備を前提としない「森林保全型」や「農地保全型」においても必要に応じて、制度の意義を啓発していくことが考えられる。

6-2-5 まとめ

以上より、地区指定の目的は、土地の形質の変更行為や樹木の伐採等を制限し森林を保全する「森林保全型」とレクリエーション等の自然環境の活用に資するため自然環境を保全する「自然公園型」が最も多く、次いで「開発制限型」が多いことがわかった。また、地区指定の効果は、それぞれの目的に応じた効果が得られており、保全・活用における課題をあげる地区は少数であり、自然環境の保全・活用における地区指定の有効性が確認された。

一方で、保全・活用の課題として、開発者などの理解が得られないことや制度内容の周知不足も課題としてあげられ、制度内容の周知を図り、開発者や住民等の理解を得ていくことが課題であることがわかった。

また、自然環境を活用した普及啓発事業等の実施する地区は少数であった。これは、制度の上では施設整備が困難であり、レクリエーション等による活用を前提としない地区もあることがわかった。一方で、「自然公園型」においては、普及啓発活動等に向けた施設整備が可能であり、多くの地区で施設整備が行われ、レクリエーションや地域学習が行われている地区もあることがわかった。普及啓発事業等の実施する地区は少数であるため、実施に向けた課題をあげる地区も少数であったが、施設整備不足に加えて知名度の低さが普及啓発活動の課題として挙げられた。

保全の課題において制度内容の周知や開発者や住民等の理解を得ることが課題としてあげられており、知名度の低さが普及啓発活動の課題として挙げられることから、今後は、施設整備だけでなくレクリエーションや地域学習等による普及啓発活動を行っていくことが考えられる。

特に「自然公園型」においては今後も積極的に自然環境を活用していくことが望まれ、施設整備を前提としない「森林保全型」や「農地保全型」においても必要に応じて、制度の意義を啓発していくことが考えられる。

6-3 風俗慣習の分類別の地区指定による自然環境の保全・活用状況

本節では、第5章において明らかにした風俗慣習の分類「禁忌型」及び「奉仕型」の2つの分類別に地区指定による自然環境の保全・活用の目的及び課題について分析を行い、風俗慣習により保全・活用される自然環境と地区指定との関係を把握する。

風俗慣習の分類別の地区指定による自然環境の保全・活用の目的、効果及び課題を表6-3-1に示す。

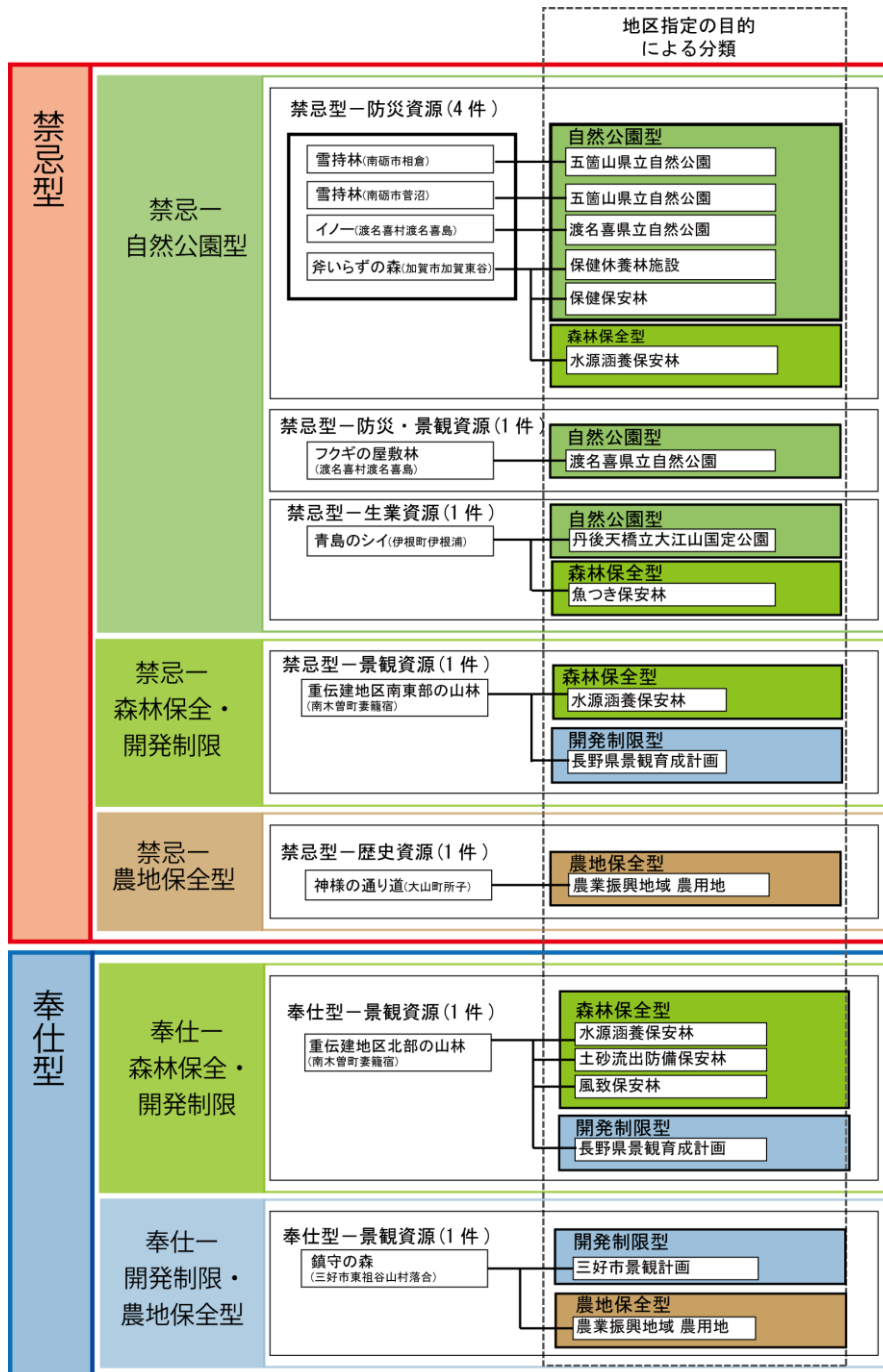
表 6-3-1 風俗慣習の分類別の地区指定による自然環境の保全・活用状況

ルール分類	風俗慣習分類	地区指定の目的による分類	地区指定の効果	保全における課題	普及啓発活動の有無	普及啓発活動の課題		
禁忌型ルール(8件) 山村集落 雪持林(南砺市相倉) 雪持林(南砺市菅沼) 斧いらずの森(加賀市加賀東谷) 島の農村集落 フクギの屋敷林(渡名喜村渡名喜島) イノ(渡名喜村渡名喜島) 農村集落 神様の通り道(大山町所子) 漁村 青島のシイ(伊根町伊根浦) 宿場町 重伝建地区南東部の山林(南木曾町妻籠宿)	禁忌型-防災資源(4件) 雪持林(南砺市相倉) 雪持林(南砺市菅沼) イノ(渡名喜村渡名喜島) 斧いらずの森(加賀市加賀東谷)	自然公園型(5種) 五箇山県立自然公園 五箇山県立自然公園 渡名喜県立自然公園 保健保安林 保健休養林施設 森林保全型(1種) 水源涵養保安林	動物植保全 土地形質変更制限 立木の伐採制限 レクリエーション活用 景観保全 動物植保全 土地形質変更制限 立木の伐採制限 レクリエーション活用 景観保全 土地形質変更制限 景観保全 土地形質変更制限 立木の伐採制限 自然災害防止 生活環境保全 レクリエーション活用 景観保全 土地形質変更制限 立木の伐採制限 自然災害防止 生活環境保全 レクリエーション活用 景観保全 土地形質変更制限 立木の伐採制限 自然災害防止 生活環境保全 景観保全	なし なし 人手予算不足 周知不足 なし なし	地域学習 レクリエーション 施設整備 地域学習 レクリエーション 施設整備 施設整備 地域学習 レクリエーション 地域学習 レクリエーション	なし なし 施設整備不足 施設整備不足 施設整備不足 なし		
		禁忌型-防災・景観資源(1件) フクギの屋敷林(渡名喜村渡名喜島)	自然公園型(1種) 渡名喜県立自然公園	土地形質変更制限 景観保全	人手予算不足 周知不足 施設整備	施設整備不足		
		禁忌型-生業資源(1件) 青島のシイ(伊根町伊根浦)	自然公園型(1種) 丹後天橋立大江山園地公園 森林保全型(1種) 魚つき保安林	土地形質変更制限 景観保全 立木の伐採制限 生業継続	人手予算不足 理解不足 なし	知名度の低さ 施設整備不足 なし		
		禁忌型-景観資源(1件) 重伝建地区南東部の山林(南木曾町妻籠宿)	森林保全型(1種) 水源涵養保安林 開発制限型(1種) 長野県景観育成計画	土地形質変更制限 立木の伐採制限 自然災害防止 生活環境保全 生業継続 景観保全	なし なし	なし なし		
		禁忌型-歴史資源(1件) 神様の通り道(大山町所子)	農地保全型(1種) 農業振興地域 農用地区域内	農地転用制限 農地保全 景観保全	今後予想される人手・予算不足	なし		
		奉仕型ルール(3件) 山村集落 鎮守の森(三好市東祖谷山村落合) 在郷町 共有林(八女市黒木) 宿場町 重伝建地区北部の山林(南木曾町妻籠宿) 鎮守の森(三好市東祖谷山村落合)	奉仕型-景観資源(3件) 重伝建地区北部の山林(南木曾町妻籠宿) 鎮守の森(三好市東祖谷山村落合)	森林保全型(3種) 水源涵養保安林 土砂流出防備保安林 風致保安林	土地形質変更制限 立木の伐採制限 自然災害防止 生活環境保全 生業継続 土地形質変更制限 立木の伐採制限 自然災害防止 生活環境保全 生業継続 土地形質変更制限 立木の伐採制限 生活環境保全 生業継続 景観保全	なし なし なし	なし なし なし	なし なし なし
				開発制限型(2種) 長野県景観育成計画 三好市景観計画	建築物等高さ・規模等制限 開発制限 景観保全 レクリエーション活用	なし 人手予算不足	地域学習 レクリエーション	施設整備不足
				農地保全型(1種) 農業振興地域 農用地区域内	農地転用制限 農地保全 農地水源涵養機能保全 景観保全	理解不足	なし	なし

6-3-1 風俗慣習の分類別の地区指定による自然環境の保全・活用の目的

第5章における風俗慣習による分類の「禁忌型」及び「奉仕型」の分類別に地区指定による自然環境の保全・活用の目的を概観する。（表6-3-2）

表 6-3-2 風俗慣習の分類別の地区指定による自然環境の保全・活用の目的



(1) 禁忌型における地区指定による自然環境の保全・活用の目的

禁忌型には、風俗慣習により保全・活用される自然環境8件が分類され、その自然環境含み保全・活用する地区指定は12地区である。

表6-3-2より、禁忌型においては、地区指定の目的による分類のうち自然公園等の「自然保全型」が最も多く、自然環境8件中6件において指定されており、このうち2件において「自然公園型」及び「森林保全型」が重複して指定されている。

また、1件において「森林保全型」及び「開発制限型」が重複して指定されており、1件において「農地保全型」が指定されている。

(2) 奉仕型における地区指定による自然環境の保全・活用の目的

奉仕型には、風俗慣習により保全・活用される自然環境2件が分類され、その自然環境を含み保全・活用する地区指定は6地区である。

表6-3-2より、奉仕型においては、地区指定の目的による分類のうち景観計画等の「開発保全型」が最も多く自然環境2件中2件において指定されている。2件とも地区指定が重複して指定されており、1件において「開発保全型」及び「森林保全型」、1件において「開発制限」及び「農地保全型」がそれぞれ指定されている。

(3) まとめ

禁忌型においては、県立自然公園や国定公園等の自然公園、レクリエーション等による活用を前提とした保健保安林等が分類される「自然公園型」が指定された地区が多いことがわかった。一方、奉仕型においては景観計画が分類される「開発保全型」が指定された地区が多いことがわかった。

以上より、禁忌型及び奉仕型を比較すると、禁忌型においては「自然公園型」が多く、奉仕型においては「開発制限型」がそれぞれ多いことがわかった。

禁忌型においては、これらの地区指定は重伝建地区指定以前からこれらの地区を保全・活用しており、禁忌型においては、風俗慣習により伐採や埋め立てを禁止し保全・活用されてきた優れた自然景観が重伝建地区指定以前より評価され、自然公園制度によって保全・活用されていると考えられる。

一方、奉仕型においては、風俗慣習により地区の景観をになう山林や農地が保全されてきており、これらの自然景観を保全する景観計画が多く地区で指定されていると考えられる。また、景観計画と重複して、山林を保全する「森林保全型」や農地を保全する「農地保全型」の指定が見られるのは、景観計画が自然景観を含めた様々な景観を保全できる制度であるためであると考えられる。

6-3-2 風俗慣習の分類別の地区指定による自然環境の保全・活用における課題

第5章における風俗慣習による分類の「禁忌型」及び「奉仕型」の分類別に区指定による自然環境の保全・活用における課題を概観する。（表6-3-3）

表6-3-3 風俗慣習の分類別の地区指定による自然環境の保全・活用の課題

ルール分類	風俗慣習分類	地区指定の目的による分類	保全における課題	
禁忌型ルール(8件) 山村集落 雷持林(南砺市相倉) 雷持林(南砺市菅沼) 斧いらずの森(加賀市加賀東谷) 島の農村集落 フクギの屋敷林(渡名喜村渡名喜島) イノ(渡名喜村渡名喜島) 農村集落 神様の通り道(大山町所子) 漁村 青島のシイ(伊根町伊根浦) 宿場町 重伝建地区南東部の山林(南木曾町妻籠宿)	禁忌型－防災資源(4件) 雷持林(南砺市相倉) 雷持林(南砺市菅沼) イノ(渡名喜村渡名喜島) 斧いらずの森(加賀市加賀東谷)	自然公園型(5種) 五箇山県立自然公園 五箇山県立自然公園 渡名喜県立自然公園 保健保安林 保健休養林施設 森林保全型(1種) 水源涵養保安林	なし なし 人手予算不足 周知不足 なし なし	
	禁忌型－防災・景観資源(1件) フクギの屋敷林(渡名喜村渡名喜島)	自然公園型(1種) 渡名喜県立自然公園	人手予算不足 周知不足	
	禁忌型－生業資源(1件) 青島のシイ(伊根町伊根浦)	自然公園型(1種) 丹後天橋立大江山国定公園 森林保全型(1種) 魚つき保安林	人手予算不足 理解不足 なし	
	禁忌型－景観資源(1件) 重伝建地区南東部の山林(南木曾町妻籠宿)	森林保全型(1種) 水源涵養保安林 開発制限型(1種) 長野県景観育成計画	なし なし	
	禁忌型－歴史資源(1件) 神様の通り道(大山町所子)	農地保全型(1種) 農業振興地域 農用地区域内	今後予想される人手・予算不足	
	奉仕型ルール(3件) 山村集落 鎮守の森(三好市東祖谷山村落合) 在郷町 共有林(八女市黒木) 宿場町 重伝建地区北部の山林(南木曾町妻籠宿) 鎮守の森(三好市東祖谷山村落合)	奉仕型－景観資源(3件) 重伝建地区北部の山林(南木曾町妻籠宿) 鎮守の森(三好市東祖谷山村落合)	森林保全型(3種) 水源涵養保安林 土砂流出防備保安林 風致保安林 開発制限型(2種) 長野県景観育成計画 三好市景観計画 農地保全型(1種) 農業振興地域 農用地区域内	なし なし なし なし 人手予算不足 理解不足

(1) 禁忌型における地区指定による自然環境の保全・活用における課題

禁忌型には、風俗慣習により保全・活用される自然環境8件が分類され、その自然環境を含み保全・活用する地区指定は12地区である。

表6-3-3より、禁忌型においては、保全・活用の課題がない地区が最も多く、課題がないのは地区指定12地区中8地区であった。課題のある地区は4地区であり、「人手・予算不足」及び「制度内容の周知不足」が3地区において挙げられ、「今後予測される人手・予算不足」が1地区において挙げられた。「人手・予算不足」及び「制度内容の周知不足」を課題として挙げる3地区はいずれも自然公園等の「自然公園型」の地区であり、「今後予測される人手・予算不足」を挙げる1地区は農業振興地域の「農地保全型」であった。

(2) 奉仕型における地区指定による自然環境の保全・活用における課題

奉仕型には、風俗慣習により保全・活用される自然環境2件が分類され、その自然環境を含み保全・活用する地区指定は6地区である。

表6-3-3より、奉仕型においては、保全・活用の課題がない地区が最も多く、課題がないのは地区指定6地区中4地区であった。課題のある地区は2地区であり、「人手・予算不足」及び「開発者等の理解が得られないこと」がそれぞれ1地区において挙げられた。「人手・予算不足」を課題として挙げる地区は景観計画の「開発制限型」の地区であり、「開発者等の理解が得られないこと」を挙げる1地区は農業振興地域の「農地保全型」であった。

(3) まとめ

禁忌型においては、自然環境の保全・活用における課題は少ないものの、自然公園等の「自然公園型」の一部の地区においては「人手・予算不足」や「制度内容の周知不足」が課題として挙げられることがわかった。一方、奉仕型においては、自然環境の保全・活用における課題は少ないものの、「人手・予算不足」や「開発者等の理解が得られないこと」が課題として挙げられることがわかった。

以上より、禁忌型及び奉仕型を比較すると、全体に保全・活用における課題は少数であるという共通の傾向が見られた。

これは、禁忌型及び奉仕型のいずれも現状においては地区指定が有効に機能しているためであると考えられる。一方で、課題としては「制度内容の周知不足」や「開発者等の理解が得られないこと」が挙げられることから、将来において地区指定による保全・活用の有効性を維持していくための普及啓発活動等を必要に応じて行うことが考えられる。

6-3-3 風俗慣習の分類別の自然環境を活用した普及啓発活動の実施状況及び課題

第5章における風俗慣習による分類の「禁忌型」及び「奉仕型」の分類別に自然環境を活用した普及啓発活動の実施状況及び課題を概観する。（表 6-3-4）

表 6-3-4 風俗慣習の分類別の自然環境を活用した普及啓発活動の実施状況及び課題

ルール分類	風俗慣習分類	地区指定の目的による分類	普及啓発活動の有無	普及啓発活動の課題	
禁忌型ルール(8件) 山村集落 雷持林(南砺市柳倉) 雷持林(南砺市寄田) 奈いらずの森(加賀市加賀東谷) 島の農村集落 フクギの屋敷林(浪名喜村浪名喜島) イノ(浪名喜村浪名喜島) 農村集落 神様の通り道(大山町所子) 漁村 青島のシイ(伊根町伊根浦) 宿場町 重伝建地区南東部の山林(南木曾町妻籠宿)	禁忌型-防災資源(4件) 雷持林(南砺市柳倉) 雷持林(南砺市寄田) イノ(浪名喜村浪名喜島) 奈いらずの森(加賀市加賀東谷)	自然公園型(5種) 五箇山県立自然公園 五箇山県立自然公園 浪名喜県立自然公園 保健保安林 保健休養林施設 森林保全型(1種) 水源涵養保安林	地域学習 レクリエーション 施設整備 地域学習 レクリエーション 施設整備 施設整備 地域学習 レクリエーション 地域学習 レクリエーション なし	なし なし 施設整備不足 施設整備不足 施設整備不足 なし	
		禁忌型-防災・景観資源(1件) フクギの屋敷林(浪名喜村浪名喜島)	自然公園型(1種) 浪名喜県立自然公園	施設整備	施設整備不足
		禁忌型-生業資源(1件) 青島のシイ(伊根町伊根浦)	自然公園型(1種) 丹後天橋立大江山園定公園 森林保全型(1種) 魚つき保安林	なし	知名度の低下 施設整備不足
		禁忌型-景観資源(1件) 重伝建地区南東部の山林(南木曾町妻籠宿)	森林保全型(1種) 水源涵養保安林 開発制限型(1種) 長野県景観育成計画	なし	なし
		禁忌型-歴史資源(1件) 神様の通り道(大山町所子)	農地保全型(1種) 農業振興地域 農用地区域内	なし	なし
		奉仕型ルール(3件) 山村集落 鎮守の森(三好市東祖谷山村薄倉) 在郷町 共有林(八女市黒木) 宿場町 重伝建地区北部の山林(南木曾町妻籠宿) 鎮守の森(三好市東祖谷山村薄倉)	奉仕型-景観資源(3件) 重伝建地区北部の山林(南木曾町妻籠宿) 鎮守の森(三好市東祖谷山村薄倉)	森林保全型(3種) 水源涵養保安林 土砂流出防備保安林 風致保安林	なし
	開発制限型(2種) 長野県景観育成計画 三好市景観計画			なし	なし
	農地保全型(1種) 農業振興地域 農用地区域内			なし	なし
	共有林(八女市黒木)			開発制限型(2種) 長野県景観育成計画 三好市景観計画	地域学習 レクリエーション なし

(1) 禁忌型における自然環境を活用した普及啓発活動の実施状況及び課題

禁忌型には、風俗慣習により保全・活用される自然環境8件が分類され、その自然環境を含み保全・活用する地区指定は12地区である。

表6-3-4より、禁忌型においては、普及啓発活動を実施している地区が12地区中6地区、実施していない地区が6地区であった。また、普及啓発活動が実施されている地区はいずれも県立自然公園等の「自然公園型」であった。普及啓発活動の内容は、「普及啓発活動に向けた施設整備」のみを行う地区が2地区、「普及啓発活動に向けた施設整備」に加えて「レクリエーション」及び「地域学習」を行う地区が2地区であり、「レクリエーション」及び「地域学習」のみを行う地区が2地区であった。

また、普及啓発活動における課題においては、課題がない地区は12地区中7地区、課題がある地区は5地区であった。また、課題挙げる地区はいずれも県立自然公園等の「自然公園型」であり、課題としては、「普及啓発活動に向けた施設整備不足」が最も多く5地区中4地区、「普及啓発活動に向けた施設整備不足」及び「地域の知名度の低さ」が1地区において課題として挙げられた。

(2) 奉仕型における自然環境を活用した普及啓発活動の実施状況及び課題

奉仕型には、風俗慣習により保全・活用される自然環境2件が分類され、その自然環境を含み保全・活用する地区指定は6地区である。

表6-3-4より、奉仕型においては、普及啓発活動を実施していない地区が最も多く6地区中5地区であり、実施している地区が6地区中1地区であった。普及啓発活動が実施されている地区は景観計画の「開発制限型」であった。

また、普及啓発活動における課題においては、課題がない地区は6地区中5地区、課題がある地区は普及啓発活動を実施している1地区であった。課題としては、「普及啓発活動に向けた施設整備不足」が挙げられた。

(3)まとめ

禁忌型においては半数の地区で普及啓発活動を実施しており、これらはいずれも県立自然公園等の「自然公園型」であった。一方、奉仕型においては、普及啓発活動を実施している地区は少数であることがわかった。

以上より、禁忌型及び奉仕型を比較すると、県立自然公園や国定公園等の「自然公園型」の地区の多い禁忌型においては自然環境を活用した普及啓発活動が多く、の地区において実施される傾向にあるのに対して、各種保安林の「森林保全型」及び農業振興地域の「農地保全型」が多い奉仕型においては、普及啓発活動が実施されている地区は少ない傾向にあることがわかった。

これは、自然公園制度に位置づけられたレクリエーションによる自然環境の活用に向けて、施設整備が多く、の地区で行われており、これらを活用したレクリエーションや地域学習が行われているためであると考えられる。一方、普及啓発活動に向けた課題としては「普及啓発活動に向けた施設整備不足」が多く挙げられ、「地域の知名度の低さ」も課題として挙げられた。これは、普及啓発活動においては受け入れの体制を整えるための施設整備が重要であり、一方で地域の知名度も重要であることが示唆された。普及啓発活動に向けては、施設整備を進めると共に、地区の魅力を発信することも重要であると考えられる。

また、各種保安林の「森林保全型」及び農業振興地域の「農地保全型」においては、制度の上で施設整備やレクリエーション等による活用を前提としないためであると考えられる。一方、普及啓発活動に向けた課題は施設整備不足であり、普及啓発活動においては受け入れの体制を整えるための施設整備が重要であることが改めて示唆された。

6-3-4 まとめ

(1) 禁忌型における地区指定による自然環境の保全・活用状況

禁忌型においては、県立自然公園や国定公園等の自然公園、レクリエーション等による活用を前提とした保健保安林等が分類される「自然公園型」が指定された地区が多いことがわかった。これらの地区指定は重伝建地区指定以前からこれらの地区を保全・活用しており、禁忌型においては、風俗慣習により伐採や埋め立てを禁止し保全・活用されてきた優れた自然景観が重伝建地区指定以前より評価され、自然公園制度によって保全・活用されていると考えられる。

また、禁忌型においては半数の地区で普及啓発活動を実施しており、これらはいずれも県立自然公園等の「自然公園型」であった。これは、自然公園制度に位置づけられたレクリエーションによる自然環境の活用に向けて、施設整備が多くこの地区で行われており、これらを活用したレクリエーションや地域学習が行われているためであると考えられる。普及啓発活動に向けた課題としては「普及啓発活動に向けた施設整備不足」が多く挙げられ、「地域の知名度の低さ」も課題として挙げられた。これは、普及啓発活動においては受け入れの体制を整えるための施設整備が重要であり、一方で地域の知名度も重要であることが示唆された。

(2) 奉仕型における地区指定による自然環境の保全・活用状況

奉仕型においては景観計画が分類される「開発保全型」が指定された地区が多いことがわかった。奉仕型においては、風俗慣習により地区の景観をになう山林や農地が保全されてきており、これらの自然景観を保全する景観計画が多くこの地区で指定されていると考えられる。

また、奉仕型においては、施設整備を前提としない各種保安林の「森林保全型」及び農業振興地域の「農地保全型」が多い奉仕型においては、普及啓発活動が実施されている地区は少ない傾向にあることがわかった。

(3) 禁忌型及び奉仕型に共通した地区指定による自然環境の保全・活用状況

禁忌型及び奉仕型に共通して、全体に保全・活用における課題は少数であるという共通の傾向が見られた。これは、禁忌型及び奉仕型のいずれも現状においては地区指定が有効に機能しているためであると考えられる。一方で、課題としては「制度内容の周知不足」や「開発者等の理解が得られないこと」が挙げられることから、将来において地区指定による保全・活用の有効性を維持していくための普及啓発活動等を必要に応じて行うことが考えられる。

6-4 小括

以上の調査分析より、地区指定の目的は、土地の形質の変更行為や樹木の伐採等を制限し森林を保全する「森林保全型」とレクリエーション等の自然環境の活用に資するため自然環境を保全する「自然公園型」が最も多く、次いで「開発制限型」が多いことがわかった。また、地区指定の効果は、それぞれの目的に応じた効果が得られており、保全・活用における課題をあげる地区は少数であり、自然環境の保全・活用における地区指定の有効性が確認された。

また、風俗慣習の分類別に地区指定による自然環境の保全・活用状況を概観すると、禁忌型においては、レクリエーション等による活用を前提とした自然公園や保健保安林等が分類される「自然公園型」が指定された地区が多く、奉仕型においては、施設整備を前提としない各種保安林の「森林保全型」及び農業振興地域の「農地保全型」が多いことがわかった。一方で、禁忌型及び奉仕型に共通して、自然環境の保全・活用における課題として「制度内容の周知不足」や「開発者等の理解が得られないこと」が挙げられ、将来において地区指定による保全・活用の有効性を維持していくための普及啓発活動等を必要に応じて行うことが考えられる。

以上より、将来において地区指定による保全・活用の有効性を維持していくための普及啓発活動の実施は、地区指定の種別に関わらず重要であると考えられる。また、普及啓発活動の実施に向けては、地区指定の種別により普及啓発活動の形式や重点的に整備する項目を整理する必要があると考えられる。具体的には、普及啓発活動に向けては、禁忌型のように「自然公園型」の多い地区においては、受け入れの体制を整えるために施設整備を進め、奉仕型のように施設整備を前提としない各種保安林の「森林保全型」及び農業振興地域の「農地保全型」の多い地区においては自然環境への直接の立ち入りを前提としない伝承活動等を通じて魅力を発信することも重要であると考えられる。

第7章 ケーススタディを通じた自然環境の保全・活用に向けた普及啓発活動方針の提案

7-1 提案の考え方

これまでの調査分析を踏まえて、自然環境の保全・活用に向けて自然環境の機能及び保全・活用のルールに関する普及啓発活動を行うことが望ましいと考えられる。また、選定基準(三)による選定地区においては周辺に豊かな自然環境が広がることから、これらを活用した自然体験型の普及啓発活動を行うことも考えられる。

このことから、本章では以下に示すように、自然体験を通じた普及啓発活動の実施及び自然環境を活用した空間整備の2点について、伊根町伊根浦におけるケーススタディを通じて提案を行う。

また、これまでの調査分析を踏まえ、普及啓発活動の対象や、自然体験に向けた空間整備は、該当地区における自然環境を保全・活用する風俗慣習のルール及び地区指定の種別に応じて設定・整備を行うことが望ましいと考えられる。

(1) 自然体験を通じた普及啓発活動の実施

普及啓発活動の実施においては、対象及び目的に応じて次の2つの方法を検討する。

① 地域内の住民を対象とした継承活動

地域内の住民を対象に、自然環境の保全・活用の継承を目的とし、自然環境の機能及び保全・活用のルールについて解説し風俗慣習の重要性について啓発を行う。

② 地域外の来訪者を対象とした重伝建地区の魅力発信

地域外からの来訪者を対象に、自然環境の保全・活用風を重伝建地区の魅力として発信することを目的とし、自然環境の機能及び保全・活用のルールについて解説する。

(2) 自然環境を活用した空間整備

空間整備においては、次の2点を設定する。

① 視点場の設定

対象となる自然環境を眺めることのできる視点場(眺める場所)を設定する。なお、この視点場等の選定方法は『東紀州地域における眺望景観保全の手法に関する共同研究』(2014年3月, 三重大学大学院工学研究科浅野研究室, 三重県県土整備部景観まちづくり課)によるものとする。

② 普及啓発実施範囲の設定

自然体験を通じた普及啓発活動を実施する範囲を設定し、整備する。対象地域に立ち入り難しい場合は、その周辺の対象地域に関係の深い範囲を設定する。

7-2 伊根町伊根浦における普及啓発活動のケーススタディ

自然環境の保全・活用に向けた普及啓発活動に向けて、本節においては、伊根町伊根浦におけるケーススタディを通じて自然体験を通じた普及啓発活動の実施と、自然環境を活用した空間整備について提案を行う。伊根町伊根浦の現状を図 7-2-1 に示す。また、伊根町伊根浦における自然環境を保全・活用する風俗慣習及び地区指定を図 7-2-2 に示す。(図 7-2-1, 図 7-2-2)

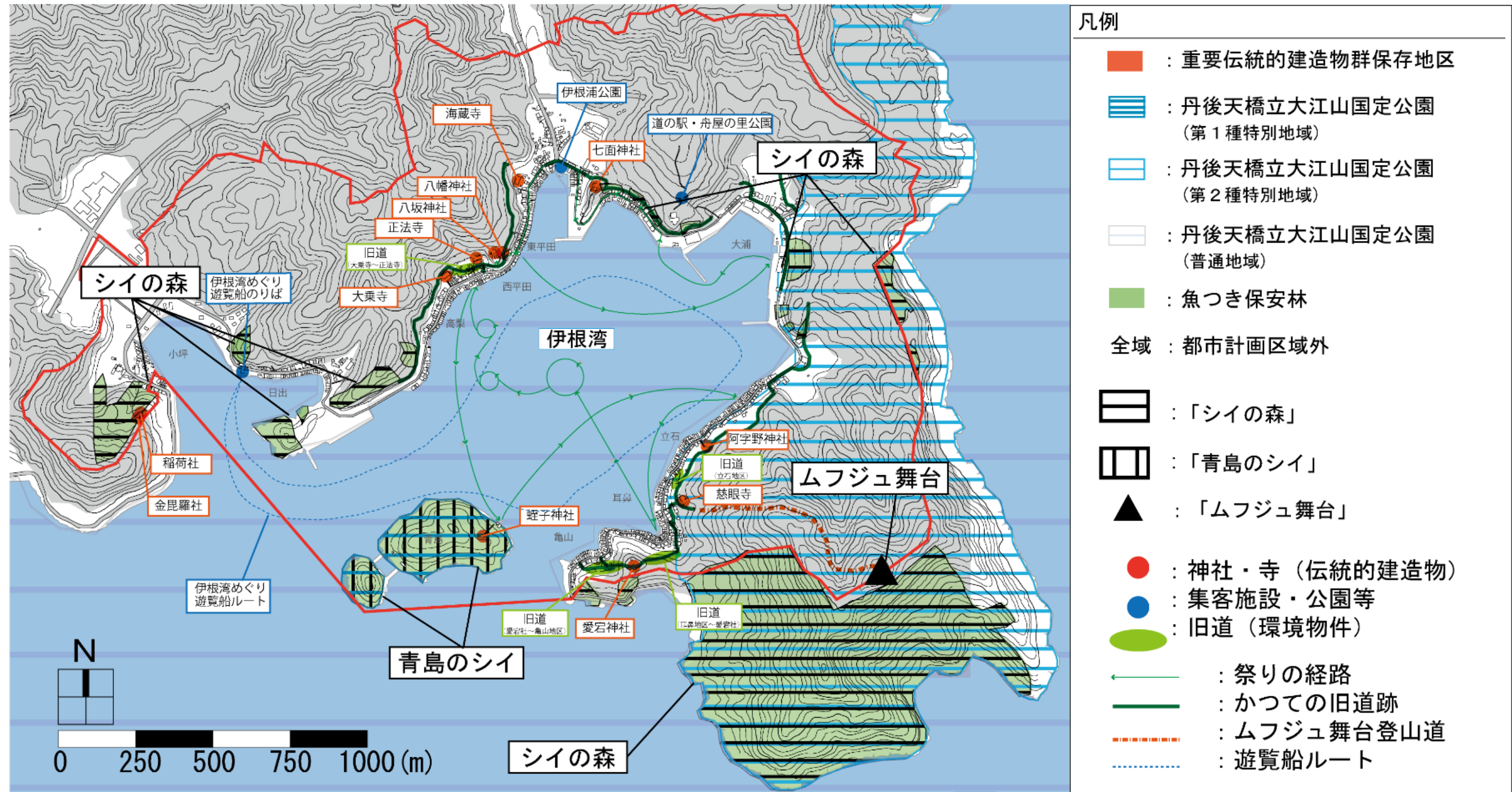


図 7-2-1 伊根町伊根浦地区の現状

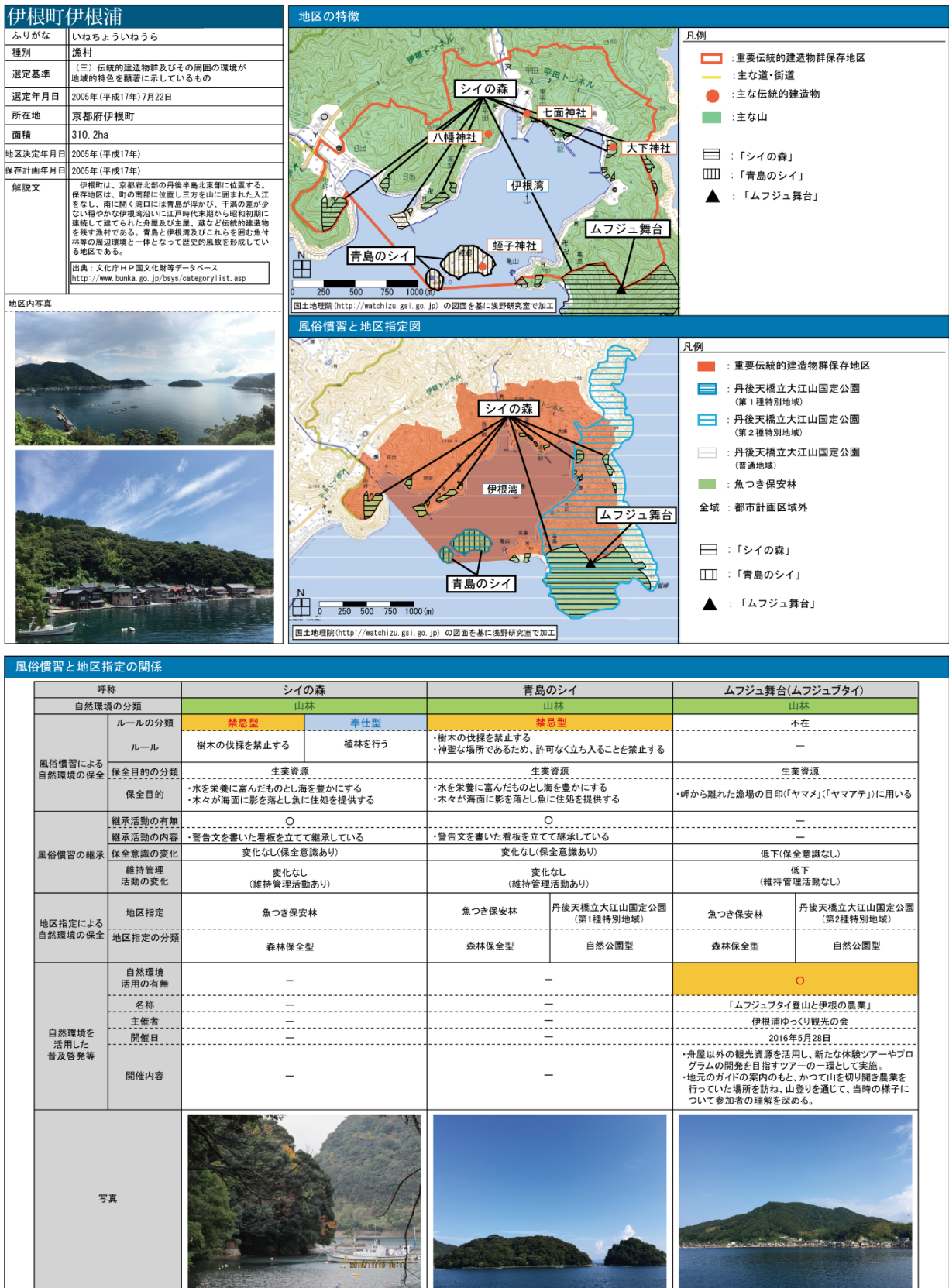


図 7-2-2 伊根町伊根浦地区における風俗慣習と地区指定

7-2-1 伊根町伊根浦の現状分析

(1) 伊根町伊根浦における風俗慣習と地区指定

① シイの森

「シイの森」は、シイの木々が海を豊かにし、木々の影が魚のすみかとなることから、生業としての漁業において重要な生業資源であるため、住民間の風俗慣習では、禁忌型のルールにより樹木の伐採の禁止とともに、奉仕型のルールにより共同での植林が行われている。また、関連制度による地区指定においては、魚つき保安林に指定され保全が担保されている。また、地区内にはかつての生活道であり祭礼時に利用される「旧道」が残っており、一部が環境物件に指定されている。現在は祭礼時以外にほとんど使われていないものの、一部が「シイの森」と祭礼において重要な八幡神社や町並みを繋いでおり、急峻な地形に沿ってつくられた「旧道」は当地域の特色を表す重要なものである。(図 7-2-2)

② 青島のシイ

「青島のシイ」は、シイの木々が海を豊かにし、木々の影が魚のすみかとなることから、生業としての漁業において重要な資源であるとともに、祭礼においても重要な資源であるため、住民間の風俗慣習では、禁忌型のルールにより樹木の伐採が禁止され、祭礼の関係者以外の上陸が禁止されてきている。また、関連制度による地区指定においては、魚つき保安林及び丹後天橋立大江山国定公園第1種特別地域に指定され保全が担保されている。(図 7-2-2)

③ ムフジュ舞台

「ムフジュ舞台」は、船や漁場の位置を決定するために陸地を見る方法であるヤマアテの対象として活用されてきており、生業としての漁業において重要な生業資源である。風俗慣習による保全はされていないものの、関連制度による地区指定においては魚つき保安林及び丹後天橋立大江山国定公園第2種特別地域に指定されている。(図 7-2-2)

(2) 伊根町伊根浦における普及啓発活動の現状

伊根町伊根浦においては、新たな観光資源の発掘として、ムフジュ舞台における登山イベントが行われているが、風俗慣習の継承の目的は不在である。さらに登山道等は未整備であり、山からの眺望も望めない現状である。

7-2-2 自然体験を通じた普及啓発活動の実施

普及啓発活動の実施においては、対象及び目的に応じて、地域内の住民を対象とした継承活動と地域外の来訪者を対象とした重伝建地区の魅力発信2つの方法を検討する。(表7-2-1)

①シイの森

禁忌型のルールにより樹木の伐採が禁止されてきていることに加えて、奉仕型のルールである地域住民の共同による植林により保全・活用されていることから、地域住民を対象とした継承活動を行う。

②青島のシイ

禁忌型のルールにより樹木の伐採が禁止されてきていることに加えて、祭礼においても重要な資源であることから、地域住民を対象とした継承活動に加えて、地域外の来訪者を対象として魅力発信を行う。

③ムフジュ舞台

船や漁場の位置を決定するために陸地を見る方法であるヤマアテの対象として活用されてきており、伊根浦の漁業の歴史を象徴する資源であることから、地域住民を対象とした継承活動に加えて、地域外の来訪者を対象として魅力発信を行う。

表7-2-1 自然体験を通じた普及啓発活動の実施

呼称		シイの森	青島のシイ	ムフジュ舞台
普及啓発活動	対象	地区内住民	地区内住民+地区外来訪者	地区内住民+地区外来訪者
	内容	・シイの森の周辺の周遊を通じて、その機能・ルールについて解説を行う。	・青島のシイの周辺の周遊を通じて、その機能・ルールについて解説を行う。	・ムフジュ舞台の登山を通じて、その機能・ルールについて解説を行う。
空間整備	視点場	八幡神社	遊覧船ルート	ムフジュ舞台頂上
	実施範囲	旧道	遊覧船ルート	旧道+ムフジュ舞台登山道
	活用方法	・シイの森と町並みをつなぐ旧道を活用する。 ・旧道におけるトレッキングを通じて、普及啓発を行う。	・上陸が禁止されているため、海上の遊覧船ルートを活用する。 ・海上での遊覧船の周遊を通じて、普及啓発を行う。	・旧道と、国定公園内のムフジュ舞台登山道を活用する。 ・旧道のトレッキングと、ムフジュ舞台の登山を通じて、普及啓発を行う。

7-2-3 自然環境を活用した空間整備

空間整備においては、視点場の設定と普及啓発実施範囲の設定の2点を設定する。

(1) 視点場の設定

対象となる自然環境を眺めることのできる視点場(眺める場所)を設定する。(図7-2-3)

なお、この視点場等の選定方法は『東紀州地域における眺望景観保全の手法に関する共同研究』(2014年3月, 三重大学大学院工学研究科浅野研究室, 三重県県土整備部景観まちづくり課)によるものとする。

① シイの森

伊根浦の祭礼において重要であり、「旧道」により「シイの森」とつながる八幡神社に視点場を設定し、ムフジュ舞台及び伊根湾を眺望する。(図7-2-3)

② 青島のシイ

祭礼の関係者以外の上陸が禁止されてきていることから、直接の上陸が困難であるため、海上の遊覧船のルート上に線上に視点場を設定し、青島と伊根湾全体を眺望する。(図7-2-3)

③ ムフジュ舞台

ムフジュ舞台の頂上に視点場を設定し、「シイの森」と「青島のシイ」及び伊根湾全体を眺望する。(図7-2-3)

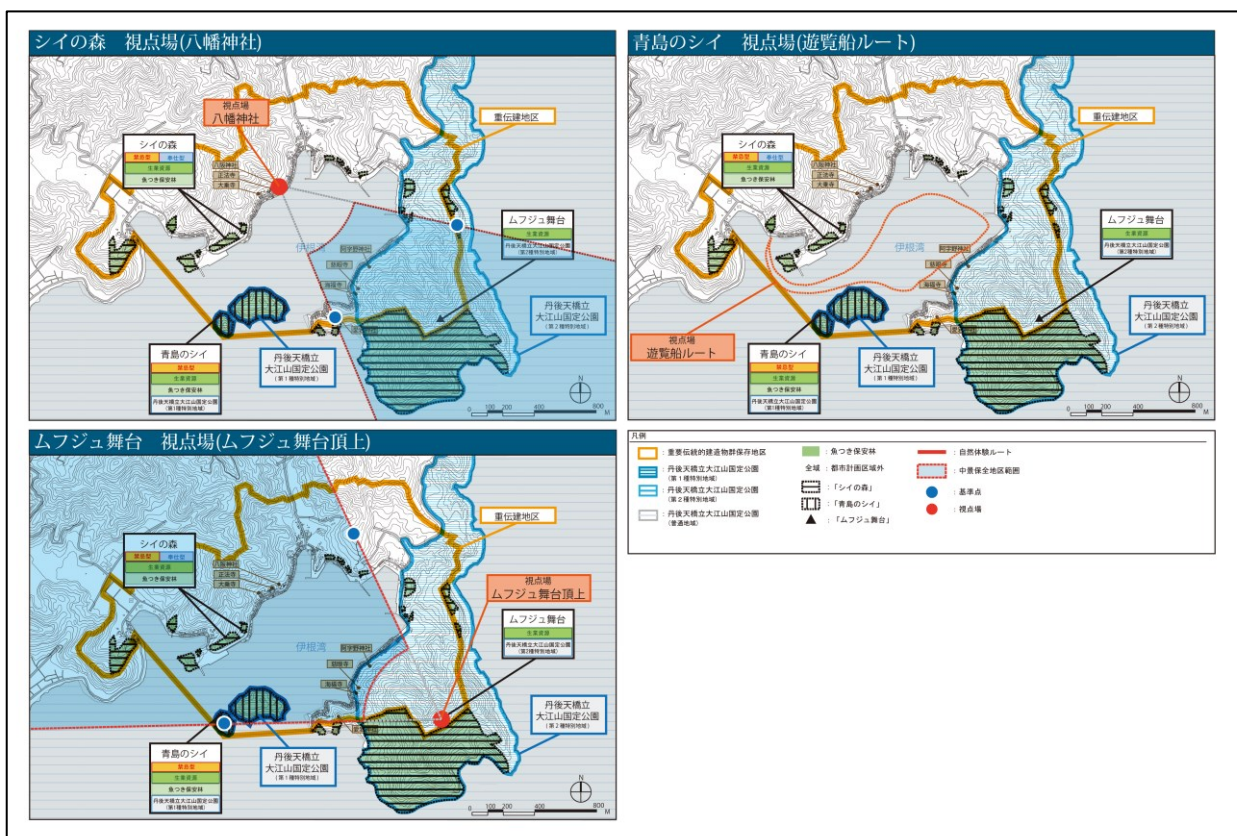


図7-2-3 視点場の設定

(2) 普及啓発実施範囲の設定

自然体験を通じた普及啓発活動を実施する範囲を設定し、整備する。対象地域に立ち入りが難しい場合は、その周辺の対象地域に関係の深い範囲を設定する。(図 7-2-4)

①シイの森

八幡神社と「シイの森」を繋ぐ「旧道」に実施範囲を設定し整備する。(図 7-2-4)

②青島のシイ

視点場と同一の遊覧船のルート上に実施範囲を設定し整備する。(図 7-2-4)

③ムフジ舞台

ムフジ舞台の登山道に実施範囲を設定し整備する。(図 7-2-4)

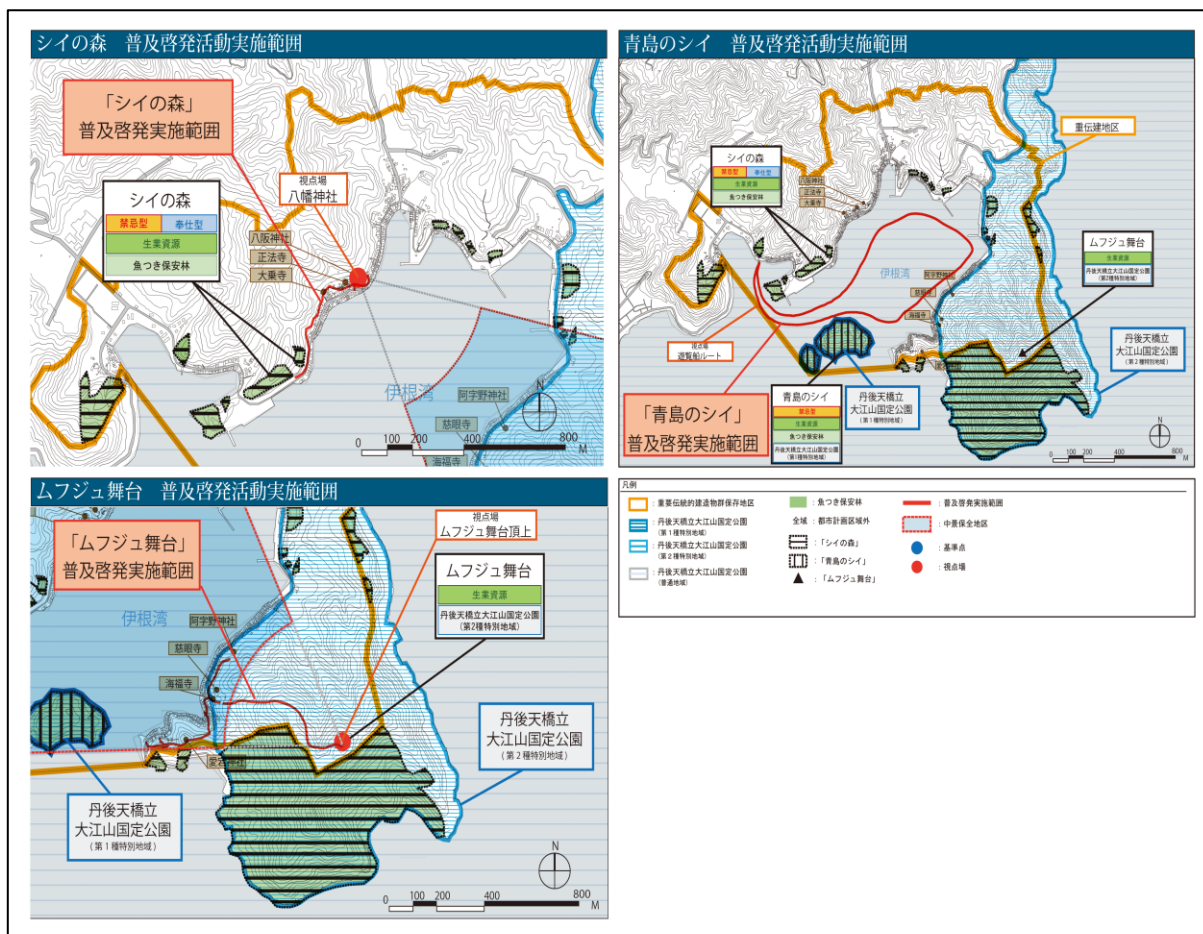


図 7-2-4 普及啓発実施範囲の設定

(3) 伊根町伊根浦における普及啓発活動及び空間整備

以上より、伊根町伊根浦における普及啓発活動及び空間整備を図 7-2-5 に示す。

この地区全体のルートをめぐることで、急峻な「ムフジュ舞台」の登山や山道に沿って通る「旧道」を歩きながら、自然体験を通じて伊根浦において風俗慣習により保全・活用されてきた急峻な山が海に向かって迫る地域の特徴を示す地形を体験することができると考えられる。また、要所に設定された視点場において、伊根湾全体及びその中心となる青島を眺めながら、風俗慣習により保全・活用されてきた「青島のシイ」や「シイの森」、「ムフジュ舞台」について理解を深めることができると考えられる。

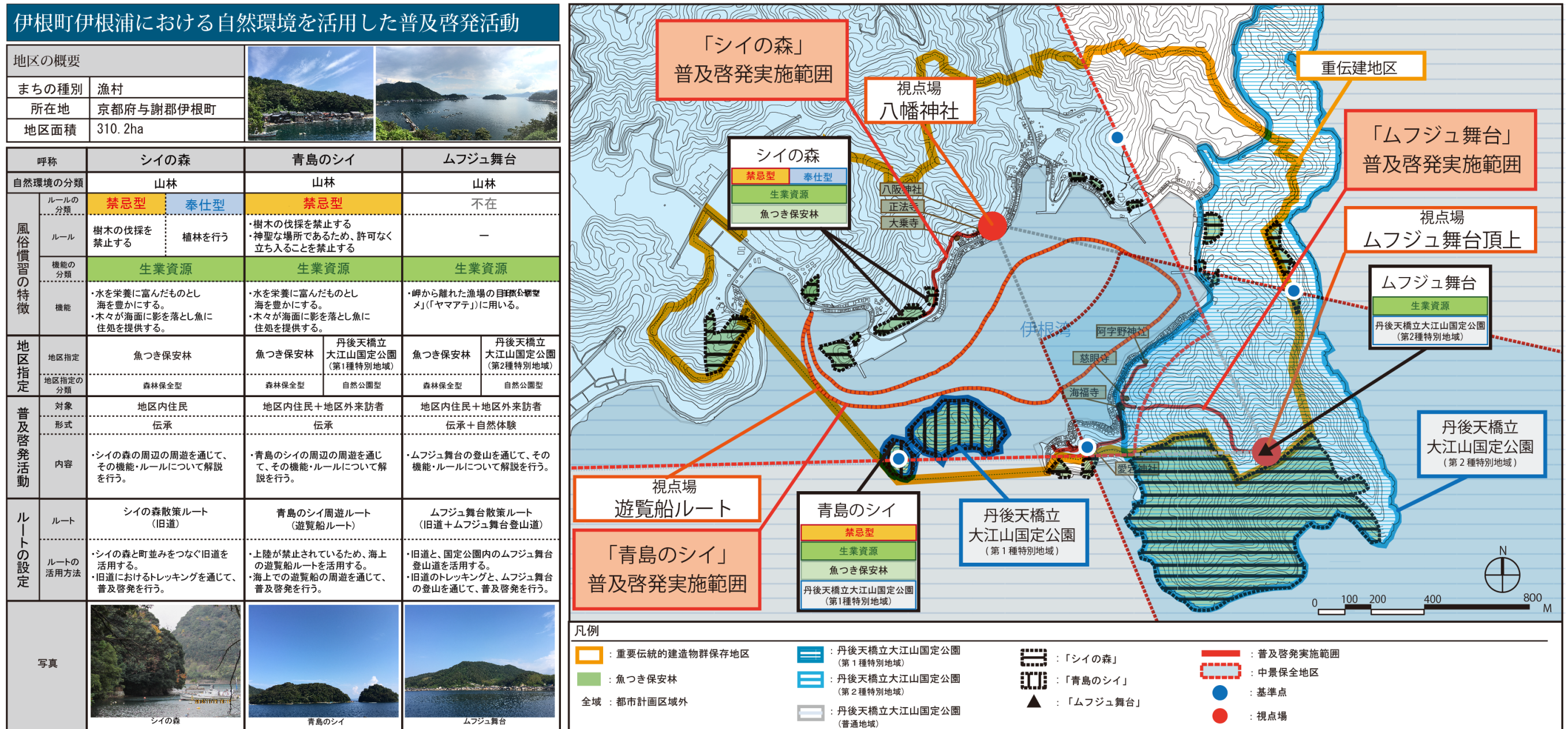


図 7-2-5 自然環境の保全・活用に向けた普及啓発活動及び空間整備

7-3 研究の総括

(1) 総括

以上より、本研究においては、まず、重伝建地区周辺に山林や農地などの自然環境が広がる選定基準(三)による選定地区の特徴を概観し、当地区における風俗慣習は自然災害による被害を減じるために自然環境を保全・活用している地区が多く、このために風俗慣習には伐採や埋め立てなどを禁止する禁忌型が多いことを明らかにした。また、禁忌型に対して無報酬を基本とした地域の共同作業として位置づけられる奉仕型が存在し、この場合は自然災害とは結び付きにくく、地区の景観を形成する山林などの維持管理を行っていることが明らかになった。

さらに、地域住民による伝統的な風俗慣習による保全・活用は現状においては、継承されているものの、自然環境を積極的に活用した普及啓発が行われている地区は少数であり、将来において風俗慣習の継承が困難になる可能性を明らかにした。

また、これらの風俗慣習による自然環境の保全・活用を背景とした近代以降の関連制度による地区指定に着目し、現在においては地区指定による保全・活用はその目的に応じた効果が得られ、保全が担保されている一方、制度内容の周知不足や開発者等の理解が得られないことが課題として挙げられ、さらに、自然環境を活用した普及啓発活動を行う地区は少数であることを明らかにした。

以上の調査分析から、本研究は、選定基準(三)により選定された重伝建地区及び周辺の自然環境の保全・活用を対象に、地域住民による伝統的な風俗慣習の変化と現状、近代以降の関連制度の地区指定による保全の担保の現状を明らかにするとともに、今後の自然環境の保全・活用に向けて、伊根町伊根浦におけるケーススタディを通じて自然体験を通じた普及啓発活動とそれに向けた空間整備について提案することができた。

(2) 今後の展望

風俗慣習による自然環境の保全・活用のうち、特に禁忌型においては自然環境による被害を減じるためのルールが多く見られ、これは地区の気候条件が大きく関係していると考えられる。このため、今後の展望としては、地区の気候条件を踏まえた分析を行うことが考えられる。また、現地調査を通じて対象地区の詳細な調査分析を行っていくことも重要であると考えられる。

今後も選定基準(三)の新規選定地区は増加していくことが予測されることから、継続した調査分析が望まれる。

【添付資料】

- 1 風俗慣習に関する調査事項及び担当者一覧
- 2 地区指定に関する調査事項及び担当者一覧

調査事項

本研究では、重要伝統的建造物群保存地区周辺地域の自然環境に関する風俗・慣習の現状把握を行います。

現状把握にあたり、「周辺地域」を重伝建地区の周囲1km程度の距離を含む地域と定義し、この地域の地区指定状況をまとめたシート(「伝建シート」と周辺地域の自然環境に関する風俗・慣習についてまとめたシート(「風俗・慣習シート」)を作成しています。加賀市加賀東谷伝建地区とその周辺地域の地区指定状況をまとめたシート(図1「伝建シート」と、周辺地域の自然環境に関する風俗・慣習について、調査報告書を基にまとめたシート(表1「風俗・慣習シート」)を添付しています。

今回のアンケート調査では、2つのシートで示した加賀市加賀東谷伝建地区周辺の自然環境に関する風俗・慣習についてお教え頂ければ幸いです。

なお、アンケートの回答方法につきましては以下の事項をご覧ください。

1. Excelファイル 1ページ目「調査1」の回答方法について

(1) 風俗・慣習シートについて

- ① 添付したExcelファイル(「風俗・慣習シート」)中の赤枠 内に回答を直接ご記入下さい。
- ② 添付したExcelファイル(「風俗・慣習シート」)中の内容に誤りがある場合は、訂正した文章を赤字で直接ご記入下さい。

(2) 風俗・慣習シートの項目について

各項目の説明は以下の通りです。

・対象地域の愛称について

- ① 愛称 : 対象地域の特別な呼び名
- ② 愛称の由来 : 対象地域の特別な呼び名の由来
- ③ 位置・範囲 : 対象地域の位置や範囲

・対象地域の機能、ルール・目的について

- ④ 機能 : 対象地域の特徴的な利用方法等
- ⑤ ルール・目的 : 対象地域を保全するための習わし(禁止事項等)とその目的
- ⑥ ルールの背景 : 対象地域を保全するルールができた背景(時期等)

・その他

- ⑦ 地区指定施策 : 対象地域における保全施策
- ⑧ 出典 : 調査に利用した資料(掲載されているページ)

(3) 現在の風俗・慣習の継承について

添付したExcelファイル上の質問に対する回答を、解答例を参考に解答欄に直接ご記入下さい。

(4) 対象地域の維持管理について

添付したExcelファイル上の質問に対する回答を、解答例を参考に解答欄に直接ご記入下さい。

2. Excelファイル 2ページ目「調査2」の回答方法について

(1) 周辺地域の自然環境の活用について

添付したExcelファイル上の質問に対する回答を、解答例を参考に**解答欄に直接ご記入**下さい。

3. 担当者について

Excelファイル上の「**担当者**」の欄には、本調査事項にご対応頂いた方の氏名、所属課、連絡先等の記入をお願いします。

4. 送信方法・返信期限について

回答ご記入後のファイルを下記のメールアドレスまで、メールにて返信頂ければ幸いです。ご多忙のところ誠に勝手ながら**11月30日(水)**までに返信頂ければ幸いです。

(返信用メールアドレス : 413715@m.mie-u.ac.jp)

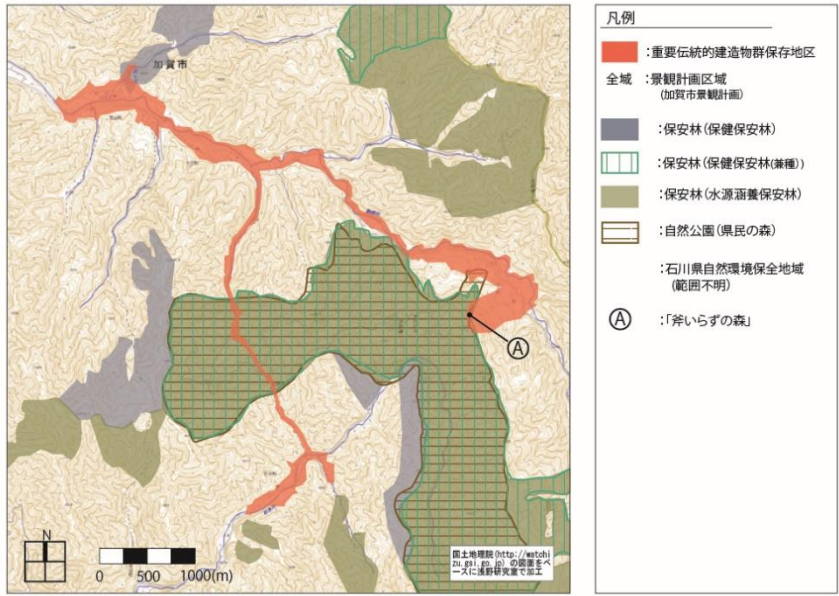
93 加賀市加賀東谷 伝統的建造物群保存地区

ふりがな	かがしかがひがしたに	写真
類型	谷間型・面(非直線的)街路町並分散型	
種別	山村集落	航空写真
選定基準	(三) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの	
選定年月日	2011年(平成23年)11月29日	
所在地	石川県加賀市	
面積	151.8ha	
地区決定年月日	2011年(平成23年)4月1日	
保存計画年月日	2011年(平成23年)4月1日	
解説文	加賀市加賀東谷伝建地区は、近世から昭和初期にかけて炭焼きを主産業とした山間部の4集落からなり、加賀地方の農家の特徴を発展させた近代以降の伝統的建造物が石積み、石造物、樹木、旧道、水路、河川等の工作物や自然と一体となって独特な歴史的風致を形成している。	
	<small>出典 文化庁HP http://www.bunko.go.jp/bunko/126/shosai/kochohoku.htm</small>	

地区の特徴



地区指定図



用途地域図

都市計画区域外

図1 加賀市加賀東谷 伝建シート

表 1 加賀市加賀東谷 風俗・慣習シート

調査項目		自然環境に関係のある風俗・慣習に関する記載
対象地域の愛称について	愛称 : 対象地域の特別な呼び名	①「斧いらずの森」
	愛称の由来 : 対象地域の特別な呼び名の由来	
	位置・範囲 : 対象地域の位置や範囲	A
対象地域の機能 保全するルール・ 目的について	機能 : 対象地域の特徴的な利用方法等	・雪崩防止林
	ルール・目的 : 対象地域を保全するための習わし (禁止事項等)とその目的	〈ルール〉 ・木の伐採が昔から禁じられている 〈目的〉
	ルールの背景 : 対象地域を保全するルールができた背景 (時期等)	
地区指定施策	: 対象地域における保全施策	・水源涵養保安林、保健保安林、自然公園
出典	: 調査に利用した資料 (掲載されているページ)	『加賀市加賀東谷伝統的建造物群 保存対策調査報告書』, 加賀市 (pp.26、50、180~183)

表1 風俗慣習に関するアンケート調査における担当課の連絡先一覧

都道府県	地区名称等	氏名	担当課	連絡先		
				TEL	FAX	E-mail
長野県	木曾郡南木曾町	鈴木 義幸 氏	南木曾町教育委員会文化財町並係	0264-57-3335	0264-57-2285	kyouiku@town.nagiso.nagano.jp
富山県	南砺市城端	井並 幹隆 氏	南砺市ブランド戦略部文化・世界遺産課	0763-23-2014	0763-62-2112	inami.mikio@city.nanto.lg.jp
沖縄県	島尻郡渡名喜村	南風原 功夫 氏 南風原 かおる 氏	渡名喜村教育委員会	098-989-2015	098-989-2313	n-haebara@vill.tonaki.okinawa.jp
京都府	与謝郡伊根町	伊藤 信也 氏	伊根町教育委員会	0772-32-0718	0772-32-0447	itous@town.ine.kyoto.jp
徳島県	三好市東祖谷京上	宮田 健一 氏	三好市教育委員会文化財課	0883-88-2440	0883-88-2180	k-miyata_01@city.tokushima-miyoshi.lg.jp
福島県	八女市黒木	新開 一司 氏	八女市役所黒木支所産業経済課商工観光係	0943-42-1115	0943-42-0172	shingai_hitoshi@city.yame.lg.jp
石川県	加賀市加賀東谷	前川 洋輝 氏	加賀市教育委員会事務局文化財保護課	0761-72-7888	0761-73-4824	h.maegawa@city.kaga.lg.jp
鳥取県	西伯郡大山町	山口 剛 氏 野口 里美 氏	大山町教育委員会人権・社会教育課文化財室	0859-54-5212	0859-54-5217	bunkazai@daisen.jp

調査事項

本研究では、重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区）及びその周辺地域における自然環境の保全に関する地区指定施策の運用状況及び自然環境の活用状況を把握しています。

また、現状把握にあたり、「周辺地域」を重伝建地区の周囲1km程度の距離を含む地域と定義し、この地域の地区指定状況をまとめたシート（「伝建シート」）を作成しています。本調査事項には南木曾町妻籠宿重伝建地区とその周辺地域の地区指定状況をまとめたシート（図1）を添付しております。

今回のアンケート調査では、このシートで示した重伝建地区周辺地域の景観計画区域の指定による自然環境の保全における効果・課題、地区指定されている地域における自然環境の活用状況、他部局との連携・調整の状況についてお教えいただければ幸いです。

なお、調査事項、アンケートの回答方法につきましては以下事項をご覧ください。

（1）調査事項について

調査1：地区指定による保全の効果・課題について

地区指定による自然環境の保全によって、どのような効果があるのかお教えてください。また、自然環境を保全する上で課題があればお教えてください。

調査2：自然環境の活用の状況と課題について

地区指定されている地域において、どのように自然環境を活用しているのかお教えてください。また、自然環境を活用する上で課題があればお教えてください。

調査3：自然環境の保全・活用における他部局との連携・調整について

地区指定を行っている地域において、重複して指定されている他制度を管轄する他部局との自然環境の保全・活用に向けた連携・調整の有無とその内容についてお教えてください。また、こういった場合に連携・調整を行う必要があると考えられるのかお教えてください。

（2）回答方法について

添付させていただいたExcelファイル上の質問内容に対する回答を**回答欄に直接ご記入**ください。

（3）担当者について

Excelファイル上の「**担当者**」の欄には、本調査事項にご対応頂いた方の氏名、所属課、連絡先等の記入をお願いいたします。

（4）送信方法・返信期限について

回答ご記入後のファイルを下記メールアドレスまで、メールにて返信していただければ幸いです。また、ご多忙のところ誠に勝手ながら、**11月30日(水)**までに返信していただければ幸いです。

（返信用メールアドレス：415m415@m.mie-u.ac.jp（担当：森岡））

表2 地区指定に関するアンケート調査における担当課の連絡先一覧

氏名	担当課	連絡先		
		TEL	FAX	Email
徳元 康志 氏	渡名喜村 経済課	098-989-2066	098-989-2197	keizai@vill.tonaki.okinawa.jp
柏木 和之 氏	長野県 林務部 森林づくり推進課 保安林係	026-235-7275(直通)	026-234-0330	shinrin@pref.nagano.lg.jp
中栄 信夫 氏	石川県 農林水産部 森林管理課 森林保全グループ	076-225-1644	076-225-1645	nakaeino@pref.ishikawa.lg.jp
倉本 雄史 氏	徳島県 企画財務部 地方創生推進課	0883-72-7607	0883-72-7202	t-kuramoto_01@city.tokushima-
山田 勝久 氏	徳島県 農林水産基盤整備局 農業基盤課	088-621-2389	088-621-2860	yamada_katsuhisa_1@pref.tokushima.lg.jp
小林 優香 氏	長野県 建設部 都市・まちづくり課	026-235-7348	026-252-7315	keikan@pref.nagano.lg.jp
照屋 将行 氏	沖縄県 環境部 自然保護課	098-866-2243	098-866-2855	aa039004@pref.okinawa.lg.jp
末次四郎 氏	大山町 農林水産課	0858-58-6116	0858-58-4024	-
高田一郎 氏	石川県 観光戦略推進部 観光企画課 管理グループ	076-225-1126	076-225-1129	e200100@pref.ishikawa.lg.jp
湯浅 真寿 氏	富山県 生活環境文化部 自然保護課 自然公園係	076-444-3398	076-444-4430	masatoshi.yuasa@pref.toyama.lg.jp
吉岡 優希菜 氏	京都府丹後土木事務所 管理室	0772-22-3244	0772-22-3250	-

【謝辞・参考文献】

【謝辞】

本研究を進めるにあたっては、多くの方々のご指導、ご協力を賜りました。

三重大学大学院工学研究科建築学専攻准教授 浅野聡先生には、本研究を進めるにあたって、大変貴重なご意見とご指導を賜りました。厚く御礼申し上げます。

今回アンケート調査にご協力頂いた、渡名喜村経済課の徳元康志氏、長野県林務部森林づくり推進課保安林係の柏木和之氏、石川県農林水産部森林管理課森林保全グループの中栄信夫氏、地方創生推進課の倉本雄史氏、徳島県農林水産基盤整備局農業基盤課の山田勝久氏、長野県建設部都市・まちづくり課の小林優香氏、沖縄県環境部自然保護課の照屋将行氏、大山町農林水産課の末次四郎氏、石川県観光戦略推進部観光企画課管理グループの高田一郎氏、富山県生活環境文化部自然保護課自然公園係の湯浅真寿、京都府丹後土木事務所管理室の吉岡優希菜氏に、記して感謝の意を申し上げます。

浅野研究室の瀧本颯氏には同じグループとして貴重なご意見とご協力を頂きました。皆様に心から感謝致します。

その他多くの方々のご協力によって、この修士論文を完成させることができました。改めてここに感謝の意を申し上げます。

【参考文献】

- 文献1：刑部あずさ/重要伝統的建造物群保存地区及び周辺地域における景観保全施策に関する研究－風土条件による類型別の景観保全方針の提案－/平成 25 年度
文献2：久保裕輔/重要伝統的建造物群保存地区及び周辺地域における広域景観保全に関する研究－地形及び市街地形態による類型別景観保全について－/平成 19 年度
文献3：(社) 日本都市計画学会/「実務者のための新・都市計画マニュアル」/2002
文献4：景観まちづくり研究会/「景観法を活かす どこまでもできる景観まちづくり」/2004
文献5：高木任之「改訂版 イラストレーション都市計画法」/2002
文献6：建設省都市局公園緑地課/「屋外広告の知識<第2次改正版>」/1992
文献7：(株) 三省堂/「大辞林」/1988

選定基準(三)の重要伝統的建造物群保存地区における
風俗慣習を背景とした自然環境の保全・活用に関する研究

三重大学大学院工学研究科 建築学専攻
浅野研究室 森岡佳菜

第 1 章 研究の枠組み

1-1 研究の背景

伝統的建造物群保存地区制度(以下、伝建地区制度)が、1975年の文化財保護法の改正に伴い成立し文化財の 1 つに加えられて以来、平成 27 年 7 月までに 110 地区が重要伝統的建造物群保存地区(以下、重伝建地区)に選定されており、伝建地区制度による歴史的景観が保全・形成されつつある。この重伝建地区うち選定基準(三)による選定地区は、伝統的建造物とその周辺の環境が地域的特色を表していることが評価され、周辺に豊かな自然環境を有している地区が多くある。これらの周辺の自然環境は重伝建地区の景観を形成するとともに、樹木の根張りによる土砂崩れや雪崩の防止等のように、自然災害による被害を減じる上でも重要な役割を担っている。このことから、周辺の樹木の伐採を禁止する風俗慣習が住民の間で伝えられている地域が多くあり、こうした住民間の風俗慣習による保全を背景として近代以降、自然公園制度や保安林制度等の地区指定により自然環境を保全する地域も見られる。重伝建地区の地域的特色を形成する周辺の自然環境を将来にわたって保全していくことが重要であり、このために、地域住民による風俗慣習を継承していくとともに、関連制度による地区指定により保全を担保していくことも考えられる。

1-2 研究の目的

以上を踏まえて、選定基準(三)による選定地区における自然環境の保全・活用を対象として、地域住民による風俗慣習及び近代以降の関連制度による地区指定の現状を明らかにし、今後の自然環境の保全・活用に向けた普及啓発活動を提案することを目的とする。

1-3 研究の方法

第 1 章では、研究の背景、目的、構成及び方法を述べ、既往研究の整理及び用語の定義を行なう。

第 2 章では、伝建地区制度の仕組み、保存条例及び関連条例の現状を整理し、重伝建地区について概観する。

第 3 章では、重伝建周辺地域における国、道府県、市町村による景観保全及び形成に影響があると考えられる主要な施策に基づく地区指定制度を整理する。

第 4 章では、重伝建地区の選定基準別に地区面積、まちの種別及び都市計画区域との位置関係の比較分析を通じて、他の選定基準と比較した選定基準(三)による選定地区の特徴を概観する。

第 5 章では、選定基準(三)による選定地区を対象に、対象地区において住民間で継承されている自然環境を保全する風俗慣習の内容、目的及び継承の状況を把握するとともに、自然環境の活用の現状を把握する。

第 6 章では、選定基準(三)による選定地区を対象に、風俗慣習による保全・活用を担保する近代以降の関連制度による地

区指定の目的、効果及び課題を把握するとともに、自然環境の活用の現状を把握する。

第 7 章では、第 6 章までの調査分析をふまえて、自然環境の活用・保全に向けた普及啓発活動を提案する。

研究のフローを図 1 に示す。(図 1)

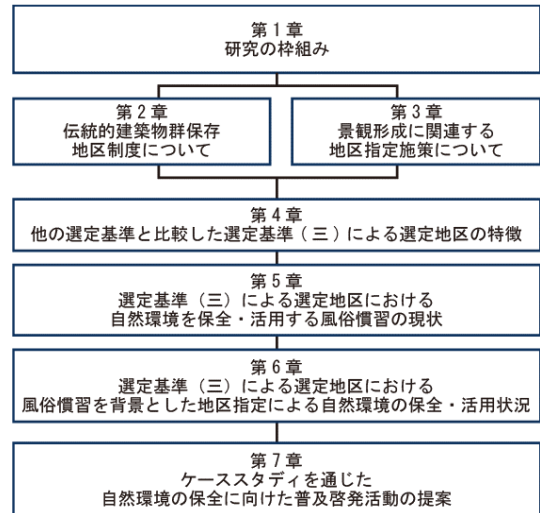


図 1 研究のフロー

第 4 章 他の選定基準と比較した

選定基準(三)による選定地区の特徴

4-1 重要伝統的建造物群保存地区選定基準の定義

重伝建地区選定基準は文部省告示第百五十七号により次のように定められている。(表 1)

選定基準(一)による選定地区においては、伝統的建造物群全体の意匠的な優秀さが、選定基準(二)においては、伝統的建造物群及び地割が旧態を保っていることが、選定基準(三)においては、伝統的建造物群及び周囲の環境が地域的特色を表していることが評価されている。選定基準(三)による選定地区においては、周辺の環境があわせて評価されている点が特徴である。

また、2015 年 7 月時点においては、選定基準(三)による選定地区が最も多く 110 地区中 42 地区(38%)、次いで選定基準(二)により 41 地区(37%)、選定基準(一)により 110 地区中 27 地区(25%)がそれぞれ選定されている。

表 1 重要伝統的建造物群保存地区選定基準の定義と地区数

選定基準	定義	地区数
選定基準(一)	伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの。	27地区
選定基準(二)	伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの。	41地区
選定基準(三)	伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの。	42地区
計		110地区

4-2 選定基準(三)の重伝建地区及び周辺地域の特徴

(1) 地区面積

選定基準別に地区面積を比較する。(図2)

選定基準(三)の面積の最大値は、の南木曾町妻籠宿地区の1245.4haであった。(図2)

選定基準別に地区面積の最大値、最小値及び平均値を比較すると、選定基準(三)による選定地区は、他の選定基準と比較しても広い面積を有している地区が多いことがわかった。

(2) まちの種別による比較

選定基準別にまちの種別を比較する。(図2)

選定基準(三)においてはまちの種別が19種あり、このうち山村集落が最も多く42地区中11地区(26%)であった。

選定基準別にまちの種別を比較すると、選定基準(三)による選定地区においては、他の基準には含まれない山村集落を有しており、集落や村落に分類される地区が多いことがわかった。

(3) 都市計画区域による比較

選定基準別に都市計画区域との位置関係を比較する。(図2)

選定基準(三)においては、都市計画区域外の地区が最も多く42地区中30地区(73%)、都市計画区域内が12地区(27%)であった。

4-3 選定基準(三)による選定地区の特徴の分析

以上より、他の選定基準による選定地区と比較すると、選定基準(三)は次の3つの特徴を有しているといえる。

- ① 周辺の環境を含む広い地区面積を有していること
- ② 山村集落や農村集落等の集落が多いこと
- ③ 都市計画区域外に位置する地区が多いこと

このことから、選定基準(三)による選定地区においては、都市計画区域外に位置し、森林地域や農業地域等に囲まれた地区が多いと言え、これらの地区においては周辺の森林や農地の景観が重伝建地区の地域的特色を表しており、選定基準(三)により選定された地区の特徴が顕著に表れていると考えられる。

第5章 選定基準(三)による選定地区における

自然環境を保全・活用する風俗慣習の現状

5-1 調査方法

調査対象とする地区は、選定基準(三)により選定された重伝建地区42地区の内、伝建報告書等の文献調査(表2)により風俗慣習について記載のみられた9地区15件とする。

この9地区15件を対象に、伝建報告書等に記載されていない項目の追加把握のためにアンケート調査(表2)を行い風俗慣習の現状、継承活動の状況、活用状況について把握する。

表2 文献調査項目・アンケート調査項目

調査項目		
文献調査	自然環境を保全する風俗慣習について	自然環境の呼称
		自然環境の機能
		自然環境を保全するルール
		自然環境を保全する目的
アンケート調査	風俗慣習の現状について	自然環境の呼称
		自然環境の機能
		自然環境を保全するルール
		自然環境を保全するルールの目的
	風俗慣習の継承状況について	自然環境を保全するルールの継承状況
		住民の保全意識の変化
		住民の維持管理活動の変化
		自然環境の活用状況
自然環境の活用状況について	自然環境の活用状況	
	自然環境の活用における課題と連携	

表3 項目毎の分類の定義

項目	分類	定義
自然環境	山林	樹木の多く生えている山地
	屋敷林	屋敷すなわち家屋の敷地内にある目的をもって植えられた樹木帯
	サンゴ礁	珊瑚が積もってきた岩礁
	農地	農業に使用する土地
自然環境の機能	防災資源	土砂崩れや雪崩、干害、台風等の自然災害による被害を減らすために必要な資源
	生業資源	生業としての漁業や林業を営むために必要な資源
	景観資源	重伝建地区周辺の景観を形成する資源
	歴史資源	古からの伝承を伝える象徴となる資源
ルール	禁忌型	不測の事態を招きやすい行為を避け禁止する
	奉仕型	公共的な目的のために、無報酬で勤労に従事する

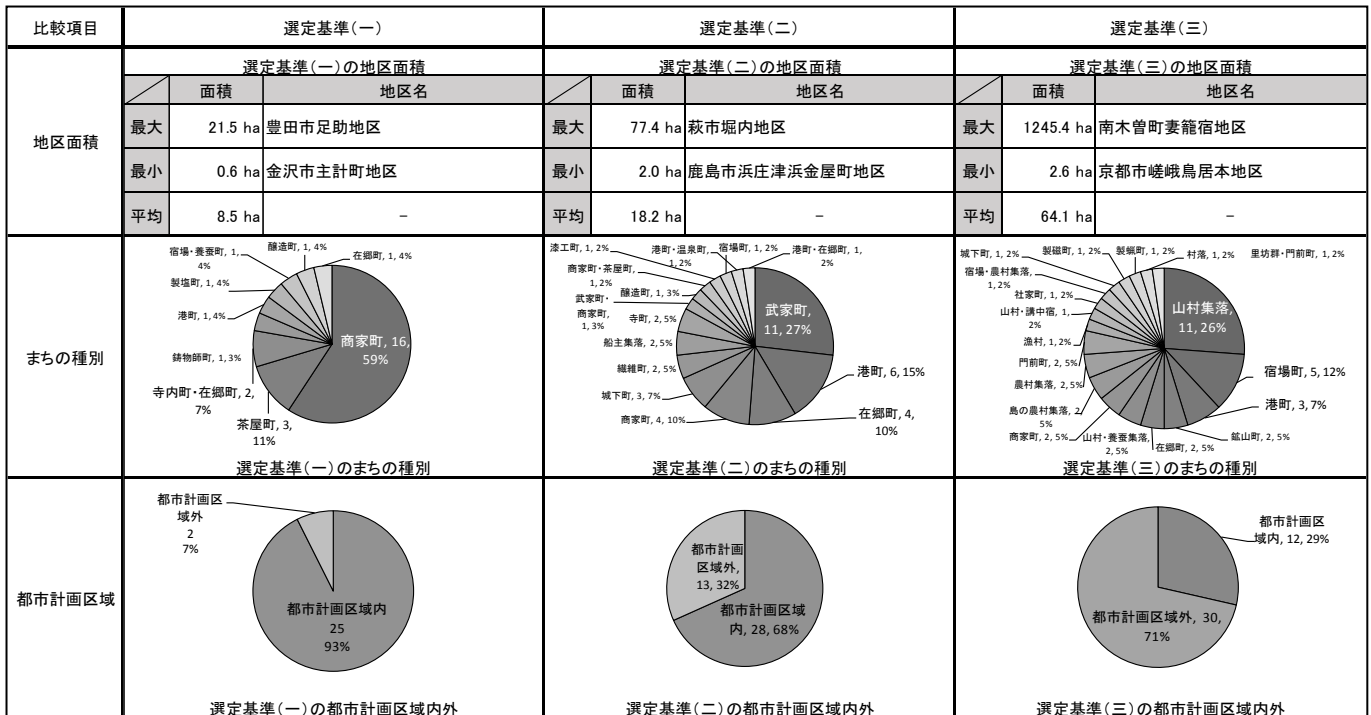


図2 地区面積・まちの種別・都市計画区域との位置関係の選定基準別比較

5-3 自然環境を保全・活用する風俗慣習の特徴及び現状

5-3-1 風俗慣習の特徴

(1) 自然環境の分類

自然環境の分類は、「山林」、「屋敷林」、「サンゴ礁」、「農地」の4つに分類でき、このうち、「山林」が最も多いことがわかった。(表3)

(2) 自然環境の機能の分類

自然環境の有する機能は、「防災資源」、「生業資源」、「景観資源」、「歴史資源」の4つに分類でき、このうち、「防災資源」が最も多く、一方、他の機能を持つ地区は少なかった。(表3)

(3) 自然環境を保全するルール

自然環境を保全するルールは、「禁忌型」、「奉仕型」、「禁忌・奉仕型」の3つに分類でき、このうち、「禁忌型」が多く、一方、「奉仕型」、「禁忌・奉仕型」は少ないことがわかった。(表3)

5-3-2 風俗慣習の継承状況

(1) 自然環境を保全するルールの継承

自然環境を保全するルールの継承は、15件中9件と、全体の約半数の地区で行われていることがわかった。行われている継承活動には、広報紙やパンフレット及びインターネット上での紹介、ルールを記載した看板による警告、地域住民の口頭による伝承があることがわかった。

(2) 住民の保全意識の変化

自然環境に対する住民の保全意識の変化について、過去から現在にかけて保全意識を「維持」している地区が多いことがわかった。一方、少数ではあるが保全意識が「低下」している地区や保全意識がない地区もあり、住民の自然環境に対する保全意識を維持する対策が必要である地区もある事がわかった。

(3) 住民の維持管理の変化

自然環境に対する住民の維持管理の変化について、過去から現在にかけて維持管理が「向上」している地区が多いことがわかった。一方、少数ではあるが維持管理活動が行われなくなってしまった地区や維持管理活動がない地区もあり、将来に

おいて風俗慣習が継承されないことも危惧される。

5-3-3 自然環境の普及啓発活動

自然環境の普及啓発活動について、活動を行っている地区は、15件中4件と非常に少ないことがわかった。主な活動としては、南木曾町妻籠宿において、江戸時代の扮装をして自然豊かな中山道と妻籠宿を行列で歩く「文化文政風俗絵巻之行列」や、伊根町伊根浦のムフジュ舞台を歩く「ムフジュブタイ登山と伊根の農業」、加賀市加賀東谷の斧いらずの森(県民の森内)での自然体験があった。このうち、地区住民へルールを継承する為の活動はなく、外部への自然環境の魅力発信の活動のみであった。

5-4 ルールの分類別の自然環境を保全・活用する風俗慣習の概要及び現状

(1) 禁忌型

禁忌型の地区には「防災資源」としての機能を持つ地区が多く、これは該当地区に山村集落や島の農村集落が多くあり、それらの地区での災害への対策となる自然環境(山林やサンゴ礁等)を守るためだと考えられる。また、継承活動を行っている地区は多く、その結果、住民の保全意識が「向上」、もしくは意識を「維持」している地区が多く、維持管理活動は「向上」している地区が最も多く、「維持」している地区も多かった。一方、住民の保全意識と維持管理が低下している地区は無かった。また、禁忌型を持つ地区では、普及啓発活動を行っている地区は少なかった。

(2) 奉仕型の地区

奉仕型の地区は「景観資源」としての機能を持つ地区のみであることがわかった。これは、地域の山林が重要な景観を担い、それを維持するにあたって、住民が無報酬で保全活動を行う地区が多いためだと推測できる。また、継承活動を行っていない地区が多く、その結果、保全意識と自然環境の維持管理が低下している地区も見られた。また、奉仕型を持つ地区も普及啓発活動を行っている地区は少数であった。

表4 風俗慣習の特徴・継承状況

都道府県	地区名	まちの種別	自然環境の呼称	自然環境の分類	自然環境の機能				内容	自然環境を保全するルール		ルールの継承		住民の保全意識の変化	住民の維持管理の変化	普及啓発活動の有無	
					機能の分類					内容	ルール分類		継承の有無				過去の問題の有無
					防災	生業	景観	歴史			禁忌型	奉仕型					
長野県	南木曾町妻籠宿	宿場町	不明(重伝建地区北部の山林)	山林	-	-	○	-	・この地域一帯の昔からの景観を担っている	-	○	・厳しく保全する(過去) ・管伐し開発する行為に許可制をとる	○	不明	向上	向上	○
			不明(重伝建地区南東部の山林)	山林	-	-	○	-	・この地域一帯の昔からの景観を担っている	○	-	・樺、笠樺、樺、樺(サワラ)、樺(クロベ)の五木を停止木として伐採を禁止する(過去) ・管伐し開発する行為に許可制をとる	○	不明	向上	向上	○
富山県	南砺市相倉	山村集落	雪持林	山林	○	-	-	-	・雪崩を防止する	○	-	・樹木の伐採を禁止する	○	-	維持	向上	-
	南砺市菅沼	山村集落	雪持林	山林	○	-	-	-	・雪崩を防止する	○	-	・樹木の伐採を禁止する	○	-	維持	向上	-
沖縄県	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	クサテ森	山林	○	-	-	-	・ミニオン(北風)から集落を守る	-	-	不明	○	-	向上	向上	-
			フクギの屋敷林	屋敷林	○	-	○	-	・谷風や火災から家屋を守る ・各屋敷に緑陰と涼風を与える ・自然と調和した緑豊かな集落景観を形成する	○	-	・フクギの伐採を禁止する	○	-	維持	向上	-
			イノー	サンゴ礁	○	-	-	-	・集落全体を高波から守る	○	-	・イノーの埋め立てを禁止する	○	-	不在	不在	-
京都府	伊根町伊根浦	漁村	シイの森	山林	-	○	-	-	・薪や木材を燃料や建築資材として山から採取する(明治42年以前) ・水を栄養に富んだものとし海を豊かにする ・木々が海面に影を落とし魚に住処を提供する ・水を栄養に富んだものとし海を豊かにする	○	○	・植林を行う ・樹木の伐採を禁止する	○	-	維持	維持	-
			青島のシイ	山林	-	○	-	-	・木々が海面に影を落とし魚にすみかを提供する	○	-	・樹木の伐採を禁止する ・神聖な場所の為、許可なく立ち入ることを禁止する	○	-	維持	維持	-
			ムフジュ舞台	山林	-	○	-	-	・峠から離れた漁場の目印(「ヤマメ」(「ヤマアサ」)に用いる)	-	-	・個人の土地であるためルールはない	-	-	低下	低下	○
徳島県	三好市東祖谷山村落合	山村集落	鎮守の森	山林	-	-	○	-	・景観を保護	-	○	・草刈りや掃除を行う	-	-	維持	維持	-
福岡県	八女市黒木	在郷町	共有林	山林	-	-	-	-	-	-	○	-	不明	低下	低下	-	
石川県	加賀市加賀東谷	山村集落	斧いらずの森	山林	○	-	-	-	・雪崩を防止する	○	-	・樹木の伐採を禁止する	-	-	維持	維持	○
鳥取県	大山町所子	農村集落	境界木	屋敷林	○	-	-	-	・春先に大山から吹き下してくる強い南風(大山おろし)から家屋を守る ・火災時には常緑の葉が防火の役目を果たす	-	-	・その木を境界と位置づける	-	-	維持	維持	-
			神様の通り道	農地	-	-	-	○	・家屋群(カミシモノ)の境界として位置づける	○	-	・この空間に家を建てるのを禁止する	-	-	維持	維持	-

凡例 ○: 該当あり - : 該当なし 不明: 過去の事の為、明確な情報がなく回答できない

第6章 選定基準(三)による選定地区における風俗慣習を背景とした地区指定による自然環境の保全・活用状況

6-1 調査方法

本章では前述のように、選定基準(三)による選定地区9地区における地区指定の16地区を対象とする。(表5)

6-2 地区指定による自然環境の保全・活用の目的及び課題

(1) 地区指定による保全・活用の目的

地区指定による保全・活用の目的は、土地の形質の変更行為や樹木の伐採等を制限し森林を保全する「森林保全型」、レクリエーション等の自然環境の活用にあ資するため自然環境を保全する「自然公園型」、開発行為や農地の転用等を制限し農地を保全する「農地保全型」、建築物・工作物の配置・高さ・規模等や開発行為等を制限し自然環境を保全する「開発制限型」の4つに分類することができる。(表6)

「森林保全型」には保健保安林を除く保安林(水源涵養、土砂流出防備、風致、魚つき保安林)が分類され、「自然公園型」には自然公園(五箇山県立自然公園、渡名喜島県立自然公園、丹波天橋立大江山固定公園)、保健保安林及び保健休養林施設が分類される。また、「農地保全型」には農業振興地域が分類され、「開発制限型」には景観計画における地区指定(自然景観保全地区、景観計画区域)が分類される。保全目的の分類においては「森林保全型」及び「自然公園型」に最も多く5つの地区指定が分類され、次いで「開発制限型」に4つ、「農地保全型」に2つが分類される。(表6)

6-3 ルールの分類別の地区指定による自然環境の保全・活用の効果及び課題

6-3-1 「禁忌型」における地区指定による自然環境の保全・活用の効果及び課題

表5 調査対象9地区における地区指定

地区指定の種類	地区指定	都道府県	地区名
森林保全型	水源涵養保安林	長野県	南木曾町妻籠宿
	土砂流出防備保安林		
	風致保安林		
	魚つき保安林		
水源涵養保安林	京都府	伊根町伊根浦	
	石川県	加賀市加賀東谷	
自然公園型	五箇山県立自然公園	富山県	南砺市菅沼 南砺市相倉
	第2種特別地域		
	第3種特別地域		
	渡名喜島県立自然公園	沖縄県	渡名喜村渡名喜島
	第1種特別地域		
	第2種特別地域		
	第3種特別地域		
丹波天橋立大江山固定公園	京都府	伊根町伊根浦	
第1種特別地域			
保健休養林施設	石川県	加賀市加賀東谷	
保健保安林			
農地保全型	農業振興地域	徳島県	三好市祖谷山村落合
	農業振興地域	鳥取県	大山町所子
開発制限型	長野県景観育成計画	長野県	南木曾町妻籠宿
	渡名喜島景観むらづくり計画	沖縄県	渡名喜村渡名喜島
	三好市景観景観計画	徳島県	三好市祖谷山村落合
	矢部川流域景観計画	重要景観	福岡県

表6 地区指定の目的による分類定義

分類	定義
森林保全型	土地の形質の変更行為や樹木の伐採等を制限することにより、森林を保全するタイプ
自然公園型	レクリエーション等の自然環境の活用にあ資するため自然環境を保全するタイプ
農地保全型	開発行為や農地の転用等を制限することにより、農地を保全するタイプ
開発制限型	建築物・工作物の配置・高さ・規模等や開発行為を制限することにより、自然環境を保全するタイプ

表7 ルールの分類別の地区指定による自然環境の保全・活用の効果及び課題

ルール分類	風俗慣習分類	地区指定の目的による分類	地区指定の効果	保全における課題	普及啓発活動の有無	普及啓発活動の課題
禁忌型ルール(3件)	禁忌型-防災資源(4件)	自然公園型(5種)	レクリエーション活用 景観保全 景観保全 景観保全 レクリエーション活用 レクリエーション活用 レクリエーション活用	なし なし なし なし なし なし	地域学習 レクリエーション 地域学習 レクリエーション 地域学習 レクリエーション	なし なし 景観不足 景観不足 景観不足 景観不足
		森林保全型(1種)	景観保全 景観保全 景観保全 景観保全 景観保全 景観保全	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし
		農地保全型(1種)	景観保全 景観保全 景観保全 景観保全 景観保全 景観保全	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし
		開発制限型(1種)	景観保全 景観保全 景観保全 景観保全 景観保全 景観保全	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし
		森林保全型(1種)	景観保全 景観保全 景観保全 景観保全 景観保全 景観保全	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし
		農地保全型(1種)	景観保全 景観保全 景観保全 景観保全 景観保全 景観保全	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし
奉仕型ルール(3件)	奉仕型-景観資源(3件)	森林保全型(3種)	景観保全 景観保全 景観保全 景観保全 景観保全 景観保全	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし
		自然公園型(2種)	景観保全 景観保全 景観保全 景観保全 景観保全 景観保全	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし
		農地保全型(1種)	景観保全 景観保全 景観保全 景観保全 景観保全 景観保全	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし
		開発制限型(2種)	景観保全 景観保全 景観保全 景観保全 景観保全 景観保全	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし
		森林保全型(1種)	景観保全 景観保全 景観保全 景観保全 景観保全 景観保全	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし
		農地保全型(1種)	景観保全 景観保全 景観保全 景観保全 景観保全 景観保全	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし	なし なし なし なし なし なし

(1) 「禁忌型」における保全の効果及び課題

地区指定の分類においては、レクリエーション等による自然環境の活用を目的とした「自然公園型」が多く、その効果は伐採制限、土地の形質変更制限、景観保全が多く、レクリエーション活用の効果も見られる。

また、保全における課題は少ないが、課題には「人手・予算不足」、「周知不足」が挙げられる。

(2) 「禁忌型」における自然環境を活用した普及啓発活動の実施状況及び課題

自然環境を活用した普及啓発活動は行っていない地区が多いものの、自然公園型においては実施されている事例が多い。普及啓発活動に向けた課題も少ないものの、課題には「施設の整備不足」、「地域の知名度の低さ」が挙げられる。

6-3-2 「奉仕型」における地区指定による自然環境の保全・活用の効果及び課題

(1) 「奉仕型」における保全の効果及び課題

地区指定の分類においては、森林保全型、開発制限型が多く、自然公園型は不在であった。その効果はその効果は伐採制限、土地の形質変更制限、景観保全が多い。

また、保全における課題は少ないが、課題には「人手・予算不足」、「開発者等の理解不足」が挙げられる。

(2) 「奉仕型」における自然環境を活用した普及啓発活動の実施状況及び課題

自然環境を活用した普及啓発活動は行っていない地区が多い。また、普及啓発活動に向けた課題も少ないものの、課題には「施設の整備不足」が挙げられる。

6-4 小括

以上より、本章では以下の点について明らかにすることができた。

- ①「奉仕型」においては景観計画等の「開発制限型」が多い。これは、奉仕型において地区周辺の景観を担う「山林」を維持するために行われる場合が多いためであると考えられる。
- ②「禁忌型」及び「奉仕型」は共に、保全の課題は少なく、保全の効果においては伐採制限、土地の形質変更制限、景観保全等の目的に応じた効果③「禁忌型」及び「奉仕型」は共に、自然環境を活用した普及啓発活動等は少ない。
- ④「禁忌型」においては自然公園型が多く、自然公園型においては、自然環境を活用した地域学習、レクリエーションの事例も見られる。
- ⑤「奉仕型」においては、自然公園型は不在であり、自然環境を活用した普及啓発活動等は「禁忌型」と比較しても少ない。が得られているものが多い。

以上より、地区指定の目的は、土地の形質の変更行為や樹木の伐採等を制限し森林を保全する「森林保全型」とレクリエーション等の自然環境の活用を資するため自然環境を保全する「自然公園型」が最も多く、次いで「開発制限型」が多いことがわかった。また、地区指定の効果は、それぞれの目的に応じた効果が得られており、自然環境の保全・活用における地区指定の有効性が確認された。

このため、将来において風俗慣習による自然環境の保全・活用を継承していく上で、必要に応じて地区指定制度を活用することも重要であると考えられる。

第7章 ケーススタディを通じた

自然環境の保全に向けた普及啓発活動方針の提案

7-2 伊根町伊根浦における普及啓発活動のケーススタディ

伊根町伊根浦におけるケーススタディを通じて自然環境の保全・活用に向けた普及啓発活動に向けて、本節においては、自然体験を通じた普及啓発活動の実施と、自然環境を活用した空間整備について提案を行う。伊根町伊根浦における自然環境を保全・活用する風俗慣習及び地区指定は表 8 の通りである。(表 8)

(1) 自然体験を通じた普及啓発活動の実施

普及啓発活動の実施においては、対象及び目的に応じて次の2つの方法を検討する。

①地域内の住民を対象とした継承活動

地域内の住民を対象に、自然環境の保全・活用の継承を目的とし、自然環境の機能及び保全・活用のルールについて解説し風俗慣習の重要性について啓発を行う。

②地域外の来訪者を対象とした重伝建地区の魅力発信

地域外からの来訪者を対象に、自然環境の保全・活用風を重伝建地区の魅力として発信することを目的と市、自然環境の機能及び保全・活用のルールについて解説する。

(2) 自然環境を活用した空間整備

空間整備においては、次の2点を設定する。

①視点場の設定

対象となる自然環境を眺めることのできる視点場（眺める場所を設定する。なお、この視点場等の選定方法は「東紀州地域における眺望景観保全の手法に関する共同研究」（2014年3月、三重大学大学院工学研究科浅野研究室、三重県県土整備部景観まちづくり課）によるものとする。

②普及啓発実施範囲の設定

自然体験を通じた普及啓発活動を実施する範囲を設定し、整備する。対象地域に立ち入りが難しい場合は、その周辺の対象地域に関係の深い範囲を設定する。

伊根町伊根浦における自然環境の保全・活用と普及啓発活動の提案をまとめると図3及び表9のようになる。(図3, 表9)

7-3 研究の総括

本研究では以下の点を明らかにした。

(1) 風俗慣習の現状

- ①現在では、山林等を資材調達等で活用する機会が減少してきていることから、伝建報告書においても周辺の自然環境の活用に関する記載は少ないこと。
- ②災害から地区を守る「防災資源」（雪崩防止林等）を保全・活用するために「禁忌型」のルールを設けている地区が多く、多くの地区で自然環境の保全意識及び維持管理活動が維持されていること。
- ③自然環境を活用した普及啓発活動を行う地区は少なく、将来においては風俗慣習が継承されないことが危惧されること。

(2) 地区指定の現状

- ①地区指定による保全の課題は少なく、目的に応じた効果が得られていることから、風俗慣習を背景とした自然環境の保全は、近代以降から現在までに関連制度の地区指定により担保されてきていること。
- ②自然環境を活用した普及啓発活動を行う地区は少なく、将

来においては自然環境が保全・活用されないことが危惧されること。

以上を踏まえて、本研究では、選定基準(三)により選定された重伝建地区における自然環境の保全・活用に着目し、地域住民による風俗慣習の現状を明らかにし、近代以降の関連制度による地区指定による保全の担保の現状を明らかにすると共に、今後の保全・活用の継承に向けて、伊根町伊根浦におけるケーススタディを通じて、普及啓発活動を提案することができた。

表 8 伊根町伊根浦における自然環境の保全・活用

呼称	シイの森	青島のシイ	ムフジユ舞台
自然環境の分類	山林	山林	山林
風俗慣習の特徴	ルールの分類 禁忌型 奉仕型	禁忌型	不在
	ルール 樹木の伐採を禁止する 植林を行う	・樹木の伐採を禁止する ・神聖な場所であるため、許可なく立ち入ることを禁止する	—
	機能の分類 生業資源	生業資源	生業資源
機能	・水を栄養に富んだものとし海を豊かにする。 ・木々が海面に影を落とし魚に住処を提供する。	・水を栄養に富んだものとし海を豊かにする。 ・木々が海面に影を落とし魚に住処を提供する。	・岬から離れた漁場の目印(「ヤマメ」「ヤマアテ」)に用いる。
地区指定	地区指定	魚つき保安林	魚つき保安林
	地区指定の分類	森林保全部型	森林保全部型
		丹後天橋立大江山国定公園(第1種特別地域)	丹後天橋立大江山国定公園(第2種特別地域)
		自然公園型	自然公園型

表 9 伊根町伊根浦における普及啓発活動及び空間整備

呼称	シイの森	青島のシイ	ムフジユ舞台
普及啓発活動	対象	地区内住民	地区内住民+地区外来訪者
	内容	・シイの森の周辺の周遊を通じて、その機能・ルールについて解説を行う。	・青島のシイの周辺の周遊を通じて、その機能・ルールについて解説を行う。
空間整備	視点場	八幡神社	遊覧船ルート
	実施範囲	旧道	遊覧船ルート
	活用方法	・シイの森と町並みをつなぐ旧道を活用する。 ・旧道におけるトレッキングを通じて、普及啓発を行う。	・上陸が禁止されているため、海上の遊覧船ルートを活用する。 ・海上での遊覧船の周遊を通じて、普及啓発を行う。

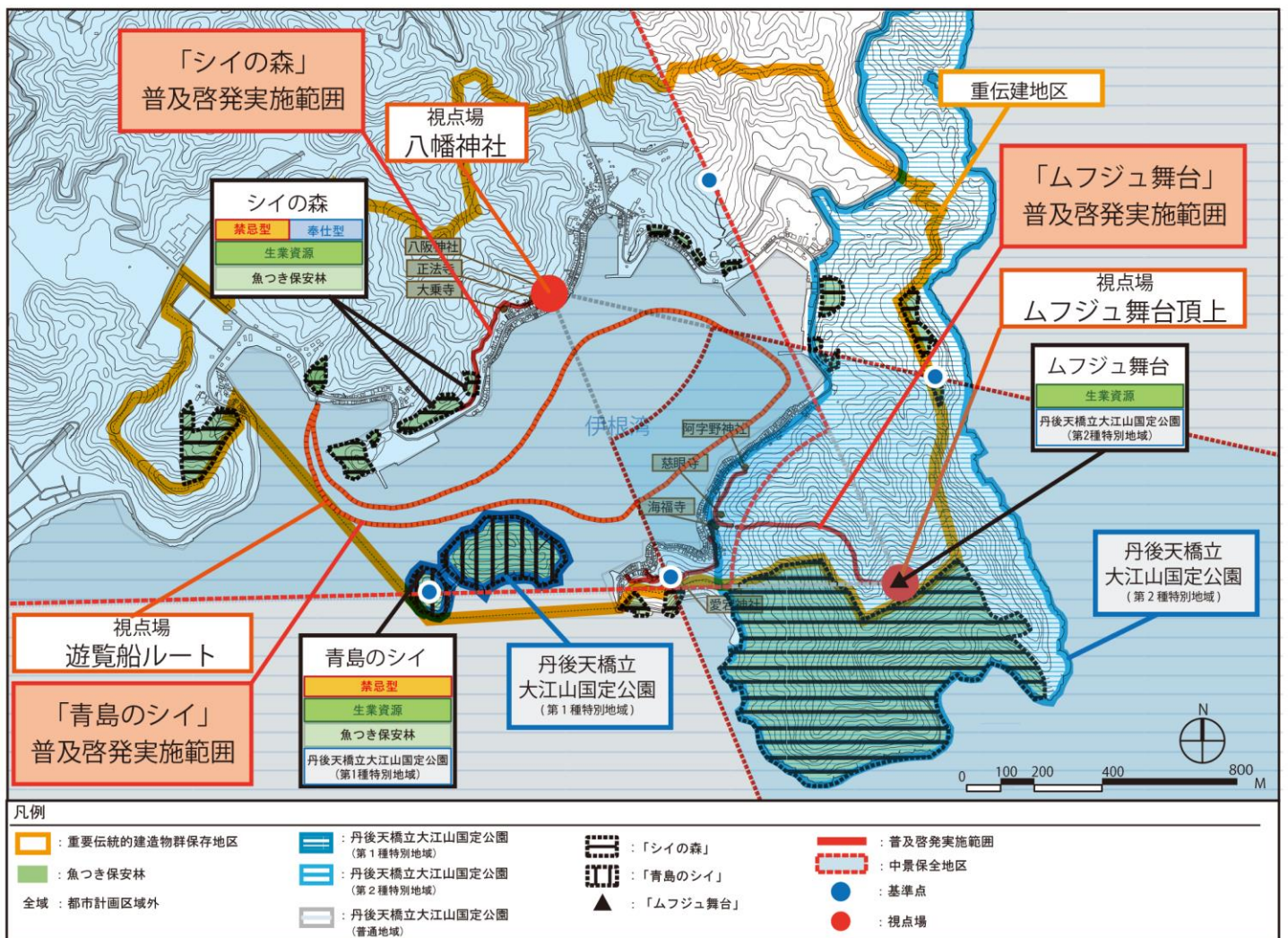


図 3 伊根町伊根浦における自然環境を活用した普及啓発活動及び空間整備

学 位 論 文 の 審 査 要 旨

論文提出者	氏名 森岡佳菜	建築学専攻	建築デザイン講座
論文題目	選定基準(三)の重要伝統的建造物群保存地区における風俗慣習を背景とした自然環境の保全・活用に関する研究		
論文審査委員	主 査	浅野 聡 印	
	副 査	浦山益郎 印	
		大月 淳 印	

論文審査の要旨

本論文は、選定基準（三）で選定された重要伝統的建造物群保存地区内の自然環境の保全・活用を対象として、近代以前からの地域住民による風俗慣習の現状、近代以降の関連制度による地区指定の現状を明らかにしてその特徴や課題を考察するとともに、今後の自然環境の保全・活用にむけての普及啓発活動等について提案することを目的としている。

本論文で明らかにした主な内容は、以下の通りである。

（１）選定基準（三）の重伝建地区の特徴として、選定基準（一）、（二）と比較分析した結果、都市計画区域外に立地し、森林や農地等に囲まれた山村集落や農村集落等の集落が多く、これらの周辺の自然環境が重伝建地区の地域的特色を顕著に示していること。

（２）選定基準（三）の重伝建地区内の自然環境の保全・活用に関する地域住民の風俗慣習の現状に関して、伝統的建造物群保存対策調査報告書における記載状況について文献調査した結果、記載があるものとして9地区15件を確認できたこと。そして9地区を有する行政担当者に対して、報告書の記載状況に関する補足調査（アンケート調査）を行った結果、以下を明らかにしたこと。

①自然環境は、「山林」「屋敷林」「サンゴ礁」「農地」に分類でき、「山林」が多く、その機能は、「防災資源」「生業資源」「景観資源」「歴史資源」に分類でき、「防災資源」が多いこと。

②地域住民による保全ルールは、「禁忌型」「奉仕型」「禁忌・奉仕型」に分類でき、「禁忌型」が多く、地域住民の保全意識や維持管理の変化としては、意識は「維持」され維持管理活動は「向上」しているが、「普及啓発活動」は行われていない地区が多いこと。

以上から、「山林」を「防災資源」（雪持林・防風林等）として捉え、その保全のための風俗慣習として「禁忌型ルール」（伐採の禁止等）を設けている地区が多く、地域住民の保全意識や維持管理活動も維持されているものの普及啓発活動はあまり行われていないことから、課題としては、将来的に保全・活用が難しくなる可能性があることが明らかとなった。

（３）自然環境の保全・活用に関して関連制度による地区指定状況を調査し、当該地区を所管する行政担当者へのアンケート調査も行い、以下を明らかにしたこと。

①地区指定は、「森林保全型」「自然公園型」「農地保全型」「開発制限型」に分類でき、具体的にはそれぞれ「保安林（水源涵養・土砂流出防備・風致・魚つき）」、「国定公園・県立自然公園・保健保安林・保健休養施設」、「農用地区域」、「景観計画区域」が指定されていること。

②全体的に地区指定の目的に応じて自然環境を保全する上での効果は出ているが、活用については必ずしも十分に行われているとはいえないと考えられること。

以上から、自然環境の保全は、伝統的な風俗慣習から現在は関連制度の地区指定によって担保されてきているが、活用については不十分であり、（２）と同様に将来的には地区指定のみでは継承できない可能性があることが明らかとなった。

（４）（２）と（３）の調査結果を踏まえて、伊根町伊根浦をケーススタディとして取り上げ、重伝建地区としての顕著な地域的特色を示している自然環境である「シイの森」「青島のシイ」「ムフジュ舞台」の保全上の意義を地域住民と観光客が理解し体験することを目的として、伊根浦の周辺の自然環境を立体的に活用するための自然体験型の普及啓発活動とそのための空間整備について提案を行ったこと。

本論文は、選定基準（三）で選定された重要伝統的建造物群保存地区内の自然環境に着目して、その保全・活用に関して地域住民による近代以前からの伝統的な風俗慣習の変化と現状、近代以降の関連制度による地区指定による保全の継承状況を明らかにするとともに、今後の自然環境の保全・活用の活性化に必要と考えられる啓発活動とそのための空間整備について提案をしており、その研究意義は大きいと考えられる。

よって本論文は、博士前期課程の学位論文に合格したものと認める。